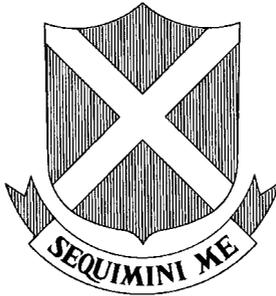


桃 山 学 院 大 学

経 済 経 営 論 集

第 67 卷 第 4 号



2026 年 2 月

桃山学院大学総合研究所

目 次

論 文

中国における食品安全問題の現状と課題

—— 牛乳生産を中心に ——

…………… 鄭 鈺 凡 (5)

大 島 一 二

中国における「緑色農業」の展開と課題

…………… 潘 柏 霖 (33)

大 島 一 二

日本企業の対中国直接投資の展開

—— 繊維産業を中心に ——

…………… 閻 思 嘉 (51)

大 島 一 二

日本企業の中国進出の展開と課題

—— 「生産拠点」から「総合的事業領域」への転換 ——

…………… LIU YE MO (75)

大 島 一 二

外国人技能者における技能評価制度の実態

—— 技能実習制度・特定技能制度における合格率格差 ——

…………… 澤 村 美 喜 (99)

大 島 一 二

伝統的工芸品の海外展開の現状と課題

—— 大阪府「堺刃物」の事例を中心に ——

…………… 浜 口 夏 帆 (119)
大 島 一 二

カンボジアにおける海外への労働者派遣の展開と派遣機関の構造

…………… ス ン 陽 子 (141)
大 島 一 二

中国における「農村振興パートナー」制度の展開と課題

—— 山東省泗水県を事例として ——

…………… 王 清 (161)
大 島 一 二

造船業のアスベスト問題

—— 造船生産システムの特徴に着目して ——

…………… 澤 田 鉄 平 (175)

オーストラリアにおける中等教育段階の生徒を対象とした課外スポーツ活動

—— 日本の部活動改革への提言 ——

…………… 川 口 厚 (199)
岡 野 かおり

就職活動における学生の上達を下支えする能力要素について

…………… 辻 洋一郎 (219)

新型コロナウイルス感染拡大と外食企業の対応

—— 外食企業K社の対応を中心に ——

…………… 孔 令 君 (253)

大 島 一 二

兵庫県淡路地域における企業の農業参入と地域要因

—— 北淡路と南淡路の比較による分析 ——

…………… 室 屋 有 宏 (273)

研究ノート

マルクス派最適成長論の再生産表式の構造

…………… 金 江 亮 (311)

中国における食品安全問題の現状と課題

— 牛乳生産を中心に —

鄭 鈺 凡
大 島 一 二

1. はじめに

1. 1. 研究の背景

経済のグローバル化と食品サプライチェーンの拡大に伴い、食品安全の確保は、各国政府、企業、消費者のいずれにとっても重要な関心事となっている。食品安全の確保は、当該国の公衆衛生のみならず、経済の安定、社会的信頼、国際貿易にも大きな影響を及ぼす重要な事項であるからである。

過去 35 年間にわたり、中国は、急速な経済成長、農業生産性の大幅な向上、消費パターンの変化が発生し、それにより、中国の食料生産、流通、消費パターンには大きな変化が発生している。つまり、かつてみられたような食料不足問題は基本的に解消され、人々の食料品の選択肢は大きく改善されているが、食品の安全確保および栄養の偏りなどについての懸念は依然として存在している。同時に、特定の製品分野の急速な拡大、サプライチェーンの拡大、加工食品の消費に対する意識の高まりなど、都市化と工業化が進む中国の食品生産・流通・消費システムの変容を反映して、新たな食品安全問題が浮上している。この食品安全問題には、強い市場圧力、社会的誠実性の全般的な欠如、不十分な制度規制等が複雑に絡み合っており、食品安全の確保は現在の中国にとって非常に解決困難な社会的課題となっている。

先進国においても、工業化や都市化への移行期に同様の問題が多く発生してきたが、中国ではそのプロセスがより時間的に圧縮されているため、これ

キーワード：中国、食品安全、牛乳

らの問題がより極端に現れていると考えられる。同時に、中国の経済発展は独自の性格を有しており、例えば土地所有制度、農村工業化のプロセス、中央と地方の財政・行政関係などの政策や制度的取り決めなども、食品安全リスクの性質や食品安全問題に対処する能力に影響を及ぼしている。こうして、食品安全問題は、食品産業の発展、食料安全保障、栄養と健康、環境保護を含む他の多くの政策課題に関与する結果となっている。

こうした状況の中で、本稿では、乳製品産業を事例に、2009年の中国食品安全法の公布以降、関連資料、先行研究を通じて関連情報を収集し、牛乳生産、流通に焦点を当て、食品安全問題の現状および食品安全問題発生誘因に焦点を当てる。本稿で乳製品産業に注目するのは、後述するように、2008年の乳製品中へのメラミン混入事件が中国社会に与えた影響の大きさによるものである。具体的には、「国務院弁公庁の食品安全チェーン監督管理のさらなる強化に関する意見」について政府が公布した法令法規を述べ、政府が公布した政策を分析し、さらに中国の食品安全の現状および現存する問題を検討する。

1.2. 先行研究

周知のように、中国の基本的な国情としては、人口が多く、資源が比較的乏しい状況があげられる。また、生態環境の脆弱性は、資源ストックと環境負荷の両方の側面において、伝統的な経済形態の下においては、大きな資源消費と深刻な環境汚染を経験してきた。これまでのような伝統的な経済発展の道を歩み続けるならば、環境汚染はさらに深刻なものとなり、しばしば食品安全問題が惹起されることとなる。

こうした状況の中で、張・李(2013)では、伝統経済との比較において、循環経済は新しいタイプの生態経済であると指摘している。伝統経済は「資源－製品－汚染排出」というプロセスで構成される一方通行の物質流動であり、高採掘、低利用、高排出を特徴とする直線形経済モデルであるのに対し、循環経済は生態系モデルに従って、「資源－製品－再生可能資源」とい

うプロセスで物質が組織され、いわゆる循環プロセスを繰り返すことによって、低投入、高利用、低排出を実現する経済発展モデルであると指摘している。

こうして、乳製品産業をはじめとする農業全般における循環経済の導入が食品安全問題の発生と解決に一定の意義を有していることが指摘されている。張・李（2013）では、農業生産における資源投入量と廃棄物の排出量の削減が求められるなか、環境への負荷を最小限に抑え、システム内の物質リサイクルと経済的、環境的、社会的利益の統合を達成し、循環経済発展の概念に沿った農業生産方法を提唱し、支援すべきであると指摘している。

国際有機農業運動連盟（IFOAM）による有機農業の定義によると、有機農業は環境的、社会的、経済的に健全な発展を促進するすべての農業生産システムを含むとされている。

こうしたなかで、具体的な循環型農業の事例として、楊（2014）によると、遼寧省緑芳山有機食品有限公司（以下「緑芳山」とする）においては、有機食品生産を中核とし、長年の実践の結果、特徴的な循環農業発展を形成したとされる。この緑芳山では、伝統的な農業の優れた栽培習慣を継承し、作物生産の過程で豆類作物（落花生、大豆など）と穀物作物を輪作し、堆肥を施肥して地力を回復し、肥沃度を高め、物理的および生物的な対策を適用して作物の病害を制御し、有機栽培を実現した実践を報告している。この結果、食品安全の確保、資源利用の節約、生産プロセスの改善、産業間の循環、廃棄物処理の資源化等を達成し、農業の持続可能な発展を実現したとされる。

しかし、緑芳山のような成功事例が一部に存在していても、中国の有機農業の発展は伝統的な農業慣習の普遍化によって大きく制限されており、農家は有機農産物の高リスクにより生産意欲が低下し、農薬や肥料に過度に依存する農産物生産の段階にとどまる結果となっている。こうして中国全体における有機農業の普及プロセスは緩慢となり、食品安全に不利な状況が発生していることが述べられている。

さらに、李（2018）は、肥料や農薬による汚染は農業生態環境を深刻に脅かし、2018年前後には窒素肥料の過剰使用が一般的であったと指摘している。さらに李（2018）では、農地調査によって、窒素肥料の平均利用率は36%~41%であり、残りは揮発、浸出などによって大気や水域に失われ、水の富栄養化現象を引き起こし、水質に影響を与え、農業生態環境を汚染していると指摘している。土壤中に残留する農薬やその分解誘導体は、雨水によって浸透・洗浄された後、地表水や地下水に入り、水質汚染を容易に引き起こし、汚染物質は食物連鎖を通じて動植物に入り、最終的に人体に到達し、人間の健康に影響を及ぼす結果となっていることを指摘する。このように、現在、残留農薬問題は人類にとって深刻な脅威であり、人間の健康、食品安全問題にとって大きな危険をもたらしていると指摘する。

朱（2013）は、1978年に開始された改革開放政策以降、中国の食品安全問題は様々な段階で変化してきたことを指摘する。当初、市場経済の発展に伴い、食品産業は急速に成長したが、食品安全監督は、多すぎる管理主体、不完全な法制度、行政監督権の不合理な配分、監督主体に対する強力な責任と制約の欠如を反映していると指摘し、改善を求めている。

こうしたなかで、高（2008）は、2008年に発生した乳製品中へのメラミン混入事件は、食品安全法制度の改善の緊急性を浮き彫りにしたと指摘している。高（2008）は、乳製品中のメラミン混入事件によって、1995年に制定された現行基本法である「食品衛生法」が10年以上施行されてきたことから、社会の発展状況に合わせてこれを改善し、食品の生産と流通における食品安全を損なう行為を効果的に抑制し、人々の生命と健康を守る必要があると指摘している。こうした社会の要請に応じて、食品安全に関する法規制が強化され、2009年の「食品安全法」¹⁾の公布に帰結している。

鞠（2009）は、「食品安全法」の2つのハイライトは懲罰的補償と食品安

1) 「食品安全法」は2015年4月24日で第12期全国人民代表大会第14回により修訂されて、2018年9月、国务院食品安全委员会は第1回全体会議に再度修訂された。

全基準だと指摘し、食品安全法による食品安全責任保険制度の発展の促進を主張している。

張 (2014) は、「食品安全法」を積極的に推進する一方で、政府はパイロット事業や財政支援を通じて、子供用食品や健康食品などの重要な食品分野において食品安全責任保険制度を実施することを提案している。

こうした一連の食品安全をめぐる施策の強化の中で、中国においては、食品安全に関して多くの前向きな社会システムの変化がみられるようになった。政府の監督は強化され、より厳格な食品安全基準と試験システムが確立されている。大島 (2016) は中国の酪農・乳業界が、乳製品中へのメラミン混入事件を契機に、それまでの量的拡大基調から、明確に質を追求した発展へと転換しつつあることを指摘する。事件以降、多くの乳業企業が牛乳・乳製品の安全性を高めるために努力し、企業再編が大胆に進展している。この結果、生産性は高まり、安全確保の面でも一定の成果が得られると述べている。こうした動向から、高品質製品がますます増加していることを指摘している。

このように、近年、食品企業の責任意識は明らかに向上し、ますます多くの企業が食品安全管理に注意を払い、内部品質管理を強化し始めている。消費者の食品安全意識も大幅に向上し、食品の品質と安全性に対する要求と注意が高まっている。同時に、インターネット技術の発展に伴い、食品安全情報の透明性が高まり、消費者は食品安全関連情報により容易にアクセスすることが可能となった。

このように、食品安全法の公布以来、中国は食品安全問題において顕著な成果を上げてきた。しかし、呉・高 (2020)²⁾が、新世紀に入り、食品安全リスクは世界中の国々に広がっているが、食品安全においてはどの国もリスクはゼロではないと指摘しているように、問題は完全に解決しているわけでは

2) 本論文は、2020年国家社会科学大プロジェクト「食品安全リスク社会共同ガバナンスと国境を越えた協力ガバナンスメカニズムに関する研究」の成果である。
プロジェクト番号：20&ZD 117, 中国食品安全報。

ない。中国の食品安全法の継続的な改訂プロセスを見ると、食品安全リスクは社会の発展段階とともに進化する普遍的な法則があることがわかる。中国は人口が多いなどの現実的な制約により、中国の食品安全は他国よりもより大きな圧力に直面している。計画経済から市場経済への大きな転換と急速な工業化に伴い、中国の食品安全リスクは新旧のリスクが混在する複雑な状況に直面している。社会の発展と消費者のニーズの変化に適応し、食品の安全を確保し、公衆衛生を保護するためには、さらに努力が必要である。

このように、先行研究を概観すれば、2000年以降、中国においては、とくに2009年の「食品安全法」の公布によって、食品安全問題の改善が進展しているが、過去20年間の食品安全の普及過程において、さらに残存する問題の究明が必要となっている。そこで、本稿では、中国の食品安全法公布の背景である、中国の深刻な食品安全問題について事件、政策を振り返ることによって明らかにし、現在でも残されている問題について検討することによって、過去20年間に、政府、企業が食品安全問題に対してどのような対策を講じたかについて整理し、いまだ明らかになっていない点について検討する。とくに本稿では、乳製品中へのメラミン混入事件を契機として、中国社会に与えられた影響、乳業生産に与えられた影響等を中心に、現在の中国の食品安全問題の顕著な問題点について検討を行う。

2. 中国における食品安全問題の現状

2.1. 現代における食品安全問題

今日、国際的に食品安全問題は以下に述べるような多くの課題に直面している。つまり、残留農薬、重金属汚染、微生物感染（サルモネラ菌、大腸菌など）、加工中の添加物の非準拠使用などの食品汚染問題などと多様である。

さらに、新しいリスクも増加している。例えば「遺伝子組み替え食品」(GMOS)、ナノマテリアルの応用および変化による食媒介疾患の新しいリスクも拡大している。例えば、近年、中国、日本、ヨーロッパでは、残留農薬問題、後述する乳製品中のメラミン混入事件、冷凍食品中のリステリア汚染

など、食品安全危機がしばしば発生しており、食品安全管理の弱点が露呈している。

また、現在では、サプライチェーンの複雑化とグローバル化により、食品の原材料や完成品が複数の国・地域を越えて広域で流通するため、各国の規制が難しくなっている状況がある。

2.2. 食品安全問題の重要性

いうまでもなく、食品安全は、国民の生命と健康に直結し、当該国の公衆衛生の重要な部分である。世界保健機関（WHO）のデータによると、毎年約6億人が汚染された食品を食べて罹患し、多くの子供を含む42万人が死亡しているとされる³⁾。さらに、食品安全問題は、その発生により、輸出制限、企業信用の低下、社会的コストの上昇など、経済に大きな影響を及ぼす問題となる。

2.3. 食品安全に係わる規制と技術進歩

食品安全問題の重要性に基づいて、近年、各国政府は食品安全問題への監督を強化し、関連法規や技術基準を策定している。例えば、国際レベルでは、コーデックス・アリメンタリウス委員会（codex alimentarius commission）が世界的な食品安全基準を定めており、さらに世界貿易機関（WTO）における衛生植物検疫措置に関する協定（SPS協定）においては、国際貿易における食品安全の基準を定めている。

また、中国においては、後述するように、1990年代から中国において食品安全事件が頻発したことから、中国政府は「食品安全法」（2019年）を制定し、生産から流通までのプロセス全体をカバーする監督メカニズムを確立してきた。

こうした各国における規制強化に伴って、食品安全に係わる科学技術の応

3) 世界保健機関（2015）「食品由来疾病の世界的負荷推定：各国向けの実用的なハンドブック」<https://www.who.int/publications/i/item/9789240012264>

用も進歩し、食品安全試験技術（核磁気共鳴、分子生物学技術など）、ブロックチェーン技術の導入など、食品のトレーサビリティと透明性が向上している。

3. 中国の食品安全問題の現状

3.1. 近年の食品安全事件

中国では、1978年から改革開放政策が実施され、さらに1992年の「南巡講話」によって、対外開放が急速に進んだため、中国経済の高速発展が実現した。この結果、1970年代から深刻化していた食料不足問題は相対的に解消されたが、人民の日々増加する物質的需要と、当時の相対的に立ち遅れた

表1 中国国内での食用農産物汚染状況汚染源検出状況

| 農産物種類 | 汚染源 | 検出状況 | 影響・措置 |
|-------|---------------------------------------|--------------------------|----------------------|
| 畜禽肉 | 飼料添加物（塩酸クレンブテロール）、動物用医薬品残留、動物疾病、重金属 | 禁止飼料添加物検出、動物用医薬品超過残留 | 急性中毒、外国輸入禁止措置、国内販売禁止 |
| 水産物 | 動物用医薬品・抗生物質残留、飼料・食品添加物残留、病原微生物、寄生虫、毒素 | 動物用医薬品超過残留、抗生物質検出高毒農薬検出 | 外国輸入禁止措置 |
| 野菜 | 農薬残留（有機リンほか）、重金属 | 高毒農薬検出、農薬超過残留 | 食品中毒、外国輸入禁止措置 |
| コメ | 農薬残留、重金属、鉱物油 | 農薬超過残留 | 健康に影響 |
| 果物 | 農薬残留（有機リン、膨張剤、防腐剤）、重金属、病原微生物 | 高毒農薬検出、農薬超過残留 | 外国輸入禁止措置 |
| 茶葉 | 重金属（鉛）、農薬残留 | 重金属検出、農薬超過残留 | 外国輸入禁止措置 |
| 林産物 | 農薬残留 | 高毒農薬検出 | 急性中毒、国内販売禁止 |
| キノコ | ホルムアルデヒド、農薬残留 | ホルムアルデヒド・農薬超過残留 | 外国輸入禁止措置 |
| 蜂蜜 | 抗生物質・動物用医薬品残留、農薬残留、重金属 | 動物用医薬品・農薬超過残留、重金属・抗生物質検出 | 外国輸入禁止措置 |

資料：李銅山(2009)『食用農産品安全研究』p. 53から筆者作成。

生産力の間の矛盾が拡大した。こうした大きな背景の下で、個別の食品企業が自社の販路拡大等を目的に、生産規模の拡張、同業他社との競争激化などを背景に、食品安全問題を軽視したことによって発生する食品安全事件が出現してきた。

こうした結果、中国では2000年代以降、深刻な食品安全事案が相次いで発覚している。表1は中国国内での食用農産物の汚染状況を見たものである。畜禽肉、水産物、蜂蜜については、禁止飼料添加物使用、動物用医薬品超過残留、抗生物質残留、飼料・食品添加物残留等が主な汚染源である。特に、豚肉の肉赤身化剤（塩酸クレンブテロール）の使用は重篤な中毒症状をもたらすことが多いことから、深刻な社会問題となっている。野菜・コメ・果物・茶葉・林産物・キノコの主な汚染源は農薬残留と重金属である。

こうした、農産物の汚染以外に、様々な形態の食品安全事案が発生している。例えば、2001年の「ハム腸事件」⁴⁾、2005年の「スーダンレッド事件」⁵⁾、前述した2008年の「乳製品中へのメラミン混入事件」⁶⁾、2010年の「地溝油事件」⁷⁾、2012年の「張裕ワイン残留農薬事件」⁸⁾などがあげられる。しかし、

-
- 4) 2001年11月2日、塩酸クレンブテロール残留の豚レバーを食したことで14人の中毒が発生した事件。このころ肉赤身化剤のラクトパミンや塩酸クレンブテロールなどによる食中毒が発生している。
 - 5) 一部の龍口春雨のメーカーがコスト削減のために、生産過程で、安い片栗粉を混入させただけではなく、漂白のためさらに発癌性の恐れがある炭酸水素アンモニウムとアンモニアを混入させていたことがCCTVで報道された事件。
 - 6) 乳業企業である三鹿集団がメラミン混入の乳幼児用粉ミルクを生産・販売し、これらの有害粉ミルクが市場に流入したため、広範な消費者、特に乳幼児の健康、生命の安全が深刻に損なわれた事件。
 - 7) 地溝油とは厨房の廃棄物や肉類加工の廃棄物や検疫不合格の動物製品などの非食品原料から回収・加工された油をさす。1998年南方都市报にはじめて報道され、2010年3月、国家食品薬品监督管理局は『關於嚴防「地溝油」流入餐飲服務環節的緊急通知』（「地溝油」が飲食サービス業への流入を嚴重に防ぐための緊急通知）を發した。
 - 8) 記者が国内ワイン上場会社3社の10種類のワインを国家食品品質監督検査センターに送って検査したところ、いずれも残留農薬カルベンダジムとメタラキシルが検出され、張裕ワインの残留値は他の2社を上回った事件。ワイン生産の国家基準では、ワイン中のカルベンダジムとメタラキシルの最大残留量について規定していないと指摘された。新浪网2012年8月14日記事。<http://finance.sina.com.cn/consume/puguangtai/20120814/01161283681.shtml>

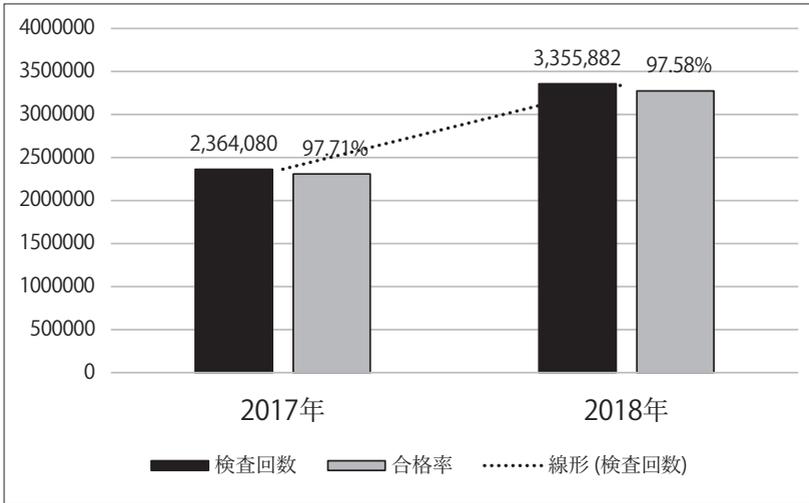
多くの事件について、当時の中国の食品安全への監視システムは脆弱で、メディアの影響力も弱かったため、社会的な大きな食品安全議論は起きなかった。

こうした状況が大きく変化したのは、2008年に発生した「乳製品中へのメラミン混入事件」（三鹿事件）である。この食品安全事件では、29万人以上の乳幼児が泌尿器系に異常を起こし、6人が死亡するという深刻なものであった。この事件をきっかけに、社会と政府は食品安全問題を非常に重視し、中央政府は石家荘市委員会副書記、市長、副市長、食品管理監督局局長、品質監督局局長、畜産水産局局長、三鹿集団董事長、総経理などの行政・企業職員を罷免し、26人の容疑者を刑事立件するなど、厳重な対応を実施した。

この「乳製品中へのメラミン混入事件」をきっかけに、中国の乳製品は信用の危機にさらされ、国内需要も大きく減退すると同時に、多くの国が中国産粉ミルクの輸入を禁止した。この結果、翌2009年には、中国国務院は「食品安全法施行条例」を公布・施行し、対応を強化した。さらに2018年には国家市場監督管理総局（以下、「市場監督管理総局」とする）が発足し、国家が食品の安全を断固として保障するために、検査の厳格化を実施するに至っている⁹⁾。こうした厳格化の結果、中国の食品安全は世界113の国・地域において第25位で、2012年の第38位に比べて、13ランク上昇している。食品安全保障レベルは世界の上位22%程度に位置している（図1参照）。

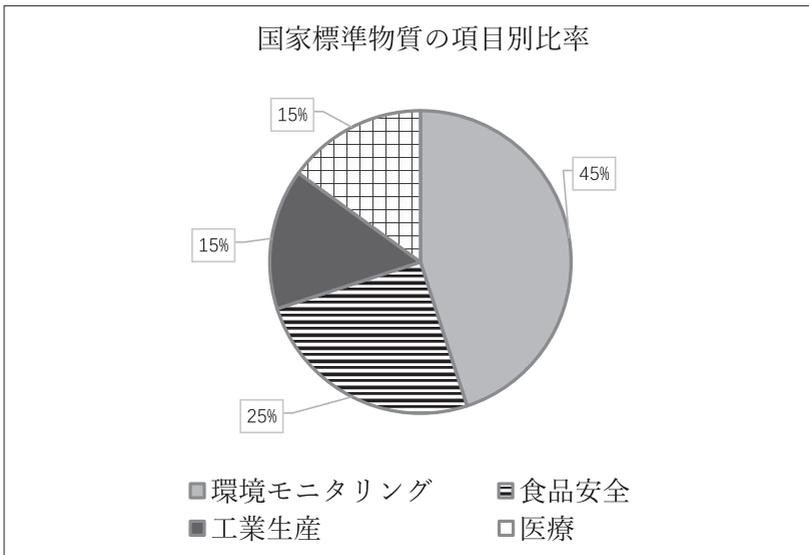
9) 2018年の第4四半期中、市場監督管理総局が全国で抽出した食品（健康食品と食品添加物を含む）は、計3,355,882件で、2017年の全体（計2,364,080件）より991,802件増え、42.0%増加した。抜き取り検査後の合格率を見ると、2018年の全体合格率は97.6%で、2017年（97.7%）より0.13ポイント低下した。2025年、市場監督管理総局が発表した統計によると、国家標準物質は前年比60%増の372件で、そのうち国家一級標準物質が25件、国家二級標準物質が347件である。環境モニタリング分野の標準物質の量が最も多く、約45%を占め、食品安全分野の標準物質が約25%、工業生産と医療衛生の領域の標準物質がそれぞれ約15%を占めている（図2参照）。

図1 市場監督管理総局による検査結果(2017年, 2018年)



資料:「2018年国家市監督総局食品安全監督サンプリング調査状況分析総括」(2019年:CIRS瑞旭集团)から筆者作成。

図2 国家標準物質中の「食品安全項目」



資料:「2018年国家市監督総局食品安全監督サンプリング調査状況分析総括」(2019年:CIRS瑞旭集团)から筆者作成。

3.2. 食品安全問題に対する中国政府・企業の対応

3.2.1. 政府の対応

食品安全の戦略システムは総合的な政策課題である。食品安全の戦略体系は多くの部門に関連しており、多国間の協力と調整があってこそ比較的良好に確立できる。食品安全は当該問題だけでなく、国際農業ないし食品製品の貿易にも関係する重要な意味を持っている。食品の安全問題は人民の心身の健康、生活の質の問題に直接関係している。中国の食品安全戦略体系を確立・健全化するには、安全な食品生産技術を基礎とし、厳格な監視管理システムを手段とし、整った法律制度を保障とする必要がある。これらは必ず国家レベルで統一管理が実施されなければならない。

食品安全の監督管理責任をより明確にし、共同監督管理メカニズムを確立し、一連の監督協力を強化し、食品安全の最低ラインを断固として守り、人民大衆の健康と生命の安全を確実に保障するために、中国共産党中央、國務院の同意を得て、国共産党中央弁公庁は「國務院弁公庁の食品安全全チェーン監督管理のさらなる強化に関する意見」（「中共中央办公厅 国务院办公厅 关于进一步强化食品安全全链条监管的意见」，2025年3月19日，以下では「意見」とする）が発表されている。そこで、以下ではこの「意見」に基づいて中国政府の食品安全に関わる基本方針を確認していこう。

I. 食用農産物の共同監督管理の改善

- (1) 食用農産物の品質安全監督管理の職責を厳格に実行する。生態環境部門は農地の土壌重金属汚染の検査と整備を推進する¹⁰⁾。

10) 具体的には、「農業農村部門は、栽培から卸売、小売市場または生産加工企業に参入する前に食用農産物の品質安全監督を担当する。市場監督部門は、食用農産物が卸売、小売市場または生産加工企業に参入した後の品質安全監督を担当する。県レベル以上の地方政府は、食用農産物の品質と安全に関する領土管理責任を真剣に実施し、監督能力の構築を強化し、各レベルの食用農産物の品質と安全監督における機能の交差と監督ギャップの問題を研究し、解決し、監督の抜け穴と盲点を避けるべきである。郷政府は、食用農産物の品質と安全監督責任を果たすべきである。」と述べられている。

- (2) 食用農産物の原産地認証と市場アクセスの連携を強化する。農業・農村部門と市場監督部門は、調整と協力を強化し、食用農産物の原産地許可と市場アクセスにおける適合証明書の役割を効果的に発揮すべきである¹¹⁾。
- (3) 食肉製品の検査検査を強化する。農業農村部門は食肉製品の検査検査証明管理を強化し、屠殺検査証明情報システムを確立し、改善し、食肉製品の品質検査のペーパーレス証明を推進し、検査検査証明書の公開検査ルートを明確にしなければならない。家畜や家禽への水やその他の物質の注入を禁止する関連規定を改善する。市場監督部門は、食品生産者に対し、食肉製品の検査検査証明書を食肉製品の輸入検査の基本的な証明書として使用するよう促し、情報技術の応用を積極的に探求し、農業・農村部門との情報共有と相互接続を強化すべきである。
- (4) 食用農産物の品質安全トレーサビリティ協力及び法執行協力メカニズムの確立を加速する。農業農村部は、市場監督管理局などの部門と協力して、食用農産物の品質安全トレーサビリティ管理措置を策定し、食用農産物の品質安全トレーサビリティカタログを確立し、改善しなければならない¹²⁾。

-
- 11) 具体的には、「農業農村部門は、コミットメント証明書の発行と使用に関する指導サービスと監督検査を行い、規定に従ってコミットメント証明書を発行しなかった場合を調査し、食品農産物の販売前に禁止薬物と従来の薬物残留物の迅速な測定を強化しなければならない。市場監督部門は、食品生産事業者に対して購入検査を強化するよう促し、食品農産物卸売市場の法律に従って入国検査とサンプリング検査を実施するよう指導し、禁止薬物と従来の薬物残留物の迅速な測定を増やさなければならない。食品生産者は、コミットメント適合証明書を持つ食用農産物を優先的に購入することを奨励する。コミットメント適合証明書問題の通知と検査メカニズムを確立し、不適格製品のクローズドループ処理プロセスを改善する。」と述べられている。
 - 12) 具体的には「農業、農村部、市場監督部門は、食品農産物の品質と安全監督情報共有とフィードバックメカニズムを確立し、食品農産物の品質と安全リスクの予防を強化し、世論監視と緊急対応の調整を強化し、食品農産物の品質と安全行政法執行機関の調整と協力を密接にし、特別なガバナンスと是正のための顕著な問題に対処する。」と述べられている。

II, 食品生産許可審査の強化

- (5) 食品生産の市場アクセスの規制¹³⁾
- (6) 特殊食品登録許可制度の整備¹⁴⁾
- (7) 食品安全検査官制度の改善¹⁵⁾

III, 食品貯蔵メカニズムの確立を加速

- (8) 食品貯蔵の安全監督を強化¹⁶⁾
- (9) 食品保管の主な責任を実施

食品貯蔵主体は、食品安全管理システムを確立し、必要な食品貯蔵条件を確保し、食品貯蔵プロセス全体の記録を実施し、厳格なリスク管理を行う必要がある。¹⁷⁾

-
- 13) 具体的には「食品生産と操業許可部門は、厳格にライセンス審査要件を実施する必要があり、許可条件を変更し、審査なしに許可を与えることは厳しく禁止され、地方レベル以上の市場監督部門は、食品生産と操業許可の実施を監督し、検査する。地方政府が市場監督部門以外の部門を指定して許可を実施する場合、法的権限の規定を遵守し、申請受付、材料審査、現場検証、許可決定の責任分担を明確にし、許可と監督業務の連携メカニズムを改善しなければならない。伝統的な食品加工と生産技術の保護を強化し、現代の試験技術と有機的に接続し、食品の特性と品質と安全性を確保する。」と述べられている。
 - 14) 具体的には、「地方レベル以上の市場監督部門は、職務に応じて特殊食品の登録、ファイリング、生産許可の審査を厳格に実施し、適格な主要品種の優先審査と承認を実施する。市場監督管理局と国家衛生委員会は、協力を強化し、特殊食品技術連携と専門家共同審査を実施し、食品健康主張と健康食品機能主張に関する作業を調整し、改善する必要がある。」と述べられている。
 - 15) 具体的には、「市場監督部門は、食品安全検査能力の構築を強化し、食品安全検査官制度をさらに改善し、ライセンス審査、監督検査、登録検証などの専門的検査業務を行う必要がある。訓練と評価と統一された使用を強化し、専門的な検査能力とレベルを向上させる。」と述べている。
 - 16) 具体的には、「農業、農村、税関、市場監督、食品貯蔵部門は、職務に応じて食品貯蔵監督システムを確立し、監督要件を明確にする。食用農産物、食品、食品添加物、食品原料などの保管対象の監督検査を強化し、保管業務を標準化する。」と述べている。
 - 17) 具体的には、「食品貯蔵委託者は受託者の食品安全保障能力について審査を行い、受託者が食品安全を保証する要求に従って貯蔵することを監督する。食品貯蔵委託者と受託者は、倉庫納入検査の要件を明確にし、厳格な納入接続と倉庫管理を行う必要がある。」と述べている。

(10) 食品貯蔵地域の管理責任を強化¹⁸⁾

IV、食品輸送監督メカニズムの確立を加速

(11) 液体食品の輸送のための標準輸送システムを確立¹⁹⁾(12) 食品輸送プロセスの監督を強化²⁰⁾

V、食品の配送安全と安全管理

(13) 食品配送安全管理の強化

(14) ネットワーク注文配送の安全管理を強化²¹⁾

VI、ネット食品販売の新業態監督を強化

(15) ネットワーク食品販売の主な責任を確認²²⁾

-
- 18) 具体的には、「県級以上の地方政府は、食品貯蔵部門の監督と業界管理責任を明確にし、食品貯蔵主体に食品安全責任を果たすよう促さなければならない。温度、湿度などの特別な要件を有する食品貯蔵事業に従事する非食品生産事業者は、食品安全監督の範囲に含まれなければならない。」と述べている。
- 19) 具体的には、「法律に従って、液体食品の輸送システムを確立し、液体食品を輸送する車両の食品安全アクセス条件と技術基準を明確にし、食品輸送証明書を発行し、専用車を確保する。液体食品の主要品種目録を登録することに実施する。」と述べている。
- 20) 具体的には、「市場監督部門は、運輸、農業、農村、食糧備蓄部門と協力して、食品や食用農産物の輸送の荷主、運送業者、受領者に対する協調監督メカニズムを確立し、改善し、電子輸送注文の管理要件を研究し、開発し、配送、積み降ろし、輸送管理と輸送手段の日常管理を強化し、従業員の教育訓練を強化し、すべての当事者の食品安全責任を圧縮し、汚染のリスクを防止しなければならない。」と述べている。
- 21) 具体的には、「市場規制当局は、オンライン注文プラットフォームと輸送事業者に対し、食品安全法規に基づく義務を遵守し、オンライン注文流通における食品安全責任を実施するよう促す。人的資源社会保障部門は、食品安全に関する法律知識をネットワーク流通業者の国家職業技能基準に組み込む必要がある。オンライン注文プラットフォームと輸送事業者は、国家の職業技能基準に従って、オンライン注文流通業界の労働者に適した訓練モデルを実際に確立し、食品安全に関する法律知識訓練を強化する必要がある。」と述べている。
- 22) 具体的には、「ネットワーク取引プラットフォーム企業は、規定に従って、特別な食品安全管理機関を設定するか、または専任の食品安全管理者を指定する必要がある。食品生産事業者のオンライン販売主体の資格を厳格に審査し、対象情報を標準化し、食品情報を公表し、食品農産物の認証表示、残留薬物試験などの検査を実施する。オンライン販売行動の制御を強化し、タイムリーに違反を発見

(16) 食品安全のネットワーク販売の協調ガバナンスの強化²³⁾

VII. 健全な輸送サービスの総合監督メカニズム

(17) オンライン注文ラインとオフラインの統合監督を強化²⁴⁾(18) 食品安全の共同管理を強化²⁵⁾(19) 学校の食品安全協調管理メカニズムを改善²⁶⁾

し、適切な処分を行う。アンカーとそのサービス機関は、マーケティング活動を規制し、法律に従って推奨食品を検査する必要がある。広告活動の参加者は、法律に従って食品インターネット広告の設計、制作、代理、配布を実施しなければならない。食品生産事業者は、品質と安全を厳格に管理し、ラインとラインの同じ標準を維持する必要がある。製品が違法であることを知り、または知っているが、関連する処分措置を講じない場合、法律に従って対応する責任を負う。」と述べている。

- 23) 具体的には、「市場監督部門は、農業、農村、工業、情報技術、ネットワーク、ラジオなどの部門と協力して、ライブ放送、民間の電子商取引、コミュニティグループ購入などの新しいネットワーク食品販売形態のガバナンス要件を明確にし、責任に応じて、ネットワーク食品安全問題の情報監視通知と処理の協力を強化する必要がある。サイバースペース部門は、各部門から通報されたオンライン販売食品安全に関する虚偽の情報について、適切な対応を行う。行政処分と刑事処分の双方向のつながりを強化し、法律に従って犯罪行為を取り締まる。」と述べている。
- 24) 具体的には、「市場監督部門は、産業、情報技術、ネットワークなどの部門と協力して、食品安全に重大な違反があるプラットフォームを法に従って処理しなければならない。プラットフォームと加盟店が“インターネット+綺麗なキッチンと調理台”を実施することを促進し、レストランなしのテイクアウト監督と社会監督を強化する。」と述べている。
- 25) 具体的には、「教育、民政、保健などの部門は、食品安全教育と業界の集中輸送ユニットの日常管理を強化する必要がある。市場監督部門は、食品安全監督検査とサンプリング監視を強化し、法律に従って違法行為を調査し、同等の業界当局に通報する必要がある。」と述べている。
- 26) 具体的には「教育部門は、農業、農村、市場監督部門と協力して、学校食堂の食品安全管理システムを確立し、改善する。教育部門は、学校の食品安全に関する業務の全体的な管理と指導を強化し、学校食堂のバルク食品サプライヤーの資格評価システムを改善し、サプライヤーの不良記録リストを確立し、高品質で安全な食品を学校食堂に導入することを促進しなければならない。学校給食における大量食材の集中入札調達を促進し、デジタル調達プラットフォームを確立し、食材の調達、供給、受入、決済などのプロセスを標準化する。教育部門は、学校給食監督保護者委員会の効率的かつ標準的な運営を指導し、市場監督部門と協力して、タイムリーにフィードバックや直接問題を処理する。市場監督部門は、厳格に事業、食品供給、輸送などの事業主体のアクセス許可を契約し、法律に従って学校の食品安全に関する違法行為を調査しなければならない。」と述べている。

Ⅷ、輸入食品リスク防衛共同管理メカニズムの改善

(20) 輸入食品部門の規制強化²⁷⁾

(21) 国境を越えた電子商取引小売輸入食品監督システムの改善²⁸⁾

3.2.2. 「意見」の特徴

中国共産党中央弁公室は、前述した「意見」において、調整を強化するための21の具体的な措置を提案し、各部門の食品安全責任をさらに明確にし、チェーン全体の監督のギャップを埋め、事業者の監督範囲を拡大し、共同管理の作業メカニズムを改善し、食品安全監督の効果を高めた。

3.2.3. 厳格な基準による食品輸送の安全確保

「意見」では、近年の様々な部門の監督実務における好ましい経験と実践を総括し、食品安全監督においてトップレベルの制度的取り決めに強化するための一連のターゲットを絞った措置を提案している。例えば、輸送中の食

27) 具体的には、「海外で発生した食品安全事故が中国国内に影響を及ぼす可能性がある場合、または輸入食品に深刻な食品安全問題がある場合、税関は速やかにリスク警告または管理措置を講じ、同等の市場監督部門、保健衛生部門、農業農村部門に通知し、通知を受けた部門は速やかに対応措置を講じ、税関にフィードバックする。市場監督部門は、国内市場で販売される輸入食品に深刻な食品安全上の問題があることを発見した場合、または生産・加工において企業が輸入した非食品原料を食品の生産・加工に使用していることを発見した場合、適時にリスク予防措置を講じ、法律に従って処理し、同等の税関に通報しなければならない。税関は、市場監督部門から通報された問題について、適時にリスク評価を行い、その評価に応じて法律に従って処理しなければならない。関連部門は、責任に応じて、総合自由貿易区などの税関特別監督区域における食品生産と操業の安全監督を強化する。」と述べている。

28) 具体的には、「商務部は、税関総局、市場監督総局と協力して、国境を越えた電子商取引小売輸入食品のネガティブリストを作成し、輸入が禁止されている流行地域の食品や重大な品質安全リスクのため緊急対応が開始された食品をネガティブリストに含め、リアルタイムで調整する。税関は、市場監督部門のニーズに応じて、国境を越えた電子商取引企業、プラットフォーム、国内サービスプロバイダーなどの関連情報を提供し、食品安全リスクに関する情報交換をタイムリーに実施しなければならない。市場監督総局、商務省などの部門は、国境を越えた電子商取引小売輸入食品リコールの責任をさらに明確にすべきである。市場監督部門はリコール監督を強化し、関係者にタイムリーなりコールを促すべきである。」と述べている。

品の汚染を防止するために、提案は、バルク液体食品輸送システムを確立し、バルク液体食品輸送車両の食品安全アクセス条件と技術基準を明確にし、食品輸送証明書を発行し、専用車を確保することを提起している。電子輸送管理システムを開発し、配送、積み降ろし、輸送管理、輸送手段の日常管理を強化し、バルク液体食品輸送プロセスにおける汚染リスクの問題を根本的に解決する。食品輸送の協調監督メカニズムの確立を加速し、より厳格な基準とより完全なシステムで食品輸送の安全を確保することが目的である。

一方では、トラックの技術レベルを継続的に向上させ、より良好な貨物輸送車両の開発を加速し、関連部門がバルク液体食品のアクセス条件と技術基準を明確にするための装備保証を提供している。

他方では、関連部門と協力して、輸送規則の実施のためのバルク液体食品の主要品種カタログを作成し、特別輸送車の実施のための基礎保証を提供する。また、市場監督部門と協力して、輸送電子注文管理システムを開発し、食品や食用農産物の輸送の荷主、運送業者、受領者のための協調監督メカニズムを確立し、改善し、食品輸送の全プロセスにおける協調監督を強化する。

例えば、国境を越えた電子商取引の小売輸入食品の安全監督を強化するために、国境を越えた電子商取引の小売輸入食品のネガティブリストを作成し、輸入が禁止されている流行地域の食品や、重大な品質安全リスクがあるため緊急対応が開始されている食品をネガティブリストに含め、リアルタイムで調整する。

税関総局輸出入食品安全局はまた、輸入食品の安全責任と要件を改善し、監督と管理を強化し、国境を越えた電子商取引小売輸入食品ネガティブリストの確立に協力し、国境を越えた電子商取引小売輸入食品のリスク管理を強化し、国境を越えた電子商取引小売輸入食品の監督システムをさらに改善すると述べている。

3.2.4. 肉製品の検査検疫証明書発行管理と入荷検査の強化

「意見」では、情報共有、通報・調整、相互処理、双方向接続などの作業メカニズムをさらに改善し、多部門の統合ガバナンスの実現を促進し、監督の抜け穴や盲点を効果的に回避している。

例えば、食用農産物の協調監督を改善するために、「意見」では、農業農村部門と市場監督部門の調整と協力を強化し、食用農産物の認証と市場アクセスの連携を強化し、食肉製品の検査検疫証明書発行管理と受入検査を強化することを求めている。

例えば、輸入食品のリスクをタイムリーに予防・管理するために、「意見」は、輸入食品関連部門の共同防衛管理メカニズムをさらに改善し、海外で発生した食品安全事故が中国に影響を及ぼす可能性がある場合、または輸入食品に深刻な食品安全問題が発見された場合、税関、市場監督、保健衛生、農業農村部門にタイムリーに通報、処理、フィードバックを求めている。

一方で、原産地認証分類監督システムを試行し、市場監督部門との連携を強化し、市場参入リンクにおける差別化されたアクセスを実施する。

他方で、コミットメント認証を遵守し、市場監督部門と協力して、食品農産物卸売市場の厳格な検査とチェックを促進し、迅速な登録、無許可のテスト、市場販売に参入する資格がある。また、サンプリング検査合格率の低い品種を是正し、禁止薬物の違法使用を厳格に調査し、従来薬物の過剰残留物を厳格に管理しなければならない。

3.2.5. 食品の貯蔵、配送システムの監督管理強化

主な監督の範囲をさらに拡大し、伝統的な食品生産と管理の対象に加えて、「意見」では、貯蔵、流通システムのすべての主体を監督に含め、対象の完全な把握とプロセスの完全な制御を達成するとしている。

例えば、食品貯蔵過程における責任の不明確さやリスク管理の不十分さについては、食品貯蔵主体に対して、食品安全管理システムを確立し、必要な貯蔵条件を確保し、プロセス全体の記録を実施し、厳格なリスク管理を行う

とともに、保管主体に対して受託者の食品安全能力を監査することを明確に求めている。

例えば、ネットワーク販売や食品の配送の安全性などの問題については、ネットワーク取引や郵便事業、宅配事業などの様々な主体が規制対象に含まれている。

大衆のライフスタイルと消費概念の変化に伴い、食品配達とオンライン注文は、人々の生活の高頻度のシーンとなっている。「意見」では、食品安全チェーン全体の監督システムに初めて宅配配送と流通を組み込み、食品宅配の安全管理を強化し、オンライン注文と流通の安全管理を強化し、宅配と流通の各主体、業界管理部門、総合監督部門の食品安全責任をさらに明確にした。

さらに、「意見」ではガバナンスの強化を強調している。例えば、学校の食品安全管理における問題に対する大衆の強い反応を考慮して、教育部門は農業農村部、市場監督部門などと協力して、学校食堂の食品安全管理システムを確立し、改善しなければならない。さらに、急速に発展するオンライン注文流通に対して、「意見」では、市場規制当局がオンライン注文プラットフォームとそのプラットフォーム内の輸送事業者に対して、食品安全法規に基づく義務を履行し、オンライン注文流通リンクにおける食品安全責任を履行するよう明確に要求している。公安部は、「意見」で強調された食用農産物、食肉製品、海外被災地食品などの重点分野に焦点を当て、食用農産物の栽培と養殖、食品生産と加工、貯蔵と輸送、オンライン放送、オンライン注文などの重点分野に焦点を当て、食品安全犯罪と闘うためのチェーン全体の新しいメカニズムを構築すると述べている。

4. 乳業企業の対応

本稿では、現在の中国で発生している様々な食品安全事案のなかで、乳業業界に注目している。それは、前述したように、2008年に発生した「乳製品中へのメラミン混入事件」（三鹿事件）が中国社会に与えたインパクトが

大きく、その後、国民の食品安全意識が大きく高揚したことによるものである。

4. 1. 乳製品の生産プロセスに影響を与える要因

4. 1. 1. 酪農家が生乳を供給する過程

牛乳源から乳製品の生産と加工に至るまで、すべてのリンクが乳製品の食品安全性に影響を与える。現在、国内の乳製品生産は広範農家がそれを担っている段階にあり、乳製品の食品安全性に影響を与えるいくつかの要因は根本的に解決されていない。これは主に、非標準的で非科学的な生乳を提供する酪農家のプロセスと牛乳ステーションの販売の問題によるものである。また、酪農家による飼料への禁止添加物の添加、牧草地の日常管理の不規則さ、搾乳時の衛生状態の悪さ、滅菌されていない飼料の使用など、酪農には多くの不合理な慣行があり、食品安全問題が発生する可能性も高くなる。

4. 1. 2. 企業による乳製品加工

乳製品加工プロセスは、生乳の精製、処理、殺菌、濃縮、乾燥、充填のプロセスであり、食品の安全性を確保するために乳製品生産の重要な一環であり、制御の必要性が高い。乳製品食品安全管理はまず牧場管理から始まり、牧場が国家法律法規基準に適合することを保証し、牧場はHACCPシステムを実行し、完全な品質管理システムを確立し、乳製品の品質が関連法律法規要求に適合することを保証する。

酪農の過程では、飼育管理を強化し、健康で強い酪農場を選択し、標準的に効率的な搾乳設備と技術を使用して、牛の汚染がなされないように配慮しなければならない。そのために牛の伝染病予防、定期的な消毒と健康検査を実施する。牛の栄養比を制御し、高品質の牛乳を生産するように配慮する。

乳牛の飼育、生産、搾乳の過程では、厳密に操作手順に従って管理し、人的要因による食品安全問題を回避し、製品の品質基準と操作手順を厳格に実施する。生産プロセスでは、ハザード分析と重要な制御管理を行い、環境衛

生と個人衛生管理を行い、設備のメンテナンスを行い、環境を清潔に保ち、製品規格と操作手順を厳格に実施する。

4.1.3. 企業の乳製品の輸送

乳製品輸送中、包装容器、輸送ルート、積載方法が乳製品の品質に影響を与えるため、異なる種類の乳製品を別々に出荷するように注意する必要がある。例えば、粉乳と脱脂粉乳はその包装容器によって汚染の原因となり得る。異なる温度で輸送する必要がある場合は、乳製品が最高品質になるように、温度を安定した範囲に制御する必要がある。

4.2. 乳製品の安全性に関する企業の戦略

4.2.1. 酪農場建設の充実

まず、企業は牛乳基地の建設を改善すべきである。牛乳基地の建設計画、酪農基地の選択などの側面から、牛乳基地の建設の科学性と合理性を高め、新鮮な牛乳の汚染と抗生物質などの有毒物質の使用を制御し、生産プロセスから管理措置を最適化し、乳製品の生産プロセスにおける食品の安全性を確保しなければならない。

したがって、放牧地の科学的計画をよく行い、良好な放牧環境を構築し、酪農牧場、施設の建設と飼育管理を強化する必要がある。次に、牛乳の定期的な検査が重要である。潜在的なリスクをタイムリーに発見し、管理し、牛乳中の化学成分や有害物質のモニタリングを強化し、生産・加工中の有毒・有害物質の出現を防止する。

最後に、酪農技術の最適化である。酪農のレベルと生産効率を向上させるためには、先進的・科学的な養殖技術を導入し、酪農過程における飼料、疾病予防、環境衛生などの面での作業を強化する必要がある。また、牛乳の品質の監視を強化する必要がある。規格外の製品が見つかった場合は、タイムリーに処理し、関連する記録を作成し、酪農レベルを継続的に改善することによってのみ、乳製品の食品安全性を確保することができるのである。

4.2.2. 乳製品販売とコールドチェーンの建設

乳製品の販売は、乳製品が消費者に届く全プロセスを指し、牧場から店舗、または店舗から消費者へのすべてのステップを含む。乳製品の販売段階では、食品の安全性に影響を与える多くの要因が発生しやすい。

例えば、輸送中の温度、湿度、道路状況などによる乳製品の劣化、包装材料の品質の悪さや規格外の包装は乳製品の安全性に影響を与える。輸送・販売プロセスにおける必要な管理措置の欠如は、乳製品の劣化を引き起こす。乳製品は低温では劣化しにくいいため、乳製品を輸送するための特別な冷蔵トラックを装備し、定期的なメンテナンスを行い、乳製品が汚染され劣化しないようにする必要がある。

また、現地の気候変動状況や物流・輸送状況に応じて、冷蔵トラックのサイズや種類を合理的に選択し、現地の乳製品販売ニーズを満たす必要がある。企業は海外の先進的な経験から学び、よりよいコールドチェーン物流システムを確立する。その中で、大規模な食品生産企業、大規模なスーパーマーケットなどは、冷蔵トラック、冷蔵倉庫などのコールドチェーン設備を装備することができ、コールドチェーンの建設を改善することは、乳製品の食品安全を確保するための基本条件である。

4.2.3. 食品安全監督の改善

企業は法令の要求事項に厳格に従い、乳製品生産の品質監督を強化し、食品安全に関する企業行動規範を策定し、食品安全管理システムを確立し、厳格に実施しなければならない。企業の関連部門は監督検査を強化し、乳製品生産を定期的に検査し、問題を発見した企業は、直ちに関連部門に是正を促し、乳製品生産の食品安全を確保しなければならない。

5. まとめにかえて

本稿では、牛乳産業を中心に、現在の中国の食品安全問題の顕著な問題点について述べてきた。その特徴は以下の4点にまとめられる。

第一に、食品生産と加工プロセスにおける問題が最も深刻である。食品安全問題は、原材料の生産、製品加工から流通販売、消費まで、食品供給の全プロセスを通じて広く存在している。調査によると、2013年には、暴露問題の64%が食品生産と加工に起因しており、その大部分が食品添加物の問題であることが明らかとなっている。これに続いて13.4%が農産物の生産に関連し、10.5%が流通に関連し、消費は9.2%を占めたという結果であった。これは、市場の不十分な発展、近代的な企業組織の未発達、不完全な市場システム、不完全な価格と競争メカニズム、不十分な社会監督、食品安全法規制システムの相対的な遅滞に関連している。したがって、食品安全の確保には、社会全体の協力、監督、法執行機関の前進、法執行監督の強化、法的処罰の強化が必要である。

第二に、家禽肉、魚、エビ、卵、スナック食品において食品安全上の問題が最も発生している。データによると、2004年から2012年にかけてメディアで報道された食品安全事故のうち、家畜、鶏肉、エビ、卵の割合が最も高く、22.1%に達し、これにスナックが続いている。他に15.7%が穀物とジャガイモと乳製品で発生しており、豆と豆製品はそれぞれ13.1%と10.7%であった。野菜と果物は9.2%、飲料は6%で、健康食品の割合はわずか2.4%であった。これらのデータによると、中国の食料安全保障状況は、大規模なカテゴリーでは家畜、鶏肉、魚、エビ、卵が22.1%であり、これら5つの食品のカテゴリー毎の安全性はそれぞれ5%未満である。これは、中国の家畜、鶏肉、魚、エビ、卵の95%が安全であり、他の食品の安全性も想定よりも高いことを示している。

第三に、食品添加物管理規制違反が最も顕著である。メディアが報道した2,489件の食品安全事件のうち、3分の1近くが食品添加物規制違反であり、農薬・獣医薬品残留物、重金属などの有害化学物質が基準を超えている割合は15.8%、微生物の基準値超過、非食品原料の生産・非食品化学物質の添加がそれぞれ11.5%、10%であった。

第四に、近年、政府は監督を強化し、「食品安全法」や「乳製品製造・加

工企業品質管理規範」などの一連の規制・基準を制定し、乳製品の品質の向上を促している。乳製品サンプリングの適格率は年々増加し、ほぼ100%になっているが、業界チェーンのすべてのリンクにはまだリスクが残されている。オンライン注文やライブストリーミングなどの新しいフォーマットは、食品安全の新たな課題をもたらしている。中国の酪農業と食品加工業は食品安全の面で一定の前進を遂げているが、以下のような課題が残っている。

(1) 安定しない原材料品質。小規模酪農家が多く、規制や技術支援が不十分であるため、生乳は微生物や化学汚染に対して脆弱である。一部の酪農家は禁止ホルモンや抗生物質を使用しており、残留物はしばしば消費者の健康を脅かす。

(2) 加工プロセスにおける隠れた危険の存在。中小企業の設備と技術は後進的であり、不完全な洗浄、交差汚染などの問題がある。同時に、添加物の不適切な使用は、製品の安全性と栄養価に影響している。

(3) 標準的ではない輸送および保管条件。コールドチェーン施設の不全により、温度制御が不十分で、乳製品の劣化につながっている。輸送・保管環境の衛生状態が悪く、二次汚染を引き起こしやすい。

(4) 企業責任の欠如。一部の企業は利益を追求し、品質基準を下げ、データの改竄も常態化している。食品安全事故発生への対応も不十分である。

そこで、本研究では、こうした食品安全上の諸問題に対して、食品企業とくに乳業企業が具体的にどのように対応しているのかについて、実態調査を基本にさらに深く研究する計画である。

参考文献

1. 張慧, 李显军 (2013) 「实现农业循环经济的有机农业发展模式及对策探讨」 有機農産品：農産品質量と安全 2013年第三期
2. 楊海月 (2014) 「以有机食品生产为核心的循环农业模式实例分析」 文獻識別コード：B 文章番号：1002-1728 (2014) 04-0072-02
3. 李迪璇 (2018) 「有机农业与食品安全问题的探讨」 農業開発と装備 2018年第一

期

4. 朱林 (2013) 「谈我国食品安全监管体制的完善」 文献識別コード：A 文章番号：1008-3898 (2013) 03-0016-02
5. 高玉峰 (2008) 「从三鹿奶粉事件看食品安全法律体系的完善」 文献識別コード：A 文章番号：1008-8881 (2009) 01-0210-02
6. 鞠珍妮 「论构建我国食品安全责任强制保险制度」[J]. 上海保险, 2010, 26(3):15
7. 張斌 (2014) 「我国食品安全责任保险法律制度的探究」 浙江财经大学 2014 年修士論文
8. 大島一二 (2016) 「中国における乳業界の構造再編—「メラミン事件」の深刻な影響」 桃山学院大学 桃山学院大学経済経営論集 第 58 卷第 3 号
9. 吴林海, 高环宇 (2020) 「中国食品安全风险的演化轨迹」 中国食品安全報
10. 世界保健機関 (WHO) (2015 年) 「食品由来疾病の世界的負荷推定：各国向けの実用的なハンドブック」 世界保健機関 (WHO) 公式サイト：<https://apps.who.int/iris/rest/bitstreams/1350159/retrieve>
11. 李銅山 (2009) 「食用農産品安全研究」 社会科学文献出版社 ISBN：9787509710319
12. CIRS瑞旭集团 (2019 年) 「2018 年国家市场监督管理总局食品安全監督抽样调查情况分析总结」 CIRS瑞旭集团公式サイト：<https://www.cirs-group.com/cn>
13. 新華社 (2025 年) 「中共中央办公厅国务院办公厅关于进一步强化食品安全全链条监管的意见」 中华人民共和国中央人民政府公式サイト：<https://www.gov.cn/>
14. 人民日報 (2025 年) 「找准 8 个薄弱环节, 提出 21 项具体措施——填补食品安全监管漏洞」 中华人民共和国中央人民政府公式サイト <https://www.gov.cn/>
15. 健康・環境・開発フォーラム (FORHEAD) 食品安全作業部会 (2014) 「食品安全在中国：問題・管理 and 研究概況 —総括報告」 食品安全問題・マネジメント・研究セミナー

(てい・ぎょくはん／経済学研究科博士後期課程)

(おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2025 年 7 月 18 日受理)

Current Food Safety Issues in China

— with a Focus on Milk Production —

ZHENG Yufan

OSHIMA Kazutsugu

In contemporary China, the 2008 incident of melamine contamination in dairy products has triggered a growing public interest in food safety.

Taking the dairy industry as a case study, this paper collects relevant information through related materials and previous studies published since the promulgation of China's Food Safety Law in 2009, and focuses on milk production, processing, and distribution, particularly on the current status of food safety issues in dairy products and the triggers of food safety problems.

Specifically, the current status and problems of food safety in China will be reviewed, and the laws and regulations promulgated by the government in the "Opinions on Further Strengthening Food Safety Chain Supervision and Management by the State Council Administration" (2009) will also be examined. In addition, the current status and remaining issues of food safety in China will be examined through a detailed analysis of the current status of milk production, especially in the dairy industry, as well as the processing process.

中国における「緑色農業」の展開と課題

潘 柏 霖
大 島 一 二

1. はじめに

21世紀に入って、人類は気候変動、生物多様性の喪失、資源枯渇という三重の地球環境危機に直面している。農業はその核心問題の1つに位置づけられ、食料安全保障を担う一方で、全世界水資源消費の70%、土地利用の50%、温室効果ガス排出の約24%を占める、主要な消費・排出源とされている（FAO（2023））。

中国は世界最大の農業生産国・消費国であることから、化学肥料・農薬の過剰投入による土壌汚染、地下水の硝酸塩汚染、農業廃棄物処理問題など深刻な環境負荷を抱え（国土資源部（2014））、その改善が厳しい課題となっている。

1978年に中国の改革開放政策が打ち出されてから、中国の経済発展にしたがって、環境問題が徐々に深刻化してきた。これに対応するため、中国政府は様々な環境関連法規を制定し、実施に移されている（表1参照）。この表1は、1988年から2019年にかけて中国で施行された環境関連法規の一覧であり、この表1からは、その展開過程を概観することが可能である。つまり、1980年代末の「大気污染防治法」から始まり、1990年代には廃棄物処理や騒音対策に関する法制度が整備された。2000年代以降には、環境影響評価法（2003年）、再生可能エネルギー法（2006年）、循環経済促進法（2009年）など、持続可能な発展を志向した包括的な制度が導入された点が

キーワード：中国、緑色農業、食品安全、環境破壊

特徴的である。特に2015年に実施された環境保護法の改正は「最も厳しい環境法」と称され、中国の環境行政における転換点とされている(王(2016))。また、環境保護税法(2018年)、土壤污染防治法(2019年)は、汚染者負担原則の具体化や農村環境保護の強化が示されている。これらの諸法規、法律は、中国が環境保護を経済発展と並行して推進しようとする政策的意図の表れであるといえる。

表1 中国政府による主な環境関連法規の制定

| 施行年月 | 区分 | 法律名称 |
|----------|------|---------------|
| 1988年6月 | 大気 | 大気污染防治法 |
| 1996年4月 | 廃棄物 | 固体廃棄物污染环境防治法 |
| 1997年3月 | 騒音 | 環境騒音污染防治法 |
| 1998年1月 | 省エネ | 省エネ法 |
| 1999年10月 | 廃棄物 | 危険廃棄物移転伝票管理弁法 |
| 2002年11月 | 生産管理 | 安全生産法 |
| 2003年9月 | 総合 | 環境影響評価法 |
| 2006年1月 | 省エネ | 再生可能エネルギー法 |
| 2008年6月 | 水質 | 水污染防治法 |
| 2009年1月 | 総合 | 循環経済促進法 |
| 2015年1月 | 総合 | 環境保護法 |
| 2017年9月 | 生産管理 | 危険化学品安全法(草案) |
| 2018年1月 | 総合 | 環境保護税法 |
| 2019年1月 | 土壌 | 土壤污染防治法 |

(資料)白木(2019)に基づいて筆者作成。

このように厳格な法規制が実施されるなかで、経済発展による環境破壊は依然として深刻さを増している。たとえば、「全国土壤汚染状況調査公報」によると、全国の土壤環境状況は、全般的には楽観を許さず、一部地区において、土壤汚染はより深刻であり、耕地土壤の環境悪化が懸念され、特に工

業と鉱業跡地の土壤環境問題が厳しいとされている。

中国政府は、急速な経済発展に伴い土壤汚染による深刻な健康被害が化学工場跡地などから発生したことを受け、2005年から2013年にかけて国土面積の3分の2にあたる約630万km²を対象とした土壤調査を実施した。それによれば、土壤汚染及び基準超過がもたらされた主要原因は、工業・鉱業・農業などによる人為的な活動と土壤が元来有する環境値の高さがあいまったものである。汚染の分布状況から見て、南方の土壤汚染は北方より深刻であり、長江デルタ、珠江デルタ、東北地方の古い工業基地など一部地区において土壤汚染問題が比較的深刻であり、南西地区、中南地区においても、土壤中の重金属基準を超える地域は広範囲に及び、カドミウム、水銀、ヒ素、鉛の4種類の汚染物質の含有量の分布は、西北地域から東南地域に向け、また、東北地域から南西地域に向けて次第に高くなる状況が現れている。

こうした深刻な土壤汚染の実態を把握した中国政府は、2016年に汚染防止の行動指針として「土壤污染防治行動計画」をまとめ、行政法規として「汚染地土壤環境管理弁法」を公布した。そして2019年1月1日に国家レベルの法律となる「土壤污染防治法」が施行されている。「土壤污染防治法」の概要は、以下となる（表2参照）。

同法は、長年にわたり深刻化してきた土壤汚染問題への抜本的対応として制定され、汚染の予防、管理、修復、責任の明確化など、多角的な制度を構築している点に特徴がある。第一に、「予防主体」、「保護の優先順位」、「リスク管理」、「住民参加」などを柱とする原則が明記され、政策理念としての環境における正義と持続可能性が強調されている（環境省（2020））。また、「汚染者負担の原則」に基づき、土壤汚染の原因者に対してリスク評価及び修復の責任が課されており、環境責任の制度的定着が図られている。

制度面では、政府による定期的なモニタリング制度や、有害・有毒物質のリスト公表といった情報開示が制度化され、科学的根拠に基づいたリスク管理が行われる。また、土地の移転や再開発の際には、事前調査と対策措置が義務付けられ、特に「重点監管単位」とされた事業者には厳格な報告・監視

表 2 「土壤污染防治法」の概要

| 項目 | 内容 |
|------------------------|---|
| (1) 土壤污染防治の原則 | ①予防主体、②保護の優先、③(用地)分類管理、④リスク管理、⑤汚染者責任、⑥住民参加(情報公開)。 |
| (2) 土壤汚染責任者制度 | 「汚染原因者が責任を負う」という原則に則り、土壤汚染責任者の土壤汚染に関わるリスク管理と修復義務を規定。 |
| (3) 調査・モニタリング制度 | 政府主管部門は、10年毎に少なくとも1回、全国にモニタリング網を設置の上、土壤汚染の状況調査を行う。 |
| (4) 有害・有毒物質対策 | 「土壤有毒・有害物質リスト」を公布。地方政府は汚染懸念度が高い「土壤汚染重点監督管理事業者」を選定し、リストを作成。 |
| (5) 土壤汚染リスク管理 | 移転や施設の解体等をする場合、相応の汚染対策処置を講じる。土壤汚染重点監督管理事業者の場合、汚染防止処理案を策定。 |
| (6) 土壤修復制度 | 土壤汚染状況の調査やリスク評価、修復条件等を規定。土地を農用地と建築用地に分類し、管理を実施。 |
| (7) 土壤汚染重点監督管理事業者の届出義務 | 土壤汚染重点監督管理事業者の使用地については、土壤汚染状況の調査を行い、結果を環境生態主管部門等に提出。 |
| (8) 汚染防止基金制度 | 国が資金を投入し、「中央土壤污染防治専門基金」と「省級土壤污染防治基金」を設立。 |
| (9) 罰則規定 | 生産停止や関連事業の終身禁止等の罰則を規定。同法に違反した場合、最高200万元(約3,200万円)の罰金が科せられる。 |

(資料)白木(2019)に基づいて筆者作成。

義務が課されている。さらに、土壤修復制度により、土地用途(農用地・建設用地)に応じた修復と管理が制度化されており、実効性の高い運用が期待されている。

加えて、「中央土壤污染防治専用基金」や「省級土壤污染防治基金」の設置によって、資金面から修復事業を支援する体制が整備されているほか、最大200万元の罰金を科す罰則制度により法令順守を担保する仕組みも存在する。これらの制度は、単なる法規の整備にとどまらず、土壤汚染対策の全過程にわたり法的・行政的介入を可能とする点で、極めて実践的かつ包括的である。総じて、本法は中国における環境ガバナンスの進化を象徴する制度的成果と評価できる。

この一方、周知のように中国においては、食品安全問題も喫緊の問題として注目されている。このため、中国における「緑色農業」¹⁾の展開は、まず2000年代以降顕在化した食品安全危機に対する根源的解決策として登場した。2008年の「粉ミルクメラミン混入事件」²⁾を転換点として、化学投入物依存型農業の限界が社会問題化する中で、「緑色食品」³⁾認証制度が食品安全担保の主要メカニズムとして再構築され、注目を集めてきた。この制度的革新は、都市中間層を中心に「緑色食品」市場を年率18%で成長させている。

中国における「緑色農業」の政策的課題は、単なる環境対策ではなく、文明存続の条件としての必然性を関連している。この背景には、3つの構造的危機が相互に連鎖している。

第一に、環境的制約が農業生産基盤を脅かす状況が顕在化している。前述したように、2014年に公表された全国土壌汚染調査では、全調査地点の19.4%が環境基準を超過し、とりわけ耕地の2.5%（約330万ha）が重金属汚染により耕作不適と判定されている（国土資源部（2014））。華北平原地帯では地下水涵養量の150%をくみ上げて過剰揚水が持続し、漏斗状地下水枯渇域が7万km²に拡大しているとされる（水利部（2023））。

第二に、食品安全を巡る社会的信用危機が都市中間層の消費行動を変容させている。表3を参照すれば、中国消費者協会が2023年に実施した消費者調査では、都市住民の82%が残留農薬を最大の懸念事項としてあげていることがわかる。その一方で、緑色食品市場は年間18%の成長率を示し6,000億元規模に達している。また、緑色食品の認知度もかなり高いことが読み取れる。

- 1) 「緑色農業」とは、日本の「環境保全型農業」に近い概念であり、農業と環境との調和が優先される農業の在り方である。
- 2) 「粉ミルクメラミン混入事件」とは、中国において有害物質メラミンが混入した粉ミルクを飲み、多数の乳幼児が腎臓結石になった事件である。中国国家品質監督検閲総局によれば、調査を実施した原料粉乳メーカー109社のうち22社の製品からメラミンが検出されたとの報道がある。
- 3) 「緑色食品」とは、「持続可能な生産原則に基づき、特定の生産方式で生産され、なお、認証機構の認証によって緑色食品のマークを使用することを許可された汚染されていない安全、優良な品質、健康的な食品」と定義される。

表3 中国消費者協会が2023年に実施した消費者調査結果

| 調査項目 | 結果 | サンプル規模 |
|------------|----------|------------------------|
| 残留農薬の懸念比率 | 82% | 全国30省の都市消費者 30,000名 |
| 緑色食品の認知度 | 75.4% | 全国30省の都市消費者 30,000名 |
| プレミアム価格許容度 | 平均+28.5% | 全国30省の都市消費者 30,000名 |

(資料)中国消費者協会(2023)に基づいて筆者作成。

第三に、国際的環境規制が貿易構造に影響を与えており、EUの「Farm to Fork戦略」に代表される環境基準の高度化は、中国農産物輸出の15%に基準違反リスクをもたらしている。

こうした中国が直面する環境にかかわる構造的課題を改善し、数量重視から品質重視への大きな転換を図るため、国家戦略として登場したのが「緑色農業」である。そこで本稿では、緑色農業の概念的枠組み、国際的文脈における位置づけ、中国特有の発展経緯と政策動向、現状と課題を体系的に分析し、この分野の研究の基盤を構築することを目的とする。

2. 中国における「緑色農業」の実相

中国における「緑色農業」は、日本では環境保全型農業と呼ばれ⁴⁾、農業の生産活動において環境との調和を図りながら、持続可能な形で農業経営を行う体系的なアプローチである。これは単なる「環境にやさしい農業」とい

4) 日本において「環境保全型農業」が重視される背景としては、戦後の日本農業において発生した環境負荷の増大と農業の持続可能性への懸念がある。戦後の農業近代化は、食料自給の確保や経済成長に大きく貢献したが、その一方で、農薬・化学肥料の多用、水質汚染、土壌劣化、生物多様性の喪失といった負の側面を引き起こしたのである。これは、まず、1970年代から80年代にかけて、河川や湖沼での赤潮発生、水道水の水質悪化など、農業由来とされる農薬・化学肥料の流出が問題視された。次に、農村地域の過疎化と高齢化が進行したことで、耕作放棄地が増加し、農地の管理が困難になる事態が各地で起こった。これに対し、地方自治体やJAは担い手育成や一次産業の再編を進めるとともに、環境保全型の

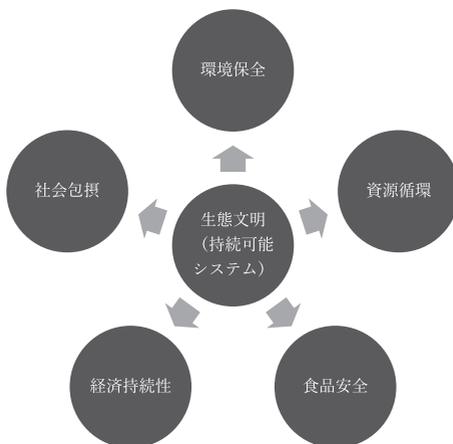
う一面的な表現ではなく、農業が有する経済性・生産性・環境保全・地域資源循環・社会的共生などの複数の要素をバランスよく結集させることを目的とするものであり、積極的に環境を保全・再生する役割を農業に与える点に意義がある。

図1は、中国の緑色農業を「社会—生態システム」として可視化したもので、5つの核心要素（環境保全・資源循環・食品安全・経済持続性・社会包摂）が含まれている。特に、中国共産党第19回大会で提唱された「生態文明建設」の3大理念（緑色発展・循環発展・低炭素発展）に対応して配置されている。

環境保全は、「農業緑色発展5大行動」の第1行動「耕地品質保全」に直接対応している。資源循環では、「種養結合（耕畜連携）」政策が反映されて

営農を通じて地域景観の維持や里山保全を図る取り組みを推進している。たとえば、里山保全活動を通じて間伐材を活用した肥料づくりや、生態系保全を目的とした水田の一時湛水などが行われ、農地そのものを地域の環境資源ととらえ直す動きが広がっている。さらに、1999年の中央農政審議会答申では、農地は景観保全、水源涵養、地球温暖化防止、緑地空間の提供といった機能を担っており、これらを維持するための持続的農業を推進する必要性が謳われた。これを受けて、環境保全型農業直接支払い交付金制度が2009年に創設され、農家が環境保全活動を実施する際に財政支援を受けられる仕組みが整備された。消費者の側でも、食の安全や安心、環境への配慮を重視する声が高まっている。2000年代以降、BSEや中国産餃子の農薬混入事件など食品安全をめぐる不安が相次いだことで、有機JAS認証取得やエコファーマー制度の認証取得を促す動きが強まった。有機JAS認証を受けた農産物は、国内外の消費者から一定の信頼を得て高い付加価値を有しており、市場規模は年々拡大傾向にある。エコファーマー制度も、環境保全意識の高い都市消費者向けに環境負荷低減技術を実践していることをアピールする指標として機能している。また、地方創生や6次産業化の視点からも、環境保全型農業は重要視されている。農林水産省は「地産地消」や「食」を通じた地域活力創出を推進しており、環境保全と地域ブランドの構築を両立させる取り組みを支援している。たとえば、農村地域での体験型ツーリズムと農産物直売所の連携、地元資源を活用した加工品開発などにより、地域外からの観光客や都市部消費者を呼び込み、地域経済の活性化を図る事例が増えている。これにより、地域の若者が農業に魅力を感じ就農を検討するきっかけにもつながっている。技術面では、ICTやスマート農業の導入が進みつつあることも注目すべき点である。ドローンを活用した農薬散布や、土壌・作物のセンシング技術を用いた最適施肥などは、化学資材の使用量を抑えつつ生産効率を高める効果が期待されている。こうした技術革新は、大規模な農地だけでなく、中山間地域や離島を含む多様な農地形態に適用可能であり、環境保全と生産性向上の両立を目指す緑色農業の実現に寄与している。

図1 緑色農業の概念的フレームワーク



(資料)各種資料より筆者作成。

おり、2023年時点で全国に畜産糞尿処理施設が28万カ所建設された実績に基づく(国家発展改革委員会(2023))。食品安全の実現としては、「緑色食品」認証制度のA級・AA級の実現を目標とする。

このフレームワークは、第14次5カ年計画が求める「多目標協調」を具体的に表現している。中心の「持続可能システム」が「生態文明」と直結する構造は、「緑水青山は金山銀山」⁵⁾という指導思想を図解したものと言える。

「緑色農業」は中国独自の政策的・学術的用語として、以下の要素を統合した包括的概念である(LIU・RAVEN(2020))。まずは環境保全性である。これは、化学合成農薬・肥料の低減、水資源保護、土壤健康維持、生物多様性保全、農業廃棄物(稲わら、畜産ふん尿)の資源化を中核としている。次は、資源循環効率性である。これは、「種養結合(栽培と畜産の結合)」による養分循環(例:家畜ふん尿の堆肥化→農地還元)、省エネルギー技術、節水灌漑の推進を指している。また、製品安全性については、重金属、農薬残

5)「緑水青山は金山銀山」については、緑の水と青い山は良い生態環境を意味し、金の山と銀の山は多くの金額のGDPを意味する。環境を保護しつつ経済を発展させる意味である。

留、抗生物質等のリスクを厳格に管理した安全な農産物の生産（「緑色食品」「有機食品」認証制度が中核）である。さらに、経済持続可能性は、環境コストの内部化による長期的な農業経営の持続性確保と、高付加価値化による農家所得向上を目指していることである。最後に、地域適応性については、多様な気候・地形・社会経済条件に応じた技術体系の構築（例：華北の節水農業、江南の水田複合農業）を指す。

干ばつと水不足は、中国の農業発展を制約する重要な要因である。中華人民共和国農業農村部が発行した『中国郷村振興発展報告 2023』によれば、中国は「緑色農業」発展理念に則り、農業分野における深度節水・水利用管理を推進するとともに、乾燥地節水農業の発展に注力している。2023年までに、農業節水灌漑面積は5億9,100万ムー（約3,940万ha）を整備し、全国耕地面積の30.9%を占めるに至った。2023年には「緑色・高収量・高効率行動」と連動し、黄河流域及び北方干ばつ地域に43の節水重点県（節水増糧推進県）を設置した。全国土壌水分状況情報を12期発表し、春トウモロコシ・ジャガイモ・綿花・冬小麦向けの科学的灌漑技術ガイドラインを6期発行した。節水農業専門家指導グループ会議及びシンポジウムを開催し、乾燥地域における節水農業発展の施策を提言した。国家節水行動を深化させ、省水関連省庁間調整メカニズムに参画し、農業分野の節水・効率化を促進している。

中国政府は緑色農業を推進するため、いくつかの措置を実施し、その成果は『中国郷村振興発展報告 2023』に公表されている。

まず、化学肥料及び化学農薬の減量である。化学肥料及び化学農薬の減量、または効率化の持続的推進は、農業の品質・収益性向上にとって重要である。その核心的アプローチは、投入資材の厳格な管理による「源流浄化」、コスト削減・効率改善、特に化学肥料・化学農薬の削減と利用効率の向上にある。2023年、各地方政府は化学肥料農薬減量化行動を徹底して推進し、科学的施肥・防除理念の定着、技術革新の継続、対策の着実な実施を通じて、農業投入資材の削減において積極的成果を達成した。化学肥料及び農薬

使用量は継続的に低下し、施肥・散布構造の最適化が進展、施用方法が改善され、肥料利用率及び農薬利用率はいずれも41%を超えた。

また、家畜飼養廃棄物の処理、資源化を着実に推進し、循環型畜産の発展を促進するため、実態把握・耕畜連携強化・技術普及の3側面から施策を展開している。これは、実態調査の徹底、耕畜連携の推進、技術基盤の強化の3段階で推進している。例えば、全国的家畜糞尿資源化利用状況調査を組織し、糞尿削減処理と糞肥還元利用を中核に、利用率算定方法を全面改訂するとともに情報報告システムを調整することや、地域別・処理模式別の成分変動パターンを解明し、処理施設の稼働状態の把握を推進している。これにより堆肥の有効成分損失を低減し、全量の農地への還元を促進している。

さらに、作物残渣の野焼き規制と資源化総合利用と農業用マルチフィルムの適正使用と回収強化施策なども施行されている。

3. 中国における緑色農業の発展経緯：政策・技術・社会の相互作用

中国の緑色農業は、単なる農業技術的改良ではなく、環境危機への対応、食の安全への社会的要請、国家戦略の転換が交差するなかで段階的に形成されてきた。その発展は1990年代の萌芽期、2000～2010年代の制度的確立期、2010年代後半以降の加速期という3つの段階を経て、今日の包括的枠組みへと結実している。

発端は1990年代初頭の「食品安全危機」と「環境からの警鐘」にあった。改革開放後の化学農業拡大は食料増産をもたらした反面、太湖や洞庭湖での大規模な藍藻発生（1989～1992年）が水域富栄養化を顕在化させた。同時に、都市中間層の台頭が「残留農薬野菜」や「ホルモン剤使用畜産物」への懸念を深化させてきた。こうした「環境」と「安全」の二重圧力に対応するため、1990年に国家が主導する「緑色食品」認証制度が創設されたのである。これは化学投入品の制限と残留基準設定を中核とし、1992年には専門機関「中国緑色食品発展センター」が設立された。当時の認証は「A級」（減農薬・減化学肥料）と「AA級」（有機相当）に区分され、都市高所得層

向けのプレミアム市場形成の基盤となった。この段階では、欧米の有機認証を参考にしつつも、中国の小規模農業実態に合わせた「段階的移行」の思想がすでに存在していた。

2000年代から2010年代なかばにかけて、政策は「食品安全」から「生態系保全」へと軸足を拡大した。2006年の「農産物品質安全法」の施行は、生産プロセス全体の規制を強化し、2008年の「循環経済促進法」は農業廃棄物資源化を法制化した。背景には「科学発展観」理念の台頭があった。特に転機となったのは2015年の「化学肥料・農薬使用量ゼロ成長行動」である。当時のデータは中国の化学肥料と農薬の深刻な過剰投入が示されており、単位面積当たり化学肥料使用量は世界平均の3.6倍に達していた（国家発展改革委員会（2014））。この政策は地方政府に対し数値目標（2020年までに使用量の不増加）を義務付け、緩効性肥料補助や生物農薬開発支援の組み合わせを推進した。この結果、2020年までに化学肥料・農薬使用量は3年連続減少（累計マイナス8.3%、マイナス12.2%）という実績をもたらした（農業農村部（2021））。一方で、畜産糞尿の河川投棄や稲わらの野焼きといった「循環不全」問題が新たな焦点となり、種養結合（耕畜連携）モデルの実証プロジェクトが華北・華中で拡大していった。

2015年以降は「生態文明建設」の国家方針が農業政策を根本的に再定義した。2017年に発動された「農業綠色發展5大行動」は、耕地保全・節水・農薬投入減少する・廃棄物資源化・マルチ回収を体系化し、予算配分を従来の「生産補助」から「環境補償」へシフトさせた。例えば河北省では地下水涵養のため冬小麦作付面積を20%削減し、農家には1ha当たり9,000元の休耕補助を支給した（河北省財政庁（2018））。さらに2021年の「第14次5カ年計画」では「農業農村綠色發展」が独立章となり、GAP（優良農業規範）認証の義務化拡大やグリーン農業金融（金緑貸）制度が明文化された。気候変動対応も加速し、「2030年前炭素達峰行動方案」では水田メタン削減技術（間断灌漑）や家畜糞尿バイオガス化の目標値を設定している。

技術革新は各段階で政策実現を支えている。初期には認証制度を支える残

留農薬分析技術が中心だったが、2010年代以降は衛星リモートセンシングによる土壌診断（例：中国科学院開発の「耕地電子病歴」システム）やIoT節水灌漑が普及した。近年はブロックチェーンを活用した「绿色食品」のトレーサビリティ管理（アリババの「緑色サプライチェーン」プラットフォーム）やAI病害虫予測モデルが都市消費者との信頼構築に貢献している。ただし、こうしたハイテク技術は大規模農場や沿海部に偏在し、内陸の零細農家にはいまだ十分に普及していないという課題も残されている。

社会経済的要因も軌道を修正した。前述の「粉ミルクメラミン混入」事件や「腐敗肉」スキャンダルが消費者の安全意識を決定的に高め、2022年には绿色食品市場規模が6,000億元に達した（中国绿色食品センター）。他方で、農村の高齢化（農業就業人口の34%が60歳以上）が技術移転のボトルネックとなり、政府は「新型職業農民育成計画」で若年層の環境技術習得を促す試みを強化している。

このように緑色農業の発展は、環境制約への対応として始まり、食品安全への需要に後押しされ、最終的に「生態文明」という国家ビジョンに統合されるなかで、政策・技術・社会の3要素が相互に作用しながら進化してきたのである。

4. まとめにかえて ―緑色農業の社会的意義―

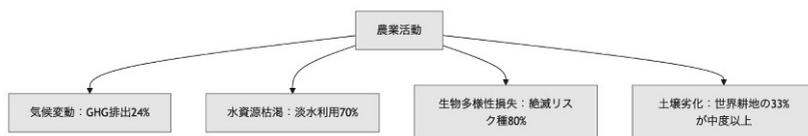
これまで農業は、食料の安定供給や経済的生産活動として主に位置づけられてきたが、地球環境の変化や資源制約、気候変動、生物多様性の損失といったグローバルな環境問題が深刻化する中、農業には環境保全や持続可能性への積極的な貢献が求められるようになった。

FAO (2023) の「The State of Food and Agriculture 2023: Revealing the True Cost of Food to Agrifood Systems Transformation」報告によれば、世界の農業システムは、人為的温室効果ガス排出の24%を発生し、淡水利用の70%を占め、そして生物多様性損失問題に直面している（図2）。中国においてこのジレンマは特に深刻で、世界の耕地面積の7%で全人口の

18%を養うという過剰負荷状態のもと、化学肥料投入量が世界平均の3.6倍に達するなど、環境収容力の限界が顕在化している。

前述した2014年に公表された全国土壌汚染調査では、全調査地点の19.4%が環境基準を超過し、とりわけ耕地の2.5%が重金属汚染により耕作不適と判定される事態は、従来の生産量偏重モデルがもたらした代償の大きさを如実に示している。

図2 農業がもたらす地球環境負荷の構造



(資料)FAO(2023)より筆者作成。

21世紀では、気候変動・生物多様性の喪失・資源枯渇という地球規模の危機が深刻化しており、農業はこれらの核心に位置づけられている。特に中国は世界最大の農業国として、食料安全保障と同時に深刻な環境負荷（化学肥料・農薬の過剰使用、土壌・水質汚染）という課題を抱えてきた。こうした中、中国政府は1980年代以降、数々の環境関連法規を制定し、2019年には「土壌污染防治法」を施行。これは土壌保全のための包括的かつ実践的な法制度であり、環境責任の明確化、モニタリング制度、資金支援制度などを盛り込んでいる。

このような法制度の整備と並行し、2000年代以降、中国では食品安全問題が深刻化した。2008年の粉ミルク事件を契機に、消費者の信頼を回復するため「緑色食品」認証制度が再構築され、都市中間層を中心に急成長。さらに近年では、EUの環境規制の強化など国際的圧力もあり、中国農業には「量」から「質」への転換が求められるようになった。これらの構造的課題に対応する形で登場したのが「緑色農業」である。

「緑色農業」は単なる環境配慮型農業ではなく、前述したように、環境保全・資源循環・食品安全・経済持続性・社会包摂といった複数の要素を統合

する体系的なアプローチである。第14次五カ年計画にも位置づけられ、中国共産党の「生態文明」理念を具体化する国家戦略として重視されている。

技術面では、化学肥料・農薬の使用削減、畜産糞尿の資源化、作物残渣の再利用、節水灌漑などが推進され、2023年時点で節水灌漑面積は全国耕地の約3割に達している。また、緑色農業の高度化に向けて、IoTやAI、ブロックチェーン技術による農業の可視化やトレーサビリティ強化も進んでいるが、これらの技術は沿海部に偏在しており、内陸農家への普及には課題が残る。

制度的には、1990年代の「緑色食品」制度創設に始まり、2000年代の「農産物品質安全法」や「循環経済促進法」、2015年の「化学肥料・農薬使用量ゼロ成長行動」、2017年の「農業緑色発展五大行動」などを通じて、持続可能な農業体系への段階的移行が進められてきた。河北省などでは地下水保全のために作付けを削減し、農家に環境補償を支給する制度も実施されている。

社会的側面でも、食品安全を求める都市中間層の需要が緑色農業を後押ししており、2022年には緑色食品市場が6,000億元に達した。一方で、農村の高齢化が進み、技術移転の停滞という新たな課題が生じており、政府は若年層農家の教育・育成にも注力している。

総じて中国の緑色農業は、単なる農業技術の革新にとどまらず、環境保全・食の安全・経済の持続性・国際的競争力の確保といった多次元の課題を統合的に解決しようとする国家戦略的取り組みである。今後もその展開は、中国の農業の将来像を左右する重要な鍵となるであろう。

こうした一方、中国における「緑色農業」の制度的整備と政策展開は広範囲に進んでいるが、実際の現場でこれをどのように具体化し、持続可能なビジネスモデルとして成立させているのかというミクロな視点からの実証研究は依然として不足している。そこで今後の研究では、実践的かつ成功例とされる農業企業「朝日緑源」の取り組みに焦点を当て、「耕畜結合」モデルの構造、技術、経済性、地域社会との関係を多角的に分析する予定である。

本研究の予定としては、現地訪問・企業インタビュー・統計データ分析・政策文書分析などを組み合わせることで、朝日緑源における緑色農業モデルの実効性を総合的に検討する。この研究は、緑色農業の具体的展開が、どのように政策と現場の間で整合性を持ち、持続可能性を確保しているのかを実証的に明らかにし、今後の中国農業政策に対する示唆を提供するものである。

参考文献

1. Food and Agriculture Organization of United Nations (2023) 「The State of Food and Agriculture 2023: Revealing the True Cost of Food to Agrifood Systems Transformation」
2. 国土資源部 (2014) 「全国土壌汚染状況調査公報」 (<https://www.gov.cn/foot/site1/20140417/782bcb88840814ba158d01.pdf>, 2025年5月27日閲覧)
3. JIANGUO LIU・PETER HRAVEN (2020) 「China's Environmental Challenges and Implications for the World」 『Annual Review of Environment and Resources』
4. 国家發展改革委員会 (2014) 「化学肥料過剰投入の実態データ」 『全国農業面源汚染状況調査報告』
5. 農業農村部 (2021) 『農業緑色發展報告 2021』
6. 河北省財政庁 (2018) 『地下水超採区耕地輪作休耕制度試点補助資金管理実施細則』 冀財規〔2018〕32号
7. 中国緑色食品發展センター (2023) 『中国緑色食品統計年鑑』
8. 王春涛 (2016) 「中国環境保護法の改正とその課題」 『環境法研究』 第44号
9. 白木 幹二 (2019) 「中国政府の新たな環境保護政策 ～「中華人民共和國土壌汚染防治法」の施行について～」 西日本シティ銀行
10. 環境省 (2020) 「中国の環境関連法制度の動向 (令和元年度報告書)」 (<https://www.env.go.jp/>, 2025年6月1日閲覧)
11. 中華人民共和國農業農村部 (2023) 『中国鄉村振興發展報告 2023』 中国農業出版社
12. 水利部 (2023) 『中国水資源公報』
13. 中国消費者協会 (2023) 『2023年中国都市部消費者食品安全意識調査報告』

(はん・はくりん／経済学研究科博士後期課程)

(おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2025年7月22日受理)

Development and Challenges of “Green Agriculture” in China

PAN Bolin

OSHIMA Kazutsugu

“Green agriculture” has emerged as a national strategy to improve the structural environmental challenges that China currently faces and to make a major shift from an emphasis on quantity to an emphasis on quality.

The purpose of this paper is to build a foundation for research in this field by systematically analyzing the conceptual framework of green agriculture, its position in the international context, its development history and policy trends specific to China, and its current status and challenges.

“Green agriculture” is not simply environmentally friendly agriculture, but a systematic approach that integrates multiple elements such as environmental conservation, resource recycling, food safety, economic sustainability, and social inclusion, as will be discussed in detail in this paper. It is also positioned in China’s 14th Five-Year Plan and emphasized as a national strategy to embody the Communist Party of China’s “ecological civilization” philosophy.

In terms of technology, reduction of chemical fertilizer and pesticide use, conversion of livestock manure into resources, reuse of crop residues, and water-saving irrigation are being promoted, and as of 2023, the water-saving irrigated area has reached about 30% of the nation’s arable land. In addition, to advance green agriculture, IoT, AI, and blockchain technologies are being used to enhance agricultural visualization and traceability, but these technologies are unevenly distributed in coastal areas, and there are still challenges in spreading these technologies to inland farmers.

Institutionally, a gradual transition to a sustainable agricultural system has been underway, beginning with the establishment of the “green food” system in the 1990s, followed by the Agricultural Product Quality Safety Law and Circular Economy Promotion Law in the 2000s, the “Zero Chemical Fertilizer and Pesticide Use Growth Action” in 2015, and the “Five Major Actions for Green Agricultural Development” in 2017. In Hebei Province and other provinces, a program to reduce crop planting to conserve groundwater and provide environmental compensation to farmers has also been implemented.

On the social side, demand from the urban middle class for food safety is also driving green agriculture, with the green food market reaching RMB 600 billion by 2022. On the other hand, the aging of the rural population and the stagnation of technology transfer are creating new challenges, and the government is also focusing on education and training of young farmers.

日本企業の中国進出の展開と課題

—「生産拠点」から「総合的事業領域」への転換—

LIU YE MO

大 島 一 二

1. はじめに

1978年の改革開放以降、中国は徐々に市場経済化を進め、国内経済の拡大とともに対外開放政策を推進してきた。これに呼応するように、海外からの直接投資が本格化し、日本企業もその潮流に乗って中国市場への進出を開始した。特に1990年代以降は、1992年の鄧小平の「南巡講話」を契機に開放政策が加速し、中国への外資導入が一段と進展し、なかでも日本企業の対中投資は第一次ブームを迎えた。これは、1985年のプラザ合意により、円高傾向が強まる中、多くの日本企業が海外生産拠点の確保を余儀なくされたことが重要な背景となっている。

この後、2001年には、中国は世界貿易機関（WTO）への加盟を果たし、多くの産業分野が外資に開放されたことを契機に、日本企業の対中投資額は再び急増し、第二次投資ブームが到来した。

さらに2009年からは、リーマン・ショックの影響で欧米市場への依存を見直した日本企業は、成長著しいアジア市場に活路を求め、当時経済発展が著しかった中国が有力な進出目的国となった（白明、2013）。加えて、中国国内の中間層・富裕層の拡大により、消費市場としての魅力も急速に高まり、第三次投資ブームが2009年から2012年にかけて発生した。

しかしながら、現在、このような急速な市場拡大と同時に、日本企業は新たな課題にも直面している。具体的には、中国国内における人件費の高騰、

キーワード：中国、外資企業投資、日系企業、生産拠点、総合的事業領域

現地企業との競争激化に加え、地政学的リスクの顕在化も無視できない要因として浮上している。特に、2012年に、日本政府が尖閣諸島（中国名：釣魚島）の国有化を決定したことは、日中関係を急速に悪化させ、大規模な反日デモや騒乱を引き起こした。これにより、多くの在中日系企業や中国進出を計画していた企業は深刻な打撃を受けた（陳晋，2014）。従来の「政冷経熱」という構図は崩壊し、政治関係のみならず経済関係も冷却化する結果となった。日本側の統計によれば、2013年の対中直接投資は前年比で約30%減少し、中国側の統計では、2014年上半期の日本からの投資がほぼ半減したとされる（丸川知雄，2014）。

こうしたなかで、中国の経済政策も大きな転換期を迎えた。鄧小平時代の「経済最優先政策」から、習近平政権下の「廉潔政治」政策への移行は、外資系企業に重大な影響を及ぼしていると指摘されている（緒方卓，2017）。加えて、米中対立の深刻化や新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、中国の経済・市場環境にさらなる変化をもたらしたと言える。しかしながら、14億人を超える人口を有する中国市場においては、旺盛な消費需要が依然として存在しており、外資系企業に大きなビジネスチャンスを提供し続けているのも事実である。

このように、中国市場は日本企業にとって「危機」と「機会」が共存する二面性を持つビジネス環境であるといえる。そこでは、人件費の高騰、現地企業との激しい競争、地政学的リスクといった多様な課題と、14億人を超える巨大な市場ポテンシャルが併存している。こうしたなかで、日本企業の対中進出に関する動機や経緯は、これまで多くの先行研究で取り上げられてきたが、その多くは2012年以前の時期を対象としている。しかし、2012年以降は、前述のように、尖閣諸島（中国名：釣魚島）をめぐる日中関係の悪化、経済政策の転換、地政学的緊張の高まり、さらに新型コロナウイルス感染症拡大による経済・消費活動の低迷など、企業活動に影響を及ぼす複数の環境変化が生じている。これにより、従来とは異なる新たな中国市場への適応戦略が日本企業に求められているといえよう。

こうした新たな局面を踏まえ、本稿の目的は、1990年代の第一次投資ブームから現在（2025年）に至るまでの日本企業による対中進出の動機、投資形態、主要産業の変遷、そして直面した課題とその戦略的対応を包括的に検討し、今後、具体的な進出企業の事例研究を進めるにあたっての基礎情報を整理し、とりまとめることである。とりわけ、人件費の上昇、地政学的緊張、新型コロナウイルスによる経済停滞といった複合的な圧力下で、日本企業が中国市場において、今後どのようなビジネスモデルを実施すべきなのか、さらに現地化戦略をどのように適応・進化させていくべきなのかを考察することを目指している。

2. 日本企業の対中進出の歴史の変遷と投資動機

1972年の日中国交正常化、そして1978年の日中間の「平和友好条約」の締結を経て、中国と日本は徐々に正常な政治交流を回復してきた。この一方で、経済面での交流は、1978年の中国の改革開放路線の実施が大きな契機となり、急速に推進された。日本企業による対中直接投資額は1980年代から急速に増加し、現在に至るまで、以下で述べるような異なる段階の投資ブームを経てきた。総じていえば、この半世紀にも及ぶ時間は、中国市場は日本企業にとって極めて重要な存在であったといえることができる。

ここではまず、日本企業の中国市場進出の歴史的経緯と投資動機について分析する。時期区分については研究者によって多少の相違が見られるが、ここでは主に白（2013）および丸川（2014）の研究を参考にしている。しかし、彼らの研究は主に2014年以前の段階までを対象としているため、本研究では2013年以降の段階を独立した時期として分析する。すなわち、日本企業の中国市場進出の経緯を、最初の投資ブームから現在まで、4つの主要な段階に分けて検討するものである。

2.1. 第一次投資ブーム（1993～2000年）：生産拠点としての拡大と停滞

1992年、鄧小平の「南巡講話」を契機として、中国経済は急速な発展期

に入った。この時期から、中国の対外開放政策はさらに拡大し、小商品や流通など第三次産業への外資導入も緩和された。これにより、1993年以降、中国国内における海外からの直接投資は急速に増加した。加えて、この時期は、前述のように、1985年のブラザ合意後、円高が進行する中で、日本企業もアジアにおけるコスト効率の高い生産拠点を模索していた時期でもあった。その中で、「安価かつ豊富な労働力」を有する中国は、日本企業にとって最優先の進出先となったのである。この結果、日本企業の中国進出はこの時期に本格化していった。

日本側の統計によると、日本から中国への直接投資は1990年代から急激に増加している。1990年代における投資のピークは1995年であり、中国側の統計では1997年がピークであった。この時期、直接投資の約20%が電機産業からの資金であり（丸川，2014）、事例としては、パナソニックや東芝などが、中国各地に製造会社を次々と設立した時期であった。

これら日本企業の主な投資動機は、基本的に「豊富かつ低廉な労働力」であった。調査によれば、当時の中国農村部の平均年収は日本の一般労働者の平均年収の132分の1にすぎず、給与水準の高い外資系企業であっても日本の約10分の1程度であった。それに対して、労働力の供給は過剰状態にあり、このような「豊富かつ低廉な労働力」が当時の日本企業進出の最大の誘因となったのである（徐，2006）。

しかし、この第一次投資ブームは、期を通じて必ずしも一貫して順風満帆という状況ではなかった。とくに、1997年のアジア金融危機はアジア各国に大きな打撃を与え、中国への投資も一時的に減速した。また、日本の金融機関は深刻な問題に直面し、中国における業務縮小を余儀なくされた。さらに、日本の電機メーカーは、この時期になると中国の現地競合企業の想定を超える急速な成長にも直面した。例えば、当時の中国の国内有名ブランドである「海爾（Haier）」、「美的（Midea）」、「TCL」、「康佳（Konka）」などが急速に台頭し、中国市場の需要に合わせた低コスト生産と低価格販売戦略によって、日本電機メーカーの市場競争力を急速に低下させた。その結果、日

本企業は大きな損失を被り（白，2013），日本の対中直接投資額も1997年から1999年にかけて大幅に減少するに至った。

2.2. 第二次投資ブーム（2001～2008年）：WTO加盟と「世界の市場」意識の台頭

前述したように，日本企業の対中国投資の第二次ブームは，中国がWTOに加盟した2001年から2009年までの時期である。第一次投資ブームと比較すると，第二次ブームはより長期にわたって継続した。中国側の統計では投資額のピークは2005年とされ，その後やや減少したが，日本側の統計によれば投資額は引き続き増加を示している。

この投資熱を支えた主な要因は，中国経済の急速な成長と，WTO加盟後に進展した外資企業への市場開放政策であった。自動車産業や小売業といった，それまで外資に閉ざされていた分野が開放され，年間の投資額は急増し，日系企業の進出企業数も従来に比べて大幅に増加した。特に，自動車産業はこの時期に大きな成長を遂げ，本田，日産，トヨタなど日本の大手メーカーが相次いで合弁会社を設立し，自動車部品，プラスチック，鉄鋼など関連分野への投資も促進された（丸川，2014）。さらに，小売業も顕著な拡大を見せ，イトーヨーカ堂，伊勢丹，ローソンなどの日本のチェーン店が相次いで多店舗展開を行った（丸川，2014）。

同時に，中国経済の加速的発展は，多くの外資企業に中国市場の潜在力を認識させ，中国市場を直接的なターゲットとする動機を強めた。すなわち，低コスト輸出のための生産拠点から，急成長する中国国内市場を視野に入れた市場開拓への転換が進んだのである。中国はもはや単なる「世界の工場」ではなく，「世界の市場」として認識され始めた時期であった。

2008年のリーマン・ショックは各国経済に打撃を与えたが，中国は強力な内需刺激政策を実施することで経済の力強い成長を維持し，海外投資家への影響を一定程度緩和した（瀬口清之，2022）。とはいえ，広東省など輸出依存度の高い地域では多くの工場が閉鎖に追い込まれ，日系外資企業の数も

一時的に減少した（丸川，2014）。しかし，投資額は依然として増加傾向を示しており，日本企業の対中投資規模は拡大を続け，第三次投資ブームへと移行していった。

2.3. 第三次投資ブーム（2009年～2012年以降）：中国国内市場重視と新たなリスクの顕在化

2008年のリーマン・ショック以降，日本企業は欧米市場への依存を見直し，その重心を成長著しいアジア市場へと移行していった。それに加えて，中国の持続的な経済成長および内需拡大政策の推進により，中国は「世界の工場」から「世界の市場」へと一層発展することとなった。そのため，この時期に政治的緊張が高まったにもかかわらず，日本の対中投資は依然として高水準を維持していた。

その背景には，中国の経済成長に伴う国内中間層および富裕層の消費市場の急速な拡大がある。統計によれば，中国のGDP規模は2010年に日本を上回り，アメリカに次ぐ世界第2位となり，対外輸出入の総額においては米国を超えて世界第1位に達するに至った（陳，2014）。また，陳（2014）によれば，2008年時点の中国における富裕層人口（富裕層および新富裕層の合計）は，推計で約5億人に達していたとされる。このような巨大な消費市場は日本企業にとって極めて大きな魅力を持っており，中国の富裕層をターゲットとした新たな事業展開が進められたのである。

こうしたことから，拡大を続ける巨大な中国市場は，この時期の日本企業にとって主要な投資動機となっていた。第三次投資ブーム期においては，特定の主導産業が存在するわけではなく，むしろ投資が各産業分野に広がった点に特徴がある（丸川，2014）。さらに，多くの企業が中国市場向けに設計された製品やサービスの開発に注目するようになり，それらは現地市場に特化した形で提供された。そして，この時期における最大の変化は「三来一補」企業の終焉であり，その詳細は3で論じる。

しかし，この時期は，新たなリスクも段々顕在化してきた時期でもあっ

た。まず経済発展によって人件費は上昇を続け、労働力不足が日系企業にとって大きな問題となっていった。中国の都市部従業員の平均名目賃金は、1995年から2012年にかけて約9倍に上昇し、年平均の実質伸び率は10%を超え、それは日本企業の中国事業の収益を圧迫していることが明らかになっている（藤鑑，2014）。また、中国の急激な経済成長はしだいに減速し始めた。2011年まで約30年間、中国は年平均約10%の高成長を維持したが、2012年は7.8%、2013年は7.7%と13年ぶりに8%を下回った（陳，2014）。さらに、政治問題として、2010年の尖閣諸島/釣魚島問題に端を発し、2012年の国有化決定は日中関係を一気に悪化させた。これを契機に中国各地で大規模な反日デモや暴動が発生し、一部の日系企業が甚大な被害を受けた結果、「チャイナリスク」への警戒感が高まり、「脱中国」戦略を模索する動きも広がった（藤，2014）。

このように、日中関係の悪化、中国経済の減速に加えて中国現地企業との激しい競争環境の中でも、多くの日本企業がなお再投資・拡大を続けたのは、巨大な人口基盤と生活水準向上による消費構造の高度化が進み、依然として魅力的な巨大消費市場が存在したためである。こうしたなかで、日本企業は変化する市場ニーズに対応しつつ、新たな成長局面を展開することが求められている。

2.4. 新たな局面（2013年以降）：新たな経済構造への対応

この時期の中国市場は、かつての高成長期から明らかに変容し、経済成長率の鈍化が顕著となった。2012年以降、中国の生産年齢人口は減少に転じ、いわゆる「人口ボーナス」が終焉に近づいた結果、中国経済が長期的低下局面に入ることも懸念されている（藤，2014）。さらに、中国政府は投資主導型から消費主導型への経済構造転換を推進し、産業高度化、環境問題対策、自動化の導入を重点政策として掲げた。一方で、実力を備えた中国企業が台頭し、外国企業にとって競争環境は一層厳しいものとなっていることも無視できない。

この時期においては、人件費の上昇と人手不足が継続し、中国で商品を生産する競争力が弱められ、日本企業の対中投資の主な動機は「中国向け生産 (Made for China)」戦略に移行した (陳, 2014)。現地市場に適合する製品開発、マーケティング、販売能力の強化を通じて、拡大する中間層・富裕層をターゲットとした市場開拓が進められた。高い投資収益率は依然として魅力であり、多くの企業にとって中国は利益最大化のための重要市場であり続けた。

同時に、人件費の上昇や労働力不足に対応するため、産業用ロボットなどの自動化技術や、省エネ・生産性向上分野への投資が拡大した。事例としては、安川電機は、自動化・省力化ビジネスへの新たな取り組み、産業用ロボットの現地生産体制の強化を断行している (緒方, 2017)。また、政治リスクの軽減と市場浸透を目的として、中国企業との戦略的提携や合併事業が増加し、製品企画から販売、経営に至るまで事業プロセス全体の現地化が進められた。

しかし、2020年初頭に発生した新型コロナウイルス感染拡大は、日本企業の中国事業に深刻な影響を及ぼした。感染拡大に伴う厳格なロックダウン政策や物流の停滞により、多くの企業が供給網の混乱や利益減少を経験した。中国に進出する日本企業の数がかつて約2.5万社に達していたが、コロナ禍の影響を受けて2024年には1.5万社を下回る水準まで減少したとされる (柯隆, 2020)。帝国データバンクの調査によれば、2024年時点で中国に現地法人や生産拠点を有する企業は約1.3万社であり、これは新型コロナウイルスの感染拡大期の2022年と比べると約300社増加しているものの、感染症流行前の水準には回復していない (帝国データバンク, 2024)。

さらに、中国と米国の関係悪化に伴う米中貿易摩擦や安全保障上の対立が、日中経済関係における不確定要因として無視できない影響を及ぼしている。米中貿易摩擦は長期化が予想され、日本企業にとって中国への過度な依存はリスクとして再認識されるに至った。その結果、多くの企業は資産配分の見直しを迫られ、生産拠点を中国から東南アジア諸国へ分散させる「チャ

イナプラスワン」戦略や、一部の生産を日本国内に回帰させる動きを強めている（藤，2014）。

とはいえ、中国市場は14億人を超える人口を背景に、依然として巨大な消費需要を有しており、多くの日本企業にとって重要なビジネス機会であり続けていることも事実である。このため、輸出拠点としての機能を縮小させつつも、中国国内市場向けの事業を維持・拡大するという「選択的関与」の姿勢が鮮明となっている。

3. 日本企業の投資形態と産業構造の変化

3.1. 進出形態の変遷

1980年代以降の日本企業の対中進出形態は、大別して以下の3種に分類することができる。すなわち、「合弁企業」、「合作企業」、「独資企業」である。このうち「合弁企業」とは、内資と外資の両方が資金、建物、機械設備、土地使用権、工場所有権、技術などの資産を提供し、その価値評価に基づいて出資比率を決定する形態を指す（八木，2008）。これに対して「合作企業」は、中国側パートナーと協働する点では合弁企業に類似するが、外資側と中国側はそれぞれの権利、リスクおよび債務負担、さらに利益配分等については「合作契約」に基づいて定められる点が相違点である（徐，2006）。一方、「独資企業」は外資が100%出資する経営形態を指す。

日本企業の対中投資における進出形態は、時代ごとに大きな変容を遂げてきた。改革開放政策の開始当初である1980年代前半には、「合作企業」が主流を占めていた。当時の中国国内市場は実質的にはまだ閉鎖されている状態で、政府の産業政策において明確に位置付けられた場合に限って国内販売が可能であった（丸川，2014）。そのため、産業政策や外貨割当などの制約を受けないもう一つの事業形態が急速に普及した。それは日本語では「委託加工」、中国語では「三来一補」と呼ばれる形態である。いわゆる、海外の輸入業者が中国企業に原材料や部品を提供し、中国企業が加工・組立を行った後、完成品を再び輸入元に提供し、輸入元が中国の企業に加工代金を支払う

形態である(丸川, 2014)。その後, 1980年代後半から1990年代にかけては「合弁企業」が徐々に増加し, 2000年代初頭にかけては前述した「三来一補」企業および合弁企業を中心とする進出形態が主流を占めていた。当時は外資単独出資に対する制度的制約が依然として強く, 関税や法規制の回避を目的として, 中国現地企業との合弁が不可欠であった。また, 当時の日本企業の中国進出は主として輸出拠点としての性格が強く, 労働集約型産業(繊維, 電気製品組立など)を中心に展開されていた。

こうした状況は, 2001年の中国のWTO加盟を契機として大きく変化した。2002年, 中国政府は「独資企業であっても国内で自由に売買できる」という政策を導入し, 外資企業への参入規制が大幅に緩和され, 外資単独出資が拡大し, 単独出資の日本企業が一気に増加した(白, 2013)。これに伴い, 日本企業も合弁から単独出資へのシフトを進め, 自主的な経営管理の強化と高度な技術移転を可能とした。また, 2008年に広東省政府は「加工貿易の転換とグレードアップに関するいくつかの意見」を公表し, 2012年までに法人格を持たない委託加工工場を転換させる方針を示したため, 三来一補企業は合弁企業や外資単独出資企業, あるいは国内資本の有限会社・株式会社への転換を迫られることとなった(丸川, 2014)。

さらに, 前述したように, 2010年代以降, 日本企業の投資動機は輸出志向から内需志向へと転換し, 現地市場攻略の色彩を強めた。特に自動車産業, 小売業, ICT, 金融などBtoC分野への進出が顕著であり, 投資形態としても合弁や戦略的提携の重要性が再び高まった。現地企業とのアライアンスは, 単に資本関係にとどまらず, 技術開発や市場ネットワークの補完といった戦略的側面を帯びるようになった。加えて, 新型コロナウイルスの感染拡大を契機に, 「チャイナプラスワン」戦略が加速し, 現地法人の再編や撤退, さらには東南アジアへの移転や日本国内への生産拠点回帰といった多様な再配置が進行している。

3.2. 主要産業における投資動向

日本企業の中国における産業分布は、当初の製造業偏重から大きな変化を遂げている。1990年代から2000年代初期には、「世界の工場」としての中国を背景に、繊維・衣料、玩具、食品加工といった労働集約型産業が中心であった。その後、電気機械、電子部品、一般機械などへの投資が増加し、とりわけ自動車産業は合弁形態を通じて急成長した。トヨタ、ホンダ、日産など主要メーカーの進出は、サプライチェーン全体の拡充を促し、多数の部品メーカーが中国に集積する契機となった。

中国のWTO加盟（2001年）や中間層の拡大を背景に、輸出志向から「中国市場向け生産」へのシフトが加速した。これにより、自動車部品、精密機械、ロボット産業、環境関連機器など、日本が強みを持つ技術集約型産業への集中が進んだ。また、中国政府による環境規制の強化を受け、省エネルギー技術や再生可能エネルギー関連技術に対する需要が急速に拡大し、日本企業にとって新たな成長機会となった。

さらに2010年代に入ると、製造業と卸売業の割合は減少傾向にあるものの、依然として主要な産業であるが、サービス産業の存在感が急速に高まった（帝国データバンク、2024）。小売業（イオン、ユニクロ、ローソンなど）、外食産業、物流、金融、保険、ICT分野への進出が加速し、特に都市化の進展や消費者価値観の変化に応える形で多様化が進んだ。近年では医療・介護、ITサービス、教育、デザイン、コンサルティングなど知識集約型分野にも関心が拡大しており、中国市場は単なる「生産拠点」から「総合的な事業フィールド」へと転換しつつある。

3.3. 地域的重心の変遷

これまでの中国経済の分析によれば、現在の中国において形成されている五大経済圏は、「環渤海経済圏」、「京津冀（北京・天津・河北省）経済圏」、「長江デルタ経済圏」、「珠江デルタ経済圏」、「内陸部経済圏」である。これまで外資企業の進出動向は東部に偏重しており、西部地域への進出は限定的

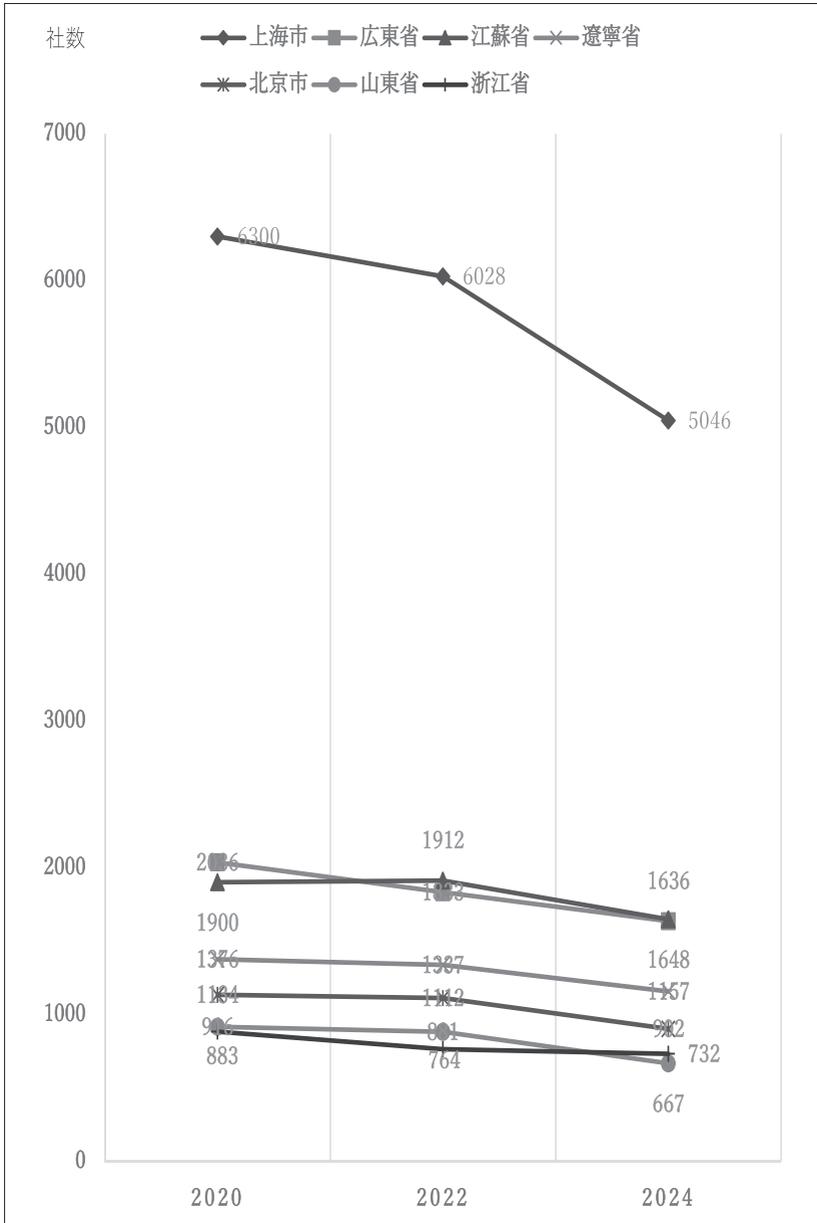
であった。日本企業の対中進出も当初は東部沿海都市を主な対象として展開されてきた。

1980年代後半においては、日本の対中投資は、安価な労働力が豊富な環渤海経済圏（主要都市としては遼寧省大連市、遼寧省瀋陽市、山東省青島市、山東省煙台市等）に集中していた。1990年代に入ると、前述した「三来一補」の台頭と発展に伴い、日本の対中投資は大連を中心とする遼寧省のみならず、珠江デルタ経済圏（主要都市としては広東省広州市、広東省深圳市、広東省東莞市等）にも拡大していった。一方、1992年以降は、長江デルタ経済圏（主要都市としては上海市、江蘇省蘇州市、浙江省杭州市等）の上海市を中心とする地域において日本企業の投資ブームが発生した。上海市を中心とするこの地域は、環渤海地域や珠江デルタ地域を上回る投資先としての吸引力を示すようになった。したがって、1990年代以降、日本企業の対中投資には、珠江デルタから長江デルタへと「北上」し、環渤海地域から長江デルタへと「南下」という「北上南下」の傾向が見られたのである（廖婉婷, 2014）。

2000年代に入ると、上海市を中心とした長江デルタ経済圏の重要性が急速に高まった。外資誘致政策や都市インフラ整備が進み、自動車、電子、機械産業の集積地として発展した。江蘇省蘇州市、江蘇省無錫市、浙江省杭州市といった都市は、ハイテク製造業とサービス業の拠点として多くの日系企業を引きつけた。徐（2006）は、「長江デルタ地域最大のメリットは、製造拠点だけでなく、国内販売の拠点としても視野に入れることができる点にあるからである」と指摘する。さらに、中国はWTO加盟以降、外資への開放が加速され、小売業（イオン、ユニクロ、ローソンなど）、飲食、サービス業などの第三産業が、上海市の中心部に数多く進出した。

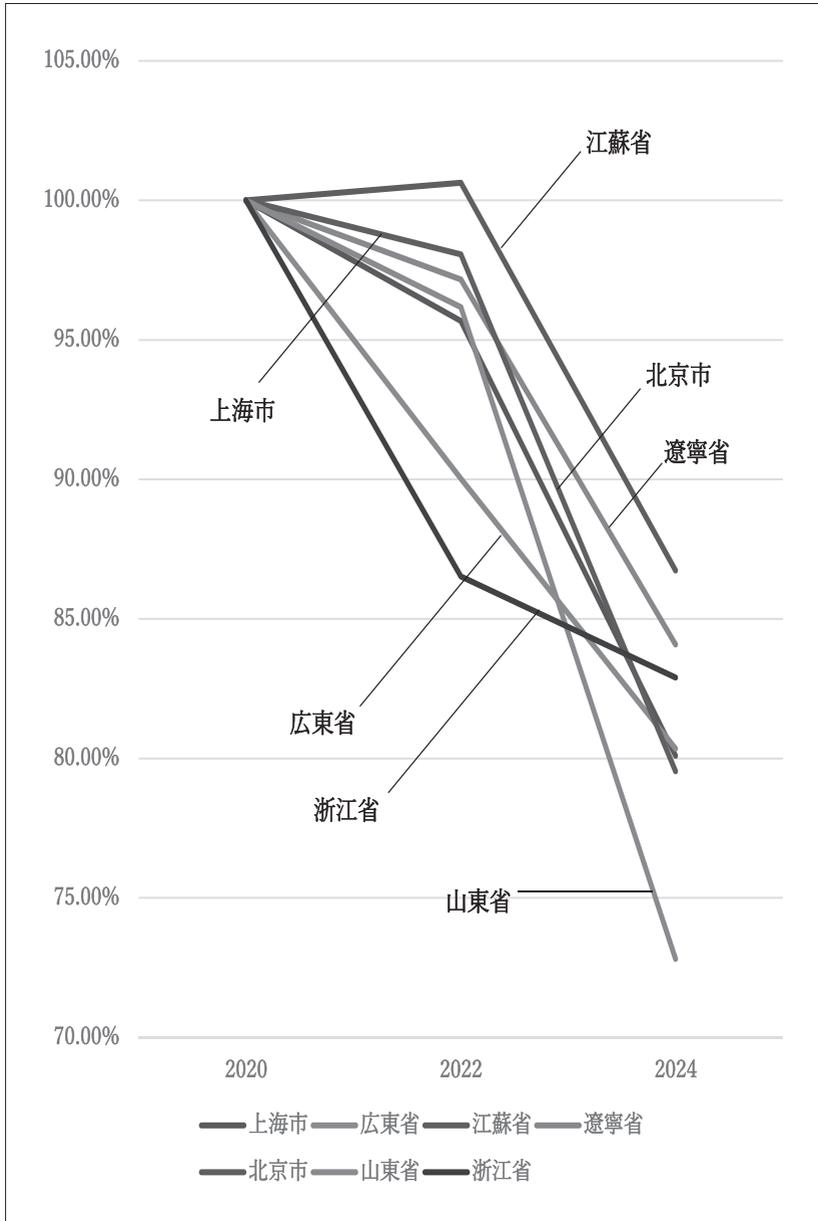
しかし、新型コロナウイルスの感染拡大以降、日本企業の進出企業数は沿岸地域で減少し、内陸地域で増加する傾向が目立つ。このうち、進出企業数ベースでは「上海市」の減少幅が最も大きい。帝国データバンク（2024）によると、上海市の日本企業数は、2022年の6,028社から5,046社と、2年間

図1 地域別の日系企業進出動向



資料：帝国データバンク(2024)をもとに筆者作成。

図 2 進出者数:2020 年調査を 100 とした場合の地域別の推移



資料: 帝国データバンク(2024)をもとに筆者作成。

で982社・16.3%と大幅に減少し、2020年から2022年の272社減を大幅に上回る減少となった。図1、図2に示したように、中国沿岸部の大都市で減少傾向が顕著だった。特に「山東省」の減少幅が大きく、約3割の減少となった。一方、増加したのは「陝西省」(79社→80社)など3地域に過ぎず、いずれも中国西部・西北部地域であった(帝国データバンク, 2024)。

4. 日本企業が直面する主要課題とその戦略的適応

4.1. 営業コストの上昇と「脱中国」論

前述したように、2011年以前の30年間、中国経済の成長率は非常に高い水準を維持してきたが、2012年以降、経済成長は減速傾向を示している。中国の実際のGDP成長率は前年比で年々低下する傾向を示しており、2012年の前年比7.8%から2024年には5.0%まで低下した(Worldbank, 2025)。一方、人件費のコスト上昇により、中国で事業を展開する多くの日本企業は利益の減少にも直面している。中国の平均賃金は2011年までの5年間で倍増し、最低賃金は2014年から2018年の間に年約20%上昇している(関満博, 2016)。この傾向は、特に労働集約型産業の収益性を著しく圧迫しており、多くの企業がコスト削減策は限界に達していると指摘している。同時に、中国の労働年齢人口(15歳から59歳)の増加は2012年から停滞し、その後は逆に減少する傾向にあり(Worldbank, 2025)、これは高経済成長と低労働コストを支えてきた「人口ボーナス」の時代が終了したことを示している。この結果、人件費上昇圧力と労働者不足はさらに深刻化し、これと並んで原材料費の上昇も、全体的なコスト増大の一因となっている。

つまり、人件費の上昇や労働力不足といった大きな課題の顕在化により、中国製造業の優位性は大きく低下し、中国では日本企業を含む多くの外資系企業が製造業から非製造業への投資へとシフトが顕著となっている。帝国データバンク(2024)の調査によれば、中国に進出している日系企業のうち、製造業は2年前と比べるとやや増加しているものの、全体的な傾向とし

ては2012年以降減少傾向にある。それに対して、金融・保険、建設、小売、サービス業などの非製造業は増加傾向が見られる（表1参照）。また、投資

表1 業種別の動向

| 前回調査から「増加」した業種 | 2024年 | | 2022年 |
|-----------------|-------|------|-------|
| | 社数 | 22年比 | 社数 |
| 1 機械器具卸売業 | 1,209 | +53 | 1,156 |
| 2 その他の卸売業 | 1,328 | +36 | 1,292 |
| 3 総合工事業 | 113 | +35 | 78 |
| 4 専門サービス業 | 406 | +35 | 371 |
| 5 広告・調査・情報サービス業 | 1,057 | +33 | 1,024 |
| 5 金融・保険業 | 414 | +33 | 381 |
| 7 設備工事業 | 168 | +31 | 137 |
| 8 不動産業 | 209 | +22 | 187 |
| 9 一般機械器具製造業 | 1,162 | +19 | 1,143 |
| 10 電気機械器具製造業 | 731 | +18 | 713 |

| 前回調査から「減少」した業種 | 2024年 | | 2022年 |
|---------------------|-------|------|-------|
| | 社数 | 22年比 | 社数 |
| 1 繊維・衣服・繊維製品卸売業 | 757 | △32 | 789 |
| 2 その他の製造業 | 703 | △19 | 722 |
| 3 化学工業、石油製品・石炭製品製造業 | 398 | △13 | 411 |
| 4 各種商品卸売業 | 194 | △10 | 204 |
| 5 飲食物品卸売業 | 341 | △6 | 347 |
| 6 繊維工業、繊維製品製造業 | 310 | △5 | 315 |
| 6 皮革・同製品・毛皮製造業 | 26 | △5 | 31 |
| 6 飲食店 | 79 | △5 | 84 |
| 9 ゴム製品製造業 | 115 | △4 | 119 |
| 9 農業・林業・漁業 | 17 | △4 | 21 |

注：2022年調査より「増加」した業種(上)、同「減少」した業種(下)を示す。

資料：(帝国データバンク, 2024)に基づいて筆者作成。

総額の面から見ても、2005年には製造業が投資総額の約70%を占めていたが、2015年にはその割合が約40%にまで低下し、その一方で第三次産業の比率は25%から60%へと上昇している（高村幸典・大島一二，2024）。

同時に、中国に進出している一部の製造業企業は、事業のサービス化方針への転換を進めている。例えば、上海三菱電機は2015年に経営戦略に大きな変更を行った。具体的には、同社は「製造型企業」から「事業のサービス化」へと転換し、保守・メンテナンス事業の強化を図る一方で、経営方針も「規模拡大」から「品質と効率の追求」へとシフトしている（緒方，2017）。

4.2. 地政学的リスクと規制・制度変化への対応

1972年の日中国交正常化が、日本企業が中国に進出する上で決定的な前提条件であったように、日本企業の対中投資行動においては、日中間の政治関係は極めて重要な要因となっている。前述したように、2010年以降の日中関係の悪化は、中国に進出する日系企業に損失をもたらし、対中投資に対するマイナスの影響を与えている。「チャイナリスク」が改めて意識され、日本の一部においては「脱中国」の声が高まった。

近年では、日中関係にとどまらず、むしろ米中対立の激化が最大の不確実性要因として現れている。米国によるハイテク分野の輸出管理や投資規制は、中国市場に深く関与する日系企業にも間接的に波及し、特に半導体や通信機器など高度技術を扱う企業にとって深刻なリスクとなり得る。また、中国における経済ナショナリズムの台頭や、規制・行政手続きの不透明性、さらには外資企業に対する監視強化も、事業環境の不安定性を高めている。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大対策のため、中国政府が厳しい封鎖政策を実施したことは、日系企業を含む多くの外資企業に直接的な打撃を与えた。これらの要因で、日本国内では「中国への依存」を認識し、「脱中国」論が拡大した。その論調を裏付ける一つの根拠が、日本からASEAN諸国への投資額が大幅に増加し、投資の重心が中国からASEANへとシフトしつつある点である。

しかし、日本企業全体の対中投資動向から見ると、完全に中国から離脱する可能性は低いと言える。それは、日本企業にとって、中国は依然として巨大な消費市場であり、大きなビジネスチャンスでもあるからである。むしろ「脱中国」というより、日本企業は利益を最優先に、より低い労働コストを獲得する方法を模索している。その結果、一部の企業が中国市場から撤退し、人件費がより安い国や地域への進出が増加する結果となっている。すなわち、ベトナムやタイなど東南アジア諸国に生産・投資を分散させつつも、中国市場での販売・研究開発機能は維持あるいは強化するという、いわゆる「チャイナプラスワン」戦略であり、現実的な対応であるといえる。これは、リスク分散を図りながらも、巨大かつ成長を続ける中国市場を無視できないという、日本企業の戦略的判断を示している。

4.3. 現地化戦略の深化

ここまで述べてきたように、日系企業の中国進出は、当初「生産拠点」の構築という色彩が強かったが、近年では中国市場を最重要な消費市場の一つとして位置づける方向へと転換している。この変化は、単なる製造や輸出のための現地拠点から、現地社会に深く根差した経営体制への移行、すなわち現地化戦略の「深化」として特徴づけられる。しかし、現地化の進展は必ずしも十分ではなく、多くの課題がまだ存在する。

まず、人材不足および駐在員依存の問題は根強い。齋藤幸則・大島一二(2017)の研究によれば、多くの日系企業が「現地人材の育成が進まない」(44.0%)、「幹部候補の採用が困難」(42.0%)、「現地人材の能力・意識が低い」(39.6%)を現地化の主要な課題として挙げている。また、人事制度についても、日本企業は中国市場や文化的背景に合わせるのではなく、日本型制度をそのまま適用する例が少なくない。例えば、関係者へのヒアリングによると、日本の有名百貨店は中国進出初期において、従業員研修を完全に日本の礼儀や規則に基づいて実施したとされる。こうした人材面での本格的な現地化の遅れは、経営、調達、販売など複数の領域において負の影響を及ぼ

している。

さらに、現地市場への適応力の弱さも深刻である。齋藤・大島（2017）が指摘するように、人材問題に加え、現地市場における企画・マーケティング力や、現地ニーズに即した製品・サービス開発能力の不足も課題である。加えて、言語や文化の差異は現地化の大きな障害である。これは日中間の差異のみならず、中国国内の地域差にまで及び、言語、食文化、生活習慣の多様性は、企業が事業を全国展開する際の大きな課題となる。

もっとも、こうした課題を抱えつつも、多くの日本企業は中国市場の重要性を強く認識し、現地化を深化させ競争力を高めるために次の三つの戦略を展開している。

(1) 市場戦略の深化。「現地市場での売上増加」を重視し、単なる輸出型の「メイド・イン・チャイナ」から、現地ニーズに応じた「メイド・フォー・チャイナ」への明確な転換を進めている。安川電機は中国企業と提携して自動化・省力化に資する産業用ロボットを生産し、オリンパスは拡大する中間層に向けて高品質な医療ソリューションを提供している（緒方，2017）。また、サントリーは味、価格、流通チャネルを調整し、専用リターナブル瓶を導入することで大衆ビール市場においてシェアを拡大するという戦略を示した（高元昭紘，2002）。

(2) 現地パートナーとの協働の深化。自動車産業における合弁成功例に見られるように、日系企業は有力な中国企業との提携を通じて市場拡大を模索している（緒方，2017）。こうした提携は、労務管理や流通ネットワークへのアクセス、経営資源の共有にとどまらず、政治的リスクの分散にもつながる。

(3) 人材の現地化と育成の深化。日本人駐在員への依存を減らすため、現地人材を積極的に登用・育成する動きが広がっている（劉新宇，2012）。企業は中国人管理職やスタッフを積極的に採用・昇進させ、責任ある役割を与えると同時に、本社従業員と同等の公正な処遇を実現しようとしている（劉，2012）。また、日本の制度をそのまま移植するのではなく、中国の現地

事情に適応した人事・労務管理制度を構築し、効果的なインセンティブ設計と長期的な人材育成を確保することが極めて重要視されている。

このように、日本企業の現地化は依然として課題を抱えながらも、市場戦略、現地パートナー活用、人材育成という三つの側面から着実に深化しているといえる。

5. まとめと今後の課題

本稿では、日本企業の中国進出の変遷を画期区分、投資形態、産業構造、そして直面する課題と戦略的適応の観点から分析することを目的としてきた。その結果、日本企業の中国進出は、単なる生産拠点の確保から、現地市場の需要に応じた戦略的進出へと徐々に変容してきたことが明らかになった。1980年代には、政府の規制や産業政策の制約下で合作企業や委託加工型が主流であったが、1990年代以降は合弁企業型、2000年代には外資単独出資型へと移行し、制度改革やWTO加盟などの外部環境変化に応じて柔軟に適応してきた。産業構造も同様に、労働集約型産業から技術集約型、さらにはサービス・知識集約型産業へのシフトが進み、中国市場は単なる「生産拠点」から「総合的事業領域」へと転換していることが確認された。

この一方で、こうした進出の過程では多くの課題が存在してきた。人件費上昇や労働力不足、原材料費増加などのコスト圧力は、特に労働集約型産業の競争力を低下させた。また、地政学的リスクや規制・制度の不透明性、米中対立や経済ナショナリズムの高まりといった外部環境の不確実性は、投資戦略や事業運営に直接的な影響を及ぼしている。こうした課題に対して、日本企業は単に撤退や「脱中国」を検討するのではなく、利益最大化とリスク分散のバランスを意識しつつ、現地パートナーとの提携や現地化戦略を深化させる形で対応していることが明らかになった。現地化戦略は、人材育成や管理職登用を通じて駐在員依存を減らし、現地ニーズに応じた製品・サービス開発や市場戦略の強化に結び付いており、これにより多くの日本企業は中国市場における競争力を維持し続けている。

こうした本稿から得られた知見は、今後の日本企業の中国進出戦略にも示唆を与えている。中国市場は依然として巨大な消費市場であり、製造・販売・サービス・研究開発を統合した総合的事業戦略を構築することが、持続的競争力の維持に不可欠である。また、デジタル技術や自動化、ICTの活用による生産性向上とコスト管理、そして東南アジア諸国への生産分散など、外部リスクを考慮した柔軟な戦略が求められる。加えて、現地人材の育成や文化・地域差に応じた組織運営は、現地化戦略の深化と事業持続性を高める重要な要素である。総じて、日本企業は過去の投資形態の変遷や課題への適応経験を踏まえ、中国市場を単なる生産拠点ではなく、戦略的かつ総合的な事業フィールドとして活用する方向へと進化しているといえる。

本稿の残された課題として、本稿で得られた日本企業全体の動勢についての知見をもとに、個別の企業、個別の業界がどのような戦略を実施してきたのか、さらに今後どのように展開していくのかについて、事例研究をもとに明らかにする点があげられる。本研究の次の段階では、こうした個別企業の事例研究をさらに進めていきたい。

参考文献

- 緒方卓（2017）「NAVIGATION & SOLUTION「政治最優先」へ変化する中国と日本企業の対応」『知的資産創造』, 25（10）, pp.116-129.
- 柯隆（2020）「ポストコロナ危機の日本企業のサプライチェーンのあり方」東京財団, 2020年5月7日, <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3402>,（2025年8月16日参照）
- 齋藤幸則・大島一二（2017）「中国進出日系企業における経営現地化の現状と課題」『桃山学院大学経済経営論集』58（4）, pp.17-41.
- JETRO（2023）『中国の貿易と投資2023年版』日本貿易振興機構（ジェトロ）, 2023年11月1日, <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/gtir/gtir2023.html>（2025年8月16日参照）
- 徐陽（2006）「日本企業の中国進出と今後の展開—両国企業の現状と課題」『エコノミスト・ナガサキ：経済学研究科論集』12, pp.225-271.
- 関満博（2016）「中国構造転換期の中の進出日系中小企業：長江下流域（上海、蘇州、

- 無錫)の事情」『明星大学経済学研究紀要』48(1), pp.17-50.
- 瀬口清之(2022)「日中国交正常化50周年:日中経済関係の変遷—メディア報道が招いた誤解による損失と向き合う」『キヤノングローバル戦略研究所』2022年1月18日, https://cigs.canon/article/20220124_6506.html (2025年7月29日参照)
- 高元昭紘(2002)「中国市場におけるサントリー・ビールの経営戦略」『流通:日本流通学会誌』15, pp.98-111.
- 高村幸典・大島一二(2024)「日本企業の中国からの撤退:日系各社の事例を中心に」『桃山学院大学経済経営論集』65(4), pp.189-203.
- 陳晋(2014)「中国経済転換における日本企業のリスクとチャンスに関する研究:省エネと生産性アップ:日中企業協力の新しい道」『立命館国際地域研究』(40), pp.37-53.
- 帝国データバンク(2024)「日本企業の「中国進出」動向調査(2024年)」帝国データバンク, 2024年8月1日, <https://www.tdb.co.jp/report/economic/vgnx1vn1er/>, (2025年8月16日参照)
- 膝鑑(2014)「近年における日本の対中直接投資 影響要因,「脱中国」の虚実などについて」『岡山大学経済学会雑誌』46(1), pp.69-80. <https://doi.org/10.18926/oer/52736>
- 白明(2013)「日本企業の中国進出の経緯と課題:中小企業の視点をふまえて」『経済経営論集』名古屋学院大学大学院生協議会経済経営紀要編集委員会編.(16), pp.165-195.
- 丸川知雄(2014)「日本企業の中国事業:中国側との協力関係の変遷」『アジア研究』60(4), pp.56-72.
- 八木三木男(2008)「日系企業の中国進出」京都産業大学中国経済プロジェクト編.
- 廖婉婷(2014)「日本企業の対中投資の推移と特徴」『愛知淑徳大学現代社会研究科研究報告』10, pp.105-117.
- 劉新宇(2012)「中国ビジネス成功への鍵—中国における日系企業の現地化を考える」『日本貿易会月報オンライン』2012年7・8月号, <https://www.jftc.jp/monthly/feature/detail/entry-511.html>. (2025年8月25日参照)
- World Development Indicators. (2025, July 3). World Bank Group. <https://datacatalog.worldbank.org/search/dataset/0037712>. (2025年8月25日参照)

(LIU YE MO/YMLコンサル株式会社)

(おおしま・かずつぐ/経済学部教授/2025年9月13日受理)

The Development and Challenges of Japanese
Companies' Expansion into China
— Transition from “Production Bases” to “Comprehensive
Business Fields” —

LIU YE MO
OSHIMA Kazutsugu

This paper aims to analyze the evolution of Japanese companies' entry into China from the perspectives of historical phases, investment structures.

Industrial composition, and the challenges faced alongside strategic adaptations. The results reveal that Japanese companies' entry into China has gradually shifted from merely securing production bases to strategic expansion tailored to local market demands.

During the 1980s, joint ventures and commissioned processing models dominated under government regulations and industrial policy constraints. However, the 1990s saw a shift toward joint venture models, followed by wholly foreign-owned enterprises in the 2000s, demonstrating flexible adaptation to external environmental changes such as institutional reforms and China's WTO accession.

Similarly, the industrial structure has shifted from labor-intensive to technology-intensive industries, and further to service- and knowledge-intensive sectors. This confirms that the Chinese market has transformed from a mere “production base” into a “comprehensive business field.”

Concurrently, numerous challenges have emerged throughout this expansion process. Cost pressures, including rising labor costs, labor shortages, and increased raw material expenses, have particularly eroded the competitiveness of labor-intensive industries. Furthermore, external

uncertainties like geopolitical risks, regulatory and institutional opacity, U.S.-China tensions, and rising economic nationalism have directly impacted investment strategies and business operations. Rather than simply considering withdrawal or “de-Chinaization,” Japanese companies are responding by deepening partnerships with local partners and advancing localization strategies, while balancing profit maximization with risk diversification.

Localization strategies have reduced reliance on expatriate personnel through talent development and the promotion of local managers. This has led to enhanced product and service development tailored to local needs and strengthened market strategies. Consequently, many Japanese companies continue to maintain their competitiveness in the Chinese market.

外国人技能者における技能評価制度の実態

— 技能実習制度・特定技能制度における合格率格差 —

澤村 美喜
大島 一二

1. 本稿の課題

1. 1. 研究の背景

近年、在留資格「特定技能1号」で働く外国人技能者の間には、家族帯同の実現を目指して「特定技能2号」の取得を切望する動きが強まっている。しかし、受入れ企業が定着を期待して対策を進め、本人が繰り返し技能評価試験に挑戦しても、試験の難易度は高く合格に至らないことが多い。その結果、5年の在留期限に間に合わず帰国を余儀なくされる事例は少なくない。この状況は、両者の願望が結実しないだけでなく、現行の評価試験制度が現場で培われた技能や経験を十分に評価しきれていない可能性を示唆している。

周知のとおり、技能評価試験は、実務年数を重ねるごとに段階的に難易度が上がる仕組みとなっている。技能実習制度では、国家試験である「技能検定」と、厚生労働省職業能力開発局が所管する「技能実習評価試験」の二種類が設けられ、さらに、特定技能制度では「技能検定」に加え、分野別省庁が所管する「特定技能試験」が設けられている。これらの試験結果は在留資格の許可要件と直結する場合が多く、外国人技能者本人と受入れ企業の双方にとって極めて重要な意味を持つ。

しかし、技能実習制度における監理団体および特定技能制度における登録支援機関を運営する筆者（澤村）の実務的観察によれば、技能評価試験は、所管省庁・実施体制・試験難易度の点で職種間格差が顕著であるように思わ

キーワード：外国人技能者、技能評価制度、合格率、技能実習制度、特定技能制度

れる。さらに、業界ごとの人材不足の深刻さの違いを背景として、制度全体の一貫性が確保されているのだろうかという疑問も残る。こうした状況は、多くの外国人技能者にとって来日後に初めて認識され、その結果、職業選択に対する不満や学習意欲の低下を招く要因となっている可能性が高い。

それにもかかわらず、試験設計や難易度格差に関しては、是正に向けた分野横断的な検討が十分に行われているとは言い難い。したがって、2027年4月に刷新される特定技能制度および新たに施行される育成就労制度を目前に控え、制度的公平性の確保と持続的な運用を実現するためには、現状の実態を的確に把握し、問題点を抽出することが喫緊の課題となっていると考えられる。

1.2. 先行研究と目的

技能実習制度における技能検定に関しては、吉田美喜夫(2012)が、JITCOによる巡回指導のデータを用い、①技能検定の上位級が実施されない事例や認定プロセスの不透明さ、②職種ごとの評価体制のばらつきによる制度間・分野間で公平性の欠如について指摘している。また、柳田健太ほか(2019)は、宮崎県における技能検定の基礎級と随時3級の受験者数を業種別に比較し、建設分野では上位級試験の受験率が極めて低い一方、繊維・衣服分野では両級の受験者数が同数であり、業種によって技能実習3号への移行状況に差がある実態を明らかにしている。

さらに、技能検定の指導側に関する研究として、協田・齋藤(2022)が、「機械保全・電気系保全作業」、「電気機器組み立て・シーケンス制御作業」の職種において、配線手順の標準化、工具調整、自己採点の活用などが有効であると、実技試験の指導方法について分析している。同時に、模擬試験では高い成績が得られる一方、本試験では緊張により成績が低下する傾向がみられ、心理的支援の必要性も課題として指摘している。

以上の先行研究からは、評価制度の設計・運用と実務現場との間に一定の乖離が存在していることが読み取れる。しかし、職種間の実施体制や難易度

の差異が合格率にどのような影響を及ぼしているかに関する検証は管見の限り存在せず、制度的公平性や信頼性に関する議論は十分とはいえない。

そこで本稿では、試験制度と現場ニーズの乖離に注目し、公的統計と監理団体データの対照を通じて、「国家検定型/業界評価型の違い」および「実技試験内容の性質の違い」が、合格率格差を生むメカニズムを検証する。さらに、この検証を通じて、試験基準の均質化と受検機会の平準化に向けた制度設計の要点を提示することを目的とする。

1.3. 質問項目と仮説

本稿では、技能実習制度および特定技能制度における技能評価試験の合格率格差を分析対象とし、以下の疑問点（RQ）と仮説（H）を設定する。

RQ1：技能実習制度による試験実施主体の違いは、合格率格差を生み出しているのか？

H1：国家検定型は合格率が低く、業界評価型は高い。

RQ2：技能実習制度による実技試験内容の性質は、合格率にどのような影響を及ぼすか？

H2：「精度要求・課題複雑型」の職種は合格率が低く、「生活近接型」の職種は高い¹⁾。

RQ3：特定技能制度における技能評価試験は、技能実習制度と同様の傾向を示すか？

H3：「精度要求・課題複雑型」と「生活近接型」で、技能実習制度と同様の傾向を示す。

1.4. 研究方法

これらの仮説（H）を検証するために、四種の資料・データを用いる。第

1) 「精度要求＝数値誤差や品質基準の許容幅が小さい」、 「課題複雑＝工程数・図面読解・計測の有無」、 「生活近接＝日常的技能との親和性」と定義する。

一に、一般監理事業許可を受けている6つの監理団体（以下「A～F協同組合²⁾」という）の協力を得て、技能実習生の受検者数および合格率データを職種別に分析する。第二に、職種ごとの合格基準や受験費用、実技試験の内容や標準時間などを比較する。第三に、法務省出入国在留管理庁が公表する統計データを精査する。第四に、実際に技能検定や技能実習評価試験を受けた技能実習生と指導員の感想などを補足として参照する。

2. 技能評価試験の構造

2.1. 技能検定

技能検定は、職業能力開発促進法に基づく国家検定制度であり、労働者の技能を全国一律の基準で評価することを目的としている。2023年度には全国で約81万人が受検申請し、そのうち約36万人³⁾が合格している。実施主体は都道府県知事、運営は都道府県職業能力開発協会が担っている。

2.1.1. 技能実習制度における技能検定（国家検定型）

1993年の制度創設当初、技能評価試験が設定されていたのは17職種⁴⁾に限られ、その多くは「技能検定」であった。その後、段階的に対象職種は拡大し、2025年3月時点では91職種（うち技能検定55職種、技能実習評価試験36職種）にまで増加している。注目すべきは、追加された職種の多くが業界評価型による「技能実習評価試験」として導入された点である。職種の拡大は、日本の企業にとって制度の利用可能性を高めた一方で、業界評価の多様化が進み、職種間で格差を生じさせる要因ともなった。技能実習制度における技能検定は、入国後1年以内に「基礎級」、3年目以内に「随時3級」、5年目以内に「随時2級」（以下3つの試験を「随時試験」と総称す

2) 各監理団体の本店所在地/集計開始月/サンプル技能実習生数は次のとおり。A=岩手県/2014年11月/2,579人、B=東京都/2019年2月/409人、C=岐阜県/2014年8月/2,363人、D=岐阜県/2019年3月/1,746人、E=岐阜県/2022年8月/255人、F=三重県/2018年1月/989人

3) 厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室公表

4) 入国管理局「2003（平成15）年度実績評価実施結果報告書」データ参照。

る)を受検が義務づけられている。このうち、在留資格の次段階への移行要件とされているのは基礎級および随時3級であり、随時2級は任意的な位置づけとなる。

また、試験問題および指示文は、基礎級では「平仮名分ち書き⁵⁾+ヘボン式ローマ字」、随時3級・2級では「漢字かな交じり+漢字にルビ」の形式が採用されており、外国人受検者への配慮がなされている。

受検申請は監理団体を通じて都道府県ごとに行なわれるが、申込期間、検定委員(試験官)の選任、施設要件などの運用は職種間で異なる。試験の開催地は、都道府県別職業能力開発協会の専用施設、または受検企業が所有する施設・設備で実施され、職種によって実施形態が異なる。特に地方部では、地域産業の偏在により一部職種の試験が実施されない場合がある。また、試験会場が都市部に限定されることによって、アクセス格差が生じているとの指摘もあり、逆に過疎地域の受入れ企業が試験会場となる場合には、試験当日の協会職員の送迎を監理団体に要請されることさえある。

実技試験の試験官である「検定委員」については、専用施設や限られた職種では職能が配置する一方、企業所有施設を会場とする場合には、当該企業が「技能検定委員選考基準⁶⁾」を満たす者を推薦することが求められる。

2.1.2. 技能実習制度における技能実習評価試験(業界評価型)

技能実習評価試験は、前項で述べた技能検定に対応していない職種における技能評価の手段として位置づけられ、厚生労働省職業能力開発局長の所管のもと、各業界団体が試験の設計・運営を担っている。入国後1年以内に「初級」、3年目以内に「専門級」、5年目以内に「上級」を受験することが義務づけられ、移行要件も技能検定と同様である。試験問題や指示文の形式も

5) 語と語の間を開けた書き方

6) 基礎級：技能検定2級以上の合格者、または10年以上の実務経験を有する者等。
随時3級：技能検定1級以上の合格者で5年以上の実務経験を有する者、または技術・訓練系部門の課長職以上の者。随時2級：技能検定1級以上の合格者で15年以上の実務経験を有する者、または技術・訓練系部門の課長職以上の者。

多くの職種で技能検定に準じている。ただし、技能実習評価試験は各業界団体が設計から合否判定までを一貫して担っており、制度上は技能検定と同等に扱われながらも、職種ごとの運用差が大きい。試験内容や開催地は職種ごとに異なり、試験官については試験実施機関が派遣する仕組みが大半である。

2. 2. 特定技能制度における技能検定（国家検定型）

2019年に創設された特定技能制度は、即戦力となる外国人材の受入れを目的とし、現在16分野で受入れが可能となっている。制度は、技能実習制度の延長線上に位置づけられる「特定技能1号」と、家族帯同が認められる「特定技能2号」に分類される。

「特定技能2号」への移行要件の一つに、技能検定1級の合格がある。これは技能実習生が受検する随時試験とは異なり、職種ごとに年2回（前期・後期）実施され、日本人技能者も対象とする定期試験である。1級の受検資格は「実務経験7年以上、3級合格後4年以上、2級合格後2年以上」とされ、特に建設分野では技能検定1級が建設業法⁷⁾に基づく主任技術者の要件となるため定期試験の需要は高い傾向にある。

2. 2. 1. 特定技能制度における特定技能評価試験（業界評価型）

特定技能評価試験は、各分野の主管省庁の監督のもと、業界団体等の試験実施機関に委託されている。試験内容、実施頻度、開催地は分野ごとに異なるが、技能実習評価試験と同一の実施機関⁸⁾が担うことも少なくない。とりわけ人材不足が深刻な分野においては、海外での試験実施が積極的に展開されている。

すべての分野に共通して設けられている「特定技能1号評価試験」は、

7) 主任技術者の要件に、「技能検定2級合格後3年以上の実務経験」がある。（建設業法第26条）

8) 農業分野は全国農業会議所、漁業分野は大日本水産会、飲食物品製造分野は外国人食品産業技能評価機構、自動車整備分野は日本自動車整備振興会などが担っている。

「特定技能1号」への移行要件となっているが、技能実習生が分野を変更して転職する場合や、新規来日者が対象となる場合に限定⁹⁾される。一方、「特定技能2号」への移行は、より高度な「特定技能2号評価試験」の合格が必要であり、職種によっては技能検定1級との併用も認められるため、受検機会は相対的に広がっている。なお、特定技能評価試験の申込みは原則として外国人本人に限られている。

3. 合格率格差の要因分析

3. 1. 技能実習制度による試験実施主体の違い (RQ 1)

技能検定と技能実習評価試験には、いくつかの違いが存在する。たとえば、合格基準を例に挙げると、技能検定の場合は、実技60点以上、学科65点以上と定められている。検定手数料も全国標準額（実技18,200円、学科3,100円、計21,300円）と設定されており画一的である。一方、技能実習評価試験の場合、惣菜製造では「実技40%以上かつ60点以上・学科65点以上」と比較的柔軟な基準が採用されているが、建設機械施工（初級）では「実技60点以上・学科60点以上」と異なる基準が設定されている。さらに、実技・学科の試験料にも大きな開きがあり、農業は実技10,300円、学科5,100円、計15,400円と比較的安価であるのに対し、ゴム製品製造は実技44,200円、学科12,000円、計56,400円と高額である。さらに、ゴム製品製造の他、紡績運転・織布運転（いずれも計25,300円）では、試験官の出張費が別途加算される。

このように、技能検定（国家検定型）は画一的な制度設計であるのに対し、技能実習評価試験（業界評価型）は職種ごとに基準や費用が大きく異なる。特に、試験費用が高くなるほど、上位級での受検機会や不合格者の再挑戦に影響を与えやすく、結果として合格率が低くなる要因を生み出す。

以下では、A～F協同組合が受け入れてきた技能実習生延べ8,341人の受

9) 技能実習の修了者に限り、「特定技能1号評価試験」が免除される。

表1 技能検定と技能実習評価試験の合格率の差(RQ1)

| 実施主体/等級 | 基礎級 | | | 随時3級 | | | 随時2級 | | |
|----------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| | 受検者数 (人) | 合格者数 (人) | 合格率 (%) | 受検者数 (人) | 合格者数 (人) | 合格率 (%) | 受検者数 (人) | 合格者数 (人) | 合格率 (%) |
| 技能検定 職種 | | | | | | | | | |
| とび | 244 | 242 | 99.2 | 141 | 133 | 94.3 | 48 | 36 | 75.0 |
| 型枠大工 | 158 | 158 | 100.0 | 44 | 42 | 95.5 | 9 | 7 | 77.8 |
| 内装仕上げ施工 | 47 | 47 | 100.0 | 37 | 36 | 97.3 | 14 | 12 | 85.7 |
| 染色 | 159 | 159 | 100.0 | 176 | 176 | 100.0 | 26 | 17 | 65.4 |
| 婦人子供服製造 | 871 | 870 | 99.9 | 663 | 650 | 98.0 | 277 | 242 | 87.4 |
| 機械加工 | 251 | 248 | 98.8 | 205 | 181 | 88.3 | 33 | 5 | 15.2 |
| 金属プレス加工 | 76 | 76 | 100.0 | 93 | 86 | 92.5 | 4 | 1 | 25.0 |
| 電子機器組立て | 162 | 162 | 100.0 | 114 | 86 | 75.4 | 13 | 1 | 7.7 |
| 家具製作 | 126 | 126 | 100.0 | 126 | 117 | 92.9 | 32 | 15 | 46.9 |
| プラスチック成形 | 330 | 326 | 98.8 | 266 | 243 | 91.4 | 89 | 66 | 74.2 |
| 塗装 | 100 | 99 | 99.0 | 86 | 80 | 93.0 | 54 | 41 | 75.9 |
| 工業包装 | 112 | 112 | 100.0 | 88 | 80 | 90.9 | 25 | 21 | 84.0 |
| ビルクリーニング | 29 | 29 | 100.0 | 25 | 24 | 96.0 | 4 | 4 | 100.0 |
| 平均合格率(%) | | | 99.7 | | | 92.7 | | | 63.1 |

| 実施主体/等級 | 初級 | | | 専門級 | | | 上級 | | |
|---------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| | 受検者数 (人) | 合格者数 (人) | 合格率 (%) | 受検者数 (人) | 合格者数 (人) | 合格率 (%) | 受検者数 (人) | 合格者数 (人) | 合格率 (%) |
| 技能実習評価試験 職種 | | | | | | | | | |
| 耕種農業 | 292 | 292 | 100.0 | 190 | 188 | 98.9 | 5 | 4 | 80.0 |
| 畜産農業 | 28 | 27 | 96.4 | 12 | 12 | 100.0 | 5 | 3 | 60.0 |
| 建設機械施工 | 49 | 46 | 93.9 | 44 | 43 | 97.7 | 18 | 16 | 88.9 |
| 紡績運転 | 127 | 127 | 100.0 | 130 | 130 | 100.0 | 28 | 19 | 67.9 |
| 織布運転 | 69 | 69 | 100.0 | 72 | 72 | 100.0 | 10 | 10 | 100.0 |
| 座席シート縫製 | 26 | 25 | 96.2 | 25 | 17 | 68.0 | 3 | 2 | 66.7 |
| 非加熱性水産加工食品製造業 | 134 | 134 | 100.0 | 104 | 103 | 99.0 | 7 | 3 | 42.9 |
| 惣菜製造業 | 552 | 548 | 99.3 | 384 | 380 | 99.0 | 60 | 34 | 56.7 |
| 溶接 | 281 | 277 | 98.6 | 218 | 117 | 53.7 | 33 | 24 | 72.7 |
| 介護 | 1 | 1 | 100.0 | 77 | 72 | 93.5 | 0 | 0 | 0 |
| 平均合格率(%) | | | 98.4 | | | 91.0 | | | 70.6 |

注:随時3級・専門級,随時2級・上級は,実技試験のみの合格も含む。

資料:A~F協同組合の合格率データをもとに筆者作成。

験者データ¹⁰⁾を用い、職種別合格率と全体の平均合格率を算出したうえで、実施主体の違いによる格差を検証する。平均合格率の算出に際しては、職種別合格率を単純に平均した値（以下同じ）を使用する。

表1の結果をみると、技能検定と技能実習評価試験の間で合格率に顕著な差異が確認できる。平均合格率をみると、基礎級・初級では、技能検定（基礎級）99.7%、技能実習評価試験（初級）98.4%と、いずれも高水準で大きな差はみられない。

随時3級・専門級の平均合格率は、技能検定（随時3級）92.7%、技能実習評価試験（専門級）91.0%と、いずれも高水準を維持しているが、技能実習評価試験の方がやや低い傾向を示している。職種別にみると、技能検定は「電子機器組立て」（75.4%）や「工業包装」（90.9%）が相対的に低率である一方、技能実習評価試験では「座席シート縫製」（68.0%）や「溶接」（53.7%）といった低率な職種が存在し、試験実施主体の違いによるばらつきがより顕著に表れる。

随時2級・上級になると平均合格率の差は一層際立つ。技能検定（随時2級）は63.1%まで低下し、特に「電子機器組立て」（7.7%）、「機械加工」（15.2%）、「金属プレス加工」（25.0%）といった職種に著しい低率が確認される。一方、技能実習評価試験（上級）の平均合格率は70.6%であり、とりわけ「非加熱性水産加工食品製造業」（42.9%）や「惣菜製造業」（56.7%）と低率な職種はあるものの、全体的には技能検定を上回る結果となっている。

総合的にみると、基礎級・初級および随時3級・専門級では、技能検定の平均合格率がわずかに高い結果となったが、随時2級・上級では、技能実習評価試験の平均合格率は7.5ポイントも上回っていた。これにより、技能実習制度による試験実施主体の違い（RQ1）について、「国家検定型は合格率が低く、業界評価型は高い」という仮説（H1）は、おおむね支持されたと

10) データは、試験の難易度を直接反映する受験者ベースの合格率（合格者÷受験者）を用いる。

いえる。

3.2. 技能実習制度による実技試験内容の性質 (RQ2)

次に、試験内容の性質に着目する。数値的に高精度な製作作業を要求する試験や、図面読解や計測を伴う複雑な課題を含む試験は、外国人受験者にとって新たに習得すべき知識領域が広く、学習負担が大きいと考えられる。これらを「精度要求・課題複雑型」として整理できる。

一方で、農業・食品・繊維・介護といった分野は、日常生活に密接した知識や技能を問う傾向が強く、既存の経験や習慣に基づき比較的対応しやすいと考えられる。これを「生活近接型」として整理する。

以下では、随時2級・上級の実技試験の内容、標準時間、表1で使用した合格率を両類型に整理したうえで、平均合格率を検証する。

表2 随時2級・上級実技試験の性質別合格率比較(RQ2)
類型:精度要求・課題複雑型

| 職種 | 試験内容(標準時間 ¹¹⁾) | 受験者(人) | 合格者(人) | 合格率(%) |
|----------|----------------------------|--------|--------|--------|
| とび | 小屋組骨組立(約90分) | 48 | 36 | 75.0 |
| 型枠大工 | 基礎型枠組立(約4時間) | 9 | 7 | 77.8 |
| 建設機械施工 | 建設機械の操作(約10分) | 18 | 16 | 88.9 |
| 紡績運転 | 糸継ぎ・玉揚げ作業(約30分) | 28 | 19 | 67.9 |
| 織布運転 | 織機操作・布製造(約30分) | 10 | 10 | 100.0 |
| 染色 | 布染色・色調整(約5時間半) | 26 | 17 | 65.4 |
| 機械加工 | 旋盤加工・邪品制作(約3時間) | 33 | 5 | 15.2 |
| 金属プレス加工 | 丸形フランジ製品制作(約75分) | 4 | 1 | 25.0 |
| 電子機器組立て | 基板組立(約2時間半~5時間50分) | 13 | 1 | 7.7 |
| 家具製作 | 木工加工・家具製作(約5時間半) | 32 | 15 | 46.9 |
| プラスチック成形 | 成形・測定(約2時間半) | 89 | 66 | 74.2 |
| 塗装 | 塗装仕上げ(約30分~4時間) | 54 | 41 | 75.9 |
| 溶接 | 溶接・構造物製作(約3時間半) | 33 | 24 | 72.7 |
| 工業包装 | 防水袋・普通木箱制作(約80分) | 25 | 21 | 84.0 |
| 平均合格率(%) | (標準時間平均:2時間26分) | | | 62.6 |

11) 標準時間に幅のある職種(電子機器組立て・塗装)は、作業によって異なる。

類型:生活近接型

| 職種 | 試験内容 (標準時間) | 受験者(人) | 合格者(人) | 合格率(%) |
|---------------|----------------------|--------|--------|--------|
| 耕種農業 | 栽培管理 (約 4 時間) | 5 | 4 | 80.0 |
| 畜産農業 | 個体観察・飼養管理 (約 60 分) | 5 | 3 | 60.0 |
| 内装仕上げ施工 | 製作図・内装仕上げ (約 2 時間) | 14 | 12 | 85.7 |
| 非加熱性水産加工食品製造業 | 製品の製造 (約 75 分) | 7 | 3 | 42.9 |
| 惣菜製造業 | 調理加工・検査 (約 40 分) | 60 | 34 | 56.7 |
| 婦人子供服製造 | ワンピース縫製 (約 4 時間) | 277 | 242 | 87.4 |
| 座席シート縫製 | 自動車シートカバー縫製 (約 60 分) | 3 | 2 | 66.7 |
| ビルクリーニング | 床・ガラス清掃 (約 90 分) | 4 | 4 | 100.0 |
| 介護 | 身体介護 (60 分) | 0 | 0 | 0 |
| 平均合格率(%) | (標準時間平均:1 時間 56 分) | | | 72.4 |

資料:A～F協同組合の合格率データをもとに筆者作成。

表 2 の結果をみると、「精度要求・課題複雑型」に属する職種（機械加工 15.2%、電子機器組立て 7.7%、家具製作 46.9% など）の平均合格率 62.6% にとどまったのに対し、「生活近接型」に属する職種（婦人子供服製造 87.4%、内装仕上げ施工 85.7%、耕種農業 80.0% など）は 72.4% と高い値を示している。「精度要求・課題複雑型」と「生活近接型」との間には 9.8 ポイントと顕著な差異が確認された。

さらに、試験の標準時間に注目すると、職種によって 30 分から 5 時間半まで大きな幅が存在する。「精度要求・課題複雑型」の平均標準時間¹²⁾は、2 時間 26 分であり、特に染色 65.4%、電子機器組立て 7.7%、家具製作 46.9% といった合格率の低い職種は、いずれも 5 時間を超える長時間の試験であった。一方、「生活近接型」の平均標準時間は 1 時間 56 分であり、前者との差は 30 分に及ぶ。このことから、標準時間の長短も合格率に間接的な影響を与えている可能性がある。

この結果は、「精度要求や課題の複雑さが増すほど合格率が低下する」という仮説 (H2) を支持するものである。長時間の作業や複数工程を要する職種では合格率が顕著に低くなるのに対し、比較的短時間で生活に直結する

12) 標準時間に幅のある職種（電子機器組立て・塗装）については中央値近似で算出した。

技能を測定する試験では高い合格率が維持されている。したがって、試験内容の性質が合格率に大きな影響を及ぼし、技能実習生にとって習熟困難な職種ほどキャリア形成上の障壁となることが明らかになった。

3.3. 特定技能制度における技能評価試験 (RQ3)

次に、特定技能制度における技能評価試験を取り上げる。この試験は、各分野の即戦力人材を選抜する仕組みとして設計されている。以下では、法務省が公表する特定技能1号評価試験の受験者数および合格者数のデータを用い、分野別の合格率を「精度要求・課題複雑型」と「生活近接型」に分類して比較する。これにより、技能実習制度の実技試験で確認された傾向 (RQ2) が、特定技能制度でも再現されるかを検証する。

表3の結果をみると、特定技能制度においても「精度要求・課題複雑型」と「生活近接型」の間に明確な差異が確認され、RQ2と同様の傾向が示された。特定技能1号評価試験では、「精度要求・課題複雑型」の平均合格率が65.0%（工業製品製造業17.1%、建設39.3%）にとどまる一方、「生活近接型」は72.5%（農業88.7%、ビルクリーニング85.0%、介護76.2%）と高水準を示している。「精度要求・課題複雑型」と「生活近接型」との間

表3 特定技能1号・2号評価試験の性質別合格率比較
類型:精度要求・課題複雑型

| 特定産業分野 | 特定技能1号評価試験 | | | 特定技能2号評価試験 | | |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 受験者 (人) | 合格者 (人) | 合格率 (%) | 受験者 (人) | 合格者 (人) | 合格率 (%) |
| 工業製品製造業 | 6,575 | 1,126 | 17.1 | 2,397 | 1,187 | 49.5 |
| 建設 | 6,052 | 2,381 | 39.3 | 3,374 | 522 | 15.5 |
| 造船・船用工業 | 261 | 242 | 92.7 | 175 | 167 | 95.4 |
| 自動車整備 | 6,570 | 4,595 | 69.9 | 397 | 84 | 21.2 |
| 航空 | 6,549 | 4,071 | 62.2 | 0 | 0 | |
| 自動車運送業 | 64 | 47 | 73.4 | — | — | |
| 木材産業 | 20 | 20 | 100.0 | — | — | |
| 平均合格率(%) | | | 65.0 | | | 45.4 |

類型：生活近接型

| 特定産業分野 | 特定技能1号評価試験 | | | 特定技能2号評価試験 | | |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 受験者 (人) | 合格者 (人) | 合格率 (%) | 受験者 (人) | 合格者 (人) | 合格率 (%) |
| 介護 | 149,116 | 113,582 | 76.2 | — | | |
| ビルクリーニング | 14,522 | 12,338 | 85.0 | 71 | 8 | 11.3 |
| 宿泊 | 20,092 | 12,861 | 64.0 | 81 | 20 | 24.7 |
| 農業 | 84,297 | 74,757 | 88.7 | 2,062 | 738 | 35.8 |
| 漁業 | 3,511 | 2,160 | 61.5 | 62 | 16 | 25.8 |
| 飲食品製造業 | 134,185 | 85,403 | 63.6 | 2,052 | 1,059 | 51.6 |
| 外食業 | 141,319 | 96,941 | 68.6 | 1,016 | 535 | 52.7 |
| 平均合格率(%) | | | 72.5 | | | 33.6 |

資料：出入国在留管理庁「特定技能制度運用状況(令和6年12月末)」をもとに筆者作成

には7.5ポイントと顕著な差異が確認された。

しかし、特定技能2号評価試験に関しては、「精度要求・課題複雑型」の平均合格率が「生活近接型」を上回るという逆転現象がみられた。これは試験課題そのものの性質ではなく、制度導入時期や受験者層の特性に起因する可能性が高い。推察すると、建設分野では本来、技能検定1級の受験が主流だが、不合格者が2号試験に集中した結果、合格率が低下したと考えられる。他方、造船・船用工業分野では併用可能な検定が存在せず、建設分野よりも受験開始が遅れたため、合格見込みの高い者のみを受験し、高い合格率になった可能性がある。また、建設分野と船舶・船用工業の2分野は、2019年4月の制度創設時から特定技能2号が設けられていたのに対し、その他の11分野は2023年6月に追加されたばかりであり、制度実施期間の短さも影響していると考えられる。

さらに、工業製品製造業分野では、2号評価試験に加え「ビジネスキャリア検定3級」の合格も要件とされているため、技能試験自体が相対的に容易に設計された可能性は否定できない。したがって、特定技能2号評価試験における「精度要求・課題複雑型」の優位は、現時点では不確定であり、今後

さらなるデータの蓄積によって妥当性を確認する必要がある。

以上の検証から、技能実習制度における実技試験（RQ2）で確認された「精度要求・課題複雑型は合格率が低く、生活近接型は高い」という構図は、特定技能制度の傾向とも整合的であり、RQ3で設定した仮説をおおむね支持する結果となった。

3.4. 技能実習生による試験体験と評価

上述RQ1～3の結果を補足するために、実際に試験を体験した技能実習生の感想を整理し、定量的傾向との関係を立体的に把握する。ここで紹介する技能実習生および指導員の発言は、2018年以降、C協同組合が記録してきた聞き取りデータに基づくものである。

まず、「精度要求・課題複雑型」に分類される職種の随時2級試験についてみる。標準製作時間が5時間半に及ぶ「家具製作」では、指導員から「短期間でよく上達した」と評価されていた。標準時間1時間20分の「鉄筋施工」では、本人が「難しかったが、練習してきたので合格できると思う」と疲れた表情で感想を述べている。上級試験では、標準時間24分の「自動車整備」において本人が「緊張したが集中して課題を完了できた」と明るく語り、「紡績運転」でも「緊張したが自信をもって取り組んだ」と自己評価していた。これに対し、指導員からも「練習したので大丈夫」との評価があり、両者の自信が一致していた。標準時間1時間半の「プラスチック成形」随時3級を受験した実習生は、「普段は薄い製品を作っていないので不安」と吐露している。試験対策の開始時期については、「鍛造」では3か月前、「家具製作」では2か月前から練習が繰り返されていた。こうした準備状況は、試験の性質や課題の難易度に応じた対応の差を示しており、合格率の低下傾向（表2参照）とも整合的である。

一方、同じ等級でも「生活近接型」に分類される職種では異なる傾向がみられる。標準時間80分の「工業包装」では、技能実習生が「時間との闘いだったが練習で自信がついた」と述べ、指導員も「包容力をもって指導し

た」と振り返っており、二人三脚での取り組みがうかがえた。「惣菜製造」では、比較的身近な調理工程を課題とするため、技能実習生が「練習で自信がついた」と語り、短期間の練習で制限時間内の達成が可能であったと述べている。実際、2か月前から3回の練習で受験に臨んだ事例も確認されており、基礎的な経験を短期間で補完できる点が特徴である。また、技能実習生からは「会社や家族への感謝の気持ち」も聞かれ、生活感覚に親和性の高い技能は精神的支えとも結びつきやすいことがうかがえる。

以上の聞き取り結果からも、「精度要求・課題複雑型」の試験は心理的・技術的に大きな負担となる一方、「生活近接型」の試験は日常的経験を活かしやすく、比較的にリラックスして受験に臨める傾向が確認された。このことが、両者の合格率の差にも反映していると考えられる。

4. 総合的考察と制度的含意

4.1. 制度運用に関する政策的示唆

本研究では、技能実習制度および特定技能制度における技能評価試験の合格率を職種横断的に比較し、実施主体の違いや試験の性質が受験結果に大きな影響を与えていることを明らかにした。特に、技能実習試験においては、精度や複雑さが要求され、心理的・技術的負担が大きい職種では合格率が低下する一方、生活に近接した分野で比較的高い合格率が確認された。

また、特定技能1号評価試験においても同様の傾向が再現されており、RQ3で仮定した方向性を裏付ける結果となった。ただし、特定技能2号評価試験に関しては、建設分野や造船・船用工業分野を中心に「精度要求・課題複雑型」の合格率が相対的に高いという逆転現象が観察された。これは、制度導入時期の差異や受験者層の優位性に起因するものであり、試験制度そのものの評価とは切り離して解釈する必要がある。

以上の分析と技能実習生の受験体験から、制度運用に関する以下の政策的示唆を導くことができる。

1) 職種間の試験設計の均衡化

「生活近接型」に比して、「精度要求・課題複雑型」の職種・分野の合格率が著しく低いことは、技能評価制度がキャリア形成の公平な基盤となり得ていないことを示している。こうした不均衡を是正し、職種ごとの追加要件（ビジネスキャリア検定3級など）を含め、制度横断的に一貫した試験設計のもとで、次の段階の在留資格への移行を保障することが望ましい。したがって、試験課題の難易度調整や評価基準の透明化を図る必要がある。加えて、こうした取組みが国際的な評価を得るうえでも重要であり、日本の外国人労働政策の正当性を支える基盤となる。

2) 地域的格差の是正

試験会場が都市部に偏在し、地方の受入れ企業や受験者に追加的負担を強いている現状は、制度の実効性を損なっている。オンライン試験の導入や地方会場の拡充を通じてアクセス格差の是正を進めるべきである。

3) 受検機会の保証

特定技能2号評価試験における「例外的な逆転現象」は、制度設計や受験者層の制約によって結果が歪められる可能性を示している。特定技能制度では、技能検定と特定技能評価試験の双方に挑戦できる分野がある一方、選択肢が限られる分野もあり、制度間で平等性を欠く状況もみられる。したがって、分野横断的に均等な受検機会を整備し、制度全体の公平性を高めることが求められる。

5. まとめにかえて

外国人技能者のキャリア形成を支える試験制度は、単なる資格要件の確認手段ではなく、技能実習制度や特定技能制度の理念である「人材育成」と「適正就労」の実現を左右する重要な基盤である。職種間・地域間における試験制度上の格差を是正し、公平性と透明性を高めることは、外国人労働政

策の持続可能性を担保するうえで不可欠である。

さらに、技能実習制度においては、本稿で示した試験制度上の格差に加え、依然として地域別最低賃金水準に基づく収入格差も存在している。さらに、送出国の視点からみれば、日本での収入の魅力には国ごとに差異があり、他国経済との相対的關係や職種ごとの賃金水準の違いなど、複合的要因が重なり合っただけで格差が生じている。これらの格差には、制度や企業にとって競争力を高める要素もあれば、逆に持続性を損なう要素も含まれており、今後も慎重な検証と精査が求められる。

本稿で得られた知見は、技能実習制度の廃止と育成就労制度への移行を見据えた制度改革に際し、制度的公平性を確保し、持続可能な運用を実現するための重要な示唆を与えるものである。

参考文献

- 吉田美喜夫（2012）「外国人技能実習制度の現状と課題：JITCOの調査報告」『立命館国際地域研究』、巻36、PP 207-220、発行日 2012-10
- 柳田健太・日高義浩・武村順子・小澤拓大（2020）「宮崎県における外国人労働者の現状に関する調査研究 ―技能実習制度に焦点を当てて―」『宮崎学園短期大学紀要』12号、PP 109-118、発行日 2020-03
- 脇田喜之・齋藤博（2022）「技能検定の実技試験に関する指導方法について」『工学教育研究講演会講演論文集』、講演番号：3C 18、PP 344-345
- 厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室（2023）「技能検定の実施状況（令和4年度）」https://waza.mhlw.go.jp/shikennittei-naiyou/r5_ginoukentei_jyoutkyou.pdf（最終閲覧日：2025年9月23日）
- 入国管理局（2003）「平成15年度実績評価実施結果報告書」<https://www.moj.go.jp/content/000008632.pdf>（最終閲覧日：2025年9月23日）
- 出入国在留管理庁（2024）特定技能制度運用状況
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001428398.pdf>（最終閲覧日：2025年9月23日）

（さわむら・みき／経済学研究科博士後期課程）

（おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2025年9月25日受理）

The Reality of the Skill Assessment System for Foreign Skilled Workers

— Pass Rate Disparities in the Technical Intern Training
Program and Specified Skilled Worker Program —

SAWAMURA Miki

OSHIMA Kazutsugu

In recent years, foreign skilled workers employed under the “Specified Skilled Worker 1” status have increasingly sought to obtain the “Specified Skilled Worker 2” status to bring their families to Japan. However, even when host companies implement retention measures and the workers repeatedly attempt the skill assessment test, the test’s high difficulty often prevents them from passing. Consequently, many are forced to return home before their five-year residency period expires. This situation not only prevents the wishes of both parties from being fulfilled but also suggests that the current evaluation test system may not adequately assess skills and experience cultivated in the workplace.

As is well known, the difficulty level of the skill evaluation examinations increases progressively with each year the system operates. Under the Technical Intern Training Program, two types of examinations exist: the national “Skill Proficiency Test” and the “Technical Intern Training Evaluation Test” administered by the Ministry of Health, Labour and Welfare’s Vocational Ability Development Bureau. Furthermore, under the Specified Skilled Worker Program, in addition to the “Skill Proficiency Test,” a “Specified Skilled Worker Test” administered by the relevant ministry for each field is established. The results of these examinations are often directly linked to the requirements for granting residence status, holding extremely significant meaning for both the foreign nationals themselves and their host companies.

However, based on the practical observations of the author, Sawamura, who

operates supervising organizations under the Technical Intern Training Program and registered support agencies under the Specified Skilled Worker Program, the skill assessment tests appear to exhibit significant disparities between occupations in terms of the competent ministry, the implementation structure, and the difficulty level of the tests. Furthermore, given the varying severity of labor shortages across industries, questions remain about whether the overall consistency of the system is being adequately ensured. This situation is often only recognized by many foreign workers after arriving in Japan, potentially leading to dissatisfaction with their career choices and reduced motivation to learn.

Nevertheless, it is difficult to say that sufficient cross-sectoral discussions aimed at rectifying issues in test design and difficulty disparities have been conducted. Therefore, with the renewal of the Specified Skilled Worker system in April 2027 and the new Training and Employment System about to be implemented, accurately grasping the current reality and identifying problems is an urgent task to ensure institutional fairness and sustainable operation.

伝統的工芸品の海外展開の現状と課題

— 大阪府「堺刃物」の事例を中心に —

浜 口 夏 帆
大 島 一 二

1. はじめに

これまで、浜口・大島（2024）では、現在の日本において、伝統工芸品が産業として衰退している状況を取り上げ、この対策として輸出による需要創出が有効であることを述べた。輸出について検討する際に、標準化戦略をとるか適応化戦略をとるかは、常に大きなテーマである。そこで、浜口・大島（2025）では、仙台筆筒の株式会社門間筆筒店を取り上げ、香港で直営店を展開し、柔軟性の高い標準化戦略で売り上げを伸ばしている状況についてまとめたうえで、日本の伝統工芸品が標準化戦略で十分な需要を創出できる可能性について指摘した。また、仙台筆筒のように大型で直営店を展開するような販売規模でなくても、機能性が高く、高品質で実用的かつ歴史がある伝統工芸品は、必要な情報をしっかりと伝えることで、海外販路が拡大する可能性がある」と結論づけた。

そこで、今回は他の分野の伝統工芸品の輸出戦略の検証として、機能性が高く、高品質で実用的かつ歴史がある伝統工芸品として名高い大阪府堺市の刃物類をとりあげ、その輸出戦略について検討していく。

2. 刃物産業の現状と輸出状況

2.1. 刃物産業の現状

まず日本の刃物産業の現状について見ていきたい。2023年に公表された

キーワード：伝統的工芸品、輸出、堺刃物

経済構造実態調査によると、日本には包丁に携わる事業所は20都府県に約100社存在している。この中で実際に出荷金額としてデータが掲載されているのは山形県、新潟県、岐阜県、福井県、大阪府、兵庫県、高知県の7つの自治体の84事業所である。生産規模としては全国で84事業所、263.7億円となっている。

それぞれの出荷金額および産地における刃物の名称と事業所数、出荷金額は以下の第1表の通りである。最も大きな産地は岐阜県の関刃物であり、岐阜県（関）、新潟県（燕三条）、大阪府（堺）を加えた3大産地で全国の出荷金額のうち9割を占める状況である（第1図参照）。

この3大産地における刃物製造の歴史は長く、関は鎌倉時代の日本刀製造を起源として約800年の歴史を有し、越後三条打刃物は鎌や鋤の制作を起源として江戸時代から400年以上の歴史があるとされる。最も歴史が古いのは堺であり、古墳時代に鋤や鋤の製造から始まり、戦国時代の鉄砲製造、江戸時代のたばこ包丁製造など、高い技術をもとに様々な変遷を経て現在に至っている。中でも、昔ながらの製造方法を続ける堺や越後三条、越後与板をはじめ土佐、越前、播州では刃物が国の伝統的工芸品に認定されている。

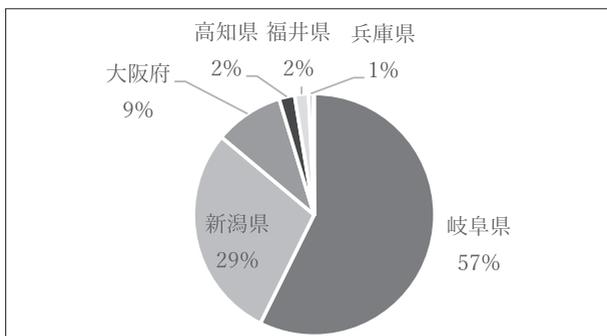
第1表 産地別包丁の出荷および産出事業所数(2023年)

| 産地 | 産出事業所数 | 出荷金額(百万円) | 名称 | 伝統的工芸品 ¹⁾ 認定日 |
|-----|--------|-----------|---------------------|---------------------------|
| 岐阜県 | 43 | 14,694 | 関刃物 | 認定なし |
| 新潟県 | 15 | 7,359 | 越後三条打刃物, 越後与板打刃物 | 2009年4月28日, 1986年3月12日 |
| 大阪府 | 13 | 2,367 | 堺打刃物 | 1982年3月5日 |
| 高知県 | 3 | 535 | 土佐打刃物 | 1998年5月6日 |
| 福井県 | 4 | 477 | 越前打刃物 | 1979年1月12日 |
| 兵庫県 | 3 | 154 | 播州三木打刃物 | 1996年4月8日 |
| 山形県 | 3 | 34 | 山形打刃物 | 認定なし |

資料:『2023年経済構造実態調査(製造業事業所調査)』および『伝統的工芸品指定品目一覧』をもとに著者作成。

1) 伝統的工芸品の品目名に“打刃物”が入っている産地は合計7件存在している。第1表の6件のほかに長野県の信州打刃物(1982年認定)である。しかし信州

第1図 都道府県別 包丁の出荷金額割合(2023年)



資料:『2023年経済構造実態調査(製造業事業所調査)』をもとに著者作成。

このように全国に複数存在する刃物の産地だが、産地ごとに生産方法や形にそれぞれ特徴がある。その違いが、輸出戦略にも大きな違いを生み出していると考えられるため、ここで簡単にまとめたい。一般的に打刃物とは、熱した金属を叩いて形を作る日本刀の鍛錬技術を起源とする刃物の製法であり、この製法で和包丁が作られる。

堺の包丁づくりにおいては、地金(鉄)と刃金(鋼)の二つの鉄を打ちながら包丁の形にする「鍛冶」、「研ぎ」、「柄付け」の3工程に分かれた分業制で成り立っている。分業制であるために、それぞれの工程に特化した職人が技術を磨きやすくなり、高品質な製品が生み出されるのである。また多品種少量の需要に対応できる点も特徴であるが、大量生産には適しておらず、職人の育成にも時間がかかるのが課題である。²⁾

新潟県の産地は「燕三条」とまとめて表記され、越後与板打刃物の産地である長岡とは分けて把握されていることが多いが、三条と燕では包丁の性質が異なる。三条市にある越後三条打刃物では昔ながらの鍛造で作られるが、堺とは異なり製造における全工程を一貫してそれぞれの事業所で行ってい

打刃物は2023年の統計には産出事業所、出荷金額ともに数字が計上されていないため、今回は表記していない。

2) 樋口(2009)参照

る。そのため、刃物を見たらどの企業の商品であるかが一目でわかるという。堺や三条で作られるこれらの和包丁は原材料が鉄や鋼であるため、錆びやすく、定期的に研ぐ必要があるなど、手間がかかるために家庭用としては敬遠されることも多い。

一方で関や燕³⁾は洋包丁の産地であり、ステンレスが主な原材料となる。ステンレスの刃物はレーザー加工やプレス加工の技術で大量生産を行うことが可能である。関刃物の産地では、包丁のほかにハサミや医療器具などの製造も盛んであるが、製品の均一化や精度化が求められており、工場内では先進テクノロジーやロボットなどが導入されている。その点でも、すべて手仕事で行われるために大量生産ができない堺や三条とは状況が大きく異なる。さらに、原材料がステンレスであれば錆びにくく、手入れが簡単であるため家庭用として広く普及している。

洋包丁と和包丁の最も大きな違いは片刃か両刃か、といった刃の構造であり、用途によって使い分けられている。一般的に家庭で使われる三徳包丁やペティナイフは両刃の洋包丁だが、和食の料理人が使う包丁は片刃の和包丁である。和包丁は用途に合わせて使い分けがされ、魚を捌く出刃包丁、刺身用の柳刃包丁、野菜を刻む薄刃包丁などがよく知られている。和包丁の種類は細かく分けると60以上にも及ぶというが、総称して和包丁と呼ばれる。切れ味のよさが料理の味を左右することから、堺包丁は和食店の料理人の9割以上で愛用されると言われる。

2. 2. 包丁の輸出状況

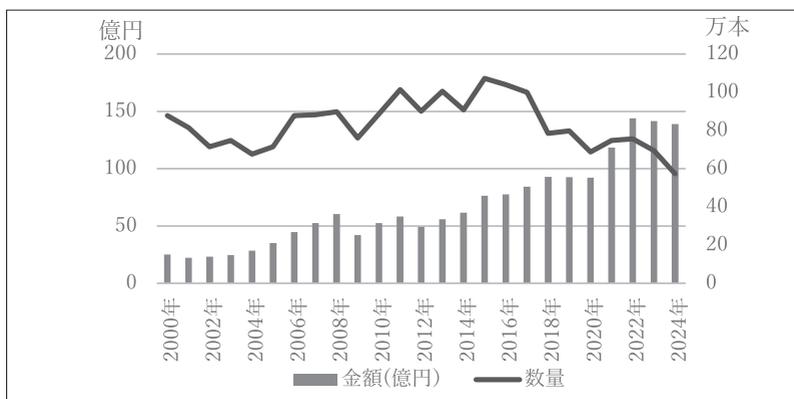
次に、輸出状況を見ていきたい。台所用刃物（以降包丁と表記⁴⁾の輸出額

3) 新潟県内には、越後三条打刃物、越後与板打刃物、燕市の金属加工など、複数の刃物の産地が存在する。しかし経済構造実態調査では新潟の産地内の生産量を出していない為、産地ごとの規模の比較は行わず、代表的な和包丁の産地としての三条と洋包丁の産地として燕を取り上げている。

4) 台所用刃物の輸出統計品目番号（HSコード）は8211.92.100の固定刃のナイフその他のもののコードを用いている。業務用、家庭用に関わらず一般的に使用される包丁が分類される。

は2000年の25億円から2024年は138.8億円へと、24年で5倍以上に拡大している（第2図参照）。これにたいして輸出数量は2000年の877.5万本から、2024年は573.3万本に減少しているため、商品単価の上昇が輸出金額の増加を支えていることがわかる。輸出金額を数量で除した、1本あたりの単価で比較すると、2000年は285円であったが、2024年は2421円とほぼ10倍近くに上昇している。単価の安いものを大量生産することで輸出が拡大したのではなく、商品の単価を上げることによる輸出の拡大に成功していることが理解できよう。

第2図 包丁の輸出金額と輸出本数の推移



資料:『財務省貿易統計』より著作作成。

狭間（2024）は、2001年以降包丁の輸出金額が増加している要因として、日本の包丁が高品質であること、2013年に和食がユネスコ無形文化遺産に登録され、和食がブームになったことを挙げている。また、新型コロナウイルスの感染拡大により家庭で調理をする人が増えたことによって包丁の輸出拡大に結び付いたとする指摘もある⁵⁾。このように、包丁の輸出が拡大している理由を主に外的環境の変化としてとらえる傾向が見られる。

浜口・大島（2024）では、伝統工芸品の海外展開について、標準化戦略で

5) 『読売新聞』2022年7月28日「日本製「刃物」海外で人気、輸出額20年前の4倍超 和食ブーム・巣ごもり需要が追い風」参照。

も機能性の高い商品の場合は販路が拡大する可能性がある」と結論づけている。すなわち、家庭用の手入れが簡単で、切れやすく、長持ちする洋包丁であれば、標準化戦略で輸出が増加することは当然であるとも言えるだろう。しかし和包丁は扱うのに手間がかかるうえに、機能が特化した専門的な包丁である。そのような場合でも標準化戦略のまま輸出を拡大することができるのであろうか。

そこで、本稿では、和包丁の産地である堺を取り上げ、どのような海外販路拡大戦略を実施しているのか、具体的な事例とともに考えていきたい。

3. 堺刃物⁶⁾の輸出展開と輸出戦略

3.1. 堺刃物の輸出戦略

前述したように、堺包丁の代表的な製品である和包丁は錆びやすく、研ぎなどの手入れが必要となる特徴を有した包丁である。本稿で和包丁の標準化戦略とは、昔ながらの「鍛冶」、「研ぎ」、「柄付け」の工程を経て作られる鉄や鋼で作られた刃物を、海外マーケットで販売を展開するビジネスモデルであることを指している。

和包丁輸出において標準化戦略を展開することは、単純に切れ味の良さをアピールするだけでなく、日常においてどのように手入れをするのか、使い方の説明などの啓蒙活動が求められることになる。和包丁は切れ味が良いだけでなく、研ぐことで切れ味を維持できる特徴があるが、「研ぎ」という習慣が希薄である海外においてこうした作業を浸透させる必要があり、そのため、たんに刃物の機能性の高さのみを強調しても販売拡大に直結しづらい事情がある。このように、和包丁本体に付随した商品知識に関する啓蒙活動の進め方が難しい商品の一つであると言えるだろう。

6) 堺の包丁は、正確には「堺刃物」と「堺打刃物」があり、共に堺刃物商工業協同組合連合会の登録商標である。伝統的工芸品に登録されているのは「堺打刃物」である。堺打刃物は製造される地域が大阪市及び堺市に限定され、原材料も炭素鋼又は鉄及び炭素鋼とされている。しかし本稿では名称による正確な比較を目的としていない為、名称の使い分けはせず、一般名称として堺刃物と表記する事とする。

実際に啓蒙活動の必要性を示した調査結果も存在する。「海外から見た日本の伝統工芸品のイメージ」に関する調査⁷⁾では、700名を対象にインターネット調査を行っている。日本の伝統工芸品に興味があると答えた割合は、「とてもある」、「ある程度ある」を合わせると73%を超える。しかし気になる点として「どう使ったらよいかわからない(34.6%)」、「価格が高いと感じる(31%)」、「どれが良い物なのかわからない(30.7%)」、「何を基準に選んだらいいかわからない(20.9%)」などが挙げられているのである。伝統工芸品全般において、興味を持つ人は多くても、購入までのハードルが高く関連情報に関する啓蒙や情報発信の重要性が理解できよう。

しかし刃物の製造会社が単独で海外で啓蒙活動を行うことは、人材面や資金面から非常に困難を伴う。そのため産地を挙げてのプロモーション活動の実施が有効となるのである。

堺刃物の産地としての輸出への取組は2011年から開始された。堺市の刃物や食品などの食関連企業の海外販路拡大を目的として、堺市と堺商工会議所、公益財団法人堺市産業振興センターが「堺食産品海外セールス実行委員会」を設立し、国内外で幅広い取組を実施してきた。2025年現在の会員企業は13社であり、うち包丁が10社、食品関係が3社となっている。

具体的には、2011年から2017年までは主にアメリカとシンガポールをターゲットとして、2018年以降はヨーロッパをターゲットに輸出拡大の取組が行われている。アメリカとシンガポールでの取組は主に食品業者が多く出展をする食品展示会への参加の形で実施されている。日本食品の輸入業者や飲食店への卸業者が来場する展示会であり、そこに来場するシェフ・飲食店関係者などへのPRが主な目的であった。

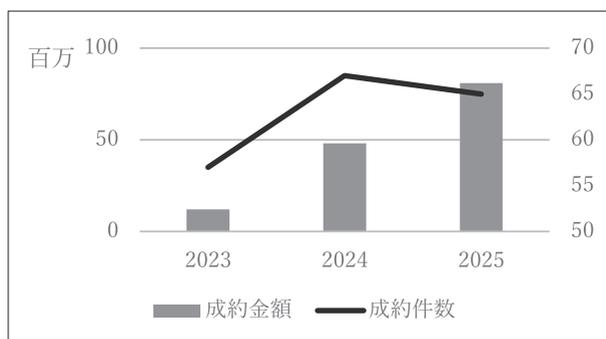
2016年には日本貿易振興機構(ジェトロ)による海外展開支援事業に採択されたことから、ヨーロッパへの事業拡大を目指してプロモーションが開始された。2018年以降、重点的に取組まれているのはフランスであり、そ

7) 株式会社uluコンサルタンツ「海外から見た日本の伝統工芸品のイメージ」に関する調査(2024)参考。

れに加えて2022年以降はドイツの展示会にも継続して出展をしている。

ヨーロッパにターゲットを移してからは、調理師に向けたPRや研ぎの実演がある一方で、調理器具を扱う卸業者に向けた展示会出展を行っている。フランスでは食と刃物をセットにしたPRをはじめ、研ぎの実演や即売会、商談会、料理アカデミーでの実演など様々な事業があり、啓蒙活動を通じて需要の呼び起こしが推進されている。2023年以降はドイツのフランクフルトで開催される日用品の展示会「アンビエンテ」に継続して出展している。このアンビエンテは世界最大級の国際消費財見本市であり、世界中からキッチン用品を扱う小売店や卸業者のバイヤーが集まる影響力の高い展示会である。小売店や業者に広く堺刃物の魅力を打ち出すことで、現地での販売店が確保できる。このような活動を通して堺刃物が徐々に浸透していったと考えられる。実際にアンビエンテの出展では一定の効果がみられ、2023年に開催した4社はいずれも初出展であったが、商談は264件、成約は57件1,200万円に上ったという。2024年には5社が参加し、商談328件、成約は67件4,800万円と初年度から4倍の成約金額となっている。さらに2025年は6社が参加し、商談316件、成約65件、成約金額は8,100万円となり、この3年間で大きく拡大していることがわかる（第3図参照）。

第3図 アンビエンテにおける出展成果



資料:『公益財団法人堺市産業振興センター事業報告書』より著者作成。

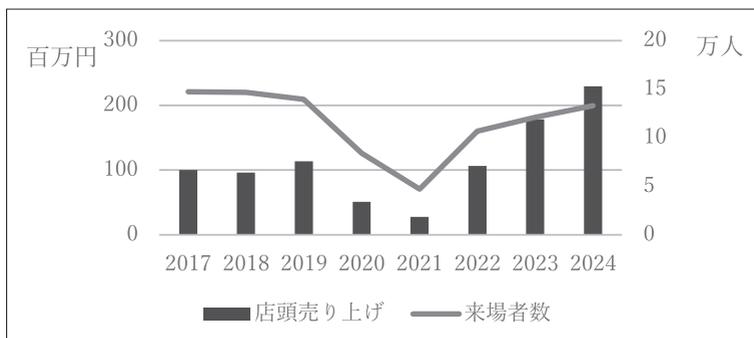
このように出展を継続することで、取引実績のあるバイヤーも増え、商談

にも慣れて成約に結び付きやすくなることが予想されるため、今後の輸出拡大も期待できよう。

一方で、このような海外の取組に加えて国内でも刃物の啓蒙活動が実施されている。公益財団法人堺市産業振興センターによって運営されている「堺伝統産業会館・堺刃物ミュージアム」では、堺の刃物の歴史や製造方法などを実物、模型、イラストを用いて解説している。これは顧客経験価値の向上につながり、刃物の利用者を獲得することになると石崎（2019）は指摘している。実際に海外からの観光客も増えているが、外国人スタッフが在籍しているために外国語での対応が可能となっており、非常に丁寧な商品説明が行われている。一人のお客に対して2～3時間かけて説明をすることもあるようで、そういった取組が売り上げの拡大につながっているのである⁸⁾。

2017年以降の堺伝統産業会館の店頭売上額と来場者数の推移を示したのが以下の第4図であるが、来場者数は新型コロナウイルスの感染拡大前の水準と変わらないにも関わらず、売上額が大きく伸びていることがわかる。当施設では、新型コロナウイルスの感染拡大期の2020年、21年に改装を行い、展示・実演などを充実させたのだが、その拡充が効果的に機能していると言えるだろう。

第4図 「堺伝統産業会館・堺刃物ミュージアム」の入場者と販売額の推移



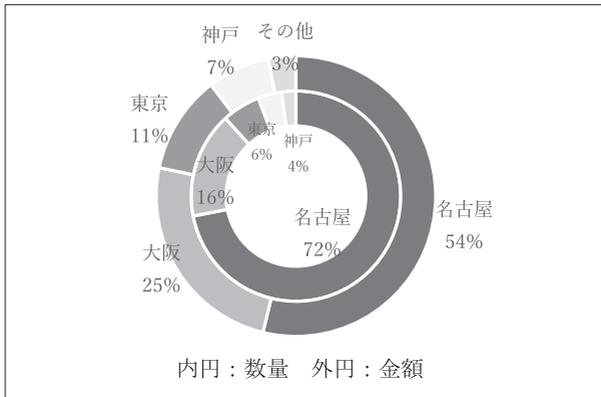
資料:『公益財団法人堺市産業振興センター事業報告書』より著者作成。

8) 近畿経済産業局「若い世代が伝統産業を盛り上げる～伝産男子。伝産女子。～」第2回インタビュー参照。

3.2. 堺刃物の輸出状況

つぎに、堺刃物の輸出状況を見ていきたい。前述したように、2024年の日本の包丁全体の輸出金額は138.8億円であった。各税関の金額と数量を示したものが第5図である。名古屋税関からの輸出は最も大きく74.7億円で、金額全体の54%を占める。次に輸出金額が大きいのは大阪税関で33.9億円、そして東京税関15.7億円と続く。輸出数量でも最も多いのは名古屋税関であり、全体の72%を占める約412万本、大阪税関からは93万本が輸出されている。産地に近いところから輸出を行うと想定できるため、名古屋税関では関の刃物、大阪税関では堺刃物の輸出が行われていると考えてよいだろう。

第5図 各税関の包丁輸出金額と輸出本数(2024年)



資料:『財務省貿易統計』をもとに著者作成。

大阪税関管内⁹⁾で2024年に包丁の輸出実績があるのは、大阪、関西空港、堺、伏木(富山県)、小松空港(石川県)の5か所である。第6図では、その輸出金額および数量の割合を示した。

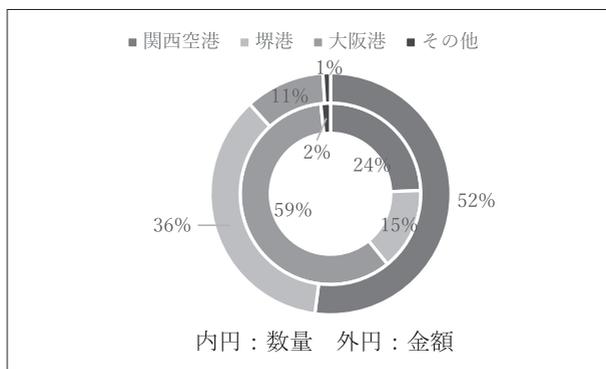
大阪税関からの2024年の輸出金額は33.9億円であった。内訳は関西空港が17.6億円、堺港12.2億円、大阪港3.6億円、伏木港と小松空港の輸出金額はそれぞれ3,360万円、82万円となっている。関西空港と堺港¹⁰⁾からがお

9) 大阪税関が管轄するのは富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山の2府6県であり、大阪税関本署に加え8か所の支署を管轄している。

10) 堺税関支署の管轄区域は、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、富田林市、河内長

よそ9割を占め、伏木、小松は2港を合わせても1%ほどと僅かである。しかし地理的に考慮すると、伏木や小松は福井または新潟の産地からの輸出だと想定できるため、今回は大阪税関管内のうち関西空港・堺・大阪（以下3港と表記）の合計の数字を中心に扱うこととする¹¹⁾。

第6図 大阪税関管内における輸出金額および数量(2024年)



資料:『財務省貿易統計』をもとに著者作成。

この3港における輸出額の推移を示したのが第7図である。

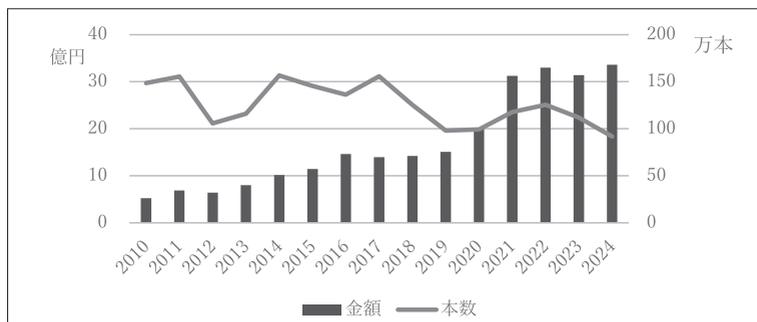
輸出金額は2010年の5.2億円から、2024年には33.6億円と約6倍に拡大している。前述のように、同期の全国の輸出金額は2010年の52億円から2024年の138億円と2.6倍の拡大であったため、この3港からの輸出の成長率は極めて大きいと言える。

輸出本数は全国、3港ともに減少傾向にあるが、輸出金額が上昇しているのは、前述のように単価の上昇によるものである。より高価格帯の付加価値が付いた包丁が好まれているとも考えられるが、和包丁は特に鋼や鉄を原材

野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡（太子町、河南町、千早赤阪村）の10市1郡であり、岸和田出張所も含まれる。統計データ上に岸和田であがった数字は、堺と合算し、堺として記載している。

11) 岸和田および堺が統計の数字として出てくるのは2019年以降であり、期間として短いため、堺単体ではなく3港の数字を扱った。堺刃物だけでなく、他産地からの輸出も含まれていると認識しているが、この輸出金額、輸出量はほぼ堺市からの輸出の概要を示していると考えられる。

第7図 3港からの輸出金額及び輸本数の推移



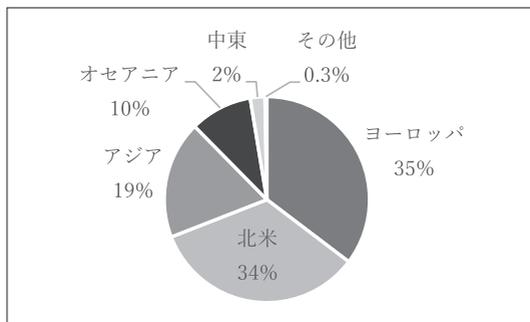
資料:『財務省貿易統計』をもとに著者作成。

料とするため、原材料の価格高騰や円高の影響も一定程度あるものと考えられる。

この輸出額の推移のなかで、最も輸出が拡大をした時期は2020年前後の時期であった。つまり、2010年から2019年の10年間には輸出金額は約10億円の増加であったが、2019年から2024年の6年で18億円拡大している。これは前述した、ヨーロッパへの事業拡大を目指してプロモーション事業を拡大した時期と符合しており、輸出拡大には積極的なプロモーションが重要な役割を果たしていることを示していると考えられる。

2024年の3港からの輸出仕向け地は57か国・地域に及ぶ。ヨーロッパ向けの輸出が最も大きく11.6億円、次いで北米向けは11.4億円、アジア6.2

第8図 3港からの輸出先地域別割合(2024年)

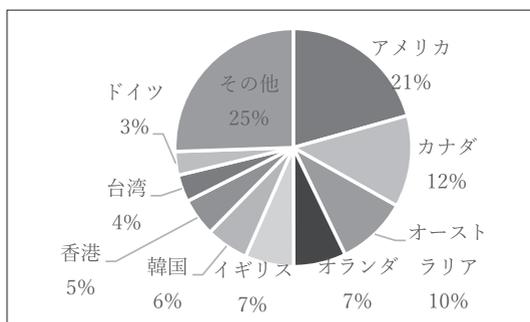


資料:『財務省貿易統計』をもとに著者作成。

億円，オセアニア 3.3 億円，中東 7800 万円，アフリカ 960 万円，南米 60 万円である。地域別の割合は次に示した通りとなっている。

国別にみると，アメリカの 7 億円が最も多く，カナダ 4.2 億円，オーストラリア 3.3 億円，オランダ 2.4 億円と続く。この 4 か国で，5 割を占める非常に大きな輸出先となっている。1 億円以上の輸出があるのは 4 か国に加え，大きい順にイギリス，韓国，香港，台湾，ドイツの計 9 か国・地域であり，金額の構成比を示したのが第 9 図である。輸出先としては 57 か国・地域に拡大していることから非常に裾野が広いと言える。

第 9 図 3 港からの主要輸出先(2024 年)



資料:『財務省貿易統計』をもとに著者作成。

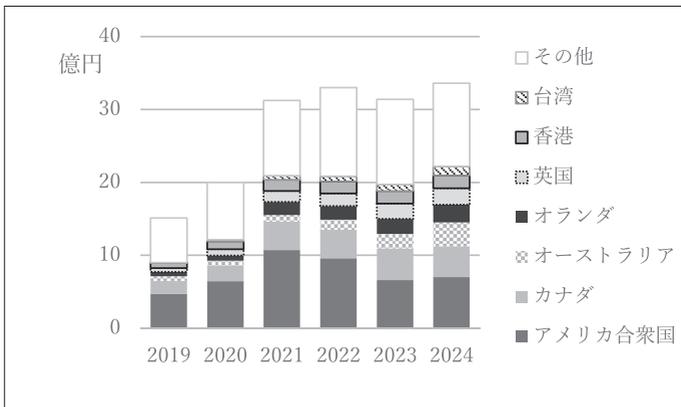
特に輸出が拡大した 2019 年以降において，輸出金額が 1 億円以上の主な輸出相手先の推移を示したのが第 10 図である。2019 年と 2024 年を比較すると，特に輸出金額が増加しているのはオーストラリア 2.6 億円，カナダ 2.4 億円，アメリカ 2.2 億円，オランダの 1.8 億円の順である。

1 年ごとの成長率をみると，カナダ，オランダ，イギリス，香港は 2021 年に拡大するが，それ以降はほぼ同規模を維持している。アメリカは 2020 年から 2021 年の 1 年で 3.5 億円と急増しているのが目立つが，翌年以降は毎年減らしているため，マーケットとして継続して拡大をしているとは言い難い。一方で毎年継続した拡大が見られるのはオーストラリアと台湾である。オーストラリアは 2019 年から 2020 年にかけては僅かに前年比減をして

いるものの、2020年以降は毎年平均1.5倍の増加となっている。台湾に関しても、2019年の600万円から毎年拡大し、2020年以降の毎年の平均成長率は1.5倍である。

このように2019年以降の輸出状況を勘案すると、アメリカは規模が大きいが安定したマーケットとは言えず、カナダ、オランダ、イギリス、香港は緩やかに拡大を続けるマーケット、オーストラリアと台湾は大きな成長が期待できるマーケットであると考えられるだろう。

第10図 3港からの輸出先別輸出額の推移



資料:『財務省貿易統計』をもとに著者作成。

では堺の和包丁が輸出を拡大している要因は、標準化戦略か、適応化戦略かどちらが有効に作用しているのであろうか。まず、包丁の輸出が拡大したのは世界的な和食ブームが有力な要因と考える論考もみられるが、たんに海外において日本食料理店が増加したことだけでそう判断するのはやや早計であろう。農林水産省の「海外における日本食レストランの概数（推移）」調査によると、2023年の統計では全世界でおよそ18.7万店舗の日本食料理店があるとされるが、同年には三港からだけでも110万本の包丁が輸出されているのである。このことから、和包丁は、日本食料理店の料理人が使うだけでなく、消費者の一部にも受け入れられ始めていると考えるべきである

う。とくに、前述のように、3港からの輸出が極めて多い輸出先としてアメリカ・カナダ・オーストラリア・オランダを挙げたが、カナダ・オーストラリア・オランダの3か国は日本食料店の数が多い国¹²⁾の上位10か国には入っていないどころか、オランダには僅かに1,100店舗ほどしかないのである。

つまり和包丁は日本食料店への販路だけでなく、消費者の一部への販路拡大に成功したことによって輸出金額を増やしていると考えるのが妥当であろう。

このような安定的な輸出の拡大は、産地の出荷額の増加を支えている。狭間（2024）では大阪府下の包丁出荷額について、2010年に4.4億と底をうった後、2021年には21.8億円と5倍に増加したと述べている。3港からの輸出金額がすべて堺刃物ではないために出荷額と輸出額は一致していないが、前述したように三港の輸出金額は2010年の5.2億円から、2024年には33.6億円と約6倍に拡大していることから、輸出拡大が産地に大きな波及効果をもたらしていることがわかるだろう。

では、地域が認知度の向上及び啓蒙を進めることが可能であれば、それだけで輸出が促進されるのだろうか。また、標準化戦略で輸出が拡大しているのだろうか。これまでの先行研究では、具体的な事例が少なく、各輸出企業の具体的な取り組みは必ずしも明確ではなかった。そこで、本稿では、個別企業の取り組みとして株式会社福井（以降(株)福井と表記）を取り上げ、具体的な輸出の取り組みと課題について考察していきたい。なお、(株)福井には2025年6月に訪問し、聞き取り調査および工房見学を実施している。

4. (株)福井の輸出事業

(株)福井は1912年に堺で創業された、創業100年を越す刃物の製造・卸売り企業である。堺刃物のほかに、農園芸、ガーデニング用品、工具、DIY用品、アウトドア用品などを幅広く取り扱っている。今回調査チームで聞き

12) 同調査によると日本食料店の店舗数が多い上位10か国は中国（7.8万）、アメリカ（2.6万）、韓国（1.8万）、台湾（7,400）、メキシコ（7,100）、タイ（5,300）、フランス（4,600）、インドネシア（4,000）、ロシア（3,190）、ブラジル（2,850）である。

取り調査を行ったのは、2019年に就任した6代目代表取締役社長、福井基成氏である。直近13年連続で増収を達成しており、新型コロナウイルスの感染拡大期の巣ごもり需要を捉えて右肩上がりの成長を維持している。前述のように、堺の包丁産業は「鍛冶」、「研ぎ」、「柄付け」の分業が主流であるが、同社は自社内に「研ぎ」の職人を抱え、オリジナルブランドを展開しており、それによって海外販路の開拓が可能になっているのである。以下で同社の海外販路開拓の取組を詳しく見ていこう。

(株)福井では、2021年に自社ブランド「HADO(刀道)」を立ち上げ、そのアイテムを中心に海外展開を進めている。自社ブランドの立ち上げと言っても、職人の育成には長い年月がかかる業界である。(株)福井では、1名の社員を研ぎ職人として他社に研修に派遣し、3年の年月をかけて技術習得を進めた上でブランドの立ち上げを実施した。このことが海外展開を大きく加速したと考えられる。

なぜ、輸出拡大に自社独自のブランドが必要なのか。それは堺の刃物の製造に関する独特のシステムが関係している。つまり、一般には、分業制で「鍛冶」、「研ぎ」、「柄付け」がそれぞれ独立しているため、最終的に刃に彫られた銘が異なっても、他社の商品と「鍛冶」、「研ぎ」、「柄付け」が全く同じであるという可能性が生じるのである。このような状況では、他社の包丁と完全に差別化することは難しく、海外の販売先を有効に開拓することは困難であった。そこで、銘が異なるというだけでなく、他社にはないオリジナルの刃物が不可欠だったのである。

しかし、自社の職人を抱え、オリジナル商品の製造が可能となっただけで海外展開が進展したわけではない。包丁が店頭に並ぶ際は、包丁の抜き身だけを見せるため、見た目の違いだけで判断されることが多い。切れ味が良いことは前提であるが、それ以外の判断材料として、刃物の文様の美しさや、ブランド名の認知度が重要となるのである。(株)福井では、研ぎ職人によるオリジナルの刃物を生み出したのちに、刃物自体とブランド名以外の判断材料、つまり付加価値を生み出す試みとして、前例のない独特なパッケージを

採用したのである。

このブランドの立ち上げに当たっては、新たなパッケージの制作だけでなく、ブランドのキャッチコピー、コンセプトまでを一新する大掛かりな取組となり、長い時間と費用を費やした。それによって生まれたのが、世界的なアーティスト、フィリップ・ワイズベッカー氏による包丁のオリジナルドロイングを用いた洗練されたパッケージである。和紙の貼り箱に刃物の絵が描かれ、箱の中には薄い和紙に包まれた包丁と、「刃の道を、堂々と歩く」という強いメッセージが入れられている。実際にこのパッケージは「日本のパッケージデザイン 2023」に入賞しているのだが、国内でも評価されたパッケージをもって、さらなる付加価値を構築することに成功したのである。

しかし海外マーケットにも通用するパッケージを採用したものの、刃物自体は伝統の打刃物であり、国内でも同じものを販売している。国内で人気の商品と、海外で人気の商品は刃の長さなどの多少の相違は存在するものの、基本的に標準化戦略で輸出を拡大していると言える。そしてこのパッケージ自体も国内外でしっかりと評価されているのである。HADOを取り扱う販売店の一つであり、刃物コレクターの中では広く知られているオランダのKnives WorldはWebサイトの中で、「HADOは日本を代表する包丁の中でも最高峰の一つであり、あらゆる面で卓越した職人技が光っている」としたうえで、パッケージについてこのように評している。「パッケージでさえも日本の精神と職人技が光る。HADOの箱を開ける瞬間は特別なギフトを開くようであり、刃物は道具を超えた意味を持つ」。このような評価は刃物を差別化させたいという福井社長の狙い通りだと言えるだろう。

谷口ほか（2013）では、刃物について、「あくまで道具としての製品であるため、その製品が提供する機能以上の価格がつくことはなく、機能に限定された価格設定となる」とその課題を論じているが、製品の機能以上の価値を付与するための取組が、ブランド化に伴うパッケージデザインの変更であり、HADOはその取組が成功した事例だと考えられる。

5. まとめにかえて

本稿では、伝統工芸品の中でも機能性に優れた商品として刃物（包丁）をとりあげた。この包丁の輸出が近年大きく拡大しており、伝統工芸品輸出の中でも特異な存在であるからである。とくに、本稿では、その中でも定期的に研ぐ必要があり、消費者の啓蒙が必要となるという独特な特徴を持つ大阪府堺市の堺刃物を事例としてとりあげ、輸出拡大に向けた取組を詳しく見てきた。

まず、堺刃物の輸出が近年拡大が続いていることを統計データで確認した。この背景としては、産地を挙げての海外での啓蒙活動によって、和包丁の切れ味の良さや研ぎの必要性および研ぎ方については一定の認知が進み、実際に海外輸出が拡大していたことを示した。その上で機能以上の価値において、具体的にどのような差別化戦略を実施しているのかについて、各個別企業の取組について注目した。各個別企業の具体的な取組事例として(株)福井をとりあげ、独自ブランドを立ち上げ輸出を拡大している事例について述べた。(株)福井では、差別化のためにパッケージ自体も新たに作り上げており、実際にそれが他社との競争と、海外市場獲得に有利に働いていることを指摘した。

こうしたなかで、残された課題であるが、すでに海外のマーケットとして、カナダ・オーストラリア・オランダなどの規模が著しいことを述べた。しかしこれらの国では特に日本料理店が急増しているわけではなく、堺刃物のように専門性の高い和包丁の輸出が拡大している要因については必ずしも明確ではない。これらの国で市場が拡大している主要な要因について、さらに明らかにしていきたい。

参考

石崎徹 (2019) 「マーケティング・コミュニケーション手段としてのミュージアム—顧客経験価値の視点による伝統産業の事例研究—」『専修経営学論集』107, pp. 9-25, 専修大学経営学会 編。

- 上野恭裕・曾根秀一（2021）「刃物産地の生き残り戦略 —イギリス・シェフィールドとドイツ・ゾーリンゲンの事例—」『関西大学社会学部紀要』第52巻第2号，pp. 93-114，関西大学社会学部。
- 上野恭裕・曾根秀一（2022）「伝統産業におけるファミリービジネスの競争優位—日本とドイツの刃物産業の事例研究—」『関西大学社会学部紀要』第53巻第2号，pp. 91-117，関西大学社会学部。
- 後藤和子・高島知佐子（2024）「伝統工芸産業におけるエコシステムの進化と海外展開 —刃物産業に着目して—」『文化経済学』21巻1号，pp. 46-57，文化経済学会。
- 谷口佳菜子・上野恭裕・北居明（2013）「伝統的事業システムの競争優位と課題—堺・関・燕の刃物産業の比較より—」『長崎国際大学論叢』第13巻，pp. 31-43，長崎国際大学研究センター。
- 狭間恵三子（2024）「伝統産業における後継者育成の取り組みと課題—堺市における刃物産業を事例に—」『地域経済学研究』第47号pp. 7-18，日本地域経済学会。
- 浜口夏帆・大島一二（2024）「伝統的工芸品産業の課題と海外展開」『桃山学院大学経済経営論集』65（3），pp. 119-145，桃山学院大学総合研究所。
- 浜口夏帆・大島一二（2025）「伝統的工芸品の海外展開の現状と課題 —伝統家具の輸出を中心に—」『桃山学院大学経済経営論集』66（3），pp. 53-73，桃山学院大学総合研究所。
- 樋口博美（2009）「伝統的地場産業におけるモノと技能をめぐる社会関係 —堺刃物業を事例として—」『専修大学人文科学研究月報』238，pp. 1-32，専修大学人文科学研究所。
- 「日本製「刃物」海外で人気，輸出額20年前の4倍超 和食ブーム・巣ごもり需要が追い風」，読売新聞オンライン，2022年7月28日 <https://www.yomiuri.co.jp/economy/20220728-OYT1T50107/>（参照2025年9月27日）
- 「堺打刃物を世界へ 販路拡大へ欧米に店舗，研ぎ方指南」，産経新聞2018年5月26日 <https://www.sankei.com/article/20180526-EIREYUQDNFLABLWVTF2R77062M/3/>（参照2025年9月27日）
- 「海外から見た日本の伝統工芸品のイメージ」に関する調査
株式会社uluコンサルタンツ 2024年9月24日 <https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000007.000131474.html>（参照2025年9月27日）
- 経済産業省 経済構造実態調査（製造業事業所調査）https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kkj/seizo_result.html
- 経済産業省 伝統的工芸品指定品目一覧（2024年10月17日時点）https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kkj/seizo_result.html

go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/index.html (参照 2025 年 9 月 27 日)

近畿経済産業局 若い世代が伝統産業を盛り上げる ～伝産男子。伝産女子。～ https://www.kansai.meti.go.jp/3-5_sangyo/densan_page/densantop/interview.html

農林水産省「海外における日本食レストラン数の調査結果（令和5年）の公表について」令和5年10月13日 https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/kikaku/231013_12.html

財務省貿易統計 <https://www.customs.go.jp/toukei/info/>

公益財団法人 堺市産業振興センター 事業報告書 <https://www.sakai-ipc.jp/about/info.html>

株式会社福井 <https://sakai-fukui.co.jp/>

堺食産品海外セールス実行委員会

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/kaigai/juyokakudai/salesexco.html>

堺刃物商工業協同組合連合会 <https://www.sakaihamono.or.jp/index.html>

岐阜県関刃物産業連合会 <https://seki-japan.com/>

一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会 <https://kyokai.kougeihin.jp/>

伝統工芸青山スクエア <https://kougeihin.jp/learn/>

Knives World https://www.meesterslijpers.nl/en/hado-knife-artisans?srsId=AfmBOorwI6u2u6_zxziq-1_HLRN4l6w_JOlzUtXV-I3Vz5i6SmTbrqQhm

公益社団法人日本パッケージデザイン協会 <https://www.jpda.or.jp/award/4663.html>

(はまぐち・なつほ／経済学研究科博士後期課程)

(おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2025年9月30日受理)

Current Status and Challenges in Overseas Expansion of Traditional Crafts

— Focusing on the Case of Osaka Prefecture’s “Sakai Cutlery” —

HAMAGUCHI Natsuho

OSHIMA Kazutsugu

This paper focuses on knives (kitchen knives) as a traditional craft product distinguished by its exceptional functionality. The export of these knives has significantly expanded in recent years, making them a unique presence within traditional craft exports. Specifically, this paper examines Sakai knives from Sakai City, Osaka Prefecture, as a case study. These knives possess the unique characteristic of requiring regular sharpening, necessitating consumer education. We have closely examined the initiatives taken to expand their exports.

First, statistical data confirmed the sustained growth of Sakai knife exports in recent years. This expansion was driven by overseas awareness campaigns conducted by the production region, which fostered recognition of Japanese knives’ sharpness, the necessity of sharpening, and sharpening techniques, leading to actual export growth.

Building on this, we focused on the specific differentiation strategies implemented by individual companies to create value beyond mere functionality. As a concrete example of individual company initiatives, we examined Fukui Co., Ltd., highlighting their case of launching a proprietary brand to expand exports. Fukui Co., Ltd. has also created entirely new packaging as part of their differentiation strategy, and we pointed out that this has proven advantageous in competing with other companies and capturing overseas markets.

カンボジアにおける海外への 労働者派遣の展開と派遣機関の構造

ス ン 陽 子
大 島 一 二

1. はじめに

近年、カンボジアにおける海外派遣労働者の増加は顕著であり、労働移動とそれに伴う制度的課題は国際的にも注目を集めている。また、日本側の視点から見ると、カンボジアからの労働力導入はこれも顕著に増加傾向にあり、それに伴って、失踪等の様々なトラブルも増加しつつあり、その動静が注目されている。

こうした状況の中で、本稿の目的は、カンボジアにおける海外への労働者送り出しの歴史的な展開過程と、派遣機関の構造について明らかにすることである。具体的には、(1) 海外への労働力送り出しの歴史的展開、(2) 派遣機関の制度的枠組みと構造の分析、(3) 派遣候補者の費用負担等の派遣制度が労働者に与える影響の検討、(4) 外国資本、とりわけ中国系資本の派遣システムへの参入が制度や契約条件に及ぼす影響の検討、等が主要な論点となる。本稿は、カンボジアにおける派遣機関を単なる仲介者ではなく、制度と市場の結節点として捉え、その在り方を問い直している。

これまでの研究成果においては、移民のマクロ的動向や送金 (remittance) の経済効果 (OECD, 2017; Tangtipongkul & Khiev, 2019)、また受入国の制度や移民の脆弱性に関する分析 (IOM, 2019; ODI, 2016) が蓄積されてきた。しかし、派遣機関 (Private Recruitment Agencies, PRA)

キーワード：カンボジア、労働者派遣、派遣機関、技能実習生

そのものを対象にした実証的な研究は限られている。たとえばCSHLの報告(2022)は、2011年に制定されたSub-Decree 190に基づく規制枠組みの不十分さを指摘し、監督体制が脆弱であることを明らかにした。またODI(2016)は、渡航前の段階で貸付やブローカーの介入により候補者がすでに弱い立場に置かれていることを示している。しかし、これらはいずれも「規制の限界」や「脆弱性」という観点にとどまっており、派遣機関の契約条項や運営メカニズムといったミクロなレベルの実態分析は十分に行われていない。

さらに、これまでの研究では、カンボジアからの移民や派遣労働者に関するマクロ的な動向分析が多く扱われてきた。具体的には、海外で働く労働者が母国に送る「送金」(remittance)の効果や、受入国の制度(とくにタイやマレーシア)に関する分析が中心であった。たとえばTangtipongkul & Khiev(2019)は、1993年から2016年までのデータを用いて、送金とカンボジアの経済成長との関係を分析し、送金が経済成長率にわずかながら正の影響を与える可能性を示している。また、国際移住機関(IOM 2024)の「移民プロフィール」では、カンボジア人労働者の移動ルートや正規・非正規移民の割合が詳しく整理されている。さらにOECD(2017)のIPPMDプロジェクトは、世帯調査と質的調査を組み合わせ、移民・帰国・送金と国内政策の相互関係を明らかにしている。

しかし、これらの研究はあくまで「労働者全体の動向」や「送金効果」を扱ったものであり、実際に労働者を海外に送り出す派遣機関そのものに焦点を当てた研究はごく限られている。派遣機関の資本構造、派遣候補者を拘束する契約の仕組み、さらには中国資本を含む外国資本の関与が具体的にどう現れているのかについては、十分に解明されていないのが現状である。

この一方で、カンボジアにおける私的雇用仲介業者(Private Recruitment Agencies, PRA)に関する研究は、これまである程度の発展をとげてきた。たとえばHuman Right Research Cambodia-CSHLの調査報告(CSHL, 2022)は、2011年に制定されたSub-Decree 190を分析し、制度としては仲介業者を規制する枠組みが存在するものの、監督が不十分であり、実際には規制が

うまく機能していないことを指摘している。つまり、法律は存在している、それを運用する仕組みや政府の監視能力が弱いため、仲介業者が労働者に不利な条件を課す余地が残っているということを指摘している。

さらに、Overseas Development Institute (ODI, 2016) の報告書では、東南アジア域内における労働移動と移住者の脆弱性を扱っている。特に、渡航前 (pre-departure) の段階で、労働者がすでに貸付や保証金、ブローカーとの契約によって負担を背負わされていることを指摘している。つまり、労働者は海外に出る前から経済的に弱い立場に置かれており、派遣機関やブローカーとの関係がその背景にあるのである。この問題は、日本における外国人技能実習生の失踪などという問題と深く関係している問題であり、重要な指摘といえるだろう。

ただし、これらの研究は主に「広域的な比較」や「労働者の脆弱性」という視点からの分析が中心である。そのため、派遣機関そのものの制度構造や契約の細部、運営の仕組みをミクロなレベルで掘り下げた研究はいまだ少ない。本稿は、そうした不足を補い、派遣機関を具体的に分析対象とすることで、制度の実態と社会的責任をより明確にすることを目的とする。

本稿の研究方法としては、統計や既存資料の分析を用いて、これを現場におけるヒアリング結果や契約の実態を検討する方法を組み合わせる。複数の資料や調査結果を重ね合わせることで、派遣機関の仕組みを立体的に明らかにすることを目指す。

本研究の方法としては、具体的には、労働・職業訓練省 (MoLVT) の派遣統計、IOMやILOなど国際機関の報告書、新聞・調査報道を収集・整理し、派遣労働者数の推移や制度変化を時系列で把握する。さらに、派遣機関の担当者や候補者を対象としたヒアリング調査を実施し、契約条件や費用の実態に関する具体例を補足的に収集する。これらを相互に照合することで、情報の信頼性を確保しつつ、派遣機関の制度的特徴と社会的責任のあり方を分析していく¹⁾。

1) 本稿作成にあたって、科学研究費助成事業 (基盤研究C) 23 K 05437 の支援をいただいた。感謝申し上げます。

2. カンボジアにおける海外派遣機関の展開過程

2.1. カンボジアにおける海外派遣機関の形成と発展

カンボジアにおける海外労働者の送り出し制度は、1990年代末から2000年代初頭にかけて急速に整備され始めた。だがその制度的形成には、たんに外貨獲得や雇用対策といった経済的合理性を超えた、カンボジア特有の歴史的・社会的背景が大きく影を落としている。

周知のように、1970年代後半、ポル・ポト政権のもとでカンボジア社会は壊滅的な破壊を経験した。都市部の住民が農村へ強制移住させられ、学校や病院、行政機構といったあらゆる社会制度は解体された。とりわけ教育制度は大きな打撃を受け、1979年の政権崩壊時には、高等教育を受けた人材のほとんどが失われていたとされている。派遣機関の成り立ちを語るには、このような「制度の空白」を背景にした再構築のプロセスを見落とすことはできない。

1990年代以降、国際社会の支援のもとで国家再建が進められる中、労働省（MoLVT）は海外における雇用を国家戦略の一環として位置づけた。とくにASEAN諸国における人的移動の活発化、そして日本や韓国といった受け入れ国の労働需要に応じるかたちで、送り出し制度は形成、拡充されていった。

しかし、その制度はしばしば形式的に整備されただけであり、実際の運用や政府の監督機能は甚だ脆弱であった。労働者の登録、契約の管理、苦情対応の窓口など、多くの機能が民間業者の裁量に委ねられたままとなり、派遣機関は比較的大きな力を有してきたといえよう。こうした背景には、国家の行政能力不足だけでなく、国家と民間の境界があいまいなまま自然発生的に制度形成が進んできたことも関係している。

また、ポル・ポト時代の影響を色濃く残す社会構造も、制度形成に独特の歪みをもたらしている。たとえば、信頼できる制度へのアクセスが限られているため、労働者やその家族は、親戚や知人といった非公式ネットワークに依存せざるを得ない。これは一方で、派遣機関が地域的・家族的なつながり

を基盤に構築される温床となり、制度の公式性と非公式性が併存する複雑な構造を生んでいる。

このように、カンボジアの派遣機関の成り立ちは、たんに海外労働の仲介者としての役割にとどまらず、戦争と再建という歴史の文脈を映し出している。制度的な枠組みが整備されても、その背後にはポル・ポト時代の社会的破壊と、その後の模索的な再建過程が刻まれており、この「制度の記憶」を抜きに現状を理解することはできない。

こうした歴史を経て拡大してきた派遣機関は、労働市場において「二重の役割」を担ってきた。第一に、国内では十分に吸収できない労働力を海外市場に送り出すことで、過剰労働力の調整弁として機能した。第二に、海外での就労を通じて送金を国内にもたらし、これは家計所得の重要な補完源であると同時に、外貨収入の一部を担うマクロ経済的資源ともなった (OECD, 2017; IOM, 2019)。2017年時点で政府に承認されていた派遣機関は77~85社、そのうち約40社はタイ向け派遣を主力とし (JRS Cambodia, 2017; Khmer Times, 2017)、カンボジアの労働移動構造において不可欠な供給基盤を形成していた。

しかし、この発展は必ずしも安定的なものではなかった。新型コロナウイルスの感染拡大による急減がその典型例であるし、さらに2025年にカンボジアとタイの国境地帯で武力衝突が発生した際、タイに滞在していた約120万人のカンボジア人労働者のうち、少なくとも78万人が帰国したとされる大きな事案も発生した (AP News, 2025)²⁾。これらの突発的ショックは、派遣機関にとって契約リスクと取引費用の増大を意味し、派遣ビジネスの収益構造そのものを揺るがしている。同時に、帰国労働者の急増は国内の労働供給を一時的に膨張させ、失業率の上昇や賃金水準の下方圧力をもたらすなど、労働市場全体に大きな調整コストを課すこととなった。

2) 他の情報としては、約40万人との推計もあり (Reuters, 2025)、数値には幅があるものの、大量帰国という現象は一致して報じられている (Channel News Asia, 2025)。

このように、カンボジアの派遣機関は、歴史的背景と国際環境の変化の中で、労働市場の調整メカニズムと資本蓄積の回路として機能してきた。それゆえ、制度そのものの形式だけでなく、その背後にある経済的インセンティブやリスク構造を理解することが不可欠である。

2. 2. 海外派遣労働者の推移と拡大要因

カンボジアからの海外派遣労働は、内戦終結後の再建期を経て段階的に拡大してきた。1990年代後半から2000年代初頭にかけては、国内の雇用吸収力が脆弱であったため、多くの労働者が非正規ルートを通じて隣国タイに流出した（IOM, 2010）。農業、建設、漁業などの分野における低賃金労働が中心であり、違法就労の割合が高かったことが特徴である。

こうした状況の転機となったのは、2011年のSub-Decree 190による私的雇用仲介業者（PRA）の制度化である。これにより、海外派遣機関が正規に承認され、海外労働派遣が「合法的産業」として位置づけられた（ILO, 2013）。2017年時点で、政府に承認された派遣機関は、前述のように77～85社にのぼり、そのうち約40社はタイ向け派遣を主力としていた（JRS Cambodia, 2017; Khmer Times, 2017）。同時期に、日本や韓国、中東諸国への派遣ルートも整備され、派遣機関は国内外の労働移動の基盤を形成した。

2020年代に入ると、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により一時的に海外派遣は停滞したが、その後回復基調に転じた。国際移住機関（IOM, 2024）によれば、2024年時点で、海外で働くカンボジア人は約138万人で、2024年現在、カンボジアの総人口は約1,710万人³⁾とされることから、海外で就労する労働力数は相当の規模に達していることがわかる。また、海外在住労働力から送金される送金額は29.5億ドルに達したとされ、カンボジアの名目GDPが約471億ドル（2024年、IMF推定値）とされることから、こうした送金が家計レベルの所得補完にとどまらず、外貨収入の重要な源泉としてマクロ経済的にも大きな役割を担っていることが理解できる。

3) 外務省資料参照。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html>

近年の拡大の背景には、第一にSub-Decree 190をはじめとする制度整備、第二にタイを中心とする近隣諸国や日本での労働需要の増大、第三に農村部の雇用不足と高い若年失業率といった国内要因がある。また、派遣機関自体が候補者を奨学金や事前貸付で囲い込み、研修センターを通じて言語教育や技能訓練を施す「拠点化戦略」を採用したことも拡大を後押しした（ODI, 2016）。

ただし、この拡大傾向は常に安定的であったわけではない。前述のように、2025年にはカンボジアとタイの国境地帯で武力衝突が発生し、その影響で多数の労働者が帰国を余儀なくされる事態が発生している。

2.3. 海外派遣機関数の推移

カンボジア政府が承認する、海外労働力派遣機関（Private Recruitment Agencies, PRA）は、2010年代以降着実に増加してきた。前述のように、2017年時点では77～85機関が承認され、そのうち約40機関がタイ向け派遣を主力とした（JRS Cambodia, 2017; Khmer Times, 2017）。この時期、日本向けや韓国向けの送り出しも始まったが、派遣人数的にはタイ向けが依然として圧倒的多数を占めていた。近年の報道によれば、2020年代半ばには200機関に迫る水準まで拡大しているとされる（Business & Human Rights Resource Centre, 2025）。ただし、登録後も活動実態が乏しい「休眠機関」や、規制違反により停止処分を受ける機関も存在するため、実働数はこの機関数よりやや少ないと考えられる。

3. 海外派遣機関の資本構造と制度的影響

カンボジアから日本を含むアジア先進国への労働者移動は、単なる経済的移住の一形態ではなく、国家制度、労働市場、資本の論理が交錯するグローバルな制度構造の一部である。なかでも、労働者を国外へ「送り出す」役割を担う民間機関、いわゆる派遣機関は、制度的には周縁的でありながら、実際には国際労働移動の基盤を構成している。にもかかわらず、これらの機関

に対する理論的・実証的分析は限られており、仲介者としての表面的な機能にとどまった記述が大半である。

そこで本稿では、カンボジアにおける派遣機関の成り立ちと資本構造に焦点を当て、その制度的特徴と国際労働市場との関係性を明らかにする。まず制度形成の歴史的背景を整理した上で、派遣機関の資本類型（外資・政治連結・家族経営）を比較分析し、それぞれが労働契約、費用構造、監督機能に及ぼす影響を明らかにする。

3. 1. 派遣機関の資本構造と特徴

ヒアリング調査によれば、カンボジアにおける海外派遣機関は、大別して以下の諸類型に分けられる。これは、主に資本構造と収入構造によって区分される。

3. 1. 1. 外資系派遣機関

日本・韓国・台湾などの外国企業が出資し、現地のパートナーと合弁で運営するタイプである。技能実習制度、EPA（経済連携協定）、MOC（Memorandum of Cooperation）に基づく制度派遣を通じて参入している。日系人材企業や監理団体が自ら派遣機関を設立し、候補者の募集から研修・渡航までを一括管理する例も存在する。資金力に優れ、施設も整備されており、語学教育・技能訓練を自前で行う資金力を有する。しかし、利益は国外に流出する傾向が強く、労働者に高額な手数料負担を課すことも少なくない（ODI, 2016）。派遣先の統計（MoLVT 2025）では、日本向けが全体の約半数を占めるため、外資出資の中でも日本・韓国・台湾系の比率が相対的に高いと考えられる（出典：MoLVT公示;ODI, 2016）。

さらに、2010年代後半以降は中国系資本の関与も強まっている。表向きはカンボジア人名義の代表者を置きつつ、実際には中国の投資家が研修施設の建設費や運営資金を提供し、契約条項や渡航先企業とのマッチングを実質的にコントロールする例が報告されている（CSHL, 2022;Open

Development Cambodia, 2019)。大規模な資金力で派遣労働者を囲い込み、短期的に大量動員が可能である。特に製造業や建設業の分野で需要が高まり、中国系企業が派遣機関を通じて人材供給の仕組みに深く関与するようになったことは、制度運用や労働者の権利保障に新たな課題をもたらしている。多くの場合契約による拘束が強く、労働者の債務リスクが高い。監督当局との癒着疑惑もしばしば指摘されている。

正確な派遣機関数は不明であるが、中国FDIがカンボジア全体の投資の3割以上を占める（Open Development Cambodia, 2019）ことから、派遣機関でも一定の比率を獲得しつつあると考えられる。

近年、日本・韓国・台湾資本による派遣機関と並んで、近年中国系資本による派遣機関への関与が目されるようになった。中国からの直接投資（FDI）はカンボジア全体で大きなシェアを占めており、2012年～2016年の期間において、中国の対カンボジア投資額は6億ドルから約9.9億ドルに拡大し、常に最大の出資国の一つとなっていた（Open Development Cambodia, 2019）。さらに、2025年1～5月に認可された新規投資プロジェクトのうち、約62%が中国系投資であったと報じられている（Cambodia Daily, 2025）。

こうした背景を踏まえると、派遣機関にも中国資本が一定程度参入している可能性が高いと考えられる。ある報告では、中国企業が衣料産業、工場運営において所有・運営側として多数関与しており、アパレル産業全体で中国系企業が工場の所有者として267社を占めるという統計も示されている（Open Development Cambodia, 2019）。これらの傾向は、派遣機関との契約構造や資本関係を通じて人材供給ネットワークへ波及している可能性が示唆される。

しかし、派遣機関レベルに関して「中国資本出資比率」を公的に把握しているデータはないため、これ以上の推定はできない。将来の研究課題として、契約書・株主構成・登記情報を实地に調査して、中国資本関与の比率を明らかにすることも重要となろう。

カンボジアのビジネスが中国人・中国資本に依存せざるを得ない背景には、資金力の不足、政府との政治的関係、華僑ネットワークの優位性がある。国内資本だけでは労働者派遣に必要な研修施設や融資スキームを構築することは難しく、結果として中国人投資家（一部はかつて中国から日本への技能実習生派遣を経験した機関関係者と考えられる）の関与が派遣機関の運営を支える構造が生じている（Open Development Cambodia, 2019; CSHL, 2022; Cambodia Daily, 2025）。

その他の欧米・中東系の派遣機関については、カンボジアからの労働需要が限定的であり、直接の派遣機関設立は少ないとみられる。カンボジアにおける派遣機関への外資出資について、国別の比率を示す公式統計は現時点では存在しない。そのため、本稿では MoLVT（労働・職業訓練省）が公表する派遣数統計や、FDI（外国直接投資）の分野別データを補助的に参照し、外資資本の関与傾向を間接的に推定するにとどめる。とりわけ、日本・韓国・台湾向けの制度的派遣が統計上で大きな比率を占める一方で、中国資本は2010年代後半以降の製造業・建設業投資の拡大に伴って存在感を高めていることが複数の調査で指摘されている（ODI, 2016; Open Development Cambodia, 2019; CSHL, 2022）。

3. 1. 2. 政治資本型（軍・行政系）

元官僚や軍関係者、政党関係者が設立した機関が存在している。制度的特権（優先認可や免税措置など）を享受し、農村部に日本語センターを設立して候補者を囲い込む例もみられる。しかし実態は「箱だけ企業」で、実務を外資業者に委託するケースも多く、透明性や説明責任に欠ける傾向がある（CSHL, 2022）。

カンボジアの政治資本型派遣機関は、単なる利権構造の問題ではなく、ポル・ポト時代の制度的破壊とその後の再建過程を背景に形成されたものである。制度の担い手を喪失した歴史的経験が、公私の境界を曖昧にし、権力層による制度利用を常態化させてきた。この点で、派遣機関の問題は現代カン

ボジア国家の制度的特質そのものを映し出しているといえる（Chandler, 1991; Hughes, 2003）。

3. 1. 3. 零細家族経営型

この一方で、地方を拠点とし、家族単位で経営される小規模な派遣機関も存在する。地域社会との信頼関係を活かして派遣労働者候補を集めるが、資本力は乏しく、語学訓練や派遣手続きを大手機関に外注することが多い。借金の立替や保証人制度など、金融リスクを内部化する傾向が強く、倒産や契約不履行のリスクが相対的に高い（ILO, 2020）。

この家族経営型の派遣機関は、地域社会との結びつきを武器としつつも、資金力の不足と契約制度の未整備によって多くの問題を抱えている。具体的には、業務の外部依存による手数料の不透明化、契約責任の曖昧さ、前貸し制度に起因する金融リスクの地域的拡大が挙げられる。監督体制が脆弱な地方部では、労働者が不利な契約条件を受け入れざるを得ない状況も多く、制度的に最も脆弱な層を生み出す類型といえる（ODI, 2016; IOM, 2019; CSHL, 2022）。

3. 1. 4. NGO型

このほかに、NGO・国際機関からの資金支援による派遣機関も存在する。多くは「女性支援」、「教育支援」の名目で資金を得ているが、実態は送り出し対象者の囲い込みや資金調達等のケースもみられる。NGOや国際機関からの資金支援は、カンボジアにおける派遣制度の整備に一定の役割を果たしてきたが、その一方で持続性の欠如、資金依存による主体性の喪失、モニタリング不足と現場乖離といった問題を抱えている。さらに、援助資金が意図せず権力層や特定資本型の機関を補強することで、制度的な不平等や労働者の脆弱性を強める場合がみられる（ODI, 2016; IOM, 2019; Human Rights Watch, 2020; CSHL, 2022）

3.2. 派遣機関の特徴と労働者

こうした派遣機関の資本構造の相違は、派遣機関が持つ強みと弱みに直結し、派遣される労働者に様々な影響を与えている。

そもそも派遣される労働者にとってのメリットを整理すれば以下のようになる。① 賃金獲得。海外で獲得する賃金は、国内で農業に従事する場合の数倍に達し、教育費や住宅建設の原資となる (ILO, 2020)。② 技能獲得。また、日本や韓国では技能訓練や語学学習の機会が豊富であり、帰国後の技能向上につながる。

この一方で、派遣される労働者にとってのデメリットは、① 高額な仲介手数料負担。出国時点での仲介手数料負担による債務が大きく、賃金の多くが借金返済に充てられる現実がある。② 劣悪な就労環境。一般に派遣先での雇用環境は不安定で、長時間労働や権利侵害 (パスポート取り上げ等) が依然として報告されている (Human Rights Watch, 2020)。また、前述した2025年のカンボジア・タイ国境紛争のように、突発的な政治的ショックによって大量帰国が発生した場合、国内労働市場が吸収できず、失業や賃金低下のリスクを招く可能性も高い (AP News, 2025; Reuters, 2025)。

この3で述べてきた派遣機関の特徴は、派遣機関の経営の安定性や労働者の負担構造に直結している。経済学的にみれば、派遣機関はマクロ的には外貨獲得・雇用調整の装置として機能するが、ミクロ的には債務や不安定雇用を通じて労働者世帯の脆弱性を高める仕組みでもある。制度分析には、この二面性を同時に捉える視点が不可欠である。

派遣機関の資本構造は、単なる経営形態の違いにとどまらず、制度におけるリスクの分配構造に直結している。たとえば、外資系モデルでは、国際的な規範や投資家の監視に基づき、契約内容や情報公開の水準は相対的に高い (ODI, 2016)。しかし同時に、労働者がトラブルに直面した際のローカルな苦情処理制度や救済機能は十分に整っておらず、制度の不備が労働者の不利益として現れることが多い (ILO, 2020)。

一方、家族経営型では、労働者との日常的な人間関係や地域的ネットワー

クを基盤に運営されているため、信頼関係を通じて柔軟な対応が可能である。しかし、その反面で契約条項や責任構造が曖昧であり、紛争や不履行が生じた場合に法的に対応することが困難である（JRS Cambodia, 2017）。このことは、労働者のリスクを制度ではなく「個人間の信義」に委ねる結果となりやすい。

さらに、政治資本型では、制度の正統性そのものが恣意的に運用されやすい。すなわち「規制する側」と「規制される側」が同じ政治・軍事ネットワークに属するため、監督と規制が形骸化し、国家制度への信頼が損なわれている（CSHL, 2022）。これは単なる汚職や不正の問題にとどまらず、カンボジアにおいて制度上の「公」と「私」の境界が極めて不明瞭であることに起因している。こうした構造は、制度そのものを強化しようとする国際機関の努力に対しても、現地での実効性を弱める要因となっている（Human Rights Watch, 2020）。

4. まとめにかえて：派遣機関の社会的役割と責任

カンボジアをはじめとする多くの開発途上国において、労働者の海外派遣は重要な経済戦略となっている。こうした中で、派遣機関（sending agencies）は単なる仲介業者ではなく、労働移動を支える社会的な装置として、多様な役割と責任を担っている。

まず、社会的役割としては、第一に、派遣機関は情報の媒介者として機能していることにしている。多くの農村出身者にとって、海外で働くという選択肢は漠然とした希望である一方で、制度や手続き、費用、リスクなどに関する情報へのアクセスは容易ではない。派遣機関は、こうした情報を労働者にわかりやすく提供する窓口であり、制度の「翻訳者」としての役割を果たしている。

第二に、派遣機関は人的資源の「育成者」でもある。日本や韓国など特定の国への就労を目指す場合、語学教育やマナー研修、試験対策などが必要となる。機関によっては日本語センターや宿泊施設を併設し、数か月～1年以上の訓練期間を設けている。このような訓練は、国内の教育機関ではカバー

しきれない「就労前教育」の空白を埋める役割を担っている。

第三に、派遣機関は移動の保証人・管理者という側面も持っている。受け入れ国の企業や団体は、派遣機関が労働者の選定・教育・管理をしっかりと行っていることを前提に受け入れを行うため、機関の信頼性は国家全体の信用にも関わる。この点で、派遣機関はグローバル市場と国家制度をつなぐ「制度の顔」としての役割を果たしている。

このように、派遣機関は、単なる仲介者ではなく、労働市場制度の一部を担う主体である。そのため、経済活動の一環としての役割に加えて、社会的責任 (Corporate Social Responsibility, CSR) を果たす必要がある。

第一に、正しい情報提供の責任である。労働者に対し契約内容、費用、権利・義務を正確に提示することは最低限の義務である。国際労働機関 (ILO, 2015) は、仲介業者が不透明な情報提供を行うことが労働者の権利侵害につながると警告しており、誤解や虚偽の説明は労働者を過大なりリスクにさらす。

第二に、人権と尊厳の保護が求められる。渡航前研修や生活環境整備、健康診断や安全指導などは、送り出す側が保証すべき最低限の責任である (CSHL, 2022)。さらに、苦情処理窓口やトラブル対応体制の整備により、労働者が安心して声を上げられる制度的環境を整えることが不可欠である。

第三に、制度全体への説明責任を果たす必要がある。派遣は「出発すれば終わり」ではなく、その後の就労状況を追跡し、問題があれば受入国側と連携して改善する責任を負う。こうした仕組みが欠けると、送り出し制度全体の正当性が疑われ、国際的信用の低下や持続可能性の危機に直結する (ODI, 2016)。

この点で、派遣機関は「労働者から手数料を取る悪徳業者」という単純なイメージに還元されるべき存在ではない。むしろ、世界経済のなかで労働力を循環させる重要な機能を持つ主体であり、日本企業にとってはコスト削減のための委託先である一方、カンボジアにとっては外貨獲得と外国依存型経済の一翼を担う構造的要素でもある。

その意味で、表1に示すように、派遣機関の社会的責任はその資本構造と

制度的背景に依存しており、外資系は透明性が高い一方で現地救済制度が不十分、政治資本型は腐敗と不透明性が顕著、家族経営型は地域密着の強みを持ちながら制度的脆弱性が大きい、などの特徴が存在する。それぞれの特徴は、送り出し制度全体の正当性や持続可能性を大きく左右している。

表1 派遣機関の類型と特徴

| 類型 | 情報提供の責任 | 人権・尊厳の保護 | 制度全体への説明責任 | 主な課題(弱み) |
|-----------------|---|--|-----------------------------------|-----------------------------|
| 外資系(日本・韓国・中国系等) | 契約・費用の明示は比較的整備され、透明性が高い。ただし現地語での説明不足も散見される。 | 訓練施設や生活支援は充実しているが、高額手数料による労働者負担が大きい。 | 就労後の追跡調査を部分的に実施するが、国外監理団体への依存が強い。 | 利益が国外に流出しやすく、ローカルな救済制度が未整備。 |
| 政治資本型(軍・行政系) | 情報提供は形式的で、費用や契約条項は不透明。 | 人権保護の仕組みが脆弱で、研修や生活支援が不十分。 | 制度的特権に依存し、アカウントビリティを欠如。 | 規制当局との癒着により透明性が最も低く、腐敗の温床。 |
| 家族経営型(中小零細) | 地域密着だが契約文書が不十分で、口頭説明に依存。 | 派遣候補者や家族との信頼関係を基盤とするが、前貸し制度に依存し金融リスクを転嫁。 | 就労後の追跡はほぼ皆無で、制度的責任が不在。 | 資金力不足と監督不在により、労働者が最も脆弱。 |

資料:筆者作成。

この一方、派遣機関が社会的責任を果たさない、果たすことができない場合の帰結として、その影響は単に個々の労働者の権利侵害にとどまらず、制度全体の正当性と持続可能性を脅かす深刻な結果を招く可能性が高い。

具体的には以下の点が指摘できる。

(1) 国際的信用の低下。国際労働機関(ILO)が定める「公正な採用の一般原則(General Principles for Fair Recruitment, 2016)」や、国連「ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs, 2011)」に抵触する事例が積み重なると、カンボジアの派遣制度は国際社会からの信頼を失う。結果として、受入国が制度協定(MOC)や労働協約の見直しを行い、新規派遣が制限されるリスクが高まる。

(2) 国内労働市場への逆流効果。社会的責任が果たされず、トラブルや人

権侵害が頻発した場合、帰国労働者の不満が拡大し、国内社会において派遣制度そのものへの不信が強化される。これにより、労働者の応募が減少する可能性が高い（CSHL, 2022）。

(3) 制度的持続可能性の危機。不十分な社会的責任は、派遣機関を短期的利益の追求へと傾ける。結果として、制度全体が「量の確保」に偏重し、人材育成・技能移転・再統合支援といった持続可能性を支える要素が軽視される。これは、カンボジアが長期的に「低技能労働輸出国」に固定化されるリスクを伴う（ODI, 2016; IOM, 2019）。

このように、派遣機関が社会的責任を怠ることは、個々の労働者を不利な立場に追いやるだけでなく、制度全体の信頼性を失わせ、国際的信用を低下させる危険を伴う。その帰結として、受入国との協定関係の見直しや新規派遣の制限、さらにはカンボジア経済の長期的停滞を招く可能性がある。したがって、派遣機関にとって社会的責任の履行は、倫理的義務であると同時に制度存続の条件でもあると考えられよう（ILO, 2016; UNGPs, 2011; ODI, 2016; IOM, 2019; CSHL, 2022）。

表2 これまで発生した帰国事案と影響

| 事例 | 内容 | 資本型/リスクの特徴 | 出典 |
|--------------------------|---|--|--|
| 2025年カンボジア・タイ国境紛争による大量帰国 | タイで働いていたカンボジア人労働者が武力衝突により帰国。120万人のうち40～78万人が帰国したと報道。帰国後の雇用創出や債務返済に深刻な問題が発生。 | 外資系・政治資本型：危機時の救済制度の不在、契約リスクが労働者に集中。 | Channel News Asia (2025)；AP News (2025)；Reuters (2025) |
| 2025年帰国後の失業と債務残存 | 帰国した労働者のうち就職できたのは21%にとどまり、残余は失業状態で、借金返済の負担が継続。 | 外資系モデル：高額な前貸し契約が原因で、危機後も労働者が債務を負担。 | CAMBODIA News (2025) |
| 2020年COVID-19による帰国 | パンデミックの影響で、タイから8万6,000人超が帰国。国内での雇用吸収が追いつかず、生活困窮者が増加。 | 家族経営型・現地系：小規模機関が危機対応能力を欠き、契約不履行や支援不足が露呈。 | WHO/ILO報告；Wikipedia “COVID-19 pandemic in Cambodia” |

資料:筆者作成。

表2には、これまで発生した帰国急増とその影響について整理した。これらの事例からもその大きな影響が示唆される。

本稿では、カンボジアの海外労働者派遣の展開と、派遣を担う派遣機関の実態について検討してきた。本稿の分析によって、その大きな流れは把握できたものと考えられる。今後は、事例分析によって、現実にカンボジアで発生している課題についてさらに検討していきたい。

参考文献

- Tangtipongkul, K., & Khiev, V. (2019). *The effect of remittance on economic growth in Cambodia*. *Journal of Population and Social Studies*, 27 (3), 232-246. 『カンボジアにおける送金の経済成長への影響』 *Journal of Population and Social Studies*, 27 (3), 232-246.
- IOM Cambodia/IOM DTM(Displacement Tracking Matrix)Flow Monitoring Surveys: Insights into the Profiles and Vulnerabilities of Cambodian Migrants to Thailand(2019) dtm.iom.int + 2 roasiapacific.iom.int + 2 2019年3月～5月にかけて実施されたカンボジア人移民のプロファイルと脆弱性に関する調査結果をまとめた報告 dtm. iom. int
- Safeguarding Safe Labour Migration of Cambodia's Migrant Workers: An Assessment of Regulation on Private Recruitment Agencies in Cambodia*-Boravin Tann 著 Human Right Research Cambodia-CSHL
- JRS Cambodia, 2017: Khmer Times, 2017
- AP News.(2025, August 11). *Cambodian migrant workers face an uncertain future as Thai border conflict drives them home*.
<https://apnews.com/article/099622abab2aaca9c69fbd342b6b7dac>
- Open Development Cambodia. (2019). Investment in Cambodia [ウェブページ]. "In 2019, FDI represented 13.5% of Cambodia's GDP; 42% of FDI inflows came from China." Retrieved from <https://opendevolucioncambodia.net/topics/investment/>
- Hughes, C. (2003). *The Political Economy of the Cambodian Transition 1991-2001*. London: RoutledgeCurzon.

The Development of Overseas Labor Dispatch in Cambodia and the Structure of Dispatch Agencies

SOEUNG Yoko

OSHIMA Kazutsugu

In recent years, the increase in overseas labor dispatch workers from Cambodia has been remarkable, and labor migration and the accompanying institutional challenges have drawn international attention. Furthermore, from Japan's perspective, the importation of labor from Cambodia has also shown a significant upward trend. Alongside this, various problems such as disappearances are increasing, and developments in this area are being closely watched.

Against this backdrop, this paper aims to clarify the historical development of overseas labor dispatch in Cambodia and the structure of dispatch agencies. Specifically, the main points of discussion are: (1) the historical development of overseas labor dispatch, (2) analysis of the institutional framework and structure of dispatch agencies, (3) examination of the impact of the dispatch system, such as cost burdens on dispatch candidates, on workers, (4) examining the impact of foreign capital, particularly Chinese capital, entering the dispatch system on the system and contractual conditions.

This paper reexamines the role of dispatch agencies in Cambodia, viewing them not merely as intermediaries but as nodes connecting the system and the market.

The research methodology involves collecting and organizing dispatch statistics from the Ministry of Labor and Vocational Training (MoLVT), reports from international organizations such as IOM and ILO, and newspaper articles and investigative reports to track trends in the number

of dispatched workers and institutional changes over time. Furthermore, interviews were conducted with dispatch agency personnel and candidates to supplementally gather concrete examples regarding actual contract terms and costs.

By cross-referencing these sources, the reliability of the information is ensured while analyzing the institutional characteristics of dispatch agencies and the nature of their social responsibilities.

日本企業の対中国直接投資の展開

— 繊維産業を中心に —

閻 思 嘉
大 島 一 二

1. はじめに

1.1 研究の背景

1980年代後半以降、中国は改革開放政策実施を契機に對外経済の開放度を一段と高め、多様な開放政策や経済戦略を打ち出すことで、国際社会での地位を向上させ、世界の主要な投資先の一つとなってきた。こうしたなかで、日中間の経済関係も急速に発展してきたが、その一方で、複雑な変遷をたどってきたことも事実である。

1978年の中国改革開放以降、中国は急速な経済成長を遂げてきた。実際に1980年から2003年までの実質GDP成長率は平均で9%を超え（田辺2006）、外国直接投資の受入れを原動力として「世界の工場」と呼ばれるまでに発展した。こうした高度成長のもとで日中貿易額も飛躍的に拡大し、1978年約50億ドルに過ぎなかった日中間の貿易総額は、2002年に20倍、2021年には70倍の3,500億ドル超に達した（日中長期貿易協議委員会2023）。

1980年代末には、日本企業による対中投資が急増し、中国は日本にとって重要な市場かつ生産拠点としての役割を強めていった。改革開放の深化とともに、中国のWTO加盟は画期的な出来事となり、その後、日本企業の対

キーワード：中国、海外投資、繊維産業、日系企業

中投資はさらに活発化した。OECD（2022）の報告によれば、日本の対中直接投資は2000年代から2020年にかけて大幅に伸びており、中国市場の魅力がそれを裏付けているとされる。

こうした貿易の拡大は、投資の動きと密接に関係している。対外投資については、中華人民共和国商務部が発表した「2022年度中国対外直接投資統計公報」によると、同年の中国の対外直接投資は1,631.2億ドルに達し、世界第2位となった。その結果、中国企業は世界190の国・地域に約4.7万社の拠点を構えており、そのうち約60%はアジア地域に集中している。また、「一帯一路」構想に参加する国々にも約1.6万社の企業拠点が設立されている。

同時に、中国には大量の外国直接投資も流入しており、その規模は急速に拡大している。2000年代初頭にはFDIは407.2億ドルだったが、2022年には1,891.3億ドルと、約5倍にまで成長した。このように貿易と投資が相互に作用することで、中国は国際貿易の要所としての地位を一層強め、世界経済に対する影響力も拡大している。

今日の中国は、世界第2位の経済規模を誇り、広大な市場とともに拡大し続ける消費と需要を抱えている。加えて、イノベーションの推進や産業の高度化も急速に進んでおり、外国企業は中国に進出し、技術を移転することで自社の成長につなげているという側面もある。

特に日本と中国は長い貿易の歴史を有しており、これまでに良好な取引関係を築いてきた。日本企業の対中直接投資は、進出する地域や業種の多様化が進み、両国の経済成長に貢献しながら投資関係も段階的に進展してきた。

改革開放初期には、日本の主要な製造業が中国への投資を開始した。柴生田（2009）によれば、日中間の投資関係にはこれまでに三度の投資ブームがあったとされ、第一期は1985～1987年、第二期は1991～1995年、第三期は2000～2005年と位置づけられている。この間、日本企業の投資は製造業から金融・サービス分野へと広がり、中国の内需に応える形で変化してきた。

1. 2 問題意識と目的

2025年に入って、米中貿易摩擦がますます激しくなり、一連の関税措置により、両国の企業活動や貿易量は大きく落ち込んだ。特に、米中間の物流・製造業・消費財において混乱が生じ、世界経済への波及効果も無視できない。加えて地政学的リスクの上昇により、ロシアとウクライナの紛争も継続中である。その結果、国際経済および貿易環境は一層厳しさを増している。このような国際的な不確実性が拡大するなか、各国は国内での対策を講じるだけでなく、サプライチェーンの維持や安定を図るために、海外での投資や生産体制の見直しを迫られている。

日本の対中直接投資を考察するには、まず日中間における投資関係の歴史的展開と現状を理解することが不可欠である。そこで本論文では、日本企業の対中国進出に焦点を当て、とくに繊維産業を中心とした日本企業による中国への投資動向を分析することを目的としている。

既存の研究を振り返ると、日本企業の海外展開については多様な観点からの分析が行われており、投資先も中国にとどまらず、欧米諸国や東南アジアなどにも関心が向けられてきた。しかし、これらの研究の多くは1980年代の円高期を背景に行われたものであり、2008年リーマンショック以降の時期を対象としたものは非常に限られている。

このような背景を踏まえ、本論文では、日系企業の対中直接投資に焦点を当て、全体的な立地選定の要因を明らかにするとともに、日中経済関係の変遷を分析する。具体的には、日本の繊維産業を事例として、日本企業が中国を投資先として選ぶ理由として、市場の潜在力、コスト削減の追求、中国政府による政策的支援といった観点から検討を行い、中国国内の各地域が日系企業にとって戦略的拠点となる根拠を明らかにしていく。その上、具体的な日本企業の中国進出例を通じて、企業の製品戦略、プロモーション戦略、流通戦略による成功や失敗を分析したい。このような事例分析で、これからの日本企業の海外進出、または中国企業の第三世界諸国への進出に貢献できると考えられる。

1.3 研究方法

本論文の研究方法は、以下の段階的なアプローチに基づいている。

まず、既存の研究成果や各種機関、政府機関が公表したデータを活用し、世界的な対中国直接投資と日本の対中国直接投資をそれぞれ分析する。特に、日本企業の対中国進出に焦点を当て、その進出の段階的な特徴を整理し、現状を把握することを目的としている。

具体的には、学術論文、政府統計・資料（日本政府・中国政府双方）、JETRO等の調査レポート、企業年報・IR資料、業界分析レポート、学会誌記事など幅広い文献資料を収集・分析する。統計資料については、日中両国の貿易・投資統計や経済指標を用いて推移を定量的に把握する。

次に、日本企業の進出がどのように進化してきたのかを踏まえて、日本企業である帝人株式会社を事例として分析する。帝人株式会社に関しては、同社の公開資料（公式ウェブサイト、統合報告書、年次報告など）に加えて、業界誌・新聞報道などを参照し、進出・投資の経緯を丁寧に検証する。その上、帝人株式会社の関係者ヒアリングを実施し、中国への進出経緯、経営方法を分析する。

これらの方法により、マクロ的な投資・貿易関係とミクロ的な企業戦略の両面から、日中経済協力の実態とその発展・変容を総合的に解明する。

1.4 論文構成

本稿の構成は以下の通りである。

まず、2では日中間の投資・貿易の歴史と現状を整理し、改革開放以降の中国経済の成長と対日貿易・投資動向をデータに基づいて分析する。また、主要業種や地域別の日本企業進出状況、日中経済関係をめぐる政策変化の影響などを論じる。特に、1978年以降の日本企業の対中直接投資の推移を詳しく検討する。投資額の年次推移や主要投資先地域、業種別の投資構造の変化を明らかにするとともに、日中間の政策協議・協定や国際的な経済環境の変動が投資動向に与えた影響について分析する。

そして、次号で予定している事例研究の具体的対象企業として、帝人株式会社（以下「帝人」とする）に着目する。帝人は1918年創業の総合素材メーカーであり、繊維・樹脂・複合材料など多様な事業を展開している。帝人の中国進出は早く、1970年代に香港・上海に貿易会社を設立して事業を開始し、1990年代には江蘇省南通市に織布の生産工場を建設、2000年代には浙江省嘉興市にポリカーボネート樹脂の生産工場を設立するなど、現在では中国全土に21社の現地事業会社を擁している。中国での帝人ビジネスは、自動車・電子機器向けの高機能繊維やプラスチック事業を中心とし、特にポリカーボネート樹脂「PANLITE」は衝撃特性や耐熱性に優れ、中国での売上の65%超を占める主力製品となっている。さらに、2010年には帝人（中国）投資有限公司（中国持株会社）を設立してグループ各社を統括し、2012年には中国化学繊維工業協会との相互連携に基本合意するなど、技術協力やサプライチェーン整備にも積極的に取り組んでいる。本稿では、こうした帝人の事業展開・投資内容・技術協力・現地法人設立などを時系列的に追跡・分析する前提として、日系繊維産業の中国ビジネスの具体像や戦略上の動向を得ることを目的とする。

1.5 先行研究

海外直接投資は経済学界におけるホット・イシューであり、多くの研究蓄積が存在している。対外直接投資に関する研究は、日本企業からの対外直接投資を主体として、対中国直接投資、対米国直接投資などの研究があり、韓国企業からの対中国直接投資についての研究もみられる。対外直接投資の研究においては、実証研究に注目する研究が多いことも顕著な特徴である。

例えば、Nguyen A.T.N.・Cieslik A (2021) は、1995～2013年における24カ国のアジア諸国を対象として、38カ国のヨーロッパ諸国からの対外直接投資の決定要因を研究してきた。研究対象のアジア諸国を東南アジア、東アジア、南アジアに分け、投資先諸国の所得、労働コストや為替レートの安定性を示している。

他方、新庄（1989）は、日本の製造業上場企業を、輸出企業と非輸出企業、企業の海外投融資残高があるかないか、海外生産額があるかないかによって2つずつのグループに分類し、いくつかの変数を用いて1984年と1986年のクロスセクション分析を実施した。分析の結果、企業規模（売上高）が大きいほど輸出する傾向が強く、また輸出比率が高い企業ほど、より多くの海外投融資残高を持つことが示された。

また、中国の改革開放政策が実施された後、国内外の学者たちは中国に流入した海外直接投資（FDI）について多くの研究を行ってきた。その中でも、日本企業による対外直接投資の決定要因に関する実証分析が注目されている。

例えば、魏・賀・王（2002）は、1986～91年と1992～97年の2つの時期に分けて、外資導入の初期段階と、鄧小平の南巡講話後に広がった新たな外資導入政策の段階を回帰分析で分析し、海外から中国への直接投資の立地選択と説明変数間の関係を説明した。結論として、第一段階では、交通インフラ、GDP、中国国内の労働生産性、および既存の外国直接投資が影響を与えており、特に既存の外国直接投資の影響が最も大きいことが明らかになった。このことから、この時期では情報コストがFDIの立地決定における最も重要な要素であるとされた。一方、第二段階では、前述の説明変数すべてが有意となり、特にGDPが最も重要な影響要因となり、中国市場規模の重要性が大きくなるが指摘された。

また、日本企業全体ではなく、業種ごとに分析を行った研究も存在する。自動車業界に関する研究としては、林（2012）が企業の海外製造拠点の立地に影響を与える要因を明らかにするため、1987年から2005年にかけて中国における日本の自動車部品企業の製造拠点を被説明変数として、条件付きロジットモデルを用いて分析を行った。研究の結果、「日本自動車部品企業の中国における製造拠点の立地選択は、市場規模の大きさや中間財の調達が行える現地の産業集積の規模、経済特区や沿岸開放区の有無、そして安価で効率的な労働力の豊富さを重視する傾向がある」と指摘されている。

深尾・岳（1997）は、1978年から1992年における日本の電気産業企業の国内外の立地選択に関するデータを基に、コンディショナル・ロジット・モデルを用いて分析を行った。この研究によると、企業の海外進出において、労働コストが立地選択に与えるマイナスの影響が大きいことが明らかになった。また、産業集積はプラスの効果を持つ要因として働き、立地選択に好影響を与えることが示されている。さらに、カントリーリスクに関しては、銀行家が評価した安全度を示す変数が立地選択に強いマイナスの影響を与えることも明らかとなった。

しかし近年、中国経済の目覚ましい発展に対して、従来の安価な労働力というメリットがますます消えていくことで、「世界工場」の中心は東南アジアに移転する傾向がある（白2020）。こうした傾向が著しいのが、本稿の研究対象である繊維産業である。

また、日本との政治摩擦や米中貿易戦争などの影響を加えて、中国の海外直接投資についての研究は以前との比較で徐々に減少している。

2. 対中国直接投資の展開

2.1 対中直接投資の全体像

対外直接投資（Foreign Direct Investment）とは、ある国の企業、個人または政府が他国へ長期的な資本投資を行い、外国の企業や資産に対する支配権と所有権を拡大することを指す。このような投資は、資本の移動だけでなく、生産施設、技術、ブランド、管理能力、市場に対する直接的なコントロールも含まれている。対外直接投資の形態には、Krugman・Obstfeld（2009）によれば、新しい企業の設立、既存企業の買収、合弁事業の設立などがあると指摘されている。

まず、グリーンフィールド投資（Greenfield Investment）である。これは、外国市場で新しい生産施設やその他のビジネスユニットを設立することである。このような投資形式では、投資家が新しく設立された企業を完全にコントロールし、戦略的なニーズに応じて設計し運営することができる。例

えば、あるヨーロッパの製薬会社がインドに新しい生産工場を設立し、新薬の開発と生産を行う場合などがある。対中投資においては、この方法が比較的多くみられる。

次は、既存企業の買収（Mergers and Acquisitions）である。これは、投資家が外国企業の株や資産を購入することで支配権を取得する方法である。このような方法の利点は、新しい市場に速やかに進出でき、既存の顧客基盤や市場シェアを獲得することができることである。例えば、日本の電子機器メーカーがアメリカの技術企業を買収し、先進的な技術や市場チャネルを手に入れる場合等である。

さらに合弁事業（Joint Ventures）である。これは、2つ以上の企業が共同で出資し、新しい会社を設立し、投資家はその会社に一定の株と支配権を持っている状況を指す。このような形態は、通常、市場参入リスクやコストを削減するために使用されている。例えば、あるドイツの自動車メーカーと中国の企業が協力して合弁企業を設立し、新エネルギー自動車プロジェクトを共同に開発する場合などを指す。

1978年に中国の改革開放政策が導入されて以降、世界各国の対中国直接投資は顕著な変化を遂げてきた。中国は広大な市場を有し、安価な労働力や高い経済成長率などの利点を持っていたため、FDIの流入は急速に拡大した。特に、2001年に中国がWTOに加盟したことを契機に、新たな投資ブームが巻き起こった。

世界対中国直接投資額を見てみると、図1に示されているように、改革開放初期の1979～1984年には17億ドルであったが、鄧小平氏の南巡講話が行われた1993年には275億ドルに達し、約16倍の増加を見せた。この期間、改革開放初期にはFDIの流入が著しく少なく、経済改革や開放政策の進展に伴い、投資額が増加する傾向が見られる。

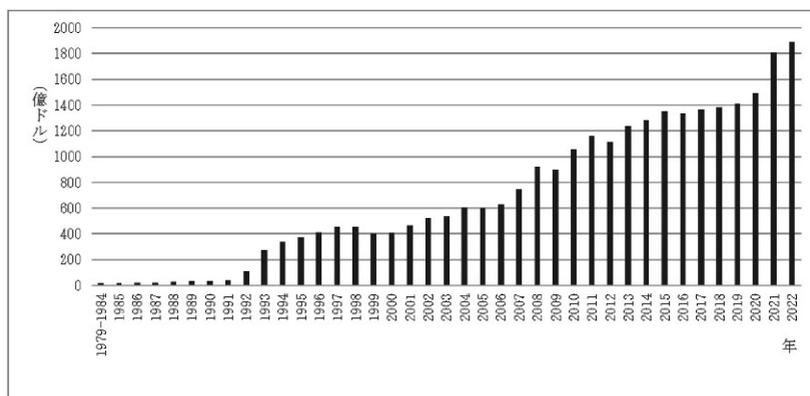
1990年以降、世界から中国への直接投資額は急速に伸び、特に1992年に鄧小平氏が市場経済路線を鮮明にしたことで、外国企業の中国への信頼感が大きく高まった。さらに、2001年の中国のWTO加盟を契機に、投資額は大

幅に増加した。この時期、中国は低コストの労働力、大規模な市場、整備されたインフラなどを背景に、世界の製造業投資の主要な受け入れ地となった。

2008年以降、世界金融危機の影響を受けながらも、中国への直接投資額は安定的に増加し、中国経済の規模は拡大を続けた。また、製造業中心の投資から、サービス業やハイテク産業へと投資構造が多様化した。さらに、中国が打ち出した「一带一路」構想は、外国企業に多くの協力機会を提供した。

2020年から2022年にかけて、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、中国への外国直接投資は記録的な高水準に達した。デジタル経済や新エネルギー産業などの新興分野が注目され、これらの分野への投資増加が後押しとなった。

図1 中国への外国企業直接投資額の推移



(資料)「国家統計局(2023)」に基づいて筆者作成。

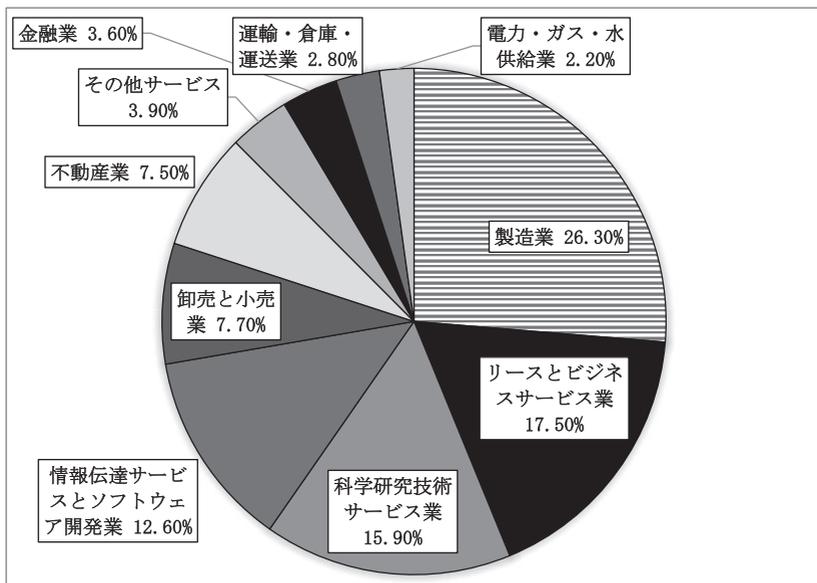
中華人民共和国商務部が発表した「中国外商投資報告 2023」によると、近年、中国への対外直接投資額は増加傾向を示している。特に、実際に利用された外資額は、新型コロナウイルス感染症の拡大にもかかわらず、2019年の1.9兆元から2023年には2.2兆元に増加している。

2022年においては、中国が製造業の発展を促進するためにさまざまな政

策を実施し、サービス業と製造業の統合を推進した結果、リース・ビジネスサービス業（17.5%）、科学研究・技術サービス業（15.9%）、情報伝達サービス・ソフトウェア開発業（12.6%）の3業種がサービス業の中で外資利用額の最も大きな割合を占めている。これら3業種は外資利用額全体の46%を占めている（図2参照）。

2022年のFDIは総額で大幅な増加を記録し、成長ペースも加速している。特に、韓国（63.3%増）、ドイツ（55.5%増）、イギリス（42.8%増）からの投資が顕著である。また、地域別ではEUとASEANからのFDIがそれぞれ97.8%および9.3%増加しており、国内平均を上回る成長率となっている。この結果、2022年の対中FDI総額の95.8%を上位10カ国からの投資が占めている。

図2 業種別外資の投資比率(2022年)



(資料)「国家統計局(2023)」に基づいて筆者作成。

日本企業が中国を投資先として選択する動機は多岐にわたる。まず、中国の市場の潜在力が挙げられる。中国の人口数は他国との比較でかなり多く、

巨大な消費市場が存在し、日本企業に大きなビジネスチャンスを提供している。また、コスト面も重要な要因である。中国は人口が非常に多く、国土が広いことから、労働コストや工場の賃貸コストが比較的安く、特に製造業を営む日系企業の投資を引き付けている。さらに、中国の地理的条件も注目すべき要因の一つである。加えて、中国政府が打ち出した外資誘致政策や地域経済政策は、日本企業が中国への投資を決定する際に重要な役割を果たしている。

日本企業の対中直接投資は、製造業、サービス業、ハイテク産業など多岐にわたる分野に広がり、中国市場向けの輸出の拡大と強く補完的關係を持つことが濱田（2015）より明らかとなった。とくに機械・電子部品など中間財の分野で投資と貿易が相互に強化されており、水平型（生産拠点）というよりは垂直統合型（サプライチェーン強化）の傾向が顕著であることも言及された。そして、サービス業への投資は、金融、小売、物流などの分野に集中しており、高技術産業では技術協力や研究開発の革新に重点が置かれている。

このように、日本企業の対中直接投資は顕著な成果を上げているものの、一方で多くの課題に直面しているのも事実である。政治や経済の不確実性、文化の相違、法規制の複雑さ、さらに米中貿易摩擦といった外部要因が、日系企業の対中投資にリスクをもたらしている。また、日中の政治関係の変動や中国国内の政策変更も、投資環境に大きな影響を及ぼす可能性がある和林一喜（2012）は指摘している。

2. 2 企業進出の画期

これまで、多くの研究者が日本企業の対中国直接投資を段階的に分けて研究している。詳細は表1に示した。

兪（2005）は、1979～1983年を模索段階として、この時期が改革開放の初期段階であるため、対中直接投資は小規模、非製造業、情報収集を目的としているなどの特徴がある、と指摘している。さらに、1984～95年には企

業法人税の減免や沿海港湾都市の対外開放、外資の優遇政策などにより、持続的な増加段階に至る。その後、1996～99年は大幅に調整段階であり、国有企業改革に影響されたと指摘されている。2000～05年は第4次ブームであり、金融危機からのアジア経済回復、中国WTO加盟を機に新たな対中投資ブームがおこったことを指摘する。

また、柴生田（2009）は、日中の投資関係を3回の画期に区分している。1985～87年は第1次ブームであり、円高が進展していた中、安価な労働力を求めて、繊維、雑貨、食品加工などの軽工業が中国に進出した。1991～95年は第2次ブームであり、鄧小平氏の南巡講話に代表される外資導入の本格化や市場経済化の加速を受け、華南地域を中心に対中投資ブームが起きたこと、また、インフラ開発が進んだことがあり、電子産業や機械産業でも生産拠点を中国にシフトする動きがあることを指摘している。最後に、2000～2005年を第3次ブームとし、中国のWTO加盟により、中国市場参入のための販売拠点、優秀で低コスト人材の活用によるR&D拠点の設置などを目的とした投資が増加していること、進出地域も拡大していることなどを特徴として指摘している。

表1 日本企業の対中投資ブーム

| | 第1次ブーム | | 第2次ブーム | | 第3次ブーム | | 第4次ブーム | |
|-----------|--------|---------------------------|--------|----------------------------|--------|-------------------------|--------|-----------------------------|
| | 時期 | 1984～85 | 時期 | 1988～89 | 時期 | 1992～95 | 時期 | 2000～05 |
| 俞（2005） | 重要な出来事 | 合弁企業所得税の減免と沿海港湾都市の対外開放により | 重要な出来事 | 「沿海地区経済発展戦略」の提起 | 重要な出来事 | 「市場経済導入」を中心とする拡大された改革開放 | 重要な出来事 | 1997年金融危機のアジア経済回復とWTOへの加盟 |
| 柴生田（2009） | 重要な出来事 | 円高、安価な労働力をターゲットとして軽工業を進出 | 重要な出来事 | 南巡講話をきっかけに、華南地域に電子・機械産業を進出 | 重要な出来事 | WTO加盟で進出地域拡大、中国市場参入し始め | / | |
| | 時期 | 1985～87 | 時期 | 1991～95 | 時期 | 2000～05 | | |
| 廖（2014） | 重要な出来事 | 円高、貸金コストを減らすため | 重要な出来事 | 南巡講話、電子産業が中国にシフトし始め | 重要な出来事 | WTOへの加盟、中国市場に販売拠点の設置を目的 | 重要な出来事 | リーマンショック後の回復として、中国は「世界の市場」に |
| | 時期 | 1985～90 | 時期 | 1991～99 | 時期 | 2000～07 | 時期 | 2008～14 |

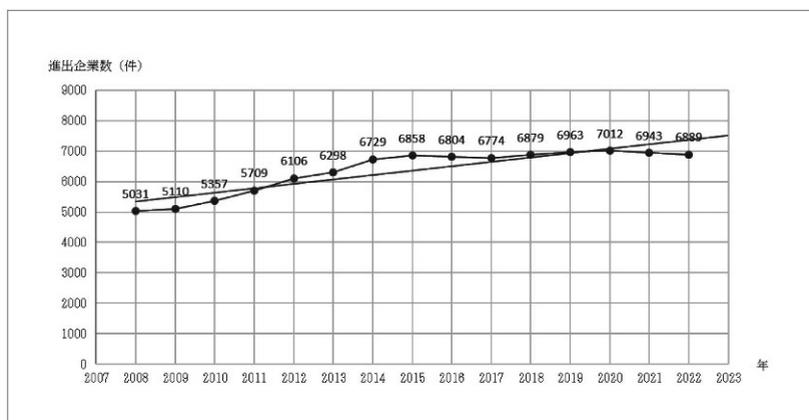
（資料）俞（2005）、柴生田（2009）、廖（2014）に基づいて筆者作成。

廖（2014）は、プラザ合意後の円高を背景とした、1985～90年を第一次ブームとみなし、日本企業は欧米向け製品の生産拠点をアジア諸国へシフトさせる動きを活発化させ、南巡講話による外資導入政策の本格化や市場経済化の加速を受けたため、広東省などの華南地域中心に投資ブームが起きたと述べている。それ以降は柴生田（2009）と同様に、中国のWTO加盟が第三次ブームを招き、リーマンショック後の経済回復として第四次ブームが起きたことを指摘している。

実際に、進出企業数の推移に注目してみよう。2008年から2022年にかけて、結果としては、日本企業の中国進出企業数が増加傾向を示している（図3参照）。特に、2010年代初頭から中頃にかけての増加ペースが顕著であり、2012年には6,000社を超え、2020年には7,000社を超える水準に達している。しかし、2016年以降のデータを見ると、増加率は鈍化し、一部の年ではむしろ減少傾向が見られる。このような変動の背景には、中国国内外の経済や政治情勢、そしてグローバルな要因が大きく関与していると考えられる。

2008年の金融危機後、中国市場は「世界の工場」としてだけでなく、「巨

図3 日本企業対中国進出企業数推移



（資料）「中国統計年鑑 2023」に基づき筆者作成。

大な消費市場」としての地位を確立し始めた。これに伴い、日本企業は生産拠点の設置のみならず、小売業やサービス業を含む多様な分野での進出を強化した。特に、自動車産業や電子機器製造業が主導する形で、中国国内での生産を軸とした戦略を加速させ、中国政府による外資誘致政策の強化も、進出企業数の増加に寄与した重要な要因である（林正 2012）。

前述したように、2016年以降、進出企業数の増加ペースは次第に鈍化した。この時期、中国経済の成長率が以前に比べて低下し、「新常态（ニューノーマル）」への移行が進む中で、日本企業の投資戦略にも変化が見られた。製造業中心からサービス業や高付加価値産業へのシフトが顕著になり、新たな分野での投資が進んだものの、従来の製造業分野での進出はやや落ち着きを見せている。

さらに、この時期に二つのリスク要因が日本企業の対中投資に影響を及ぼした。第一に、米中貿易摩擦の激化が挙げられる。三浦（2019）は、この摩擦により、サプライチェーンの見直しを迫られる日本企業が増え、中国以外の生産拠点を検討する動きが活発化したと指摘した。第二に、中国国内の規制強化や外資企業に対する政策の変動が、進出企業の戦略に不確実性をもたらした。

2020年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、日本企業の中国進出に新たな影響を及ぼした。2020年の進出企業数は7,000社を超え、2021年以降も安定した水準を維持している。しかし、進出企業数の伸び率は鈍化しており、一部の年では減少が見られる。特に、2022年にかけての減少傾向は、中国政府による「ゼロコロナ政策」による移動制限や、外資企業に対する規制の強化が一因と考えられる。

また、中国市場が外資のホットスポットとなり、外国企業を引きつけてきた要因は、大きな市場規模や絶えず変化するビジネス環境はいうまでもないが、中国政府が打ち出した外資政策も重要なインパクトを与えている。中国の外資政策は、多くの調整と改革を経て、投資環境の最適化、外資の誘致、そして経済成長の促進を目指して変化している。大まかに見ると、以下の三

段階と考えられる。

まず、1978～2000年は初期段階である。1978年に中国が改革開放政策を開始し、外資政策の改革が経済の現代化において重要な部分となっていた。

1978年の改革開放以降、中国政府は外資誘致を経済現代化の柱とし、1979年には「中外合資経営企業法」を制定した。この法律に基づき、経済特区（深圳市、珠海市、廈門市等）が設立され、外国投資家に対する法的枠組みが整備された。この段階では、経済特区を中心とした地域限定的な投資環境が提供され、外資政策の主眼は外国企業との合弁や協力に置かれていた。

2001～10年は第二段階である。2001年のWTO加盟は、中国の外資政策にとって重要な転換点となった。市場のさらなる開放を目的として、外資受け入れの制限が緩和され、2002年には「外国資本投資方法を指導する規定」（原文「指導外商投資方法規定」）が発表された。さらに、2004年には『外商投資産業指導目録』が改訂され、外資の進出分野が奨励類、制限類、禁止類に分類された。この分類は外資投資の方向性を明確化し、産業ごとの発展戦略に基づいた外資誘致を可能にした。

2011年以降、中国政府はサービス業やハイテク技術産業への外資誘致に重点を置き、『外商投資産業指導目録』の改訂を通じて外資受け入れ制限をさらに緩和している。特に、2015年および2017年の改訂では新興産業やハイテク分野への投資奨励が強調され、外資誘致の質的向上が目指された。

「外商投資産業指導目録」が打ち出された経緯に関しては、1995年に中国国家国務院の承認を受けた上で、「外資投資方向を指導する暫定規定と外資投資産業指導目録」（「指導外商投資方向暫行規定外商投資産業指導目録」）が公表された。この政策は、外資の投資産業を導き、投資側の利益を守りながら自国の経済と社会発展を促進するのが目的である。その後、1997年、2002年、2004年、2007年、2011年、2015年、2017年、2019年、2020年、2022年に次々改訂され、外資の投資方向や金額に大きな影響を与えている。

3. 日本の繊維産業の対中国投資

日本の繊維産業は、1960年代以降の貿易自由化や円高を背景に、生産拠点を海外に移転する動きを強めてきた。特に1990年代から2000年代にかけては、中国を中心とするアジア諸国への進出が加速し、繊維製品の製造がグローバルに展開されるようになった。本研究の事例対象企業としている帝人も、その中核企業の一つとして、中国をはじめとする新興国において生産・開発・販売の体制を強化し、世界市場への供給能力を高めてきた。

日本の繊維産業の海外展開が急速に進展したのは、1980年代以降の、円高ドル安傾向の深化、グローバル化の進展によるものであり、この時期、国内生産から海外生産への移行を加速させてきた。特に繊維産業は、労働集約的性格を持つ産業であり、コスト競争の激化により生産拠点の海外移転が早くから進展した業界でもある。その中でも進出先としての中国は、圧倒的な労働力供給と市場規模を背景に、日本の繊維産業にとって最も重要な投資先の一つとなっていく。ここでは、日本の繊維産業における対中国投資の歴史的推移とその要因を分析し、現在の課題と将来的な展望について検討する。さらに、中国との経済関係の中で、日本の繊維産業がいかなる戦略的対応を模索してきたかを明らかにすることを目的とする。

日本の繊維産業における海外進出は、1970年代末から1980年代初頭にかけて本格化した。石川(2010)によれば、当初はアジアNIES(韓国・台湾・香港)への進出が中心であったが、1980年代後半以降、中国の改革開放政策の進展とともに、その主要な進出先は中国本土へと移っていった。

中国は、1978年の改革開放政策以降、外国直接投資(FDI)を受け入れる体制を整備し、経済特区(深圳市、珠海市、廈門市等)を設置するなど、積極的に外資導入を図った。これに呼応する形で、日本の繊維企業も中国沿海地域を中心に進出を開始した。進出形態としては、当初は中国企業との合併による生産拠点の設立が主流であったが、次第に直接的な生産統制を求めて、100%出資子会社による進出も増加した(小川2006)。

その後、1990年代から2000年代前半にかけて、日本の繊維産業による対

中投資は本格的な拡大期を迎える。この時期には、単なるコスト削減のための「海外生産」ではなく、中国市場自体をターゲットとする「現地生産・現地販売」モデルが模索され始めた。とりわけ、東レ、クラボウ、ユニチカなどの大手繊維メーカーは、江蘇省や浙江省を中心とした紡績・織布・染色拠点の構築を進め、サプライチェーンの現地化を進めた。一方、アパレル分野においても、ファーストリテイリング（ユニクロ）などが中国に多数の協力工場を抱え、OEM生産体制を確立した。

このように、日本の繊維産業の対中国投資は、素材・加工から最終製品に至るまでのバリューチェーンの一部または全体を中国に移管する動きを促進した。結果として、日本貿易振興機構（以下はJETROとする）が発表した『中国貿易投資報告 2004年版』によれば、2000年代初頭には、日本国内の繊維製品の輸入総額に占める中国の割合は50%を超える水準にまで達した。

図4には、日本繊維産業における輸入浸透率の推移と構造的変化を示した。1990年代以降、日本の繊維産業は急速な構造転換を経験してきた。特に衣類市場においては、国内製造から海外調達への依存が進み、「輸入浸透率」の著しい上昇という形でその変化が明確に表れている。図に示されるように、1991年時点で51.8%であった衣類の輸入浸透率（数量ベース）は、2000年に約89%、2010年には95%を超え、2021年には98.2%に達している。すなわち、現在の日本市場では、消費される衣類のほとんどが海外からの輸入品で占められていることになる。

この傾向は金額ベースにおいても同様であり、1991年におよそ35~40%であった輸入浸透率は、2005年には60%を超え、2019年には78.7%に達した。これらの推移は、日本の衣料消費における「量的」・「価値的」な海外依存の深化を示すものであり、繊維産業の空洞化と国内製造拠点の縮小を伴って進展した。

この背景にはいくつかの重要な要因が考えられる。第一に、1990年代初頭の円高進行と国際貿易の自由化が、低価格・大量生産を実現するアジア諸国からの輸入を後押ししたことが挙げられる。とりわけ中国、ベトナム、バ

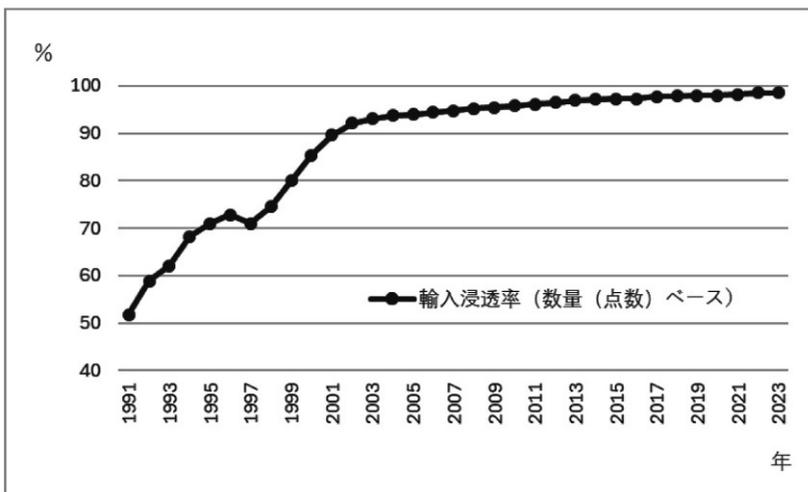
ングラデシュなどは、日本市場に向けて大規模な衣類輸出体制を確立し、その結果、日本の企業は製造コスト削減の観点から生産拠点を海外へ移転するようになった。

第二に、ユニクロに代表される製造小売業型ビジネスモデルの普及により、製品企画・製造・販売を一貫して海外で行う企業が増加したことも輸入浸透率を押し上げた。これにより、製品の平均単価は大幅に低下し、消費者の価格志向とも合致する形で市場は輸入品中心へと再編された。

また、消費者ニーズの多様化・短期化に対応するための「ファストファッション」の台頭も、安価かつ迅速に供給可能な海外生産モデルを加速させた。これに対し、従来の国内縫製・百貨店流通を前提とするアパレル産業は、コスト・納期・多品種対応のいずれの面でも競争力を喪失し、構造的な衰退を余儀なくされた。

このように、日本の繊維産業における輸入浸透率の上昇は、単なる貿易動向の変化にとどまらず、産業構造、企業戦略、消費行動の変化が重層的に交差する現象であることがわかる。今後の日本繊維産業の再生には、高付加価

図4 国内アパレル市場における衣料品の輸入浸透率



(資料) 日本化学繊維協会(2023)「繊維ハンドブック 2023」に基づき筆者作成。

値製品の開発，地域素材の活用，持続可能な生産体制の構築など，多角的な戦略が求められる。

2010年代に入ると，中国の労働力コストは年々上昇し，沿海地域を中心に「世界の工場」としての競争力は相対的に低下し始めた。加えて，環境規制の強化や中米貿易摩擦，さらにはコロナの影響もあり，日本企業の投資戦略は変化を迫られた。

このような背景から，「チャイナ・プラスワン」戦略と呼ばれる投資先国・地域の多極化が進み，ベトナム，バングラデシュ，インドネシアといった新興国への生産拠点の移転が進行している。ただし，中国国内においても，西部内陸地域への再配置や，生産の高度化（高機能繊維の製造など）を通じて，日本企業のプレゼンスは維持されている。また，ESG（環境・社会・ガバナンス）への意識の高まりにより，サステナブルな繊維素材の開発や，再生繊維の導入といった日中間の技術連携も増加している。AIやIoTを活用したスマートファクトリー構築といった新たな領域でも，中国は重要な協力相手となっている。

日本の繊維産業にとって，中国は依然として不可欠な存在である。生産拠点としての重要性は相対的に低下したとしても，市場としての規模や，産業インフラの整備度，そして技術的パートナーとしての可能性を考慮すれば，対中関係は単純な撤退ではなく，「再構築」の段階にあるといえる。また，政府としても，中小繊維企業の海外展開支援や，サプライチェーン強靱化のための制度的支援が求められる。繊維産業のグローバル競争力を維持・強化するためには，対中国戦略の再定義と多層的な国際連携の強化が不可欠である。

4. まとめにかえて

本稿では，改革開放における中国に流入した外国FDIについて，繊維産業を中心に述べてきた。

1980年代後半以降，中国は改革開放政策を契機に對外経済の開放を一層

進め、WTO加盟などを通じて国際社会における経済的地位を高めてきた。その中で日本との経済関係も急速に発展し、日本企業の対中直接投資は大きく拡大していった。特に1980年代末から2000年代にかけて、中国は日本にとって重要な生産拠点および市場としての役割を強めた。

そして、日本企業の対中投資はブームを経て発展し、初期の製造業中心から金融・サービス分野へと多様化した。また、OECDや中国商務部の統計によると、2020年代においても日本の対中投資は拡大を続けており、こうした投資の動きは貿易拡大と密接に連動している。

一方、中国自身も世界第2位の対外投資国となっており、アジアや「一带一路」諸国を中心に多数の企業拠点を展開している。同時に、外国からの投資流入も大幅に拡大し、中国は国際貿易と投資のハブとしての地位を確立した。

本稿では、世界各国からの対中国直接投資を述べながら、日本の対中国直接投資を焦点にあてて研究してきた。中国への外国直接投資は、1979年においてに過ぎなかったが、1993年には鄧小平氏の南巡講話を契機に275億ドルに達し、約16倍の増加を記録した。2001年のWTO加盟後は、中国の労働コストの安さ、巨大市場、インフラ整備などの利点により、世界の製造業の一大投資先となった。近年では、新型コロナウイルスの影響にもかかわらず、中国は過去最高水準のFDI流入を記録した。特にデジタル経済や新エネルギーなどの新興分野が注目を集め、これらの分野が外国資本の新たな投資先となっている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、日本企業の中国進出に新たな影響を及ぼした。2020年の進出企業数は7,000社を超え、2021年以降も安定した水準を維持している。しかし、進出企業数の伸び率は鈍化しており、一部の年では減少が見られる。その中、繊維産業における海外進出は、1970年代末から1980年代初頭にかけて本格化した。その後、1990年代から2000年代前半にかけて、日本の繊維産業による対中投資は本格的な拡大期を迎える。この時期には、単なるコスト削減のための「海外生産」で

はなく、中国市場自体をターゲットとする「現地生産・現地販売」モデルが模索され始めた。

この一連の研究の次の課題としては、日本の繊維産業の重要な構成部分の一つである帝人グループを事例として研究を進めていく。帝人グループの中国展開を通じて、繊維産業の構造転換、技術移転、現地化戦略などの特徴を明らかにすることで、中国における外資企業の全体像を把握する。まず、帝人グループの関係者のインタビューを予定しており、帝人グループの中国市場への投資の選択要因、中国進出における戦略（生産、販売、技術、人材）の変遷、さらに現地での経営課題とその対応策などについて明らかにしたい。そのうえで、経済産業省、JETRO、日本繊維産業連盟などの関連統計と中国側の商務部・地方政府の投資統計資料を整理したうえ、帝人グループの中国拠点（たとえば南通、上海など）について、設立の経緯、事業内容の変遷を把握する。

今日の中国は、経済規模の拡大に加え、イノベーションや産業高度化にも力を入れており、外国企業にとっては市場アクセスだけでなく技術協力の場ともなっている。これからの研究を通じて、日中間の投資関係を明らかにすることは、両国だけではなく、第三世界の国々の経済成長に対しても有益となると考えられる。

参考文献

1. OECD (2022) 「Foreign Direct Investment (FDI) in China and Japan」 OECD
2. 田辺智子 (2006) 「データで見る中国経済と日中経済関係」『レファレンス』
3. 日中長期貿易協議委員会 (2023) 「日中長期貿易協議委員会 45 周年記念シンポジウム結果報告」 (<https://www.jc-web.or.jp/lt/pages/48/>, 2025 年 5 月 16 日閲覧)
4. Paul Krugman・Maurice Obstfeld (2009) 『International economics: theory and policy』 Boston: Pearson Addison-Wesley
5. 国家統計局 (2023) 『中国統計年鑑 2023』国家統計局
6. 中華人民共和国商務部国際貿易経済合作研究院 (2023) 「中国外商投資報告 2023」 (https://wzs.mofcom.gov.cn/cms_files/oldfile//wzs/202405/20240511173421424).

- pdf, 2024年8月1日閲覧)
7. 濱田健司 (2015) 「日中間の貿易構造と直接投資の補完性分析」『国際貿易研究』第10巻第2号
 8. 林一喜 (2012) 「中国における日系企業の直接投資の現状と課題」『アジア研究』第58巻第3号
 9. 兪曉軍 (2005) 「日本の対中FDI立地要因に関する統計的分析」『日本経営学会誌』第13号p46-59
 10. 柴生田敦夫 (2009) 「日本企業の対中投資」『RIETI Policy Discussion Paper Series 09-P-004』
 11. 廖婉婷 (2014) 「日本企業の対中投資の推移と特徴」『愛知淑徳大学現代社会研究科研究報告』第10期
 12. 林正 (2012) 「産業集積と海外製造拠点の立地選択——日本自動車部品企業の対中直接投資に関する実証分析——」『商学論集』第81巻第1号
 13. 三浦有史 (2019) 「米中貿易摩擦はアジアのサプライチェーンをどう変化させるか」『環太平洋ビジネス情報』
 14. 帝人株式会社ホームページ (2025) (<https://www.teijin.co.jp/>, 2025年6月1日閲覧)
 15. Nguyen A.T.N.・Cieslik A (2021) 「Determinants of foreign direct investment from Europe to Asia」『The World Economy』Vol. 44
 16. 新庄浩二 (1989) 「日本企業の輸出と海外直接投資：マイクロデータによる考察」『国民経済雑誌』159(1)
 17. 魏後凱・賀燦飛・王新 (2002) 『中国外商投資区位決策与公共政策』商務出版社
 18. 深尾京司・岳希明 (1997) 「電機メーカーの立地選択」『三田学会雑誌』第90巻第2号
 19. 石川幸一 (2010) 「中国における日本企業の進出動向」『アジア経済』
 20. 小川功 (2006) 「繊維産業のグローバル再編とアジアへの生産移転」『繊維学会誌』
 21. 日本貿易振興機構 (JETRO) (2004) 『中国貿易投資報告 2004年版』
 22. 白映旻 (2020) 「日本と韓国の多国籍企業による東アジアにおける直接投資先の決定要因」『アジア太平洋討究』38巻

(えん・しか／経済学研究科博士後期課程)

(おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2025年7月29日受理)

The Development of Japanese Direct Investment in China

— Focusing on the Textile Industry —

YAN Sijia

OSHIMA Kazutsugu

Since China's reform and opening up in 1978, the country has achieved rapid economic growth. In fact, from 1980 to 2003, the average real GDP growth rate exceeded 9% (Tanabe 2006), and China developed into what is known as the "world's factory," driven by foreign direct investment. Under this high growth, Japanese investment in China increased rapidly, and China strengthened its role as an important market and production base for Japan.

This paper focuses on Japanese companies' direct investment in China, clarifying the overall factors influencing location selection and analyzing the evolution of Japan-China economic relations. Specifically, using Japan's textile industry as a case study, it examines the reasons Japanese companies choose China as an investment destination from the perspectives of market potential, cost reduction, and policy support from the Chinese government, thereby elucidating the basis for various regions within China becoming strategic bases for Japanese companies.

The overseas expansion of Japan's textile industry began in earnest in the late 1970s and early 1980s. In particular, since the late 1980s, with the progress of China's reform and opening-up policy, the main destination for expansion has shifted to mainland China.

Since the implementation of its reform and opening-up policy in 1978, China has actively sought to attract foreign investment by establishing economic zones and other measures to accommodate foreign direct

investment (FDI). In response, Japanese textile companies began expanding into coastal regions of China.

From the 1990s to the early 2000s, Japanese textile companies' investment in China entered a period of significant expansion.

中国における「農村振興パートナー」 制度の展開と課題

— 山東省泗水県を事例として —

王 清
大 島 一 二

1. はじめに

1.1. 本研究の背景

中国における農村振興戦略は、2017年10月18日に習近平国家主席が第19回党大会報告で提唱した国家戦略であり、農村産業振興、農村人材振興、農村文化振興、農村生態振興、農村組織体制振興という5つの分野から構成されている¹⁾。周知のように、中国では都市部に資本・技術・人材が高度に集中する一方、農村においては土地・生態資源・伝統文化等の潜在価値が十分に活用されていない実態がある。中核的問題は労働人口の都市部への大規模移動であり、これが農村地域に多面的な影響を及ぼしている。具体的には、経済活性の減退、農地利用率の低下、高齢化に伴う労働供給の不足、地域共同体の機能衰退などの複合的社会的経済問題が連鎖的に生じている。この点について2021年中国国家统计局『第7回国勢調査主要データ』では、「2020年には2010年と比較し、中国の人口都市化率は49.7%から63.9%へ14.2ポイント上昇した。農村人口は6.74億人から5.1億人へ1.64億人減少し、農村人口比率は14.2%低下した。しかし、農村の60歳以上高齢者

1) 人民网『中国共产党第十九次全国代表大会报告』（2017.10.28）
<https://cpc.people.com.cn/n1/2017/1028/c64094-29613660.html> [2025年7月閲覧]

キーワード：中国、農村振興パートナー制度、山東省泗水県、地域経済振興

比率は23.8%, 65歳以上は17.7%であり, 都市部よりそれぞれ8.0%, 6.6%高かった」と述べている²⁾。このような構造的変容の下で, 農村に新たな産業システムを構築し, 持続可能な生計手段を創出することが喫緊の政策課題となっている。

この課題解決の新たな方途として近年注目されているのが, 「農村振興パートナー」制度の展開である。2018年, 山東省においては, 『農村人材振興推進に関する若干の措置』が公布され, 国内外の企業家, 金融・投資関係者, 専門家・学者が多様な人材を対象に, 「農村振興パートナー」を募集した。具体的には地方農村において企業を創設し, あるいは第一次・第二次・第三次産業の開発プロジェクトに参画し, または地域の多様な企業・新形態経営主体・科学研究イノベーション主体と多様な形でのプロジェクト提携を行い, 農村振興戦略の実施を促進し, 地域住民の生活向上と産業発展を牽引できるあらゆる人材を結集させることを指す³⁾。

1.2. 先行研究と本研究の目的

2025年8月10日現在, 中国学術データベース「CNKI」における検索結果では, 「農村振興」関連論文が168510件, 「パートナー制度」が517件, 「農村振興パートナー」に至っては29件のみ確認される。

「農村振興パートナー」制度イノベーションの効果について, 王(2023)の研究では, 「農村振興パートナー」制度のイノベーションにおけるアプローチと発展効果に解明した⁴⁾。また, 万(2024)によると, 「農村振興パートナー」制度の革新的実践についての紹介としては, 党組織の指導的役割を強調するとともに, 「農村振興パートナー」制度の実施が直面する課題につ

2) 国家统计局『第七次人口普查主要数据』(2021. 11. 26)

<https://www.stats.gov.cn/sj/pcsj/rkpc/d7c/>[2025年7月閲覧]

3) 山东省人力资源和社会保障厅 山东省农业农村厅『关于组织开展2025年度“寻找乡村振兴合伙人”行动的通知』(2025. 03. 18)

http://www.shandong.gov.cn/jpolicypub/jpolicy_file/filedata/2025/04/15/4c749a106e34843b0c647d0f610c60c.pdf[2025年5月26日閲覧]

4) 王林霞。(2023), 85-88頁参照

いて再考察する必要性を指摘している⁵⁾。さらに張（2025年）の研究では、「等閑谷芸術アートタウン」を事例として、農村振興と伝統工芸継承の内在的関連性を分析し、連携フレームワーク構築・パートナー制度導入・産業高度化という新たな方法を通じて、伝統工芸が地域にもたらす「住民所得向上・文化観光影響力拡大・地域アイデンティティ再構築」を提示している⁶⁾。

「農村振興パートナー」の人材育成方策の構築については、許・張（2019）の研究では、農村産業振興を背景として、スマート財務を指向軸に実在する農業企業事例を用い、起業パートナー育成を目標に専門教育へ起業家教育要素を体系的に統合し、農業関連起業プロジェクト対応型会計専門教育モデルを構築・分析している⁷⁾。李（2023）によると、山東省農業科学院が2020年に科学技術特派員制度を革新的に実践し、科学技術の農村浸透経路の確立を推進する中で、「技術支援・共同経営・産業振興・農民富裕化」を中核とする農村振興科学技術パートナーモデルを構築し、山東省における「農科学モデル」としての地域典型が確立されつつあることを指摘している⁸⁾。

これらの先行研究を踏まえて、本研究の目的としては、以下の点を指摘できる。

既存研究では、主に(1)「農村振興パートナー」制度のイノベーション効果の検証、(2)「農村振興パートナー」の人材育成方策の構築の2分野に集中している。こうしたなかで「農村振興パートナー」に関した事例研究調査は比較的少ない。よって本研究では、山東省に先駆けて「農村振興パートナー」募集を実施した泗水県を事例として、泗水県の「農村振興パートナー」モデルの発展と課題について明らかにする。

本研究では、既存の農村振興パートナー研究を基盤とし、地理的制約、産業の未発達、不便な交通条件という三重の不利条件を抱えている貧困県（山

5) 万娜（2024），213-215 頁参照

6) 张继华（2025），65-67 頁参照

7) 许娟・张存江（2019），102-103 頁参照

8) 李长胜（2023），1-3 頁

東省泗水県)が、世界観光機関(UNWTO)の「観光による農村振興成功事例」および国連「世界減貧ベストプラクティス」に選定された核心的要因を解明するとともに、同地域が創出した「政府支援+プラットフォーム孵化+市場運営」という三位一体モデル下での六つのパートナーシップ類型(産業・専門家・名誉・集団・技術・企業型)、特に廃棄資産の創造的再生・多業態融合戦略・三階層人材育成システム(基礎→成長→核心パートナーの昇進構造)がどのように成果を実現したかを実証し、開発途上地域における成長可能性に向けた制度的示唆を提示することを目的とする。

2025年6月12日から17日にかけて、本研究チームは泗水県の龍湾湖農村振興モデル地域において現地調査を実施した。中核的な農村振興パートナーおよび現地村民を対象としたインタビュー法による実証データ収集を行った。

1.3. 調査地の概況

山東省泗水県は山東省済寧市に位置し、2024年5月時点で街道弁事処2箇所及び鎮11箇所を管轄する。泗水県の常住人口総数は528,800人(都市部人口247,000人、農村人口281,800人)である。

前述したように、泗水県は山東省に先駆けて「農村振興パートナー」募集を実施し、「政府指導+事業プラットフォーム育成+農民連携推進」からなる農村振興パートナー制度を確立、農村改革の先行モデル地区として成長した。同県では、遊休宅地・空き家300戸以上を有効活用し、山岳地域の農村振興に「泗水モデル」を提供した⁹⁾。泗水県は労働力移出の大県であり、山岳地帯に位置するため、ピーク時には出稼ぎ労働者が18万人に達し、農村人口の半数を占めた。しかしながら、このかつての貧困県は、現在、文化観

9) 済寧市農業局「泗水県探索龍湾湖片区土地多元化盘活路径激发乡村振兴新活力」(2023-03-16)

https://sdjny.jining.gov.cn/art/2023/3/16/art_31389_2706351.html[2025年6月閲覧]

光の拠点へと変貌を遂げている¹⁰⁾。泗水県は国家4A級観光地2ヶ所・国家3A級観光地6ヶ所をはじめ、全国農村観光重点村1村、中国農村観光起業家育成基地2ヶ所が所在している¹¹⁾。なかでも龍湾湖農村振興モデル地区は泗水県南西部に位置し、計画面積7.9万ムー（約5267ha）、南仲都村・東仲都村・夾山頭村など18行政村を管轄、3,576世帯・12,255人が対象となる。2019年には山東省農村振興「齊魯样板」省級モデル地区に指定され、2021年5月には山東省農村振興政策統合改革試験県の認可を取得した¹²⁾。

2. 山東省泗水県における農村振興パートナー制度の展開

2.1. 資源・産業・人材の相互連関型再構築メカニズム

泗水県の龍湾湖農村振興モデル地域では、遊休資源の体系的有効活用を基盤とし、高度な産業連関の構築を中核的な展開経路として推進している。これにより農村振興パートナー制度の戦略的募集を実現し、「資源資本化→産業統合→人材環流」の好循環構造を確立しつつある。

2.1.1 遊休資源の有効活用

龍湾湖地域における空き農家住宅活用の取組みは、王大強¹³⁾によれば、「村集団主導型農地利用活性化連動メカニズム」に基づき、「村集団+農家+協働パートナー」三者協業モデルを中核とし、具体的には①村集団による土地協同組合の設立と遊休農地資源の産業基地への一括流通、②農家の「三金メカニズム」（賃貸料+株式配当+賃金）を通じた資産流通収益と就労収入

10) 央視新聞『贫困县→乡村游“文旅热地” 山东泗水解锁乡村振兴新路径』（2025.05.06）

<https://news.cctv.cn/2025/05/06/ARTIWpPdSCnrMhwIiU7Qw9lY250506.shtml>
[2025年6月閲覧]

11) 泗水县人民政府「泗水地理」（2024.05.27）

http://www.sishui.gov.cn/art/2022/4/6/art_17473_784355.html[2025年6月閲覧]

12) 同注9

13) 山東等閑谷アートタウン文化發展有限公司の總經理を務めるとともに、泗水県の龍湾湖農村振興区域協働パートナーを兼ねている。

の多元的獲得、③協働企業の専門的運営下で村集団・農家が資産出資による持分比率厳格適用の配当参加、という三段階の実装経路を構築している。」と述べた。

2025年7月23日付、中華人民共和国農業農村部公式サイトの情報によると、「2013年から2017年にかけて、民宿産業を観光業振興の突破口として位置づけた。南仲都村では45棟の農家住宅を活用し、専門チームを導入して「姥姥家」ブランドを運営。2018年から2024年にかけて、東仲都村では法に基づく土地流動化を推進し、農家が遊休化した宅地を賃貸または出資持分化によって提供することを奨励した。これにより茶室・陶芸・絞り染めなど50の業態を導入した地域産業クラスターを形成したという。この結果、龍湾湖地区の観客数は数千人から50万人に躍進した。2025年からは産業と農業の連携に焦点を当てている。業態の繁栄を基盤に、東仲都村は年間売上高100万元を超える酸辣粉¹⁴⁾と「虎咬瓜」サツマイモブランドを育成した¹⁵⁾。遊休資源を活用しサツマイモの六次産業化を深めることで、村民に近隣での就業機会を提供し、収入増加を実現するとともに、留守児童・独居高齢者のケア不足という社会問題を緩和することを可能とした。

2.1.2 産業連関の構築

泗水県の農村産業振興実践において、中国版「一村一品運動」に則ったパートナー募集メカニズムを導入して農業技術専門人材のターゲット型集積を実現した。泗水県の龍湾湖地域では、「ECプラットフォーム+協同組合+農家」というモデルを通じて、農産物の販売不振と価格低迷問題を解決した。具体的な取り組みとして、村の集団が協同組合を設立し、農家を組織して高水準の栽培・養殖を展開するとともに、「閩湖尚儒」などのECプラットフォームと提携し、特色ある優良農産物のオンライン販売を実現している。

14) 春雨の辛酸味スープをさす。

15) 中国农业农村信息网 『“三驾马车”驱动“龙湾蝶变”——山东泗水县龙湾湖乡村振兴片区建设探访』(2025.07.23)

https://www.agri.cn/zx/xxlb/sd/202507/t20250723_8751929.htm[2025年7月閲覧]

具体的な開発事例として程琳氏の事例に注目しよう。泗水県の「泗郎帰郷」¹⁶⁾人材計画に応募した山東理工大学卒業生の程琳氏は、2018年に龍湾湖農村振興「山東モデル」模範区の核事業体である等閑谷芸術アートタウン創客プラットフォームに参加した。2022年には夾山頭村で農家住宅改造契約を結び、田園テーマの民宿「夾山小筑」を開業した。差別化されたコンセプトと精密化された運営により、週末・祝日の稼働率100%を維持する地域観光のモデル業態となった。等閑谷アートタウンが育成したマーケティング体系を基盤に、程琳氏は蜂蜜産業チェーン革新を展開し、①製品高度化：伝統的大容量包装を刷新、若年層向け軽量デザイン蜂製品を開発した。②販路融合：“ECプラットフォーム+観光シナリオ”の二重販路で、5軒の養蜂農家の月間生産量を安定的に消化した。③技能還元：ブランド運営ノウハウを協力農家に移転、持続可能な所得向上メカニズムを構築した。現段階の核心的課題は複合型管理人材の不足にある。程琳氏は「サービス標準化実行能力と在地文化解釈素養を兼備した民宿マネージャーの確保が急務で、当該人材の市場供給が著しく不足している」と指摘している。

次の事例は王大強氏の事業である。龍湾湖文化観光小鎮は、「農村振興パートナー」という革新的なモデルを採用し、100名を超えるパートナーを惹きつけて参画を得た。研究学習基地、研修センター、文化創作街区、民泊クラスターなど計45のプロジェクトを導入することに成功し、累計投資額は2億5千万元に達している。このモデルは、農村建設と研究学習旅行、民泊産業といった多様な産業との深い融合を通じて、農村発展と多元的な産業との有機的な連携を実現し、文化観光産業が郷村振興を牽引する新たな道筋を切り開いている。政府は政策支援、住宅の収用・保管、交渉などの基盤整備を担当している。プラットフォームは住宅の改装およびインフラ整備を請け負う。パートナーは「スーツケース一つで営業可能」な軽資産運営を実現でき、その事業リスクは効果的に減少できるのである。

王大強氏は、パートナー昇格メカニズムを創新的に設計し、新規参画パー

16) 出身者の故郷への回帰・農村地域での起業支援事業

トナーは「基礎パートナー→成長パートナー→中核パートナー」というキャリアパスに沿って段階的に昇格でき、「パートナー」+モデルの協働効果を形成した。中核パートナーにはプラットフォームの株式付与が行われ、全事業の利益配当に参加できる。昇格メカニズムにより、パートナーは実務担当者から管理者へと役割を転換し、経済的報酬と経営参加度が同時に向上する。さらにプラットフォームは、評価結果に基づき政府を通じて「帰郷起業優秀青年」、「名誉村民」、「名誉村長」などの社会的称号を授与する。王大強氏は同時に、農村投資が直面する現実的課題として「投資回収期間が長期化し、リスク水準が高いことに基づいて、具体的には、家賃コントロールの難しさ、地域リソース不足による調整効率の低下が顕著である」ことを指摘している。

さらに、田彬氏の事例も特徴的である。等閑谷芸術アートタウン創始者・田彬氏は、泗水県初代郷村振興パートナーとして、郷愁と装飾設計業界経験を原動力に2018年に帰郷した。彼はチームを率いて廃棄された穀物倉庫や遊休民家を改修し、1960年代の廃棄糧倉を産業インキュベーション拠点へ再生する社会資本活性化プロジェクトを推進し、同年6月に山東「等閑谷芸術糧倉文化」公司を設立した。2018年以降、田彬氏とそのチームは「農村振興パートナー」メカニズムを実施し、出資、協業、賃貸などの方式を通じて、東仲都村の遊休宅院45棟及び周辺の低利用・遊休土地240余ムー（約16ヘクタール）を有効活用した。政府がインフラ整備に投資し、田彬氏が産業に投資するという構図のもと、職人や芸術家たちがそのアイデアや理想をこの地で具現化できる場を提供した。2022年までに砭郷砭石・陶立方・閩湖茶芸社など40+業態を孵化し、夾山頭村の中核観光エンジン「等閑谷芸術アートタウン」を形成した。同年度実績として観光客20万人/営業収益6000万元超を創出した。人材育成の面において、等閑谷アートタウンはすでに田彬、王大強を中心とする中核パートナー4名を軸とした体制を構築し、合わせて30名以上の農村振興パートナーを募集している。これらパートナーは、技術出資・資金協力・企業創設などの方式を通じて、新型農業経

営主体と農村の新業態（ニュービジネスフォーマット）を共同で発展させている。

村民の陳氏（45歳、女性）は、夫が常年在郷外で出稼ぎ労働する中、三人の子育てを担いながら農業に従事し、長期間安定した雇用機会に恵まれなかった。東仲都村の観光産業発展に伴い、彼女は村内レストランでの就業機会を獲得した。「月収3000円で生計費を賄えるだけでなく、自己実現も果たせている」と語り、「子どもの教育のために村に残留する女性は多い。成長に伴い支出が増す中、地元で職を得られることが極めて重要だ」と強調する。当該レストランでは食材の60%以上を地元農産物で調達した。陳氏が自家栽培する葡萄は、市場価格を上回る価格で買い取られる特惠措置の対象となっている。この販路プラットフォームは全村民に開放され、家禽・畜産物から果物野菜に至る農副産物の直接販売を可能としている。

2. 1. 3 農村振興パートナーの募集

泗水県は近年、龍湾湖郷村振興模範区向け「建設支援措置」および「帰郷起業支援措置」等を相次ぎ施行した。農村振興パートナーに対し、事業認可・土地流動化・資金援助・融資優遇の優先的支援を提供している。龍湾湖地区に全省初の「パートナーワークステーション」を設置し、「基礎→成長→中核」パートナー段階的昇進制度を構築した。専門家・技術人材の知識出資制度で産業高度化を推進している。大学との連携強化、ECライブ・絞り染め等実践研修を定期実施し、政策効果の実装転換を図っている。

2025年7月末時点で、泗水県は農村振興パートナー299名を募集し、149件のプロジェクトを実現させ、総投資額7億5000万元、直接雇用創出数約8,400名を達成した¹⁷⁾。村民の参加形態は二通りに大別され、一部は「農村振興パートナー」として自ら起業し近隣での収入増を実現する者、他の者はパートナーが創設した企業に雇用され新職業農民として労働報酬を得る者が存在する。パートナー募集体系も多様性を特徴とし、産業運営者・専門技術

17) 注同15

人材・村集団組織等多様な主体を包含している。

3. 泗水県「農村振興パートナー」制度の課題

3.1. 産業構造の単一化とブランドマーケティング能力の脆弱性

泗水県には、これまで「泗水サツマイモ」、泗水ラッカセイ」などの国家地理標識農産物が存在したにもかかわらず、農産物は依然として一次加工が中心であった。例えば、サツマイモ産業では種苗育成基地が形成されているものの、深加工の段階が脆弱で、サツマイモタンパク質抽出や機能性食品といった高付加価値製品の開発が不十分であった。このため、製品に十分な価格プレミアムを付与できていない課題が存在していた。

また、産業チェーン各段階間の連携が脆弱であった。龍湾湖モデル地域には研究学習や民泊といった業態があるものの、地元農産物との深い連携が構築されておらず、観光客の消費が農産物販売量の向上に効果的に結びついていない。さらに、共同事業の大半が農村観光やレジャー農業に集中しており、内容も画一的である。差別化されたポジショニングが欠如しているため、顧客獲得を巡る競争が激化しているという課題もある。

農産物販売は企業からの受注や現地での収穫体験への依存度が高く、モデル地域の果樹農家は売れ残りリスクに直面しており、販路の単一さという弱点が露呈している。「等閑谷芸術アートタウン」といった地域ブランドは構築されているものの、農産物の価値向上には十分寄与していない。「泗水サツマイモ」は「山東省優良製品」認証を取得しているが、市場における認知度は高くなく、消費者における産地ブランドの認知も曖昧である。電子商取引の拡大にも隘路が存在する。物流コストの高さ、ライブ配信人材の不足、開設されているEC研修講座が理論偏重で実践的指導を欠いていることなどが、マーケティング能力の向上をさらに阻害している。

3.2. 人材構造の不均衡と流出リスク

地元村民の参加能力は不十分であり、村民向け技能訓練の実践への転換率

が低い点も課題である。一方、外部からの共同事業者は芸術家や若手起業家
が中心で、彼らは革新的な理念をもたらすものの、人材構造の不均衡と流出
リスクを伴う。その流動性は高く、地域への定着性は弱い。中核となる共同
事業者が離脱することで、事業の運営が中断するプロジェクトも存在する。
現行の人材育成計画、例えば「郷村振興・共同富裕リーダー」選抜は、個人
へのインセンティブに偏重しており、集団としての能力構築を軽視してい
る。

さらに、青壮年労働力の継続的な流出と残留人口の高齢化が深刻で、新し
い業態を受け入れる能力が限られている。このため、研究学習工房などのプ
ロジェクトにおいても、村民は清掃や警備といった低付加価値業務に従事す
るケースが多く、産業における「役割転換」が実現できていない。

3.3. 農地流動化の不備と同規模県域との戦略競合

調査によれば、農家の土地への愛着も障壁となっている。他都市で定住し
ながら長年出稼ぎをしている農家でも、土地を遊休・荒廃させることを選
び、流動化に応じないケースが見られる。さらに、出稼ぎ先で社会養老保険
に加入しておらず、将来の保障を懸念する一部の農家は、土地を一時的に請
負に出す選択をするため、長期的・大規模な農地流動化が困難となってい
る。

ますます多くの地域で「農村振興パートナー」に関する政策が相次いで導
入されており、その結果、泗水県のコアパートナーの流出リスクが高まっ
ている。特に技術系のパートナーは、より充実した支援体制が整った地域を選
ぶ傾向にある。また、産業の同質化が進むことで、研修や民宿などの集客に
も影響が出ている。

4. まとめにかえて

ここまで述べてきたように、近年の「農村振興パートナー」の発展状況を
ふまれば、今後もある程度の発展可能性を期待できると考えられる。とく

に前述したように、現在の中国における「農村振興」の背景のもとで、今後「農村振興パートナー」が一定の発展可能性を見出すことができるのは大きな利点であると考えられる。

本研究では、山東省泗水県の「農村振興パートナー」制度に関する現地調査結果に基づいて、泗水県の「農村振興パートナー」の実態と、直面する課題について検討した。事例分析の結果からは、以下の問題点が明らかになった。

すでに述べてきたように、泗水県の事例からは、「農村振興パートナー」の専門人材の必要性が際立っている。とくに泗水県は、それによって順調に農村振興成功事例となったわけであり、経営はある程度軌道に乗っている。しかし、「農村振興パートナー」制度の全国展開において、地域間の人材政策均質化が泗水県に三重の圧縮構造をもたらしている。それは、先進地域の資源吸収効果、同規模県域との競合、人材需要基準の高度化である。そこで、その対策として、泗水県は技術人材の保障メカニズムの健全化、地域連携連合の構築による市場圏拡大を通じて、技術のローカル化を推進し、地域格差を補完すると考えられる。

ここまで述べてきたように、筆者は中国農村の経済発展における「農村振興パートナー」制度の役割についての研究をさらに深めていきたいと考えている。今回は山東省泗水県の「農村振興パートナー」制度を事例として、その発展と問題点を指摘したが、今回の研究対象事例数もいまだ不十分である。今後も、継続して、泗水県の「農村振興パートナー」の発展に注目し、さらに事例研究を継続したい。また、さらに異なる経済地域における農村振興パートナーの課題について研究を深めていきたい。

<参考文献>

- 王林霞（2023）「深入推进“进村振兴合伙人”制度创新的路径选择」[J]『中共济南市委党校学报』2023(01)pp85-89.
- 万娜（2024）「“乡村振兴合伙人”制度的模式创新」[J]『村委主任』2024(08)pp213-215

- 张继华 (2025) 「乡村振兴视阈下非遗手工艺赋能“等闲谷艺术小镇”路径探析」[J] 『济宁学院学报』 2025 46(02)pp65-70
- 许娟・张存江 (2019) 「培养乡村创业合伙人的会计专业教学探析」[J] 『职业』 2019 (30)p102-103
- 李长胜 (2023) 「牢记嘱托给农业插上科技的翅膀——山东省农业科学院创新实践科技特派员制度探索打造乡村振兴科技合伙人模式」[J] 『农业科技管理』 2023 42(04)pp 1-4

(おう・せい／天津财经大学珠江学院講師)

(おおしま・かずつく／経済学部教授／2025年10月19日受理)

The Evolution and Challenges of China's
“Rural Revitalization Partners” Program
— A Case from Sishui County, Shandong —

WANG Qing
OSHIMA Kazutsugu

This study examines Sishui County in Shandong Province as a case study. Historically, Sishui County has been a labor-exporting region constrained by its mountainous location and agriculture-dominated economic structure. Consequently, the sustained exodus of young people to urban areas has led to a continuous decline in the endogenous development capacity of its rural communities. In response to these challenges, Sishui County has implemented a practical approach to rural revitalization centered on talent development, establishing an institutional framework known as the “Rural Revitalization Partners” program.

Through platform establishment, support system enhancement, and service improvement, the program has established a dual-core mechanism: 1) a “government support + platform incubation + market operation” model during the recruitment phase, and 2) a “interest linkage + promotion incentive” model during the operation phase. This study analyzes the transformation of a specific impoverished area into a nationally recognized key tourism village following the introduction of the “Rural Revitalization Partners” program. It aims to validate the effectiveness of this new development model for China's mountainous regions.

造船業のアスベスト問題

— 造船生産システムの特徴に着目して —

澤 田 鉄 平

目次

- 1 はじめに
- 2 産業別アスベスト被害の現状
- 3 造船生産システムの特徴
 - 3.1 船舶の構造および特徴
 - 3.2 造船生産システム
 - 3.3 造船労働の特徴
- 4 造船業におけるアスベスト粉じんの発生状況の考察
 - 4.1 船舶でのアスベストの用途と使用箇所
 - 4.2 造船業の石綿肺発生状況
 - 4.3 造船労働とアスベスト粉じん
- 5 おわりに

1 はじめに

日本国内における造船業のアスベスト被害は建築業に次いで多く、それゆえに社会的な影響も大きいところである¹⁾。

日本において、アスベスト被害は全都道府県にまたがって生じているが、その中でも各都道府県の被害者数には、単に人口の多寡では説明できない濃

1) 例えば、造船アスベスト国賠訴訟では、造船業におけるアスベスト被害の実態が明らかになるにつれ、既存のアスベスト関連の救済措置から漏れる労働者も多数存在することが分かってきたことを受け、被害者が国に対して損害賠償を求めて集団訴訟を起こした。

キーワード：アスベスト、造船業、公害、労働災害、産業分析

淡がある。澤田（2011）では、この問題を生産分業構造に注目して俯瞰した²⁾。また、アスベスト被害の全国への広がりを説明するために、澤田（2014b）では、建築業に注目して分析を行なった。他方、アスベスト被害が集中する地域については、先行研究を含めて、アスベストを用いた紡織の集積地であった泉南地域の研究にとどまっている³⁾。

泉南地域は、澤田（2011）で分類したところの材料・部品メーカーに当たるが、建築業と造船業は当該材料・部品を用いた最終製品（ないし完成品）メーカーに当たり、生産分業構造上、異なる立ち位置に存在している。そして、建築業と造船業は、生産分業構造上では最終製品を生産するという点で共通し、生産物の性質上、造船業は建築業と類似の生産工程を採ることから、アスベスト被害の生じ方にも類似性が存在している。反面、造船業と建築業では生産システム上、大きく異なる点も存在しており、被害が特定の地域に集中する要因になっている。

以上の問題意識を背景として、本論文は、造船業のアスベスト問題について、産業内の分業構造および労働実態の分析を通じて考察することで、造船業のアスベスト被害増大の要因を明らかにする。

本論文の分析対象は造船業とし、また、分析時期は1960～90年頃までとする。時期については、日本におけるアスベストの大量使用の期間であり⁴⁾、当該期間にアスベスト被害拡大の要因が形成されたと考えられるからである。

本論文は以下の構成をとる。第2節では、アスベスト被害の現状を産業別に比較し、造船業のアスベスト被害を量的に考察する。第3節では、生産過程が一部類似する建築業との比較を中心に、造船労働の特徴を抽出する。そして第4節では、造船労働環境におけるアスベスト粉じんの状況を検討し、造船労働におけるアスベスト被害増大の要因を考察する。

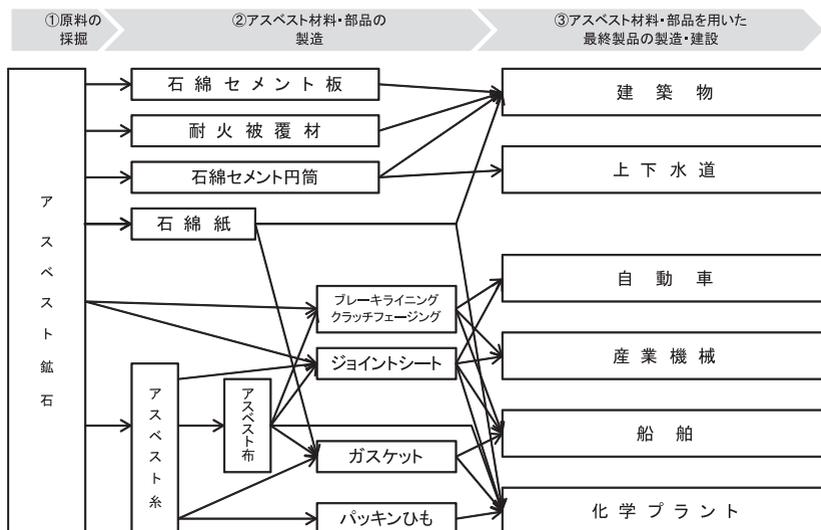
2) 澤田（2011）ではアスベストが産業間の分業を通じて、被害を産業横断的に波及させることを示している。

3) 例えば、田口（2008）、森（2009）、澤田（2014 a）などが扱っている。

4) 澤田（2015 b）73頁。

2 産業別アスベスト被害の現状

図1 アスベスト材料・部品と完成品の関係



出所)筆者作成。

造船業のアスベスト問題を考えるために、まずは造船業がアスベスト問題の中でどのような位置にあるかを確認しよう。アスベストは生産分業構造に沿うように広がり、多様な産業に被害を生じさせてきた。まずはこの関係について、**図1**を用いて確認する。

図1は、アスベストと関係する日本の生産分業構造を抽出したものである。③の最終製品としては造船業を含めて多様な産業が存在しているが、②の材料・部品はアスベスト関連のメーカーの集合である。①に関しては、日本では良質のアスベストが産出する鉱山が少なかったため、日本で用いられたアスベストの多くは輸入品であった。この図1を念頭に置き、アスベスト被害の状況を産業別に分類すると**表1**のようになる。

表1は厚生労働省が毎年公表している『石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表』⁵⁾に示されたアスベストに起因する労災等の認定を受けた被害者の数を、生産、流通、消費、廃棄の過程別に集計したものである⁶⁾。まずは、用いたデータの限界について示しておこう。表1は労災認定、あるいは救済法の認定を受けた労働者のみを集計しているために、属する産業の状況によっては認定を受けられない労働者も出てくる点で限界がある。しかしながら、肺がんと中皮腫を合わせて18,118人のデータであり、また、澤田(2011)にて検討を加えたのとおり、アスベスト被害の状況については一定の傾向を反映しているものと考えられる⁷⁾。

なお、表中の割合は労災認定者総数に対する労働種類別の労災認定者数の割合である。表1を確認すると、アスベスト労災の認定者数が最も多い産業は建築業(表中の「建築現場の作業」)であり、造船業(表中の「造船所内の作業」)は第2位である。そこで、この中から建築と造船の労災認定状況に絞って、比較を行なっておこう。

まず、労災認定者数は建築業が肺がん、中皮腫ともに30%台なのに比べて造船業では10数%であり、また、肺がんの労災認定者数は建築業が造船業の2倍であり、そして中皮腫では建築業が造船業の3倍弱の労災認定者数になっている。

こうしてみれば、造船業の被害者数は建築業の被害者数よりも少ないのだが、造船業は労働者数が少ないのにもかかわらず、被害者数が多いとも捉えられる。このことについて、表2を見つつ確認していこう。

5) 石綿とは、アスベストのことである。

6) 分類の基本的考え方については澤田(2011)を参照のこと。

7) 澤田(2011)に詳細な検討を加えている。なお、本論文のデータは2022年10月現在のものであり、当該データを都道府県別に集計したものと『人口動態統計』における中皮腫死者数との都道府県別分布を用いた相関係数は、肺がんで0.911、中皮腫で0.97と非常に高い値を示している。

表1 アスベスト労働災害の作業別集計(単位:人・%)

| | 工程 | 肺がん | | 中皮腫 | |
|-----------------------------|---|---------------|--------|--------|--------|
| | | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 1 | アスベスト鉱石の採掘 | 8 | 0.1% | 8 | 0.1% |
| | アスベスト鉱山に関わる作業 | 8 | 0.1% | 8 | 0.1% |
| 2 | アスベスト製品の生産過程 | 868 | 11.7% | 747 | 7.0% |
| | その他アスベスト製品製造 | 5 | 0.1% | 2 | 0.0% |
| | ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット(パッキング)等に用いられる耐熱性アスベスト製品製造工程における作業 | 177 | 2.4% | 205 | 1.9% |
| | 自動車、揚場機等のブレーキライニング等の耐摩耗性アスベスト製品の製造工程における作業 | 69 | 0.9% | 48 | 0.4% |
| | アスベストセメント、アスベストスレート、アスベスト配管、アスベスト円筒等のセメント製品の製造工程における作業 | 425 | 5.7% | 333 | 3.1% |
| | アスベスト糸、アスベスト布等のアスベスト紡織製品の製造工程における作業 | 114 | 1.5% | 66 | 0.6% |
| | 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有するアスベスト紙、アスベストフェルト等のアスベスト製品又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等のアスベストを含有する製品の製造工程における作業 | 78 | 1.1% | 93 | 0.9% |
| 3 | アスベスト製品を材料・部品として用いる生産過程 | 4,730 | 63.8% | 7,209 | 67.3% |
| | エレベーター製造又は保守に関わる作業 | 18 | 0.2% | 21 | 0.2% |
| | 金庫の製造・解体に関わる作業 | 1 | 0.0% | 8 | 0.1% |
| | 建築現場の作業(建築現場における事務職を含めた全職種) | 2,345 | 31.6% | 3,859 | 36.1% |
| | 自動車等を製造する作業 | 27 | 0.4% | 149 | 1.4% |
| | 上下水道に関わる作業 | 40 | 0.5% | 100 | 0.9% |
| | アスベストやアスベスト含有岩綿等の吹き付け・貼り付け作業 | 163 | 2.2% | 177 | 1.7% |
| | 造船所内の作業(造船所における事務職を含めた全職種) | 1,168 | 15.8% | 1,352 | 12.6% |
| | 鉄道車両等を製造する作業 | 70 | 0.9% | 321 | 3.0% |
| | 電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業 | 153 | 2.1% | 383 | 3.6% |
| | 道路建設、補修等に関わる作業 | 7 | 0.1% | 5 | 0.0% |
| | 配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業 | 738 | 10.0% | 834 | 7.8% |
| | アスベストが含まれる機械や装置の使用による労働過程 | 846 | 11.4% | 1,070 | 10.0% |
| | 4 | ガラス製品製造に関わる作業 | 67 | 0.9% | 73 |
| ゴム・タイヤの製造に関わる作業 | | 38 | 0.5% | 42 | 0.4% |
| ランドリー・クリーニングに関わる作業 | | 1 | 0.0% | 8 | 0.1% |
| レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業 | | 26 | 0.4% | 52 | 0.5% |
| 歯科技工に関わる作業 | | 3 | 0.0% | 10 | 0.1% |
| 酒類製造に関わる作業 | | 3 | 0.0% | 8 | 0.1% |
| 食品製造 | | 4 | 0.1% | 5 | 0.0% |
| 製紙業 | | 17 | 0.2% | 21 | 0.2% |
| 石油精製、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業 | | 306 | 4.1% | 308 | 2.9% |
| 耐熱(耐火)服や耐熱手袋等を使用する作業 | | 4 | 0.1% | 6 | 0.1% |
| 鉄鋼所又は鉄鋼製品製造に関わる作業 | | 253 | 3.4% | 378 | 3.5% |
| 発電所、変電所、その他電気設備での作業 | | 116 | 1.6% | 144 | 1.3% |
| 木材加工 | 8 | 0.1% | 15 | 0.1% | |
| 5 | 流通過程 | 195 | 2.6% | 227 | 2.1% |
| | 港湾での荷役作業 | 119 | 1.6% | 84 | 0.8% |
| 6 | アスベスト原綿又はアスベスト製品の運搬・倉庫内作業 | 76 | 1.0% | 143 | 1.3% |
| | 消費過程 | 277 | 3.7% | 614 | 5.7% |
| 7 | ビルメンテナンス | 4 | 0.1% | 1 | 0.0% |
| | 運送業 | 16 | 0.2% | 24 | 0.2% |
| | 映画放送舞台に関わる作業 | 2 | 0.0% | 5 | 0.0% |
| | 自動車・鉄道車両等を整備・修理・解体する作業 | 70 | 0.9% | 233 | 2.2% |
| | 吹付けアスベストのある部屋・建物・倉庫等での作業 | 68 | 0.9% | 190 | 1.8% |
| | 清掃工場又は廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分作業 | 14 | 0.2% | 26 | 0.2% |
| | 船に乗り込んで行う作業(船員その他) | 101 | 1.4% | 121 | 1.1% |
| 8 | 鉄道等の運行に関わる作業 | 2 | 0.0% | 14 | 0.1% |
| | 建物の解体 | 307 | 4.1% | 357 | 3.3% |
| 9 | 解体作業(建築物・構造物・アスベスト含有製品等) | 307 | 4.1% | 357 | 3.3% |
| | その他(データ上分類しきれなかったものを含む) | 183 | 2.5% | 472 | 4.4% |
| | その他のアスベストに関連する作業 | 54 | 0.7% | 162 | 1.5% |
| | タルク等アスベスト含有物を使用する作業 | 7 | 0.1% | 40 | 0.4% |
| | 研究開発 | 14 | 0.2% | 14 | 0.1% |
| | アスベストばく露作業の周辺において間接的なばく露を受ける作業 | 108 | 1.5% | 256 | 2.4% |
| 総計 | | 7,414 | 100.0% | 10,704 | 100.0% |

(注) 厚生労働省の発表資料と一部異なる点が存在するが、それは筆者が集計にあたり調整を行なったためである。

出所) 厚生労働省(2022)を元に筆者作成。

表2 建設業と造船業の従業者数推移(単位:人)

| 建設 | | | | | | |
|---------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 1970年 | | 1975年 | | 1980年 | |
| | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 |
| 雇用者 | 2,878,880 | 73.1% | 3,384,680 | 71.2% | 3,817,816 | 70.5% |
| 役員 | 184,120 | 4.7% | 287,780 | 6.1% | 360,268 | 6.7% |
| 雇人のある業主 | 256,565 | 6.5% | 336,035 | 7.1% | 412,752 | 7.6% |
| 雇人のない業主 | 452,405 | 11.5% | 516,550 | 10.9% | 529,531 | 9.8% |
| 家族従業者 | 168,265 | 4.3% | 226,570 | 4.8% | 292,869 | 5.4% |
| 総数 | 3,940,235 | 100.0% | 4,751,615 | 100.0% | 5,413,236 | 100.0% |
| 造船 | | | | | | |
| | 1970年 | | 1975年 | | 1980年 | |
| | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 |
| 雇用者 | 276,045 | 95.4% | 312,090 | 95.5% | 187,420 | 93.8% |
| 役員 | 5,160 | 1.8% | 7,250 | 2.2% | 5,520 | 2.8% |
| 雇人のある業主 | 2,360 | 0.8% | 2,665 | 0.8% | 2,423 | 1.2% |
| 雇人のない業主 | 3,350 | 1.2% | 2,735 | 0.8% | 2,057 | 1.0% |
| 家族従業者 | 2,380 | 0.8% | 2,135 | 0.7% | 2,374 | 1.2% |
| 総数 | 289,295 | 100.0% | 326,875 | 100.0% | 199,794 | 100.0% |

出所)総務省統計局『国勢調査』各年版より筆者作成。

表2は1970～80年にかけての建設業と造船業の従事者数を雇用形態等によって分類したものであり、実数と総数に対する各項目の割合を示している。表2をみると、1980年において建設業従事者数は造船業従事者数の27倍である。建設業には建築業と土木工事業を含んでいることから建築業に限ればこの倍率は低まることと思われるが、それでも建築業に比べて造船業の労災認定者数は、その就労者数を念頭に置けば非常に多い。

また、労災認定基準は、肺がんによる労災認定の場合で、石綿(アスベスト)小体が乾燥肺重量1グラム中5,000本以上、または5 μ m以上の長さのアスベスト繊維を200万本以上、または1 μ m以上の長さのアスベスト繊維を500万本以上確認できる場合などに限られるため、労災認定を受けるためには非常に多くのアスベスト繊維が肺中に存在していることが要件になる。したがって造船業の肺がん発症者数の多さは、労働環境中のアスベスト粉じん

がかなりの濃度で飛散していたことを推察させるのである⁸⁾。

以上のように、造船業のアスベスト被害は、建築業との比較においてはその従業者数の割には高い水準であることが確認できた。そこで、次節以降は、造船業の労働環境中のアスベスト粉じん濃度の高さとその要因を考察していく。

3 造船生産システムの特徴

第2節では産業別のアスベスト被害の状況を確認した。その結果、造船業は建築業に次いでアスベスト労働災害が多いことが確認された。しかしながら、造船労働者数は建築労働者数に比べて非常に少ないことから、造船労働者は建築労働者に比べてアスベスト粉じんへのばく露機会が多いと推察される。そこで、造船業におけるアスベスト被害はどのように生じるのかを明らかにするため、その予備的考察として、本節では、アスベスト粉じんばく露との関係から、他産業の労働との比較を通じて造船労働の特徴を抽出する。

3.1 船舶の構造および特徴

まずは船舶の構造について簡単に確認しておこう。船体は、基本的には甲板、隔壁、外板で構成され、補強としてフレームとビーム、フロアが張り巡らされる⁹⁾。甲板は船の床に当たる部分であり、隔壁は何らかの理由で船底に穴が空くなどした際に、浸水が一部にとどまるようにするために設けられるが、船体構造の一部として剛性向上にも作用する。外板は船の外側である。そのほかには動力機や通信機器、巻上機、断熱材や防火構造材料などが設置され、完成に至る。

8) なお、表1の「アスベスト製品の生産過程」では中皮腫よりも肺がんでの認定者数が多い。中皮腫は閾値が存在しないために被害を拡散させるのに対して、アスベスト起因の肺がんは粉じん量の多さによって発症の可能性が異なると考えられており、粉じん濃度の高い職場での労働では、肺がんの発生数の中皮腫に比べて高くなる傾向にあると考えられる。

9) 池田 (2011) 104-108 頁。

海運会社にしてみれば、運賃を廉価に抑えつつ運航が行える船舶に対する需要が高く、しかしながら、一隻の投資額は巨額になることから、最大限の効率性を追求した船舶が求められる。そして、海運会社は貨物輸送の需要動向を予測しながら船舶の発注を行なうことから、一度に大量の船舶の発注を行なうことは困難である。したがって、造船はある程度の共通部分はあるものの大量生産に向いているとは言いがたく、結果として少量受注生産になるのが基本である¹⁰⁾。以上の造船業の市場特性を踏まえて、次に造船生産システムを概観しよう。

3.2 造船生産システム

生産労働の具体的内容は生産システムによって規定され、生産システムは生産物の相違に応じて異なる。この点、造船生産システムは生産物の巨大さ故に建築生産システムと類似の部分が存在しており、また、船舶は移動できることから製造業の生産システムとも類似の部分を持ち合わせている。そこで、造船生産システムの一般的な形態を確認しつつ、その特徴を他産業の生産システムとの比較を通じて抽出しよう。

3.2.1 造船生産システムの一般形態

造船生産システムは大きく船体生産と艤装に分けられる¹¹⁾。まず、船体はブロック生産方式と呼ばれる生産方式を採っている¹²⁾。基本的には工場にて、裁断された鉄板などを溶接してある程度の大きさのブロックを生産したあと、当該ブロックをドックへと移し、ブロックをクレーンで積み上げ、ブロック同士を溶接することで船体を形成していく。この船体生産の段階を終えると、船体は進水し、艤装のために艤装岸壁へと移動することになる¹³⁾。ここで留意しておきたいのは、進水するという事は、船体は漏水しないレ

10) 吉識 (2007) 52-53 頁。

11) 池田 (2013) 18-19 頁。

12) 池田 (2013) 14 頁。

13) 池田 (2013) 20 頁。

バルでの密閉状態になっている点である。

こうして完成した船体には、配管の接続、防火構造の構築、内装工事などの艤装が施されていく。この艤装において、労働者はアスベスト材料・部品を加工しながら設置していくことになる。

3.2.2 造船生産システムの特徴—他産業との比較から

次に、造船業の生産システムを、造船業以外の、特に大量生産を前提とする機械工業および少量生産を前提とする建築業の生産システムの特徴と比較することで、造船業の生産システムを特徴付けたい。

まずは、特に大量生産の機械工業と造船生産システムを比較しよう。大量生産を行う機械工業は、一般的に互換性部品¹⁴⁾を用いた流れ作業によって完成品を生産するが¹⁵⁾、これは同一製品を数万という単位で生産するのに効率的な生産システムになっている¹⁶⁾。他方、造船生産システムは、生産物である船体を完成後にドックから艤装工程へと移動させるという点では製造業と類似するが（若干の流れ作業が存在するという意味で）、少量受注生産が基本であり、特に艤装では船体内部での施工が多く、材料の加工を伴う組み付け作業が中心の生産システムが発展している¹⁷⁾。したがって、工程全体の流れ作業という点では製造業と同様の生産システムが採用されているが、機械工業は造船業に比べて資本集約的であり、造船業は全体的には労働集約的な生産システムである。

14) 互換性とは、部品間の擦り合わせなく取り付け可能な部品の考え方であり、機械工業における大量生産を実現するための前提条件である。設計段階で公差を設け、その範囲内に収まる部品を生産することで達成される。

15) 例えば、坂本（2016）では自動車の少品種大量生産システムであるフォードシステムについての考察をベースに日本の経営、トヨタシステムへの止揚を論じている。

16) なお、大量生産は効率化を追求するために工程を単純化していくことで、同時に熟練を不要としてコスト削減を実現している（坂本，2016，45-46頁）。

17) 造船作業に従事していた労働者Bへのヒアリング調査による。なお船体生産ではブロック建造法の導入に伴う鋸接から溶接への工法の変化に伴い、鋼板の切断精度の向上が求められ、ブロックの部品としての精度が向上している（吉識，2007，115-119頁）。

次に、建築業、特にビル建築では、造船と同じく少量受注生産が基本であり、建築工事は現場内で仮設工事→準備工事→基礎工事→躯体工事→外装仕上工事・内装仕上工事→設備工事→竣工と工事が順を追って下階から上階へと進んでいく。加工を伴う組み付け作業が多く含まれることは、建築業も造船業も同様である¹⁸⁾。

その一方で、建築業の生産物である建築物は土地に固定されていることから、一つの建築工事は建築物の完成とともに終了し、また別の場所で新たな建築工事が始まり、現場労働者は建築工事現場の変更とともに場所を移動する。これに対して、造船の場合は全ての工程が造船所内で完結する。工場でのブロック生産→乾ドックでのブロックの組み立て→進水→艀装岸壁への移動→艀装工程（動力機の設置、内装工事、設備工事）→竣工と、工程の進捗に応じて生産物が移動するのである。この建築業と造船業の生産システムの違いが、アスベスト被害の全国への拡がりや特定地域への集中を生み出す要因の一つになっている。

まとめると、造船業の生産システムは、生産物が移動可能なために、船体生産においてはある程度の流れ作業が可能で、したがって反復的に類似の工程を行うことが可能である。しかしながら、造船業の生産システムは、少量受注生産が基本であり、生産物の大きさから、内部構造の構築には建築業と同様の加工組付労働が適用されている。

3.3 造船労働の特徴

3.2で示したように、造船業の生産システムは、大まかな流れ作業を採りつつも労働集約型なことが特徴であり、労働における分業の形態も生産システムに対応している。

18) 下田（1986）では、造船不況時に産業転換をおこなった造船社外企業の転換先について「これらの転換後の業務が、主として建設業における職別工事業であることは、造船業における職種別工程管理の根強さを反映しているものと推察できる」（298頁）として、業務の類似性に加えて工程管理の方法の類似性についても指摘している。

例えば、木村（1987）によれば、造船の職種は溶接工・ガス切断工、クレーン工、現図工、塗装工、取付工・鉄舩工、管舩工、木舩工、電装工、仕上工、機械工、船具工に分けられ、それぞれが専門化しており¹⁹⁾、これらの専門職は船体生産と舩装工程に大まかに大別される。これはちょうど建築業における大工、型枠大工、鉄筋工、とび、左官、クレーン工、電気工、軽天下土工、軽天工、床仕上工などの専門職に分かれ、躯体工事と内装工事に大別できることに類似している。

造船業の専門分化した労働の中で、アスベストを直接取り扱うのは舩装工程における木舩工（以下、他の資料との関係から大工とする）と保温工が主であり、アスベスト材料を裁断し、防火用の間仕切りに用い、あるいは断熱用に配管に巻き付けるなどの手作業であった²⁰⁾。また、これらの作業は他の専門職の作業と同時的に行われていたため、大工と保温工以外にもアスベスト被害が生じることが推察される。

4 造船業におけるアスベスト粉じんの発生状況の考察

第3節にて造船生産の大まかな流れは示したところであるが、ここでは造船生産システムを前提として、アスベスト粉じんばく露の問題との関係から造船労働の内容を考察する。造船業は、船舶の大きさ、構造および受注方式に規定されるように極めて労働集約的な産業である。ある程度の工場生産によって生産性の向上が進められているものの、その他の製造業に比べて人の手に依存する部分が多いのである。ここでは、造船労働において最もアスベストが使われたと考えられる舩装工程を中心に、造船労働とアスベスト粉じんの飛散についてみていくことにする。

4.1 船舶でのアスベストの用途と使用箇所

アスベストを用いた種々の材料や部品は舩装のタイミングで取り付けられ

19) 木村（1987）162頁。

20) 造船労働の具体的内容は4.3にて詳述する。

ていく。そこで表3を見よう。表3は船舶に用いられるアスベストの使用箇所を示したものである。アスベストの用いられる箇所が如何に多様であるかわかるが、特にアスベストの使用量との関係で重要なのは、防火構造を構成する吹付・セメント板、および配管の保温・断熱のために用いられる保温材であろう。国際輸送に用いられる船舶は「海上における人命の安全のための国際条約（International Convention for the Safety of Life at Sea、以下、SOLASと略す）」によって様々な要求水準を満たさなければならず²¹⁾、この規定にしたがって、造船メーカーは船舶用防火材料を適切に取り付けなければならない。特にSOLASでは船舶の部位ごとに防火時間が定められており²²⁾、造船メーカーはこれにしたがい生産を行なうことになる。

SOLASに準拠した防火構造については、関西造船協会編（1968）によれば、A級仕切り²³⁾、B級仕切り²⁴⁾のいずれも防火構造にアスベスト板や吹付アスベストを使用する例が記載されているが²⁵⁾、これは、船舶において火災が発生した際、乗組員が安全に避難するための経路を防火構造にしていることになる²⁶⁾。この際に用いられるアスベスト含有セメント板等は適切な寸法に裁断した上で壁面に設置された。また、配管は流体の漏洩を防ぐために、フランジ部ではアスベストパッキンを挟み密閉度を上げるほか、保温や断熱を目的として石綿布団や保温・断熱材を使用し、配管を囲い込む必要があった²⁷⁾。

21) 前島正一（1955）62頁。

22) SOLASの防火規定は改定のたびに厳しいものになっており、1960年改定では48年のものより防火の対象となる船舶の種類が拡大され（曾根、1960、1205頁）、74年改定では防火対象箇所の全てに不燃材料の使用が定められた（和田、1975、26頁）。

23) 船舶の防火構造の一つで「煙および炎の通過を60分阻止すること」が求められる部分のことをいう（関西造船協会編、1968、764頁）。

24) 船舶の防火構造の一つで「炎の通過を30分阻止すること」が求められる部分のことをいう（関西造船協会編、1968、764頁）。

25) 関西造船協会編（1968）770頁。

26) 造船関係の専門家I氏への筆者ヒアリング調査による。

27) 日本船舶技術研究協会編（2022）13-17頁。

表3 船舶のアスベスト使用箇所

| |
|--------------------|
| 掲錨機, 係船機のブレーキライニング |
| 居住区内壁, 天井パネル |
| 配管用ガスケット, 配管用の保温材 |
| 蒸気管用パッキン, シール等 |
| 配管用弁のシール部 |
| 配電盤内絶縁材, 皮膜材 |
| 防火構造に対する吹付・セメント板 |

出所)全日本船員組合総合政策部(2005)34頁および関西造船協会編(1968)770頁より筆者作成。

船舶は、その用途から船体における水の漏洩に対して非常に厳しい要求水準が存在するが、アスベスト粉じんが多く発生する艀装工程は、その船体工程が完了したのちに開始されるため、アスベストの換気には不向きであった。また、船舶の性質から各工程は労働集約型であるため、アスベスト粉じんの吸入を抑制するための規制が必要であり、規制にしたがった現場での実践が不可欠であった。しかしながら、現実には多数のアスベスト被害を生み出す結果になったのである。

次に造船におけるアスベスト使用量をみていこう。表4は需要別のアスベスト使用量をみたものである。なお、表中には建築部門は含まれていない²⁸⁾。また、造船業に該当するのは表4における「運輸 海運」である。

表4をみると、造船業でのアスベスト使用量は他産業に比べて多いとはいえない。特に高度成長期に著しい成長を見せる「自動車」や「機械」では最終製品の製造量の増加に合わせてアスベストの使用量も増加しているのに対して、造船業では2,000～4,000トン程度で推移している²⁹⁾。ところが、表1

28) 原典ではアスベストスレートの生産量は枚数で統計が取られており、表記が分けられている。

29) Lloyd's register of shipping "Statistical table" 1960～78年版をみると、日本の船舶建造量は1960年に653隻であったものが、68年には1,118隻と最多になり、その後は横ばいになる。他方、トン数でみると60年には183万8,666トンであったものが68年には834万9,212トンとなり、その後1975年に1,699万1,230トンになる。したがって、一隻当たりの重量が増加していることから、傾向的に、船舶は大型化していることが分かる。これに対してアスベストの使用量が大きく変化しないのは、一隻当たりが必要となる防火構造や断熱材の使用量が船の大型化に比べて増加しないことを示していると考えられる。

表4 需要別のアスベスト使用量推移(単位:トン)

| | 1960年 | 1961年 | 1962年 | 1963年 | 1964年 | 1965年 | 1966年 | 1967年 | 1968年 | 1969年 | 1970年 | 1971年 | 1972年 | 1973年 | 1974年 | 1975年 | 1976年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 輸出 | 361 | 360 | 341 | 362 | 301 | 672 | 1,504 | 1,264 | 1,654 | 2,033 | 3,358 | 3,471 | 3,663 | 3,476 | 3,247 | 3,097 | 4,347 |
| 特需 | 223 | 165 | 377 | 23 | 5 | 1 | 5 | 13 | 3 | | | | | | | | |
| 化学工業 肥料 | 789 | 743 | 723 | 597 | 527 | 519 | 509 | 830 | 855 | 805 | 953 | 461 | 359 | 321 | 255 | 202 | 196 |
| 化学工業 その他 | 1,806 | 2,214 | 1,835 | 1,564 | 2,033 | 2,018 | 1,735 | 2,730 | 2,682 | 2,967 | 5,415 | 3,573 | 4,056 | 4,194 | 3,929 | 2,840 | 3,169 |
| 動力 電力 | 4,143 | 4,523 | 5,108 | 4,943 | 3,301 | 2,615 | 3,265 | 4,034 | 2,725 | 4,626 | 5,519 | 6,443 | 5,040 | 5,702 | 4,609 | 3,422 | 3,282 |
| 動力 ガス | 574 | 464 | 352 | 602 | 556 | 431 | 391 | 585 | 419 | 647 | 1,012 | 757 | 397 | 489 | 480 | 406 | 438 |
| 鉱山 石炭 | 259 | 195 | 169 | 164 | 202 | 151 | 182 | 151 | 137 | 201 | 141 | 171 | 108 | 98 | 115 | 165 | 114 |
| 鉱山 その他 | 196 | 192 | 195 | 243 | 263 | 288 | 339 | 256 | 434 | 357 | 427 | 308 | 270 | 219 | 159 | 77 | 108 |
| 石油 | 1,838 | 2,986 | 2,000 | 1,952 | 1,928 | 1,688 | 1,259 | 1,362 | 1,799 | 2,894 | 3,806 | 3,201 | 3,505 | 3,893 | 2,746 | 2,796 | 2,045 |
| 運輸 陸運 | 992 | 1,374 | 1,361 | 777 | 821 | 599 | 734 | 789 | 779 | 605 | 649 | 615 | 553 | 778 | 637 | 483 | 466 |
| 運輸 海運 | 3,205 | 2,823 | 2,732 | 2,923 | 4,271 | 4,182 | 3,620 | 3,471 | 4,086 | 3,978 | 2,803 | 2,417 | 2,160 | 2,567 | 2,999 | 2,739 | 2,552 |
| 自動車 | 5,652 | 6,987 | 7,086 | 8,286 | 9,969 | 9,718 | 10,787 | 14,919 | 16,998 | 18,612 | 22,217 | 19,672 | 20,937 | 24,613 | 24,541 | 20,243 | 23,123 |
| 機械 | 2,383 | 3,192 | 3,292 | 3,950 | 4,014 | 3,558 | 3,770 | 4,609 | 5,862 | 7,064 | 10,287 | 10,982 | 11,560 | 14,655 | 13,287 | 9,598 | 11,108 |
| 食料 | 176 | 217 | 215 | 208 | 206 | 190 | 189 | 354 | 225 | 215 | 251 | 191 | 176 | 142 | 173 | 146 | 102 |
| 繊維 | 617 | 626 | 1,088 | 999 | 1,055 | 496 | 720 | 1,155 | 1,502 | 906 | 884 | 601 | 443 | 381 | 331 | 447 | 451 |
| 金属 鉄鋼 | 1,932 | 2,044 | 1,675 | 1,418 | 1,684 | 1,775 | 1,335 | 2,693 | 2,363 | 2,680 | 4,183 | 4,047 | 3,873 | 5,051 | 4,755 | 3,782 | 4,199 |
| 金属 その他 | 632 | 758 | 584 | 728 | 775 | 577 | 655 | 629 | 775 | 1,273 | 1,535 | 1,296 | 1,729 | 1,451 | 1,073 | 760 | 712 |
| その他 | 4,472 | 5,039 | 6,566 | 7,668 | 10,548 | 11,212 | 11,598 | 14,738 | 13,379 | 15,153 | 18,506 | 21,665 | 24,754 | 28,175 | 23,969 | 17,014 | 19,017 |

出所)『石綿』各年版より筆者作成。

を確認すると、使用量の多い自動車や機械ではアスベスト被害が抑えられているのである。この違いは、造船や建築の生産労働が組み付けに際してアスベスト材料の加工を伴うのに対して、自動車産業やその他の機械工業では、加工の必要がない互換性部品を用いて組立を行うところにあると考えられる。

以上のように、造船においてアスベストは船舶の安全規制に対応するための材料として用いられたが、その使用量は他産業に比べて多いとはいえ、造船業のアスベスト被害の多さはその労働環境に問題があったと考えられるのである。

そこで次項以下では、造船業のアスベスト被害の多さの要因を探るべく、造船労働中のアスベスト粉じんの状況について考察していくことにする。

4.2 造船業の石綿肺発生状況

造船業のアスベスト被害は建築業に次ぐ第二の労災認定者数であるが、造船業の就労者数の少なさを勘案すれば、高濃度のアスベストが飛散していた、または労働者が容易にアスベスト粉じんに接する機会があった、あるいはこの両方が生じていたと推察される。そこで、このことを裏付けるために、石綿（アスベスト）肺（じん肺の一種）発生状況の検討を行ないたい。石綿肺はアスベストの高濃度ばく露によって生じる疾病であり、裏を返せば、石綿肺の発生は高濃度のアスベスト粉じんが生じていること、つまり肺がんや中皮腫の発症条件が揃っていることを意味しているのである。

そこで、まずは三村（1978）の調査結果を用いて、造船所における石綿肺およびアスベスト粉じん量を確認する。同調査では造船所における石綿肺およびアスベスト粉じんを調査している。同調査では作業を保温職（本論文における保温工と同じ）と木工職（本論文における大工と同じ）に分け、それぞれの作業中のアスベスト粉じん量を計測するとともに、労働者に対する健康調査を行なった³⁰⁾。

30) 三村（1978）981-991頁。

まずはアスベストの粉じん量であるが、職種別の保温職で1立方センチメートル当たり最大4本、木工職では同55.40本となっており³¹⁾、これは1975年の「特定化学物質等障害予防規則」（以下、特化則という）改正においてアスベスト粉じん濃度が1立方センチメートル当たり5本とされたにもかかわらず、非常に高い濃度のアスベスト粉じんが充満していたことを示している。

また、健康被害については、じん肺有所見者が保温職で14人中5人、木工職で42人中13人であった³²⁾。この点、三村は「保温職のじん肺有所見率は、不整形小陰影によるもので、粉じんばく露歴との関係から典型的な石綿肺であるが、木工職のじん肺は、複合小陰影及び不整形小陰影が有所見者のそれぞれ半数を占めており、保温職のじん肺とは異なった所見を示していた」³³⁾とし、その上で「木工職のじん肺所見は、木くず等の有機粉じん吸入による肺変化を背景に持っていても主要には、石綿を含んだ不燃ボードの切断等により発生した無機粉じんの吸入によって生じた所見として考えなければならないことを示している。木工職のじん肺所見は、Scansettiの報告にある石綿セメント労働者の所見、渥美が報告したセメント肺の所見に類似しているようである」³⁴⁾として、いずれの職種においてもアスベストが造船業におけるじん肺の主要因になるとの見解を示している。

そこで、三村（1978）の見解を踏まえつつ、造船業のじん肺有所見者数の推移を見よう。造船業において生じる石綿肺を独立の項目として集計した統計は存在していないため、『労働基準監督年報』を用いて、造船業に生じるじん肺の状況を確認することで、大まかな傾向を捉えたい。

『労働基準監督年報』は毎年の粉じん作業従事労働者へのじん肺健康診断の結果を発表しており、「船舶製造業」あるいは「造船業」として独自の項目を設けてじん肺有所見者数を計上している。図2はこれをグラフ化したも

31) 三村（1978）983頁。

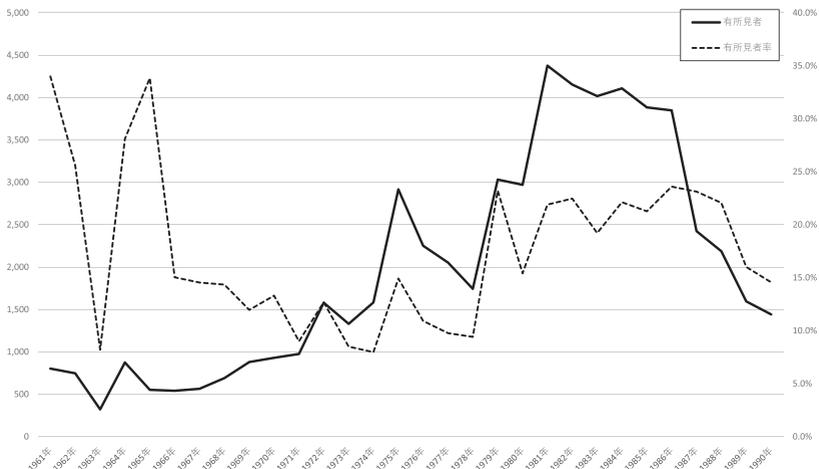
32) 三村（1978）987頁。

33) 三村（1978）986頁。

34) 三村（1978）986頁。

のである。左軸が有所見者数を、右軸がじん肺健康診断受診者のうちの有所見者率を示している。なお、資料の性質上、有所見者数の構成は、毎年の受診労働者数をもとに数を把握していることから、存命の間は継続的に受診を続けるものと考えられ、新規の有所見者は数値の増加、死亡した有所見者は数値の減少を意味するため、じん肺が多く発生している期間には有所見者数が増え続け、粉じん対策などでじん肺が抑制されはじめると、その後緩やかに有所見者数は減少すると考えられる。

図2 造船業におけるじん肺有所見者数および有所見者率(単位:人・%)



出所)『労働基準監督年報』各年版より作成。

その上で図2をみると、有所見者数は60年代までは500~1,000人程度で推移していたが、70年代に入ると徐々に数を増やし始め、80年代には4,000人を超えることになる。また有所見者率は年によって大きく変動するが、図中の期間に10%を下回ることなく、79~88年は概ね20%程度で推移している。

以上のように、造船業におけるじん肺有所見者数は非常に多く、その一定数はアスベスト起因と考えられるのであり、造船労働環境中のアスベスト粉じんは高水準で推移していたものと考えられる。このことを念頭に置いて改

めて表1をみると、造船関連での労災認定は中皮腫が1,352人なのに対して、認定基準の厳しい肺がんでも1,168人が認定されており、肺がんと中皮腫の労災認定者数の全体比率（肺がん/中皮腫：約69.3%）に比べて、造船業では肺がんの比率が高い（同：86.4%）ことは、造船労働においては相当程度のアスベスト粉じんが飛散していたことを一貫して示しているものといえるだろう。

4.3 造船労働とアスベスト粉じん

4.2では、造船労働の労働環境中に相当程度のアスベスト粉じんが飛散しており、被害も甚大なものになっていたことを確認したが、そもそも造船労働ではなぜアスベストが高濃度に飛散していたのであろうか。本項では元造船労働者へのヒアリング調査結果から、造船労働中のアスベスト飛散の背景を検討したい。

現場で保温・断熱工として造船に携わったB氏によれば³⁵⁾、船体が完成・進水した船舶は、配管をすべて接続された後に圧力検査等を行ない、その後保温工事が入るといふ。保温工事では配管への保温工事、ラッキング工事、煙突や排気管への防熱工事といったように、あらゆるところの保温・断熱が行なわれる。用いる工法は工事の箇所によって異なっており、配管の直線部分にはアスベスト保温円筒をはめ込んで針金を巻いて固定した後、アスベストクロス巻いて水練り保温材（アスベスト含有の糊）で固めていた。また、フランジ部（管と管の接合部）はアスベストの布団を作ってそれを巻き付け、針金で固定していた³⁶⁾。居住区の配管と内装などの大工工事は同時進行することが多く、船内での居住区壁材に用いるアスベスト含有セメント板などは大工が電動のこぎりを巻いて切断していたといふ³⁷⁾。すでに進水し

35) 保温工B氏に対する筆者ヒアリング調査による。

36) B氏が下請として入構していた造船所のドックでは15,000~20,000トン程度の船を建造しており、その中ではおおよそ800~1,000箇所のフランジがあったといふ。

37) 保温工B氏に対する筆者ヒアリング調査による。

て、艤装工程の中でも最終段階に行なうのが配管工程であるために、粉じん量は相当程度に多いとのことであった³⁸⁾。

したがって、艤装工程では、他の製造業と異なり、建築の内装工事などの現場施工と同様の問題を生じさせている。通常の製造業では生産物の内部に入って行なう作業は少ないが、造船業では生産物の内部での移動を伴う作業が多いのである。また作業空間は完全な密閉空間であり、施工箇所も入り組んでおり膨大であるから、適切な換気を行なうのには困難が伴った。この点、自動車産業などでのアスベスト使用量は造船に比べてはるかに多かったが、ブレーキライニングやガスケットなどは互換性部品³⁹⁾であり、組立工程においては加工が伴わないことからアスベスト粉じんの飛散は少量だった。つまり、産業ごとのアスベスト消費量の多寡はアスベスト粉じんの飛散量に相関せず、アスベスト粉じん量の多寡は労働環境において用いられる生産技術や生産システムに依存しているのである。

このように、艤装工程は自動化に適しておらず、労働者の手作業に依存して進められる工程である。また艤装は進水後に行われるため、船体の密閉度が極めて高い状況で行われた。本来であれば、せめて防じんマスク着用の徹底などの指導がなされるべきであるが、1958年から78年まで造船で電気工事に従事していた電装工A氏によれば、防じんマスク着用は知らされていなかったし、アスベストという言葉すら知らなかったという⁴⁰⁾。A氏は60年のじん肺法制定、71年の特化則制定といった労働中のアスベスト規制が段階的に強化されていった時期を造船労働者として過ごしている。じん肺法第5条では「粉じんの発散の抑制、保護具の使用その他については適切な措置

38) 保温工B氏に対する筆者ヒアリング調査による。

39) 互換性部品とは完成品等の組み立てにおいて調整が不要な部品のことで、自動車や家電製品など、同一製品を大量生産する際に用いる生産システムである。設計段階で定められた寸法に、許容範囲内の誤差を加えて、機械による同一部品の大量生産を可能にするとともに、組み立て時に部品間の擦り合わせを不要とすることで組み立て時間の短縮を達成した。建築物や船舶は少量受注生産が基本なので、定形製品を用いて施工現場で擦り合わせを行ないながら生産する。

40) 電装工A氏への聞き取り調査による。

を講ずるように努めなければならない」と保護具の使用を義務化したわけではなく、特化則では第4条第1項で局所排気装置の設置が義務化されたが、艀装での設置は困難であり、第2項で定める湿潤化などが求められていた。A氏の主張や被害者の多さから、こうした規制は現場では徹底されていないものと考えられるだろう。

5 おわりに

本論文では、造船労働におけるアスベスト問題を、生産システムおよび労働環境の具体的な考察を通じて検討してきた。これをまとめれば以下のようになろう。

まず、造船業の労働環境では非常に高濃度のアスベスト粉じんが舞っていたと考えられる。造船業の生産システムに照らせば、船体の生産が完了した後、つまり密閉度が高い状態で艀装工程に入るが、アスベストを用いた防火材料や断熱材はこの艀装工程において取り付けられるものであった。また、造船業はその労働過程が手作業による溶接や防火材料・断熱材を加工しながら取り付けていく労働集約的な産業であることから、労働環境においてアスベスト粉じんは労働者と常に隣り合わせの状況にあった。

したがって、適切な粉じん対策がない環境においてアスベスト被害が多発するのは必然のことであった。代替品開発が行なわれておらず、アスベストを管理使用せざるを得なかった時期であっても、遅くともじん肺法の対象となった1960年には防じんマスクの着用を義務づけるなど、強制力のある規制が必要だったと考えられる。この点、同年におけるイギリスの造船規制⁴¹⁾は雇用者に防じんマスク等の設置を義務づけ、被雇用者にはその着用を義務づけるなど、実効性を強く打ち出す規制を導入しているものであり、日本の労働安全衛生行政の後進性を示しているだろう。

41) イギリスでは1960年に“The Shipbuilding and Ship-Repairing Regulations, 1960”を定め、造船業に対するアスベスト被害の抑制を図るために、どの労働ではどのように対策するかが定められている。

その上で、本論文の中心テーマである、造船業のアスベスト被害を特徴付けると、第一に、造船業は労働集約型産業であり、中でも艤装工程は人の手による作業以外は非常に困難であった。これに対して大量生産を前提とする機械工業の労働は互換性部品を組み立てるものであるから、生産過程においてアスベスト粉じんが飛散する可能性は高くなかった。第二に、造船業は、建築業と違い労働の場が移動することはない。同じ労働集約型産業であっても、建築業は生産物が土地に固定されるために建築の現場は全国に広がっているの、労働者も現場に応じて移動するのにに対して、造船業は造船所での労働であるために、被害の場所は集中することになるのである。

最後に、造船業のアスベスト問題との関係で今後の課題を示しておく、本論文では造船業のアスベスト労働災害を質的に規定したが、経済的な側面からの考察はしていない。また、本論文では触れなかったが、造船は顧客が世界に広がっていることから、国際的な競争や規制にさらされる特殊な市場を有している。その結果、代替品開発の流れなど、アスベストを巡る動きも他の産業とは異なる点があり、これは別途考察したい。

参考文献リスト

〈和文〉

池田良穂（2011）『プロが教える船のメカニズム』ナツメ社。

———（2013）『造船の技術』SBクリエイティブ。

関西造船協会編（1968）『造船設計便覧改訂版』海文堂。

———（1983）『造船設計便覧改訂版』海文堂。

木村保茂（1987）「建設労働市場と造船離職者の流入——職種別労働市場の再編成に関する一考察——」『北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書』第29号，153-177頁。

厚生労働省『人口動態統計』各年版。

厚生労働省（2022）『石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表』。

厚生労働省『労働基準監督年報』各年版。

坂本清（2016）『フォードシステムともの作りの原理』学文社。

- 澤田鉄平（2011）「日本におけるアスベスト問題の構造」大阪市立大学経営学会『経営研究』第62巻第1号，105-123頁。
- （2014a）「アスベストをめぐる取引関係の特徴：アスベスト被害拡大要因の基礎的考察」大阪市立大学経営学会『経営研究』第64巻第4号，41-61頁。
- （2014b）「建築労働とアスベスト粉じん」大阪市立大学経営学会『経営研究』第65巻第3号，99-122頁。
- （2015a）「アスベスト材料・部品の代替化についての考察：建築産業と自動車産業との比較から」建設政策研究所『建設政策』第164号，14-17頁。
- （2015b）「アスベスト材料・部品の代替化の速運に関する研究」大阪市立大学経営学会『経営研究』第66巻第3号，71-88頁。
- 下田直能（1986）「造船社外企業の業務転換と労働力の再編」『北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書』第28号，293-410頁。
- 全日本船員組合総合政策部『海員』2005年9月号。
- 総務省統計局『国勢調査』各年版。
- 曾根功（1960）「1960年の海上における人命の安全のための国際条約 解説(1)」『船舶』33巻12号，1205-1217頁。
- 田口直樹（2008）「アスベスト問題と集塵装置：泉南地域における集塵対策の実態を踏まえて」大阪市立大学経営学会『経営研究』第58巻第4号，239-260頁。
- 日本石綿協会『石綿』各年版。
- 日本船舶技術研究協会編（2022）『船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル』日本船舶技術研究協会。
- 前島正一（1955）「船舶防火壁材朝日マリライト」『船の科学』81号，62-63頁。
- 三村啓爾（1978）「造船工場における石綿作業者の作業環境と健康状態に関する調査研究」『岡山医学会雑誌』90巻7-8号，981-991頁。
- 森裕之（2009）「日本のアスベスト災害をめぐる責任と課題—泉南地域を事例に」『環境と公害』第38巻第4号，34-39頁。
- 吉識恒夫（2007）『造船技術の進展—世界を制した専用船』成山堂書店。
- 和田裕行（1975）「1974年の海上人命安全条約の概要」『船舶』48巻4号，22-27頁。

〈英文〉

The Shipbuilding and Ship-Repairing Regulations, 1960.

Lloyd's register of shipping "Statistical table" 1960~78年版。

〈聞き取り調査〉

2023年7月28日聞き取り調査。電装工A氏。

1958年から1978年まで造船所にて電装工として働いた。

2023年8月16日聞き取り調査。保温工B氏。

1986年から造船所にて保温工として勤務。ボイラーや配管の保温工事を担当していた。

2023年9月12日聞き取り調査。造船業の専門家I氏。

大学院にて船舶工学を専攻し、修了後は大学で教鞭を執りつつ船舶の技術等に関する書籍を複数出版している。

(さわだ・てっぺい／経済学部准教授／2025年10月21日受理)

Asbestos Problem in the Japanese Shipbuilding Industry

SAWADA Teppei

The purpose of this paper is to elucidate the factors behind the expansion of asbestos-related industrial accidents in Japan's shipbuilding industry through an analysis of working conditions.

Japan's asbestos problem is not only affecting industries that produce various products containing asbestos as a raw material, but also industries that use these products to produce finished products. In particular, the shipbuilding industry has the second-highest number of asbestos-related industrial accidents after the construction industry. Therefore, analyzing the factors behind this will provide an important perspective for understanding Japan's asbestos problem as a whole.

This paper derives the frequency of asbestos-related industrial accidents in the shipbuilding industry by comparing it with other industries and then extracts characteristics of shipbuilding work to examine the extent to which asbestos dust was dispersed into the working environment.

Working with asbestos-containing materials in the enclosed spaces of ships meant that workers were constantly exposed to high concentrations of asbestos. This resulted in a high number of asbestos-related industrial accidents in the shipbuilding industry.

オーストラリアにおける中等教育段階の 生徒を対象とした課外スポーツ活動

— 日本の部活動改革への提言 —

川 口 厚
岡 野 かおり

1. はじめに

1950年代から多くの移民を受け入れてきたオーストラリアは、1970年代以降に多文化主義政策を進めてきた。それゆえ、多文化の背景をもつ人々が、地域スポーツクラブ活動に参加し、そのプロセスにおいて親交・相互理解を深めてきた。そして、オーストラリアの中でもメルボルンを州都とするビクトリア州は、スポーツの発展に中心的な役割を担ってきた(Nadel 2015¹⁾)。こうした背景に関心を抱いた第一筆者は、メルボルンにおける中等教育段階の生徒を対象とした学校部活動や地域スポーツ活動の調査を通じて、日本の部活動改革に資する有益な知見を得られる可能性に着目した。そこで、所属機関の海外研修制度により、2020年3月から2021年3月にラトロブ大学客員研究員として第二筆者の研究室に在籍し、メルボルンにおける地域スポーツクラブの実態調査を行った。また、2023年3月と2025年3月にはメルボルンの地域スポーツクラブや学校教育関係者を対象としたインタビュー調査と現地視察を行ってきた。

ところで、世界における中等教育段階の生徒を対象としたスポーツ活動の

1) Dave Nadel, Graeme Ryan, "Sport in Victoria - A History", Ryan Publishing, 2015

キーワード：メルボルン、運動部活動、地域スポーツクラブ、部活動改革

主体は、学校中心型、学校・地域両方型、地域中心型の3つに類型化することができる(中澤 2014²⁾)。中澤の分類によると、オーストラリアは学校・地域両方型である。日本は学校中心型であるが、政府主導の部活動改革が進み、学校・地域両方型に移行しつつある。現在、政府が中学校部活動を中心に進める改革は、次に示す方針に基づいている。

1点目として、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン³⁾」(スポーツ庁・文化庁 2022, 以下「ガイドライン」と略す)である。ガイドラインは、2025年度までの3年間で、中学校の部活動機能を地域スポーツクラブ等に移行する(以下、「部活動地域移行」と略す)必要性を提唱している。これに伴い、自治体は部活動地域移行に向けての検討を進めるようになった。また、学術研究においても部活動地域移行を先行的に進める自治体を対象とした研究がみられる(長瀬・柴崎 2022, 小林 2022, 岩間 2024)⁴⁾⁵⁾⁶⁾。

2点目として、「[地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議]最終とりまとめ⁷⁾」(スポーツ庁・文化庁 2025, 以下「最終とりまとめ」と略す)である。そこでは、2026年度から2031年度の6年間を改革実行期間と称し、休日に行われる全ての部活動を地域クラブ活動に転換するこ

2) 中澤篤史『運動部活動の戦後と現在—なぜスポーツは学校教育に結びつけられるのか—』, 青弓社, 2014, pp.46-49

3) スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」, 2022

4) 長瀬基延・柴崎直人「公立中学校における部活動の地域移行に向けた部活動改革の視点に関する考察: 多治見市の学校部活動と地域ジュニアクラブとの連携による取組の調査を通して」, 岐阜大学教育学部研究報告, 教育実践研究・教師教育研究, vol. 24, 2022, pp. 181-187

5) 小林等「地域スポーツクラブから見た「部活動の地域クラブ移行」の現状と課題の考察—神奈川県中郡二宮町の実践事例から—」, 玉川大学観光学部紀要, 第10号, 2022, pp. 103-126

6) 岩間英明「運動部活動の地域移行における現状とその課題」, 松本大学研究紀要, 第22号, 2024, pp. 1-15

7) 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議「[地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議]最終とりまとめ—子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて—」, 2025

とを提唱している。さらには、クラウドファンディングの活用や民間企業との連携等により活動の財源を確保すること、地方公共団体における改革推進体制を整備すること等の必要性を明示している。

上に示したような改革が進められた背景には、部活動指導者による生徒への体罰や教師の多忙化が世間から注目され、これらの問題を改善するために部活動改革が注目されるようになったことがあげられる⁸⁾。生徒や保護者、地域は、学校の管理下において運動部活動が行われることを自明視してきたが、一部の地域や学校では、従来からの教師中心の部活動指導体制に変化がみられる。例えば、専門的な技術指導力を有する部活動指導員や外部指導者が技術指導を担う事例が増加しており、競技経験のない顧問教師の負担軽減につながっている。また、部活動の休養日を平日と休日のそれぞれで設定する中学校も増加している。さらには、地域住民やスポーツ団体が任意団体を設立して部活動の地域移行を進める取組も見られる⁹⁾。政府主導の部活動改革が進み、学校を中心とした部活動運営体制に変化が生まれている。

他方、部活動地域移行を推進するためには、教育委員会・学校・地域が連携して運営体制の再構築が求められる。加えて、財源の確保、技術指導・運営を担う人材の育成も不可欠である。しかし、こうした要件を満たすことが困難な地域では、実現に課題を抱えている。

上に示したような背景を踏まえ、本論文では、海外の事例を通じて新たな視座を得ることを試みる。メルボルンの学校教育、地域スポーツクラブならびに日本人指導者が運営するスポーツクラブの関係者に行ったインタビュー調査や実地調査、諸資料の検討をもとに、メルボルンの中等教育段階の生徒を対象とした学校部活動と地域スポーツクラブ活動を概観し、それぞれの特

8) KAWAGUCHI Atsushi, KATAGAMI Kentaro, NAKAMURA Yutaka. (2023). *Extracurricular Club Activity Reform in Japanese Public Junior High Schools: The Case of Takarazuka City*, St. Andrew's University Economic And Business Review, 65(2), pp. 22-26

9) スポーツ庁「令和5年度運動部活動の地域移行等に向けた実証事業 事例集」, 2024

徴を明らかにする。これらの検討を通じて、日本の中学校における部活動地域移行の推進に資する提言を行うことが本論文の目的である。

2. メルボルンの子どもを対象としたスポーツ活動の概観

(1) 公立中等教育学校における部活動¹⁰⁾

オーストラリアの中等教育学校 (Secondary College) は、小学校卒業後の7年生から12年生を対象に6年間の一貫教育が行われる。まず、ビクトリア州の公立中等教育学校における運動部活動の取組について以下に述べる。

ビクトリア州には公立小学校が1147校、中等教育学校が258校設置されている¹¹⁾。School Sport Victoria (SSV) は、これらの学校に在籍する児童生徒を対象にスポーツ活動に取り組む機会を提供している。SSVは、ビクトリア州教育省の下部組織であり、ビクトリア州小学校スポーツ協会 (the Victorian Primary Schools' Sports Association) とビクトリア州中等教育学校スポーツ協会 (the Victorian Secondary Schools' Sports Association) が合併して2010年1月1日に設立された。

SSVが主催する取組として、学校対抗スポーツ大会がある。この大会は、ビクトリア州スポーツ協会 (State Sporting Associations) と連携して開催される。対象競技は、クリケットやサッカー、ネットボール、バスケットボール、陸上競技などの全29種目である。また、学校対抗スポーツ大会は、3つのレベルで実施される。近隣地域の学校が出場する地区大会、地区大会

10) 本節のビクトリア州におけるスポーツ活動の概要は、以下の資料をもとに論じている。

School Sport Victoria, "School Sport: Program and Activities", 2025
[https://www.ssv.vic.edu.au/Downloads%20Library/2025 SchoolSportProgram.pdf](https://www.ssv.vic.edu.au/Downloads%20Library/2025%20SchoolSportProgram.pdf) (最終閲覧日: 2025年5月26日)

11) Victoria State Government Department of Education. (2025). *Summary Statistics for Victorian Schools 2025*
<chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.education.vic.gov.au/Documents/about/departments/Summary-statistics-brochure.pdf> (最終閲覧日: 2025年10月8日)

を勝ち抜いた学校が出場する地域大会¹²⁾、地域大会を勝ち抜いた学校が出場する州大会である。学校は、学校対抗スポーツ大会に出場する競技種目を絞り込んだうえで、独自の方法により選手を選抜する。他方、SSVは州のスポーツ組織と連携してビクトリア州選抜チームを構成し、全豪選手権に出場している。SSVは、大会の企画運営や選抜チームの編成等により、学校教育を通して生徒がスポーツ活動に参加する機会を提供しているのである。

次に、メルボルンの公立中等教育学校におけるスポーツ活動の取組を述べる。サウスオークリー・セカンダリーカレッジ (South Oakleigh Secondary College) は、オーストラリアンフットボールやサッカー、ネットボール、バレーボール等の競技において専門の指導者を招聘して放課後に指導を行っている。また、エルウッド・カレッジ (Elwood College) とプラーラン・ハイスクール (Prahran High School) は、授業開始前や昼休み、放課後の時間等に学校施設を活用しバスケットボールアカデミーを週2日開催している¹³⁾¹⁴⁾。そこでは、能力別にチームが編成され、専門の指導者が技術指導を行っている。他方、ウエストール・セカンダリーカレッジ (Westall Secondary College) は、特定の競技を対象としたスポーツアカデミーを設置しているわけではないが、年間を通して様々なスポーツに取り組む機会を提供している。

上に示したように、公立中等教育学校の生徒は、学校対抗スポーツ大会への出場を目指すだけでなく、自らの興味や関心に基づき部活動に加入することができる。他方、学校が課外活動として行うスポーツ活動の内容に

12) 地域大会は、ビクトリア州内の8地域 (Loddon Mallee Regio, Greater Western Region, Hume Region, Southern Metro Region, Northern Metro Region, Western Metro Region, Eastern Metro Region, Gippsland Region) で行われる。

13) Elwood College Basketball Academy ホームページ,
<https://elwood.vic.edu.au/learning/elwood-college-basketball-academy/>
(最終閲覧日: 2025年6月29日)

14) Prahran High School Basketball Academy ホームページ,
<https://chasebasketball.com.au/prahran-high-school-basketball-academy/>
(最終閲覧日: 2025年6月29日)

は、学校間で格差がみられる。サウスオークリー・セカンダリーカレッジのように、複数の競技を設置し学校対抗スポーツ大会への出場も視野に入れて部活動に取り組む学校もあれば、エルウッド・カレッジやブラーラン・ハイスクールのように特定の競技のみ活動している学校もある。

(2) 私立中等教育学校における部活動

本項では、メルボルンの私立中等教育学校におけるスポーツ活動の取組を以下に述べる。ウェズリー・カレッジ (Wesley College) は、20 種目の運動部を設置している。それぞれの競技において、専用の施設が設置されており、競技経験のある専門の指導者が指導する。生徒は、夏と冬は部活動への参加が必修となっているが、春の活動は選択制である。生徒は、ビクトリア州内の the Associated Public Schools (APS) や the Associated Grammar Schools of Victoria (AGSV) といった私立学校連盟が、土曜日の午前中に開催する競技会に参加する¹⁵⁾。

また、オークリー・グラマー (Oakleigh Grammar) は、12種目の運動部を設置している。メルボルンの南東部地域の私立学校が組織する the Eastern Independent Schools of Melbourne (EISM) に所属し、平日に開催される学校対抗競技大会に出場している¹⁶⁾。セント・レオナルズ・カレッジ (St Leonard's College) は、必修の部活動を 13 種目設置している。そして生徒は、Association of Coeducational Schools (ACS) が主催する学校間対抗競技大会に参加する。また、必修の部活動とは別に、ダンスや体操、テコンドーといった種目を有料制の課外活動として提供している。これらの有料制の課外活動は、学校が独自に運営している場合もあれば、地域スポーツクラ

15) Wesley College ホームページ,
<https://www.wesleycollege.edu.au/school-life/sport>
(最終閲覧日: 2025 年 9 月 22 日)

16) Oakleigh Grammar ホームページ,
<https://www.oakleighgrammar.vic.edu.au/learning-at-oakleigh-grammar/sport/>
(最終閲覧日: 2025 年 9 月 22 日)

ブと連携して実施している場合もある¹⁷⁾。

以上のように、私立中等教育学校の部活動は、公立学校に比べて多くの競技種目を設置している。加えて、平日や土曜日に開催される学校対抗スポーツ大会に定期的に参加し、生徒が取組の成果を発揮する機会を提供している。さらに、有料制の放課後の課外活動や地域スポーツクラブと連携した部活動を行っている学校もある。私立中等教育学校は、学校独自の取組を通して、生徒の多様なニーズに応じたスポーツ活動の機会を提供しているといえる。

(3) メルボルンの地域スポーツクラブ活動¹⁸⁾

ビクトリア州の地域スポーツクラブを管轄するのは、Sport and Recreation Victoria (SRV) やVic Healthといった州政府組織である。これに加えて、競技種目ごとに設置された統括組織が、大会やリーグ戦、各種イベントの企画運営等を行っている。ビクトリア州の調査によると、10歳から14歳の児童生徒の57%（女子46%、男子68%）が地域スポーツ活動に参加している¹⁹⁾。他方、筆者の試算によると、日本の中学生の運動部活動加入率は61.2%（女子52.1%、男子70%）である²⁰⁾。どちらの国においても、女子の加入率が低く、男子の加入率が高い傾向にある。調査の対象や方法が異なるため一概には言えないが、ビクトリア州の児童生徒は、日本の中学校運動部活動と同程度の割合で地域スポーツ活動に参加していることが推察される。

17) St Leonard's College ホームページ、
<https://www.stleonards.vic.edu.au/education/cocurricular-opportunities/club-sport/>（最終閲覧日：2025年9月22日）

18) 本節では、筆者が2021年と2023年に地域スポーツクラブ関係者に実施したインタビュー調査の結果をもとに論考を加えている。

19) Victorian Health Promotion Foundation. (2024). *Sport participation in Victoria 2015-2022 Research Summary*
https://www.vichealth.vic.gov.au/sites/default/files/2024-03/VH_Sport-participation-2015-22.pdf（最終閲覧日：2025年6月2日）

20) 2015年度から2022年度に実施された日本中学校体育連盟加盟校調査の結果をもとに中学校運動部活動加入率の平均値を算出した。

筆者が研修期間中に滞在したポート・フィリップ市では、人口が10万人ほどの市域に120団体以上のスポーツクラブが登録されている²¹⁾。前項で述べたように、多くの中等教育学校は、日本の中学校や高等学校のように複数の運動部活動を設置していない。それゆえ、生徒は、自らの興味関心に応じて、地域スポーツクラブに加入する。表は、ポート・フィリップ市における中学生・高校生を対象とした地域スポーツクラブの一部を抜粋したものである。表では、単独の競技を対象とした地域スポーツクラブの運営形態を単独型、複数の競技を対象とした地域スポーツクラブの運営形態を総合型と表示している。

表 ポート・フィリップ市における地域スポーツクラブの一例(中学生・高校生対象)

| 運営形態 | 競技名 | チーム名 | 設立年 | 活動日 | 成人 | 会費 |
|--------|----------------|--------------------------------------|------|--------|----|-----------|
| 1 単独型 | インラインスケート | Melbourne Speed Club | 1999 | 週1日～2日 | 有 | \$60 |
| 2 単独型 | 競歩 | The Victorian Race Walking Club | 1921 | 週1日 | 有 | \$15 |
| 3 単独型 | サッカー | Elwood City Junior Soccer Club | 不明 | 不明 | - | \$715 |
| 4 単独型 | サッカー | Middle Park Football Club | 1969 | 週1日～2日 | 有 | \$570 |
| 5 単独型 | テニス | Port Melbourne Tennis Club | 1885 | 週1日 | 有 | \$130 |
| 6 単独型 | 野球 | St Klida Baseball Club | 1879 | 週1日 | 有 | \$271 |
| 7 単独型 | ラグビー | Power House Junior Rugby Union Club | 1933 | 週2日 | - | \$145～181 |
| 8 総合型 | 陸上競技 | South Melbourne District Sports Club | 2006 | 週1日 | 有 | \$287 |
| 9 総合型 | オーストラリアンフットボール | South Melbourne District Sports Club | 1912 | 週1日 | 有 | \$380 |
| 10 総合型 | ネットボール | South Melbourne District Sports Club | 1990 | 週1日 | 有 | \$350 |

※各チームのホームページ情報をもとに筆者が作成

ミドルパーク・フットボールクラブ(Middle Park Football Club²²⁾)は、1969年に設立された単独型のサッカークラブであり、現在では500名以上の選手が登録されている。4歳から11歳を対象に技術指導やサッカーに慣れ親しむことを目的とした対外試合を行わないチーム。7歳から11歳を対象としたマイナーチーム、12歳から18歳を対象としたジュニアチーム、主

21) City of Port Phillip - Sports clubs training and education
<https://www.portphillip.vic.gov.au/explore-the-city/sport-and-fitness/sports-clubs-training-and-education/> (最終閲覧日: 2025年6月1日)

22) Middle Park Football Club ホームページ,
<https://www.mpf.com.au/> (最終閲覧日: 2025年6月25日)

として成人を対象としたシニアチームがある。それぞれのチームは、週1回から2回の練習に取り組み、フットボール・ビクトリア (Football Victoria) が4月から9月の間のシーズン中に主催するリーグ戦に毎週出場している。

セントキルダ・ベースボールクラブ (St Kilda Baseball Club²³⁾) は、1879年に設立されたオーストラリアで最古の単独型の野球クラブであり、6歳から16歳を対象としたジュニアチームとシニアチームで構成される。ジュニアチームは、平日に週1回2時間30分程度の練習に取り組む。シニアチームは、男子チームと女子チームを編成し、平日に週1回2時間程度の練習に取り組む。それぞれのチームは、ベースボール・ビクトリア (Baseball Victoria) が主催するリーグ戦に出場している。ジュニアチームは、9月から3月に開催される夏期リーグ戦に出場し、シニアチームは、夏期リーグ戦と4月から8月に開催される冬季リーグ戦に出場する。

サウスメルボルンディストリクト・スポーツクラブ (South Melbourne District Sports Club²⁴⁾) は、1912年に設立されたオーストラリアンフットボールクラブの他に、陸上競技、ネットボール、クリケット等のクラブを運営する総合型の地域スポーツクラブである。それぞれの競技において、ジュニアチームとシニアチームを編成している。各クラブは、それぞれの活動場所において週1回程度の練習に取り組み、週末に開催されるリーグ戦や競技会に出場する。

表に示した地域スポーツクラブの活動内容に関する傾向として、活動日が週1日から2日程度と日本の中学校や高等学校の運動部活動に比べて少ないことや、成人チームが併設されていることがあげられる。また、メルボルンの地域スポーツクラブの多くは、同じクラブの中にジュニアチームから成人チームまでを有している。そのため、ジュニアチームで活動した子どもが成人後にシニアチームに加入することや、親子で同じクラブに所属するといっ

23) St. Kilda Baseball Club ホームページ,
<https://www.stkildabaseball.org.au/> (最終閲覧日: 2025年6月25日)

24) South Melbourne District Sports Club ホームページ,
<https://www.smdsc.com.au/> (最終閲覧日: 2025年6月25日)

た世代間の接続がみられる。他方、オーストラリアンフットボールやサッカー、野球などの団体競技は、年齢ごと編成されたチームによりリーグ戦が行われるため、選手が試合に出場できる機会が豊富である。

次に、地域スポーツクラブの運営においては、チーム運営や技術指導が、保護者や地域住民、元選手などのボランティアスタッフの協力によって支えられているという傾向が見られる。保護者は運営スタッフや指導者として積極的に活動に協力することが求められる。このような保護者の積極的な関与を可能にしている背景には、オーストラリアにおける柔軟な労働環境があると考えられる。具体的には、労働者が比較的容易に休暇を取得できる制度や、長時間労働や残業が常態化していない職場文化が、家庭や地域活動への時間的・心理的余裕を生み出している。さらに、高校生がジュニアリーグの公式戦において有償で審判を務める事例も見られ、学校はこれを地域スポーツ活動に貢献するコミュニティ活動として評価している。

他方、運営資金の確保に独自の取組がみられる。筆者がメルボルンの地域スポーツクラブ関係者らに聞き取り調査を行ったところによると、それぞれのクラブは、寄附やスポンサーの募集、チャリティーイベントの実施等を通して運営資金の獲得に努めている。メルボルンの地域スポーツクラブは、自治体からの補助金や参加者の会費に依存するだけでなく、多様な方法で活動資金の確保に取り組んでいるのである。

(4) メルボルンの日本人指導者によるスポーツクラブ

メルボルンはオーストラリア国内においてシドニーに次いで在留邦人数が多い地域である（外務省 2024²⁵⁾）。そして、地域では、現地の学校及び日本人学校に通学する児童生徒がスポーツを対象とした日本人指導者によるスポーツクラブが運営されている。本項では、筆者が調査を行った日本人指導

25) 2024年10月1日現在の海外在留邦人数は、1位の米国が413380人、2位のオーストラリアが104141人、3位の中国が97538人である。また、オーストラリアの主要都市における在留邦人数は、1位のシドニーが31193人、2位のメルボルンが19876人、3位のブリスベンが11396人である。

者によるスポーツクラブであるLテニススクールとMサッカークラブの活動を述べる。

Lテニススクールは、オーストラリアS級テニスコーチ資格を持つ日本人指導者のA氏が2016年4月に設立したテニスクラブである。会員数は、2020年8月現在で約250名である。会員の構成は、学齢期の会員が8割、成人の会員が2割を占める。A氏は指導方針として、教えることよりも個人の可能性を伸ばすことを重視しており、子どものニーズを尊重したメニューを組み合わせている。また、A氏は、テニス指導に加えて日本人の子どもにはオーストラリアの文化を、オーストラリア人には日本の文化を伝えることを重視している。主な活動場所としてメルボルンの公営テニスコートを活用している。また、指導者はA氏の他にワーキング・ホリデー制度を利用して来豪したテニス経験者等である。

Mサッカークラブは、B氏が2017年7月に設立したサッカークラブである。B氏は、日本の大学を卒業後にメルボルンへ移住した。そして、大学院でスポーツマネジメントの修士号を取得後に小学生を対象としたMサッカークラブを設立した。Mサッカークラブは、メルボルンの公園内のグラウンドを中心に3か所の会場で活動しており、それぞれの会場で10名から30名程度の子どもが参加している。会員の多くは日本人学校や現地校に通学する日本人の子ども及び親が日本にルーツのある子どもである。原則的に日本語で技術指導を行っているが、日本語の理解が難しい子どもには英語で指導することもある。B氏を含む指導者は全て日本人であり、メルボルンの現役のサッカー選手としても活動している。

筆者が両氏に電話インタビューを行った2020年のメルボルンは、コロナ禍のためビクトリア州政府が市民の外出やスポーツ活動を規制していた。屋外のスポーツ活動は制限され、テニスコートやグラウンドの利用も禁止されていた。そのため、両氏は、SNSによる動画配信機能やオンライン会議機能を活用し、子どもが自宅で取り組める練習方法を提供していた。その後、2021年1月頃からビクトリア州政府の規制が緩和され、屋外の施設でスポーツ活

動を行うことが可能となった。コロナ禍に一定の落ち着きが見られた2021年1月から3月頃の両クラブの活動を現地観察したところでは、指導者と子どものやりとりや子ども同士のやりとりに日本語の使用が頻繁に見られた。また、クラブ活動を参観している保護者同士が、日本語により日常生活や子どもの教育に関する情報交換を行っている様子も見られた。

両クラブは、技術指導のために有償の指導者を配置している。保護者は、地域スポーツクラブのように積極的に運営スタッフや指導者として活動に協力することを求められていないが、地域スポーツクラブに比べて会費が高く設定されている。経済的な負担は増加するが、日本語による技術指導や、日本人同士の交流を求める保護者や子どもにとっては重要なコミュニティとしての役割を果たしていることが推察される。

3. 考察とまとめ

前章では、メルボルンにおける中等教育段階の生徒を対象としたスポーツ活動について概観した。まず、公立中等教育学校では、SSVが主催する学校対抗大会出場のために選抜チームを編成すること、放課後や昼休みに専門の指導者が運動部活動を指導していること、競技数や活動形態は学校ごとに差があることなどが示された。次に、私立中等教育学校の部活動では、公立中等教育学校に比べて多くの競技種目を設置していること、平日や土曜日に学校対抗スポーツ大会を定期的に開催し、生徒が取組の成果を発揮する機会を提供していることが示された。このことから、学校は、教育方針や地域資源に応じた柔軟な部活動運営が可能であることが推察された。

また、地域スポーツクラブ活動では、10歳から14歳の児童生徒が日本の中学校運動部と同程度の割合で地域スポーツクラブに加入していることが示された。メルボルンの中等教育学校では、日本の中学校とちがって中等教育学校の運動部設置数が少ないこともあり、地域スポーツクラブに加入する生徒の割合が高い。また、子どもから成人まで世代を超えた継続的な参加が可能であること、活動頻度が週1回から2回程度と少なく、保護者や地域住

民、高校生などが運営や指導に関与していること、運営資金が寄附やイベント等で自立的に確保されており、地域全体で支える仕組みが整っていることなどが示された。そして、日本人指導者が運営するスポーツクラブは、日本語による指導や保護者間の交流が行われ、在留邦人や日本にルーツのある親や子どもに言語的・文化的な安心感を提供する重要な居場所として機能していることが示唆された。

日本の中学校や教育委員会は、ガイドラインに沿って部活動地域移行を段階的に進めてきた。その結果、休日の部活動を地域スポーツクラブや民間団体等に移行することや休養日の設定や活動時間の短縮、部活動指導員や外部指導者の活用等による技術内容の改善といった部活動運営体制の整備を行ってきた。上に示したような部活動地域移行に向けての取組には、自治体や学校によって格差が見られるものの、今後は最終とりまとめで示された方針に基づき更なる部活動改革の推進が求められる。

日本では、学校に体育館やプール、グラウンドといったスポーツ活動に必要な施設や設備が配備されており、地域スポーツクラブが学校を拠点として活動する事例が多く見られる。一方、メルボルンでは、多くの地域スポーツクラブが学校外の施設を拠点として活動している。このように、日本とメルボルンでは子どもを対象としたスポーツ活動の拠点が異なるため一概には言えないが、本研究から得られた知見をもとに日本の部活動改革の推進に資する提言を以下に述べる。

1点目として、地域スポーツクラブの運営に保護者や生徒、地域人材等をボランティア人材として積極的に活用することである。メルボルンの地域スポーツクラブでは、基本的にボランティアスタッフがクラブ運営や選手への指導を担っている。そこには、保護者も積極的に活動に参画している。他方、最終とりまとめでは、指導者等として想定される人材として、総合型地域スポーツクラブの指導者、アスリート人材、大学生、教職員、部活動指導員等を明示されているが、ボランティア人材の積極的な活用についての言及は見られない。

有償の人材を安定的に確保することは、財政状況が厳しい自治体に設置された学校には困難である。地域スポーツクラブへの加入条件として保護者に運営への協力を求めることや、高校生や大学生が地域スポーツクラブ活動にボランティアとして参画できるようにするなど、ボランティア人材が積極的に活用する仕組みを長期的な視野から構築することが必要である。加えて、保護者や地域住民がボランティアで地域スポーツ活動に参画していくためには、日本の労働環境の改善も必要である。政府や企業は、社会人が平日に地域スポーツ活動や教育活動に協力しやすい職場の実現を目指して働き方改革をさらに推進することが必要である。

2点目として、地域スポーツクラブが、独自の方法で運営資金を確保することである。メルボルンの地域スポーツクラブは、州政府組織から運営資金の支援を受けているが、一方で寄付やイベントの実施により独自の方法で運営資金の獲得に努めている。他方、最終とりまとめは、地域スポーツ活動の財政基盤を整備するために、受益者負担と公的負担のバランスをみて会費を設定することの必要性や、ふるさと納税やクラウドファンディングを活用することの重要性等を述べている。ここに例示されたような資金の調達方法に加えて、地域スポーツクラブがグッズの販売やイベントの企画等により独自に運営資金を捻出することが重要であると考ええる。他方、経済的に厳しい状況にある家庭を対象とした支援は、もちろん大切である。就学援助制度の活用や地域スポーツクラブが独自に支援制度を創設すること等が必要である。

3点目として、季節ごとに異なるスポーツに取り組む制度を導入し、生徒の多様な運動経験を実現させることである。日本の中学校では、生徒が一つの運動部に専念する傾向が強く、他競技への興味や関心を育む機会が限られている。一方、オーストラリアの中等教育学校では季節ごとに異なるスポーツに取り組む文化が根付いており、生徒は年間を通じて複数の競技に触れることができる。日本においても、学期ごとや半年ごとに生徒が異なるスポーツに取り組める環境を整備することで、生徒の多様な運動経験と健全な部活動運営を実現できると考える。

ところで、スポーツ基本計画（2022 文部科学省²⁶⁾）は、スポーツを通じた共生社会²⁷⁾の実現を提唱している。文部科学省（2012）は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、共生社会を「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会」と定義している。次に、最終とりまとめは、改革を進めるための基本的な考え方として、障害のある子供や外国籍の子供等を含め、多様な子供がそれぞれの希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することの重要性に言及している²⁸⁾。しかしながら、最終とりまとめは、各論において障害のある生徒の活動機会を確保することの必要性を示しているものの、外国籍の児童生徒のスポーツ活動への参画に関する言及は見られない。

日本は、すでに多文化の背景をもつ人々の増加により多文化社会は到来しており、多文化共生の推進が求められている。正確な数値を得ることができないが、学者の推定では、国籍を問わず、文化的マイノリティの住民は578万人から785万人に達し（Okano 2021²⁹⁾）、在留外国人数も2024年末現在で376万人に上っている。そして、小中学校において日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は、2023年5月現在で5万人である³⁰⁾。総務省は、2006

26) 文部科学省「スポーツ基本計画」、2022

https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_3.pdf

（最終閲覧日：2025年6月29日）

27) 文部科学省は、共生社会を「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会」と定義している。

特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」、文部科学省、2012
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm（最終閲覧日：2025年6月29日）

28) 前掲7) p.8

29) Kaori H. Okano. (2021). *Education and social justice in Japan*. (p.69), New York: Routledge

30) 文部科学省総合教育政策局国際教育課「令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」

https://www.mext.go.jp/content/20240808-mxt_kyokoku-000037366_4.pdf

（最終閲覧日：2025年8月22日）

年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、自治体に外国人住民への日本語支援や生活支援、多文化共生の地域づくりの必要性を提唱してきた。しかし、スローガンとしての多文化共生は見られても国の具体的な政策は立案されていない（森 2019³¹⁾。

これからのコミュニティ・スポーツは、人々が「一緒にスポーツを楽しむための限定的なコミュニティにとどまらず、さらに別のコミュニティへの架け橋になる可能性を秘めた発展的なコミュニティとなること」が求められる（水野 2025³²⁾。地域スポーツクラブが多文化共生を推進する拠点となり、異なる文化背景を持つ子どもたちが共に活動し、相互理解を深める機会を提供することが期待されるのである。

先行研究では、日本の多文化共生におけるスポーツの意義に関する理論的研究（仲野 2003³³⁾、野川 2003³⁴⁾、Thompson 2003³⁵⁾）は散見されるが、近年の多文化化の進展を踏まえた実証的研究は見られない。他方、地域スポーツクラブにおける多文化共生推進の機能に注目した研究は、オーストラリアやヨーロッパ諸国を中心に蓄積されている（Ehnolda et al. 2024³⁶⁾、Sabbe

-
- 31) 森雄二郎「外国にルーツを持つ子どもと社会をつなぐ場の創出に関する実践的研究：つながり支援を通じた多文化社会に向けた試み」、同志社大学博士論文、2019
- 32) 水野陽介、「スポーツを通じたコミュニティ形成の行方—スポーツクラブ形態による加入者の特徴と加入希望者率低下の背景を考える—」、スポーツライフ・データコラム、笹川スポーツ財団、2025
https://www.ssf.or.jp/thinktank/sports_life/column/202506.html
 (最終閲覧日：2025年6月2日)
- 33) 仲野隆士「『スポーツと多文化共生』障害者スポーツの視点から」、日本体育学会予稿集、54(0)、p. 44、2003
- 34) 野川春夫「スポーツと多文化共生」、日本体育学会第54回大会号、54(0)、p. 41、2003
- 35) Lee Thompson「『スポーツと多文化共生』多文化共生のモデルとしてのスポーツ/「多文化共生」の前提を考え直す」、日本体育大学 第54回大会号、54(0)、p. 42、2003
- 36) Peter Ehnolda, Henning Jarckb, Alison Dohertyc, Karsten Elmoose-Østerlundd, Josef Fahléne, Andreas Gohritza, Bjarne Ibsend, Siegfried Nagelf, Ørnulf Seippelg, Cecilia Stenlinge, Åse Strandbug, Tracy Taylorh, Sarah Vøgtlif and Torsten Schlesinger. (2024). *Developing a multi-level framework for analyzing public sports-based programmes to integrate migrants and refugees into organized sports*. Sport in Society, Vol. 27, No. 7, pp. 983–1003, Routledge

et al. 2018³⁷⁾, Spaaij 2013³⁸⁾ 他)。そのため、部活動地域移行に関する研究には、海外の事例を参考にしながら地域スポーツクラブにおける多文化共生推進の機能に注目した実証的な研究が必要なのである。

本論文では、メルボルンにおける学校部活動および地域スポーツクラブ活動、ならびに日本人指導者によるスポーツクラブ活動の特徴を整理し、日本の部活動改革に資する知見を提示することができた。一方で、地域スポーツクラブの機能を多文化共生推進の視点から検討することの必要性を示すことはできたものの、具体的な論考には至らなかった。この点を今後の課題として指摘し、本論文を終える。

【付記】

本論文は、第2筆者からの助言と資料提供をもとに第1筆者が草稿を執筆し、その後、協働的に校正を重ねて完成させたものである。本研究は、令和7年度科学研究費「地域スポーツクラブを拠点とした多文化共生推進に関する研究」(基盤研究(C) 25K14603 研究代表者：川口 厚)の研究成果の一部である。

(かわぐち・あつし/経済学部教授)

(おかの・かおり/La Trobe University・School of Humanities and
Social Science 教授/2025年10月27日受理)

37) Shana Sabbe, Lieve Bradt, Ramón Spaaij, Rudi Roose. (2018). *Community sport and social cohesion: in search of the practical understandings of community sport practitioners in Flanders*, Community Development Journal, Vol. 55, No. 2, pp. 258-276

38) Ramon Spaaij. (2013). *Cultural diversity in community sport: an ethnographic inquiry of Somali Australians' experiences*, Sport Management Review, 16(1), pp. 29-40

Secondary School Age Children's Participation in Extracurricular Sports in Australia: Lessons for Reforming Japanese Practice

KAWAGUCHI Atsushi

OKANO Kaori

This paper examines how secondary school age children participate in extracurricular sport activities in Australia and explores aspects that may be useful for the current Japanese reform. It draws on fieldwork in Melbourne, Australia, which involved observation of school-based and community-based sports activities, interviews with stakeholders and analysis of policy documents and government reports.

In Australia government secondary schools organise extracurricular sports after school and during lunch breaks for training and regular inter-school matches. The level of activities varies, with some schools employing specialist coaches. Private secondary schools display a greater level of commitment to, and resources for, sport activities, with more diverse sports and more frequent (weekly) inter-school matches, compared to government schools. Many private schools make sport participation mandatory. But it is in community-based sport clubs that the largest number of secondary school age children participate. These clubs are run by volunteers comprising parents, former players and community members, with facilities funded by local governments.

The paper makes several suggestions for reforming practice in Japan. Community-based sport clubs should consider ways to make more extensive use of volunteer parents and community members as coaches and team managers and to secure operational funding through their own initiatives. Both school-based and community-based extracurricular sport

clubs should consider adopting shorter, multiple seasons of sports over one year to enable children to play multiple sports, instead of one sport, providing diverse sporting experiences. The paper also suggests a future study on how community-based sport clubs can contribute to promoting diversity and inclusion in increasingly multi-ethnic communities in Japan.

就職活動における学生の上達を 下支えする能力要素について

辻 洋一郎

1. はじめに

これまで筆者は大学生の就職活動（以下、「就活」と略す）支援を参与観察し、その成長・向上のための要因を対応能力、マインドセット、そして取り組み姿勢のそれぞれの切り口から分析し、議論してきた（辻, 2025a；2025b；2026）。これらの3つの切り口は、学生が就活課程で遭遇する困難な事象やパラドックスを分析して得られたものであり、就活における上達を能力面から理解するためには有益であると考えられる。本稿の第一の目的は、これらを整理した上で、それらの関係を議論し、全体構造を俯瞰することにある。

ところで学生が就活のトレーニングを着実に重ねると、確かにこれらの能力は向上するのであるが、上達の要素はほかにもあるのではないかとの見方もできるように思われる。すなわち、ほかの分野での上達で定性的に言及されることの多い部分¹⁾—たとえば知識を蓄積することの重要性や、粘り根気や努力などの持続力の面、型やパターンの習得などが先に議論した能力要素からは直接説明されないという点である。本稿の第二の目的は、こうした点に応えることにある。結論を先取りしてしまえば、3つの切り口の相互作用

1) 岡本（2002, 2006）や兎玉（2011）では知識面や持続力、集中力の面、型やパターンの習得などが上達に重要な役割を果たしていることを認知科学や心理学的な背景をもとに説明している。

キーワード：就職活動, 能力要素, 上達, 視点転換, 理解の構造

用に着目することで、先に議論した能力要素には含まれない新たな概念を導く可能性を示し、それらのもつ意味を議論する。

以下では、まず前提となる研究の動機と背景、既存文献などをまとめた後、改めて3つの切り口を概観する。そのうえで、それらの関係性とそれぞれの相互作用から生み出される概念について検討し、能力構造の全体像を提示する。さらにこの全体像が新たな検討課題を指摘し、今後の研究の方向性について言及する。

(1) 研究の動機と背景

筆者は桃山学院大学（以下、「本学」という）に着任以来20年に亘り、学生の就活を支援してきた。3・4年次のゼミ生への対応をはじめ、個別にオフィス・アワーなどに相談にくる学部的一般学生のほか、2013年度から10年間本学経済学部の就活講座²⁾の運営に携わってきた。毎年100名近くの学生の就活支援をしながら、短期間に就活スキルを向上させる方法や、就活を通じた人間的（自己）成長、また就活を超えて社会人として活躍する、そのためにどのようにすべきか、などについて試行錯誤を繰り返してきたのである。学生は就活の過程で自分の能力の向上を図るとともに、新たな知識やモノの見方（社会への理解を含め、就職するとはどのようなことか）といった一種の就職観を確立して成長することになる。筆者にとっては指導をしながら、成功や失敗などを通じた学生の成長を意図せず参与観察することとなる。この過程で自ずと、就活の上達、特に卒業後に社会人として活躍するための基盤として必要な能力に興味を持ち、どのタイミングでどのような指導をすべきかを経験し、試行錯誤するなかで知見を蓄積することになった。

(2) 分析対象

本稿で対象とするのは、2004年度から現在までの筆者のゼミに在籍した

2) この講座の詳細は、辻・藤間（2019）、辻他（2020）、辻（2020, 2022, 2023）を参照いただきたい。

学生、および2013年度から2022年度まで経済学部の就活講座に参加した学生などを参与観察して得た発言や行動の断片である。本稿では敢えて行為者の属性や特性は考慮していない。本学は入学時の偏差値帯でいえば50台で、大学生としては平均的な学力レベルにある。経済学部生の入学時の推薦：一般の比率は65：35前後で推薦が多い。

2. 既存文献の検討

先行研究の詳細については辻(2025a)で総括しているので、ここでは概要のみを述べる。就活に関する先行文献は学術文献のほかに、俗に就活本と呼ばれる実用書も数多く存在するため区別して紹介することにしたい。

(1) 就活対策に関する実用書のまとめ

実用書は学生向けに就活に関する攻略本が中心であるが、大きく分けて①就活の理想論が中心のもの(原田, 2010; 田中, 2017など)、②独自のノウハウを提示するもの(光城, 2017; 饗場, 2019; 安藤・高橋, 2021; ただの元人事(樋熊), 2023; 竹内, 2024; 坂本, 2019など)、③就活の見取り図を提示するもの(林, 2021; ユースフル, 2022; 就活塾キャリアアカデミー, 2024; 内定塾, 2024; 森田, 2024など)、④就活の現実(実像)を提示するもの(武野, 2013; 海老原, 2015; 石渡, 2021; 2024など)に分類される。

学生にとっては有益なノウハウが提示されているものが多いが、(就活本という目的から当然のことではあるが)本稿で対象とするパラドックスの記述は部分的に散見される程度で、その原因や落とし穴については示されていない。橋本(2022)は行動経済学の立場から就活の事例を解説しており、本稿で取り上げるようなパラドックスやピットフォールに近い(就活学生が陥りそうな)事例を一部で解説している。ただ学生にとって身近な就活を題材にした行動経済学の入門書の色合いが濃く、就活の現場で見られるパラドックスを深く探求しているとは言い難く、従ってパラドックスの分類と体

系化，意味の抽出の視点はみられない。

(2) 就活での成長に関する学術文献³⁾

就活，特に学生の成長に焦点を当てた研究は，国立情報学研究所のデータベース (CiNii) で検索する限り，浦上 (1996a；1996b) に遡る。それ以来，自己成長と，アイデンティティ (杉村，2001；土田他，2010)，他者関係の構築 (村瀬，2017)，自己肯定化 (大森，2020)，自立に関する価値観の向上 (小島，2024) などについて研究が深化している。

後述するように本稿は学生が就活において成長する要素と構造について焦点を当てる目的で検討するが，これに関しては高橋・岡田 (2013) が「課題の遂行スキル」や「自己理解と自己受容」が充実行動を促進するとしている。また藤里・小玉 (2011) は「首尾一貫感覚」という概念を提出し，それが成長感に影響を及ぼすことを議論している。特に「処理可能感」と「有意味感」が自己成長を促進し，「把握可能感」が逆に抑制することを論じている。高橋 (2017) は，「就職活動による自己成長感の促進には，進路探索行動及び経験再評価を積極的に行えるようにする働きかけが効果的」であることを明らかにしている。しかしながら「課題の遂行スキル」や「自己理解」「自己受容」とは具体的にどのようなものなのか，そして「処理可能感」や「有意味感」などの関係性，構造的な意味づけは必ずしも明確にはなっていない。また，進路探索行動や経験の再評価が重要であることは理解できるが，それらの行動を下支えする部分にまでブレイクダウンすることが次の課題であるように思われる。

3. 3つの切り口のまとめ

(1) 対応能力の面

辻 (2025a) では就活の上達に必要な要素を対応能力の面から検討し，図

3) 2019年までの文献については，高橋 (2018)，および増淵 (2019) を参考にした。尚，CiNiiの検索は2025年10月時点のものである。

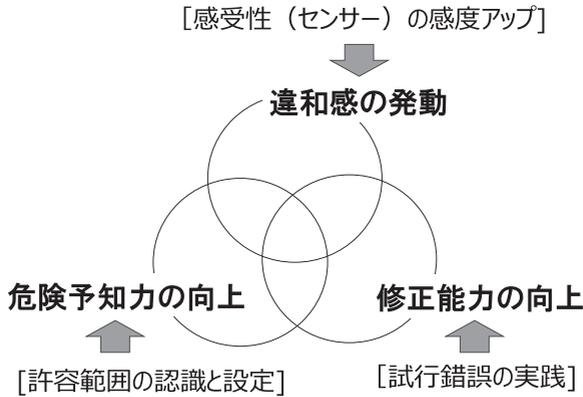


図 1. 対応能力の構造

1のようにまとめている。

ここでは、対応能力の向上に必要な要素として、「危険予知力」、「違和感の発動」、および「修正能力」の3つを指摘した。以下、簡単に説明する。

「危険予知力」は、一般的には、ここまでは大丈夫/ここからは危険、という一種の線引きの認識を指す。就活の具体例でいえば、たとえば面接選考時には、これは言うべき/ここは言わないでおくというラインをあらかじめ設定しておくこと、グループ討議（Group Discussion：以下「GD」と略す）であれば、あがるとか焦るなど精神的に動揺したとしても最低限こう振る舞うという範囲を決めておく、もしくは柔軟に判断する能力のことで、事前準備をすることもしくは変化に柔軟に対応することのいずれにしても、ここまでは許される/ここからは要注意という線引きの心構え＝許容範囲の認識を意識することである。

「違和感」は、何か違う/おかしいという感覚で、自分の五感を研ぎ澄ます—センサーの感度を上げておく—ことである。就活の面接選考では自分の発話に夢中になる学生が多いが、発言するだけでなく面接者の受け取り方を表情やしぐさで感じ取り、都度発言を軌道修正することが求められる。また

企業選びでも企業情報に接するなかで得た違和感は、その原因をたどっていけば背後に隠された重要な事実に気が付く契機になったり、逆に今まで気が付かなかった自分の潜在的な欲求や価値観を見出すことにつながる。

「修正能力」の向上の前提条件として、まず試行錯誤の実践が挙げられる。当然失敗しない人間はいないので、間違いや失敗を回避しようとするのは得策ではない。ただ学生の多くは失敗を恐れ、絶対間違わないように気を遣う。そうなると最初に決めたことを墨守する傾向が強くなり、状況の変化には対応できない。試してみて間違えたら修正を繰り返すのが最も自然で、素直な方向であると思われる。そのためには積極的に試行錯誤を繰り返し、間違えたら微調整を繰り返すのが最善の方法であろう。

ところで、辻（2025a）では併せて対象の認識（視力）と自らの行動を直結し、対応能力を「対象との間合いとタイミング」をはかる行為であることを議論した。ただこの表現はいささか飛躍しており、具体的に実践する上で中間的表現を目安に置く必要があると思われる⁴⁾。対応能力の3つの能力要素と「対象との間合いとタイミング」の間をスムーズにつなぐ表現を再検討した結果、「変化対応」能力の獲得と「予定調和」の志向が具体的に実践を促すキーワードとしてふさわしいと思われる。

「変化対応」能力は、3つの能力を土台として、就活における対応能力に必須の概念である。つねに状況をフィードバックしながら相手や状況の変化に対応することは、初心者から上級者へと上達する過程で磨かれるポイントである。そこには、変化に気づくこと、その変化の意味を察知すること、そして実際に修正することを含むという意味で、3つの能力要素の総括的意味合いを持つ。面接選考でも様々なタイプの質問が想定され、またつねに想定

4) これは辻（2025a）の出版後にこの内容をゼミOB・OGと議論した際に、「対応能力を構成する危険予知力・違和感の発動・修正能力の3つの要素」と「対象との間合いとタイミング」に距離があるためイメージしにくく、かつ接続性に欠けるという指摘があった。これは後述する「取り組み姿勢」が「相場観」の形成と「判断基準」の確立に集約されることとの対比でいささか表現の統一性に欠けるということを含んでいる。尚、もうひとつの「マインドセット」でも同様の調整が必要なため、後述するように同様の検討を行っている。

外の質問にも対応しなくてはならない。その意味で変化対応は「緊急時・非常時」の対応能力として重要な要素である。

一方、「予定調和」の志向は「平時・日常時」の対応能力を下支えするポイントである。自己の行動を予定調和にすることは、自己の許容範囲を踏まえて「状況はこうなるだろう」と予測し、つねに予測が順調であることをモニターしながら着地点へと行動することになる。すなわち、結果の予測はもちろん、そこへ至る経路（プロセス）もモニターすることになる。モニター中に違和感があれば修正を行い、大きな変化であれば非常時扱いに移行すると考えるのである。状況に適切に対応するには常に非常時体制をとるのが望ましいのかもしれない。しかし警戒体制は緊張と疲労を伴い現実には不可能である。経験を積み、上達すると現実には日常の行動の大部分は省力化されたルーティーンの行動になる。我々の生活自体、多くが予定調和の部分で構成されており、違和感を起点に体制を整えるのが現実的であろう。たとえば就活でも、面接の質問のほとんどが「定番」—想定される範囲内の—ものである。他分野では「型」と呼ばれる一種のパターンとして認識されるものと言い換えてもよいかもしれない。こうした型やパターンに習熟しないと、余裕なく警戒し続けることになり疲労や力みのもととなり、かえって柔軟な対応ができなくなったり注意力低下の原因になる。ここぞという時にパワーを発揮するためには、余裕をもって力の入れ具合をコントロールする必要がある。平時は予定調和で活動しながら、状況をモニターしつつ異状があれば変化対応する、というのが上達のひとつのステップかもしれない。

(2) マインドセットの面

辻（2025b）では就活の上達に必要な要素をマインドセットの面から検討し、図2のようにまとめている。

ここでは、マインドセットの向上に必要な要素として、思考・試行のフットワークを促進するモチベーション要因と、逆にそれを阻害もしくは拮抗するバイアス要因の2つを挙げた。以下、簡単に説明する。

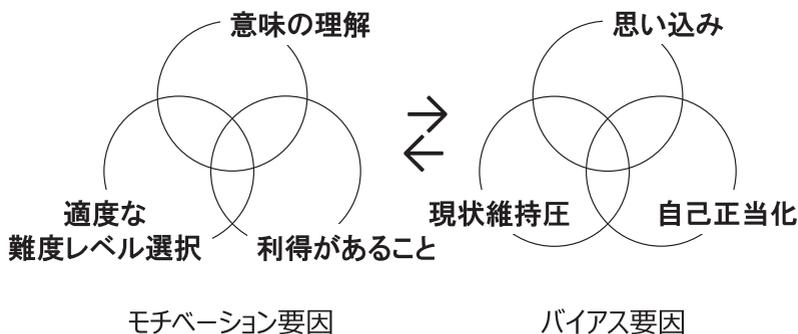


図2. マインドセットの構造

モチベーションの向上要素は、「意味の理解」、「適切な難度レベルの選択」、および「利得」の3つで構成される。「意味の理解」とは、自分のなかで就活をどのように位置づけるのかを明確にすることである。初心者であっても、就活が面白くなる、できないことができるようになる、面接で自分を理解してもらえた、説得できたなどの経験は、もっとやろうという契機となる。また、義務感、危機感、使命感も同様の契機となるかもしれない。「適切な難度レベルの選択」は、ちょっと上のレベルでがんばれば到達しそうだという見込みが立つ/見当がつくものであればやる気がでると考えられる。「利得」は、まさに行動することで得るものがある、自分に有利になるなど、プラスの影響がでる場合にやる気になることは当然であろう。

一方、バイアス要因—学生の思考や試行を阻害するマイナス要因—は、「思い込み」、「現状維持圧」、そして「自己正当化」の3つで構成される。「思い込み」は、固定観念 (Stereotype)、偏見 (Prejudice/Bias)、劣等感 (Inferiority Complex)、執着 (Obsession) などを含んでいる。「現状維持圧」は、新しいことに挑戦しない、リスクをとらない、安心・安全でいたい、ということから現在の状況を変えたくない、変わりたくないという姿勢である。居心地のよさに安住している状況では行動に結びつかないのである。「自己正当化」は、外部への責任転嫁、自己防衛の態度である。自己を

反省し、改善しようとする前向きな姿勢とは程遠く、やる気をだす、思考を巡らし試行錯誤するというよりは防衛体制に入ってしまうのである。

辻 (2025b) ではこの2つの要因を踏まえて、「思考と試行のフットワーク」の質を向上させることで探求意欲を喚起することが、モチベーションを上げてバイアスを抑制することにつながり、ひいてはそれが主体的な行動を誘発する可能性があると考えられるとしている。しかし、先の対応能力の場合と同じように、思考と試行のフットワークという表現も、実践的な観点からもいささか飛躍がある表現と言わざるを得ない。先の対応能力の場合と同様に、学生の参与観察を踏まえて改めて検討した結果、むしろ「素直」に対応し「自分事」として対象をとらえる態度がこうしたマインドセットを向上させるキーワードとしてふさわしいと思われる。以下説明する。

「素直さ」は、バイアス要因の解除を意味する。環境や状況を虚心坦懐に受け止め、自分の解釈をいったん停止するという面を含むのである。就活はもとより様々な芸事やスポーツの上達でも、まずは指導を素直に受け止めて実践できるかどうかは上達の大きなポイントである。これは参与観察時の定性的所感であるが、言い訳が多い学生は伸びない/上達が遅いことを毎年経験している。できない事実、やっていない/やれなかったということに自分で向き合わず、他者や指導者に自分は正しい/しかたがなかったと強弁する自己正当化の態度では向上に程遠いと言わざるを得ない。素直さは、自分が偏った姿勢ではないかと疑い従来のものの見方をいったん解除し、現実を直視するという単純であるが、人によっては難しい問題を含意している。

一方、「自分事」として対象をとらえることとは、本気で対象に取り組む姿勢に関することである。たとえば就活の時期が迫り、周囲が就活モードになってくるが自分はやる気が出ないという学生も多い。同調圧を感じイヤイヤながら「やらされる」ことになるが、それでは就活は「他人事」で身が入らず、本気で取り組めないことになる。自分事か他人事かは、モチベーションとバイアスのバランスに依存すると思われる。もちろん、ものごとをすべて自分事としてとらえる必要はない。ということは、何を自分事ととら

え、何を他人事として放置するかを選別眼も必要になると考えられる。自分を疑い現実を直視するという素直さとした選別眼をもつことによって自分事の案件に取り組むことがマインドセットを向上させる一助になると考えるのである。

(3) 取り組み姿勢の面

辻 (2026) では就活の上達に必要な要素を取り組み姿勢の面から検討し、図3のようにまとめている。

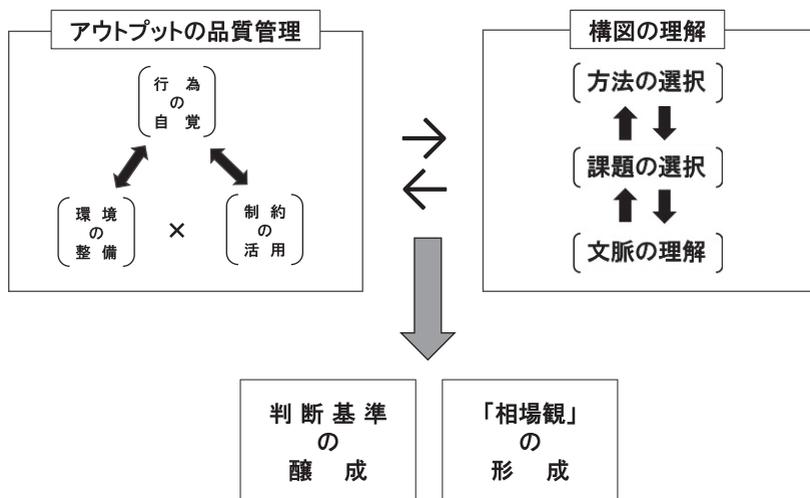


図3. 取り組み姿勢の構造

「アウトプットの品質管理」は、文字通り自分の行為を直視し改善する要素で、「行為の自覚」、「環境の整備」、および「制約の活用」の3つで構成される。「行為の自覚」とは、自分がやっていると意識していることと、実際の行動を一致させることである。学生のなかには、授業では「わかっているつもり」、アルバイトも「できているつもり」、課せられた課題も「考えているつもり」と自己評価していても、現実とは乖離していることが往々にして

起こりえる。成長や向上のためには、この乖離を修正する必要があるが、その前提として乖離を自覚することが出発点になる。「環境の整備」は、目的達成を阻害する要因を排除することである。一種の整理・整頓と言い換えてもよいかもしれない。整理とは「乱れた状態にあるものを整えて、きちんとすること。要るものと要らないものを分別し、要らないものを捨てる」こと、整頓は「要るものを取り出しやすく戻しやすい場所に置き、必要な時に取り出せる状態に保つこと」である。現実の行動には予測できる障害はあり、おこりそうな不具合も経験しているかもしれない。それらに予め対応することで、ミスや失敗の確率を減らすことが可能である。直面する面倒なことや困難を「仕方がない」と諦めず、何か方法はないかと試行錯誤することで打開策がみえる場合もある。「制約の活用」は、一見不利な条件や逆境に直面しても、見方や捉え方を変えることによって、マイナスと思われる条件をプラスに活用することがあり得るということである。たとえば就活の面接で想定外の質問をされた場合、面接官⁵⁾とコミュニケーションしながらその場で思考を巡らし試行錯誤し続ける様子は、質問の正解を答える以上に面接官に「悩み抜く・考え抜ける学生だ」との好印象を与える場合もある。また、他分野、特にスポーツでは故障が却って新たな工夫の契機になったり、それまで試していなかった新たな能力の開拓につながる事例も多々みられる(杉内, 2013; 立浪, 2017; 井端, 2022)。従来の視点を変えれば、かえって後々利点になる場合があるのである。

一方、「構図の理解」は「文脈の理解」、「課題の選択」、および「方法の選択」の3つで構成される。「文脈の理解」は、アプローチする領域・分野(たとえば就活とか、医療の診断など)の全体像を把握した上で、自分が取り組む対象の意味や意図、および背景にある構図を理解することである。漠然とした気持ちで活動を始める学生ほど、こうした取り組む対象や背後にある文脈に無頓着になり、時間と労力をかけて取り組んだとしても効果がでな

5) 選考に携わる人事面接の担当者を、就活の世界では通常このように呼ぶため、本稿でもこの呼称を用いる。

いように思われる。対象の置かれた文脈と意味や意図を正確に把握することが成長や向上には欠かせないのである。「課題の選択」は、実際に学生が取り組む対象としての課題を適切に選択することを意味する。たとえば「面接でうまく受け答えできるようになる」という目標をたてるだけでは、実際のアクションにはつながらない。質問内容の部分だけに限って具体例を挙げると、面接は自分のことを問われるので、まず自己分析を行い自分のことを知ること、その上でそれを言語化して短いフレーズの形に落とし込むこと、フレーズ間の関係を紐づけすること、実際の質問とフレーズを紐づけするトレーニングを行うことなどが「課題」となる。「方法の選択」は、課題を達成するために必要な取り組み方法を選択することにかかわる。対象領域の文脈を理解し、目標達成のために適切な課題を選択したのちに行われる。方法の選択には、具体的な手段の選択と、その手段の進め方の2つがあるように思われる。前者が実施手段にかかわるとするなら、後者は実施の取り組み姿勢や完成度にかかわるものである。

また、辻(2026)では取り組み姿勢の切り口を象徴するキーワードとして、「相場観」の形成と「判断基準」の確立の2つを指摘した。相場観の形成は、外部の環境をみる＝状況の見通しが立つことで、どの程度まで積極的に攻めるか/ここでは止まる/撤退するなどの行動判断の基礎となる。これは状況が時間的・空間的に変化するなかで、自己の行動を判断する要素として重要である。また、就活で成長し、自分なりの成果と手ごたえを得た学生の多くは、就活に関する「ものの見方」が格段に進歩しているように思われる。

全体像を把握しながら、細部をなおざりにせず、手を抜くところと抜かないところを選別し、面接でどんな質問にも柔軟に対応し、面接者との間合いを読み取る。そうした学生には、一種の「軸」が確立されているように思われる。物事を判断する軸＝判断基準が備わっているかどうかは、就活でも学生の人物像を見定める上でひとつの目安となっている。判断基準を確立すること、そしてそれを更新していくことは、一種の上達の段階ともいえる。そうした判断基準の形成によりものの見方を確立すること：一種の価値観の醸

成と、状況判断の前提になる相場観の形成は、目標の達成、成功に必須であり、この2つの形成が学生の就活における上達・向上の目安のひとつになると考えられる。

(4) 小 括

以上、3つの切り口から就活における上達の能力構造を概観した。全体像をまとめると図4のように表現できる。

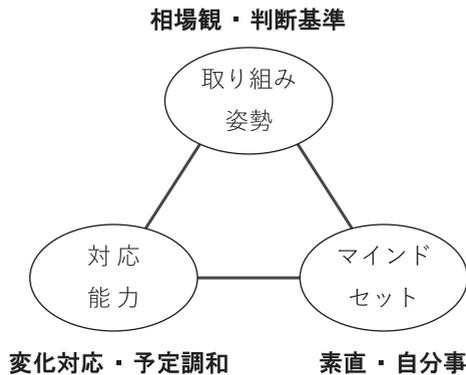


図4. 就活の上達における3つの切り口

それぞれの切り口をキーワードで表現したが、こうした試みには次のような利点があるように思われる。まず、就活の上達において議論から漏れている概念を炙り出すことが可能になると考えられる。先に述べたように、以上で取り上げた要素は就活での参与観察から帰納された要素であり、就活の上達には取りこぼした要素がほかにも存在する可能性があるように思われる。できる限りそれらを組上にあげ、本稿で取り上げた要素との関係も検討しなくてはならない。ところで、以上の議論で見出されたキーワード相互の関係を検討し、そこから演繹する形で未検討の概念を炙り出せる可能性がある。以下では、それぞれの切り口のキーワードの関係を検討することで新たな概念があることを議論する。

次に、3つの切り口の相互関係を検討することにも有用と思われる。当然のことながら、切り口は3つでも活動するのは一人の人間であるから密接に関係しあっている。互いに関係しているといっても良好な（ポジティブな）影響を与える正の関係なのか、逆に阻害するような（ネガティブな）関係なのかなどを明確にする必要があるように思われる。以下ではこの2点について検討する。

4. 3つの切り口から演繹される概念

以下では、3つの切り口のそれぞれ2つの関係を考察することで導かれる概念を明らかにし、それら3つの概念からどのようなアウトプットに結びつくかを検討する。具体的には、（就活における上達の特徴のひとつである）学生が感じる手応え、自信や確信が、3つの概念に下支えされているという構造を議論する。尚、当然のことながら就活の初心者、いきなり高いレベルにあるわけではなく、どの切り口においても時系列的に段階的にそれぞれの概念が向上し相互作用することによってレベルが進化していくと考えており、最初からすべて高いレベルでの相互作用を前提にはしていない。

(1) 対応能力とマインドセットの2つから演繹される概念

先の検討で、対応能力は「変化対応」・「予定調和」、およびマインドセットは「素直」・「自分事」というキーワードとして表現した。就活の上達において、たとえば最初は変化対応できず、就活に固定観念や偏見をもつ学生も多い。ただ環境変化に対応することや、経路や着地点を予測し確認する作業は事例研究やワークなどで比較的容易に向上されることが可能である。参与観察からは、その際には身近な事例を用い、いきなり難度の高いタスクではなく今より少し上のレベルの（がんばれば手が届きそうな/もしくは10回のうち7回はできるが、10回完全にできるレベルではないような）課題を設定することで、飽きず/諦めずに取り組みことができるように思われる。そのことが課題を自分事ととらえ、やっているうちに真剣に素直に課題に向き

合うようになる場合が多い。逆に、素直に自分事としてとらえはじめることで変化対応力や予測力の向上につながり、嫌なことを強いられることから（コトバは雑駁であるが）課題を楽しみ、遊び感覚が生まれる姿勢へと変化し、課題への取り組みの継続性、粘り強さや根気につながることもあるように思われる。ここではそうした変化を「持久力」と表現することとしたい。対応能力とマインドセットの2つからは「持久力」の持続とそれに類似する概念が演繹されるのである。

(2) 対応能力と取り組み姿勢の2つから演繹される上位概念

対応能力と取り組み姿勢のそれぞれの切り口から表現されるキーワードは「変化対応」・「予定調和」、および「相場観」・「判断基準」である。就活を行う学生は、今まで経験しない未知の状況に遭遇し、成功や失敗という試行錯誤を重ねながら、こうすればうまくいく、ここは気を付けよう、ここはできない/練習が必要などの気づきや反省を重ねながら自分の行動パターンを蓄積していく。たとえば就活の面接では定番の質問⁶⁾が多いので、面接の回数を重ねて慣れるうちに、どのような内容をどのように答えれば面接者が納得するのかを習得していくことになる⁷⁾。経験を積むごとに質問の回答や対応は一種の類型化・パターン化されることになり、質問→回答の一对一对応を形成する。面接の相場観を形成し、この場合はこうするという予定調和の予測ができれば、とりうるパターンを蓄積することができる。また、定番の質問以外の変化球的な質問にも遭遇するであろうし、面接者の態度や突っ込み、いわゆる圧迫面接の機会にも遭遇しそれらの対応に苦慮することもあるが、判断基準を確立し（あるいは確立しつつあり）、変化を予期して対応しようとするなら、面接のたびに学生自身の経験値が蓄積されることになる。

6) 就活の面接では、自己PR、学生時代にチカラを入れたこと（学チカ）、志望動機は多くの面接での「定番」の質問である。

7) 習得のレベルや習得までの期間は、当然学生ごとに異なる。すぐに対応できる学生もいれば、同じ過ちを繰り返して4年次後半になっても成長しない学生も存在する。そうした学生の多くはマインドセットが阻害要因になっていると思われる。

いずれにせよ、対応能力と取り組み姿勢の関係からは、パターン（オプション、あるいは型⁸⁾）の蓄積⁹⁾が期待できるのである。ここでは「オプションの蓄積」と表現する。

(3) マインドセットと取り組み姿勢の2つから演繹される上位概念

最後に、マインドセットと取り組み姿勢の関係を考える。それぞれのキーワードは、「素直」・「自分事」、および「相場観」・「判断基準」である。相場観は、就活における全体像を把握することであるが、ここでもどのような視点で、どこまでの射程で就活を捉えるかで発言や行動が変わってくる。具体的には個別の面接やGDには初心者から上級者まで段階があり、捉え方が異なる。何をどのようにとらえるか、就活という対象との間合いやタイミングを考えていくかが問われるのである。また、判断基準は、就活における理想や常識ではなく、飽くまで自分の価値基準（この場合は就活観とでもいうべきもの）に基づいて発言・行動を判断することである。実際には、先の対応能力と取り組み姿勢の2つから演繹される「オプションの蓄積」から選択するのであるが、その選択には価値観が問われるのである。そしていささか感覚的なこの能力は、感覚的であるからこそモチベーションとバイアスのバランス＝マインドセットという学生一人一人異なる心理的・精神的あり方、が大きく影響する。より具体的にはバイアスを排除して虚心坦懐に着眼点を探ることが、間違いが少なく納得できる行動に結びつくことになる。一言で表現するなら素直さが問われるのである。これらの要素は、対象のどの点に着目するかという面で着眼点の形成、ある種の目利きとも表現できるのかもしれない。ここでは「選択眼の形成」と表現したい。

8) ある意味これらは知識ではあるが、実戦でつかえる蓄積という意味では単なる断片的な知識だけではなく、一連の意味を持つ「型」としての意味合いもあるように思われる（ディメンテ、1991；「月刊秘伝」編集部、2023）。

9) こうした型やオプションの蓄積は、具体的な行動の土台となる。行動は具体的には一種の「選択」である。前提となる型やオプションの蓄積が（多かれ少なかれ）存在し、そのなかからの選択（選択しないというオプションもあるが）が結果としての行動となるのである。

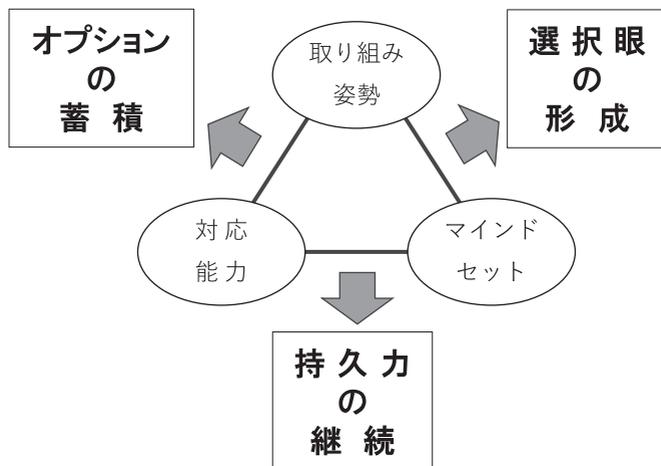


図5. 「3つの切り口」の相互作用から生み出される概念

以上、3つの切り口から演繹される概念を検討してきた。これは次の図5のようにあらわすことができる。それではこの3つの概念：オプションの蓄積・持久力の持続・選択眼の形成が向上することによって、学生はどのように変化するのであろうか。

(4) 3つの概念が指し示すもの：上達の手応え・自信・確信

先の3つの切り口で議論した能力が向上したとして、それらが結果として学生に何をもたらすだろうか。参与観察で毎年学生が異口同音に語る、就活で学生が自分の成長を確信する場面がある。その具体例には、次のようなものがある。

- ・ 集団面接で、ほかの就活生に比べて自分がうまく対応できていることを実感した
- ・ 最初はイヤイヤ取り組んできた就活だが、次はこうしようとヤル気が出てきた
- ・ インターンシップや企業の個別説明会で、人事担当者から好印象を伝えられた

- ・GDで最初は見下されていたのに、最後に一番貢献したと周囲から評価された
- ・個人面接の際、面接官の質問を予測し、先読みして対応できた
- ・インターンシップや説明会はネタ作りの場と考え前向きに取り組むようになった
- ・個人面接の際、想定外の質問にも会話を継続しながら事態を打開できた
- ・エントリーシートを書く際、企業側の意図を推測して記述するようになった

いずれも先の3つの概念が下支えすることで得られる所感である。

一方でそれとは逆に、面接などで過度に否定される、最終面接で落ち続けるなどで引きこもってしまう場合（持久力の欠如）、面接の定番質問といった想定内の準備すら不十分のまま改善しようとししない、座学で学んだことを知識として覚えてはいるが身につけておらず、実戦で活用できない場合（オプションの欠如）、さらに面接やGDなどを表面的なノウハウとしてしか理解していない、たとえオプションが複数あっても選べない、企業選びや志望動機を聞かれても発言がぶれてしまう場合（選択眼の形成）など、どれかひとつが欠落すると自信や手応えが危うくなってしまいうように思われる。その意味で手応えや自信等を直接下支えするのがこの3つの概念と考えられる。

対応能力、マインドセットと取り組み姿勢という切り口はこの3つの概念の土台になるが、どちらかといえば間接的な位置づけにあり、その意味で自信や手応えという結果は、さまざまな能力が階層構造で寄与していると推測されるのである。以上、3つの切り口から演繹される概念とそれらの涵養が学生にどのような変化をもたらすかを検討した。

5. 3つの切り口の相互関係

次に3つの切り口相互の関係も興味深い課題である。特に、これらの能力をトレーニングしようとする場合、複数ある能力要素をどの順序で扱うのが効果的なのか、どの部分を重点的に行うべきか、などが問題になるが、それ

を検討するために取り組み姿勢，対応能力，マインドセットの3つがそれぞれどのような影響関係にあるのか—たとえばまずは精神面であるマインドセットを鍛えるべきなのか，逆にマインドセットの向上は取り組み姿勢，対応能力の向上が前提にあるなら，まずはこの2つの切り口を向上させるべきであるなど—3つの切り口の関係性が重要になるのである。

(1) 具体的な就活シーンにおける3つの切り口

ここでは，3つの切り口が相互にどのように関係しているのかを，実際の就活の場面に即して検討したい。学生の就活はおおむね次のように大別されると考えてよいだろう¹⁰⁾。

- ①就活のポイントの座学講義
- ②発話や身振り手振りなどの身体的ワーク（周囲に与える印象の改善）
- ③面接・GD練習などの実戦に即したシミュレーション・トレーニング
- ④自己分析（辻・藤間（2019）の「根っこ掘り」）
- ⑤志望企業・業界の選別と絞り込み
- ⑥履歴書・エントリーシートの記事作成と添削
- ⑦筆記試験対策などの講義＋自学自習
- ⑧インターンシップ，企業説明会，選考等を通じた気づきや振り返り

代表的な取り組み姿勢のトレーニングは，①の座学講義（就活の心構えや考え方・取り組み方）を授業で開示することである。ただこれを直接説明しても土地勘がない学生には理解が深まらず，なぜそんなことを考える必要があるのか，そこまでやる必要はなかろう，などの感想を抱く学生が最初はほとんどである¹¹⁾。

10) これは2(1)で先述した就活対策に関する実用書に筆者の就活講座やゼミで独自に行っている要素を加味したものであり，最小公倍数的なものである。したがって個々の学生の志向，能力や社会的レベルによっては必要ないものも含まれているし，一般的な就活講座やセミナーの内容とは異なっているかもしれない。

11) 実際に面接等の選考を経験してはじめて効果を実感し，その意味が判る場合が多い。

対応能力は、直接的には②、③、⑧に関係する。②、③、⑧の対応すべき課題は、先の取り組み姿勢とは異なり、具体的で明示的なものであり、向上のために対応能力が必要であることは学生の納得が得やすい部分でもある。

マインドセットは精神的・心理的なものなので全体に影響する。やる気になった時、落ち込んだ時など、その時々気分や感情で具体的な就活に影響を与える。一方で、学生にとってはそうした浮き沈みは自覚しにくい部分でもある。自分は正しいと思っているほど、自覚に欠けることになり、指摘しても、では自分自身はどうすれば良いのか途方に暮れてしまうことが多い。個人差が大きい部分でもあり、また性格によっては個別に指導するのも限界があるように思われる。

以上のことから、就活の上達における3つの切り口にはそれぞれ構造的な特徴があるように思われる。また就活の上達には、具体的にトレーニングしやすい部分とし難い部分が現実問題として横たわっている。精神論として、就活はこうあるべき、就活ではこうすべき、当たり前のことだからやるべきという建前的な議論は措くとして、学生が真摯に努力するとしても、短期間で上達する部分と時間がかかる部分があるのが現実である。また、先に述べたように、これらの関係性を知ることに寄って効果的なトレーニングの順序や重点の置き方に影響を与えるのである。以下この2点について検討する¹²⁾。

(2) 構造的側面からの検討

本稿では、就活の上達に関する能力要素を3つの切り口に分けて検討してきたが、同じ一人の人間の方針、行動やメンタルにかかわることなので、当然のことながら独立事象ではなく相互に関係している。上達の能力要素を分析する目的で、敢えて大括りに区分することで見えてくるものがあるため、

12) ほかに向上するためにどのような経路があるのか、などの論点が浮かび上がる。若干趣旨が異なる大きな論点なので本稿では考察で若干言及した後、稿を改めて検討したい。

それぞれの切り口に関する要素を抽出したのである。ここでは、3つの切り口の構造面からの相互の関係を整理しておく。

取り組み姿勢と対応能力の2つは、その性質上から構造的な補完関係をもっているように思われる。方針（考え方・ものの見方）と行動（手段と方法）の関係と言い換えても良いかもしれない。お互いの向上が相互にプラスの影響を与えることで相乗効果を期待でき、結果として就活での成長や向上に寄与すること、逆にその意味でどちらも不可欠な要素であると考えられる。

一方でマインドセットと2つの関係は、これら2つの補完関係とは異なり、相乗効果というよりは、モチベーションアップによるやる気・意欲の向上、逆にバイアス要素による阻害という正負の影響を与える関係にあるように思われる。

(3) トレーニングのしやすさからの検討

就活を指導する立場からいえば、トレーニングのしやすさは経験的に対応能力>取り組み姿勢>マインドセットということになる。対応能力はワークや実践的指導での向上が可能であるし、対応能力は座学でも（限界はあるものの）ある程度指摘ができ、学生はレベルの向上に従い気づきを得ることも多い。また対応能力の向上と取り組み姿勢の向上の相乗効果も期待できる。

一方、特にマインドセットを直接向上させることはかなり難しい、というのが経験的実感である。たとえば知識の教授と確認による徹底、模擬面接などでの実践的なトレーニングは対応能力や取り組み姿勢の改善に直接寄与するので、本人の成長実感も得やすい。しかし精神的な成長、とくにバイアスの改善は、指摘はできても本人の自覚に乏しい場合が多く、かつ具体的な改善方法が明確ではない。たとえば、アドバイスや指摘をしても「だって…」 「でも…」 と言い訳する傾向にある学生は、アドバイスを受け入れる前にできない理由に気持ちが向いてしまっている。その姿勢のままでは指導を素直に受け入れ難いのである。また、指導者との信頼関係が構築できていないと、問題点を正しく指摘してもバイアスの強い学生はコダワリのためかなか

なか納得しないし、解決方法が地道な努力を必要とするものならそれを理由に拒絶されてしまうこともある。ゼミなど長期で信頼関係を構築できる場合でも（頭での納得ではなく）いわゆる「腹落ち」のレベルでの納得は時間がかかるのが実際である。まして短期の就活講座の指導やオフィス・アワーなどでの（次回の来訪が期待できない）単発指導などの場合はさらに難しい。とはいえ、就活を行う学生を参与観察した経験からは、マインドセットの改善は可能であり、その場合は対応能力の向上や取り組み姿勢の改善が前提になるように思われる。

マインドセットは自分を顧みるという取り組み姿勢の要素が必要であり、違和感や危険予知の向上（感受性の向上）や修正意欲に関する対応能力の要素も必要となる。そう考えると、直接マインドセットの改善を働きかけるといよりは取り組み姿勢や対応能力の要素を向上させることが間接的なマインドセットの向上につながると考えられる。トレーニング方法と実践、および学生本人のバイアスの程度に依存すると思われるのである。

(4) 小 括

以上の構造的な観点とトレーニングしやすさの観点を模式的にまとめたのが図6である。

3つの切り口は、能力要素を抽出するためのいわば「方便」として仮設定

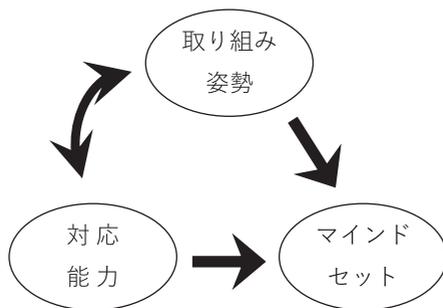


図6. 3つの切り口の関係性

したような位置づけであるが、明確に構造的な関係があるように思われる。よく似た概念に、スポーツの世界で鍛えるべき要素として「心・技・体」（精神面・技術面・体力面）があると言われ、世間でも広く認知されているように思われる¹³⁾。一般に、心>技>体の順で重要と言われている¹⁴⁾が、現実に実現しようとするとき体>技>心の順で重要であり、体・技の向上によって心＝精神面が充実するという指摘がある（落合，2011；練習場から見える社会，2025）。これは体力と技術を向上させることで精神面が充実するという見方であるが、それを援用すれば、対応能力と取り組み姿勢の向上と相互作用によって、精神面であるマインドセットの向上につながるかと考えるのが自然であろう。仮に、最初からマインドセットの向上がほかの2つの要素に作用するとすれば、他分野での熟達者・経験者で精神面が充実しており、新規参入の分野で必要とされる対応能力や取り組み姿勢の習得に寄与する場合であろう。

6. 考察

(1) 検討結果のまとめ

本稿では、先に個別に検討した3つの切り口を総括し、それらから演繹される概念—「オプション」・「持久力」・「選択眼」—とそれらの相互作用でも

13) 心・技・体はこれらが三位一体となつてこそ、上質なパフォーマンスを発揮できると言われている。武道の分野では、財団法人日本武道館が編集する「武道：心技体人を育てる総合誌」が刊行されている。またスポーツ、特に武道：相撲（二子山，1971）、柔道（山下・原田，1982）をはじめ陸上（高野，1993）などでも広く使用されている。守友（1997）、掛川（2001）、小林（2004）、静（2019）や角田他（2019）などの例からみても、一般的な用語として認知されているものと思われる。

14) 文献としては明確に指し示すものはCiNiiでは検索できなかつた、インターネットの記事などでは心が最重要との指摘が多い（<https://kenjins.jp/magazine/expert-interview/26296/#:~:text=%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E6%AD%A6%E9%81%93%E3%81%AB%E3%81%AF%E3%81%A7%E3%81%8D%E3%82%8B%E3%81%A8%E6%95%99%E3%81%88%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82>；<https://note.com/rouhei/n/n04422e8b524>、いずれも2025/10/10閲覧）。

たらされる効果—確信・自信・手応えなど—をもたらすこと、そして3つの切り口相互の関係性について議論してきた。これらは、定性的には就活の上達での必要条件を満たし、また参与観察で確認できるものである。ただ十分条件を満たしているか、についてはさらに検討の余地があるように思われる。その意味でこれらは理論的には仮説的段階にとどまるのかもしれないが、就活での上達という実務的・実践的な場では意味をもつものと考えている。さらに本稿での知見を踏まえることで、さらに発展的な課題が明らかになるように思われる。以下こうした点について議論する。

(2) 実務的利点：効果的な就活トレーニングへの展開

まず、能力構造の全体像が明らかになることは、効果的なトレーニング方法をもたらすことになる。3つの切り口の相互の関係性からは、学生のマインドセットを直接改善しようと努力するよりも、まず対応能力や取り組み姿勢を改善し、それらがマインドセットに好影響を及ぼす流れをつくるほうが効果的であることを示唆している。就活指導の初歩では、一般的に就活のスケジュールや（面接や筆記試験などの）準備の説明とともに、就活に取り組む必要性や心構えを講義するのが通常であり、そこでは講師が精神論を唱えて危機感を訴える場面が多い¹⁵⁾。しかし、単なる危機感の押し付けは、そもそも就活への意識や意欲が低い学生であるほどモチベーションが下がることになる¹⁶⁾。また初歩的な就活セミナーなどでは受講生のやる気を醸成することが主なテーマであるが、それで一気にモチベーションは高まるものの、冷

15) たとえば上記2(1)の就活の実用書にはそうした記述が多く表れている。

16) 就活では、学生はさまざまな選択や決断を問われることになる。また良くも悪くも結果を突き付けられ、甘受せねばならない。学生生活ではあいまいで済ませられた選択・決断・受け入れを現実には迫られるので、そうしたことに慣れている学生や能力的に一定レベルにある学生以外はしり込みしてしまうのも無理はないと思われる。ただ最初からモチベーション高くやる気の学生は少数であるが存在する。大学受験の失敗から就活にリベンジを賭けている危機感をもった学生や、再起を期して一発逆転で競争率の高い大手企業を目指す意欲的な学生は一定数存在する。

めるのも早い¹⁷⁾。むしろ、対応能力や取り組み姿勢を改善することでマインドセットの改善につなげる方が遠回りにみえるが近道かもしれない。

また、対応能力や取り組み姿勢を構成する能力が明確なので、具体的なトレーニングの詳細は検討が必要なものの取り組みが容易になり指導側も成長の可視化がし易くなる。尺度を設定することも可能で、ここまでできた/できないというように個々の学生の成長把握が可能になる。対応能力や取り組み姿勢が向上することでモチベーションが向上すれば部分的にも、上位概念であるオプションの蓄積・選択眼の形成・持久力の持続が高まり、自信や手応えが醸成される。バイアスの改善はすぐには難しくても、効果的なトレーニングで相互作用が生まれ、徐々に改善されてくるように思われる。

ただ、一見矛盾するようにみえるが、個々の能力要素は直接トレーニングできるわけではない。たとえば（対応能力のひとつである）就活での違和感の醸成は、直接違和感のトレーニングをするよりも、学生自身の感受性や注意力のレベルをあげることが前提であり効果を発揮するポイントになる。就活の具体的なトレーニングの詳細については別稿で具体的に議論することにした。

(3) 本稿の知見を踏まえたさらなる課題

就活での上達を能力面の描像から明らかにする試みを続けてきた。これで完全に明らかになったとはいえないまでも、ある程度の見取り図を示せたと考えている。この全体像を踏まえると、就活の上達に関する残された課題が浮き彫りになってくる。就活の上達に必要な能力のトレーニングを手段と捉えようと、必然的に「目的」が存在することになる。目的を考えた際に、2つ

17) 筆者も10年続けた就活講座の初期には、就活コンサルタントを招いてモチベーションアップの講演会を設けていた。1時間半ほどの講演は活気を帯び受講生のやる気は一気にあがるのであるが、多くはすぐに冷めてしまう（ことは翌週確認できる）。講師を替えて試みたが、数年で講演会の実施は見送った。また6月に一泊合宿を行うこともあったが、夏休みを挟むとその効果が激減していることが多かったため、合宿時期を9月後半に変更し、そのまま秋学期の集中講座につなげるなど工夫をこらした経緯がある。

の課題が浮かび上がる¹⁸⁾。

(i) 「理解」の深化について

学生が順調に能力を向上させていくにつれ、「自己の行為」と「対象」¹⁹⁾の理解が深まっていく。たとえば就活での具体例を挙げれば、面接は自分がどのような人間か、自分の原動力—どのような動機でどんな時にどのように自分が行動するのか—や、活躍できることを実例とともに説明し、面接官を納得させることである。そして、そのために自己を理解することが前提となる²⁰⁾。自分はどんな人間か、何が好きで何が嫌いか、何を善いと思ひ何を悪いと思うか、など価値観レベルの理解のほかに、それに基づく自己の行為を実例で具体的に、そして相手が納得するレベルで説明できることが必要になるのである。

同時に自己以外の環境や、就活そのものなど行為の「対象」に対する理解も深まっていくと考えられる。「自己の行為」の理解と「対象」の理解は、初心者段階から上達するにつれて、様々な進歩レベルがあることは容易に想像できる。また、この2つは本稿でアウトラインを示した能力構造に関係していることからなんらかの拠り所（基軸）があるはずで、それによって進歩レベルも明らかにすることができるかもしれない。また、この2つがどのような相互関係でそれぞれが深化していくのか、そのプロセスと状態を検討するのは興味深いと思われる。

18) このほかに、目的を達成するための段階がどのようなものかも興味深く、検討に値すると思われる。これについては、稿を改めて議論することにした。

19) 環境や就活などの自分の行動する分野をここでは「対象」と称する。

20) 学生は通常、「自己分析」と呼ばれる準備を行うことになる。自分のことは自分が一番良く知っていると言われるが、ジョハリの窓（柳原，1018；巖他，2014；辻，2022）の例のように完全に自分を知ることはできない。それ以上にそれまで自分を振り返った経験が少ない学生は表面的にしか自分を理解できておらず、初心者ほど準備不足で面接での質問に十分答えることはできないのが普通である。

(ii) 「ものの見方・視点転換」との関係

就活の上達に必要な能力が向上すると、それに伴い上記の自己の行為や対象への理解が深まるとともに、学生自体のものの見方・視点の転換が起こると考えるのは特段の理由を述べる必要もないかもしれない。成長するということは、行為や身体能力だけに表れるものではなく、目の付けどころ、考え方の変化を伴いながら上達のレベルを上げていくと考えるのはごく自然なことであろう。

具体例を挙げれば就活の面接は、面接官の質問に回答する行為、というのが初心者視点であろう。しかし、単に回答できればよいというのは（当然ながら）表面的に面接を理解しているに過ぎない。さらに経験を積みば（あるいは少し想像力を働かせれば）、選考という（合否を下される）場での緊張を強いられるなかで、受け答えの表情・声・態度も選考の一部であるという見方が付け加わる。また、想定外の質問に対して柔軟に対応する方法はさらに視点の向上が必要になるし、同じ質問に対しても何をどの深さで、何のために面接官に回答するのか、というレベルにまで思いをはせると、面接官の意図が関心事になる。過去のゼミ生のなかには、（面接後、面接官が人事会議で自分をどのように評価するかを想定して）面接官にどのような印象を与えるかを仕掛ける高次の視点に達した学生たちも存在する。そうした学生たちは、主体的で、柔軟な思考をめぐらし、敢えてリスクをとることも厭わず、余裕をもち、センスのある行動で自己効力感にあふれているのが特徴である。こうした行為を下支えする「ものの見方・視点転換」について分析する必要があるのである。これらは（単眼のものの見方ではなく）複眼の視点：複数の価値観に基づく複合的なものかもしれない。別稿ではこれらを詳しく検討していきたい。

(iii) 上達の段階とスキーム

上で述べたように、就活の面接ひとつとっても、多段階の上達レベルが想定される。具体的に就活で上達する際に、どのようなプロセスで上達するの

が効率的なのであろうか。もちろん学生一人ひとりには性格・志向が違い、スタート時の能力もバラツキがある。そのためには、学生像や学生観に対する共通認識を持つことが前提となるが、共通する部分・個別の部分を仕分けしながら成長のスキームを定式化できれば就活の指導の際の指針になるとと思われる。

(4) 小 括

以上を踏まえれば、おぼろげながら就活における上達の全体像²¹⁾がみえてくるように思われる。すなわち、能力構造を中心に、どのように能力を開発すれば効果的なのかという方法論、そして能力が向上することに関係し、自己と対象への理解、およびものの見方・視点の転換という上位構造が存在するように思われる(図7)。また、これらがどのように関係しているのかも興味深い課題である。

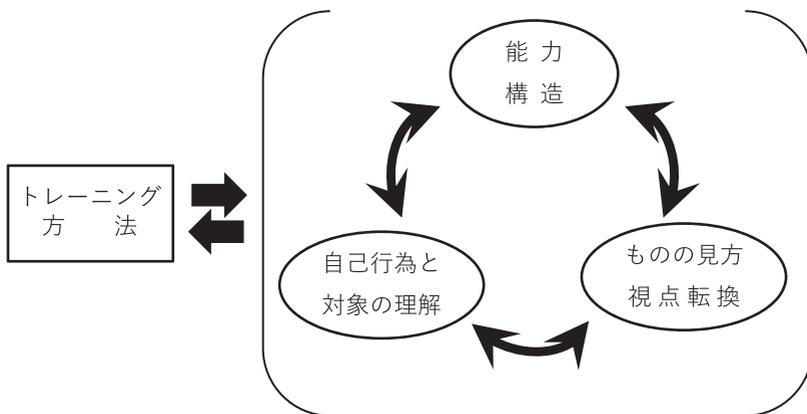


図7. 就活の上達の全体像²¹⁾

7. 本稿の限界と展望

本稿での議論は、飽くまで、特定大学において20年間に亘り学生を参与観察した結果から抽出したものであり、大学生全体に一般化できるかどうか

21) この全体像は、飽くまで仮説的なもので、その詳細の検討は別稿で行う。

か、将来的にも担保されるものかどうかはさらに検討が必要である。また上達・成長に関する要素といっても、就活という限定された、かつ特殊なジャンルからの知見に過ぎない。また上述したように、本稿では就活で必要な能力を完全に明らかにしたわけではなく、上述した能力要素以外に存在する可能性がある。その意味でひとつの試論・仮説的な段階といえるが、こうした仮定を置けば効果的なトレーニングが可能になるという意味で実務的には有益であり、かつ就活における上達に関するさらに深い理解へと展開が可能になると考えられる。

8. まとめ

本稿では、就活を行う学生が向上するために必要な能力構造の全体像を示し、議論をおこなった。また能力向上のためのトレーニング方法の重要性と、それにとまなう理解や視点の転換が行われていることを指摘した。これらについては、稿を改めて議論する。筆者としては、本稿で抽出した要素は就活のみならず、様々な上達や成長過程に共通して観察できるのではないかと推測している。これまでさまざまな分野で上達や熟達、成功や成長の方法や法則が議論されてきたが、一見して整理がつかず無秩序であるのは体系的・行動的なベースが確立されていないからではないかと考えている。その多くは、各分野のエキスパートの体験談や心理学的知見から導かれる方法論が多い²²⁾。特に前者は実務的に有益な示唆に富むものもあるが、一方でこうあるべきという自説を強弁するものも混在するのが現状で、統一的な議論が難しい状況にあるように思われる。客観的な上達の要素を抽出し、構造化することができれば、これまでに得られている知見を整理することができ、より深い議論が可能になると考えられる。そうすれば各分野で効果的かつ効率的な上達法の考案が可能かもしれない。それは各分野の違いを上達論で整理

22) スポーツ、ボードゲームをはじめとして、上達の秘訣や方法論は様々なメディアで発信され、枚挙に暇がない。一例をあげれば、心理学面からの研究では岡本(2002)、岡本(2006)、児玉(2011)、外山(2020)、スポーツや武術・武道に関しては、たとえば為末(2023)や甲野・方条(2020)があげられる。

して提示することになり、ひいては人間行動の本質に迫る議論も可能になると考えている。本稿がそうした建設的な議論の一助になることを期待している。

謝 辞

筆者のゼミに参加して下さった学生諸君、就活講座に参加して下さった受講者と、個別に相談に来てくれた学生諸氏に深謝します。

参考文献

- 饗場俊行 (2019) 『就活兄貴の非常識な就活 悩める9割の就活学生を救う!!』みらいパブリッシング.
- 安藤至大, 高橋亮子 (2021) 『(著) 経済学部教授とキャリアコンサルが教える就活最強の教科書』日本経済新聞出版社.
- 石渡嶺司 (2021) 『就活のワナ あなたの魅力が伝わらない理由』講談社.
- 石渡嶺司 (2024) 『ゼロから始める 就活まるごとガイド2026年度版』講談社.
- 井端弘和 (2022) 『野球観〜勝負をわける頭脳と感性』日本文芸社.
- 巖圭介, 松岡敬興, 藤間真, 辻洋一郎, 山本順一 (2014) 「大学初年次におけるリテラシー教育を下支えする要因に関する一考察」『桃山学院大学総合研究所紀要』39, No. 2, 51-84.
- 浦上昌則 (1996a) 「女子短大生の職業選択過程についての研究—進路選択に対する自己効力, 就職活動, 自己概念の関連から—」『教育心理学研究』44, No. 2, 195-203.
- 浦上昌則 (1996b) 「就職活動を通しての自己成長—女子短大生の場合—」『教育心理学研究』44, No. 4, 400-409.
- 海老原嗣生 (2015) 『なぜ7割のエントリーシートは, 読まずに捨てられるのか?: 人気企業の「手口」を知れば, 就活の悩みは9割なくなる』東洋経済新報社.
- 大森真穂 (2020) 「大学生の就職活動における学びと成長のプロセスの検討: 履歴書作成の事例に着目して」『キリスト教教育研究』37, 1-24.
- 岡本浩一 (2002) 『上達の法則 効率のよい努力を科学する』PHP研究所.
- 岡本浩一 (2006) 『「上達の型」を身につける: 能力アップの実践心理学』ライオン社.

- 落合博満 (2011) 『采配』ダイヤモンド社.
- 掛川暉夫 (2001) 「術者の心構え 心技体のバランスを保ち向上させることがよい結果をもたらす」『外科』63 (1), 73-74.
- 「月刊秘伝」編集部編 (2023) 『“型”の深意：戦わずに強くなれる武道の深い秘密』BAPジャパン.
- 甲野善紀, 方条遼雨 (2020) 『上達論』PHP研究所.
- 小島弥生 (2024) 「就職活動が大学生の価値観に及ぼす影響 (1) —大学3年生を対象とした探索的検討—」『北陸大学紀要』56, 121-132.
- 児玉光雄 (2011) 『上達の技術 一直線にうまくなるための極意』ソフトバンククリエイティブ.
- 小林茂昭 (2004) 「脳神経外科医の心技体 (脳神経外科医の心技体)」『Japanese Journal of Neurosurgery』13 (4), 275-279.
- 坂本直文 (2019) 『最小の努力で「トップ内定」し「仕事力」も高める 就活テクニック大全』東洋経済新報社.
- 就活塾キャリアアカデミー (2024) 『「納得の内定」をめざす 就職活動1冊目の教科書』KADOKAWA.
- 静哲人 (2019) 『「英語授業の心・技・体」のミスリーディングな要約引用に係る諸考察』『大東文化大学紀要』人文科学 57, 43-61.
- 杉内俊哉 (2013) 『コントロールする力 心と技の精度アップバイブル』廣済堂出版.
- 杉村和美 (2001) 「関係性の観点から見た女子青年のアイデンティティ探求—2年間の変化とその要因—」『発達心理学研究』12, No. 2, 87-98.
- 高野道 (1993) 「コーチングを考える：現役選手の立場から」『日本体育学会大会号』44 B (0), 523-531.
- 高橋南海子 (2018) 「大学生の就職活動に関する実証的研究の動向と課題」『明星大学 明星教育センター研究紀要』8, 1-15.
- 竹内健登 (2024) 『就活の教科書 これさえあれば。2026年度版』TAC出版.
- 武野光 (2013) 『就活あるある：内定する人しない人』主婦と生活社.
- ただの元人事 (樋熊晃規) (2023) 『人事がこっそり教えるヤバイ内定術』フォレスト出版.
- 立浪和義 (2017) 『野球センスの極意 走攻守・バッテリー能力&マルチなセンスの磨き方』廣済堂出版.
- 田中研之輔 (2017) 『先生は教えてくれない大学のトリセツ』筑摩書房.
- 為末大 (2023) 『熟達論：人はいつまでも学び、成長できる』新潮社.

- 辻洋一郎, 藤間真 (2019) 「短期間に学生の自尊感情を向上させる就職活動トレーニング」『桃山学院大学経済経営論集』61, No. 2, 81-116.
- 辻洋一郎 (2020) 「就職活動支援講座における構想と構造：設計のバイタルポイント」『桃山学院大学経済経営論集』61, No. 3, 229-69.
- 辻洋一郎, 巖圭介, 木村佳弘, 藤間真, 西崎勝彦, 吉弘憲介 (2020) 「社会人力養成を目的とした就職活動トレーニング：その内容と実践報告」『桃山学院大学総合研究所紀要』45, No. 3, 57-97.
- 辻洋一郎 (2022) 「遠隔授業の問題点と限界：就職活動支援講座における実践報告」『桃山学院大学総合研究所紀要』47, No. 3, 105-138.
- 辻洋一郎 (2023) 「自己直視が自尊感情を向上させる：遠隔・対面授業の比較から」『桃山学院大学経済経営論集』64, No. 4, 209-239.
- 辻洋一郎 (2025a) 「就職活動で学生が遭遇するパラドックスについて：対応能力の観点から」『桃山学院大学経済経営論集』66, No. 4, 47-75.
- 辻洋一郎 (2025b) 「就職活動で学生が遭遇するパラドックスについて：マインドセットの観点から」『桃山学院大学経済経営論集』66, No. 4, 77-107.
- 辻洋一郎 (2026) 「就職活動で学生が遭遇するパラドックスについて：取り組み姿勢の観点から」『桃山学院大学経済経営論集』67, No. 3, 105-135.
- 土田恭史, 平部正樹, 田島佐登史, 川原正人 (2010) 「大学生の職業決定と自我発達との関連—心理学的な就職活動支援のための基礎研究—」『目白大学心理学研究』6, 13-24.
- 角田英之, 河岡将行, 手塚茜 (2019) 「株式会社 三菱ケミカルホールディングス取締役会長 小林喜光氏 インタビュー社会課題に取り組む産業界の科学技術イノベーションの潮流と新しい時代を担う基礎研究・人材育成について—心・技・体を鍛える, 本当の企業経営と国家価値のとらえ方」『STI Horizon』5 (2) 所収, 文部科学省 科学技術・学術政策研究所 (<https://www.nistep.go.jp/activities/sti-horizon%E8%AA%8C/vol-05no-02/stih00172> 2025/10/10 閲覧).
- デイメンテ, ボイエ・L (1991) 『型・日本の秘密兵器：日本の未来を左右する強みと弱み』エイチ・ピー・ジェイ.
- 外山美樹 (2020) 『実力発揮メソッド パフォーマンスの心理学』講談社.
- 内定塾 (2024) 『2026年度版 就活をひとつひとつわかりやすく。』Gakken.
- 橋本之克 (2022) 『なんで? を解き明かす行動経済学が導く【納得就活】～就活を成功させるための心理テクニック』宣伝会議.
- 原田康久 (2010) 『原田デスクのすべらない就活[2012年度版]：勝てるエントリー

- シート負けない面接テクニック』中央公論新社.
- 林晃佑 (2021) 『「正しい努力」で結果を出す 図解 戦略就活メソッド』日本実業出版社.
- 藤里紘子, 小玉正博 (2011) 「首尾一貫感覚が就職活動に伴うストレスおよび成長感に及ぼす影響」『教育心理学研究』59, No. 3, 295-305.
- 増淵裕子 (2019) 「大学生における就職活動を通しての自己成長に関する研究の動向」『学苑』940, 55-61.
- 光城悠人 (2017) 『内定力』すばる舎.
- 村瀬玲子 (2017) 「就職活動中の女子大学生におけるアイデンティティが、抑うつや自己成長感に与える影響—3波のパネル調査による検討—」『聖心女子大学大学院論集』39, No. 1, 102-79.
- 森田昇 (2024) 『生涯収入を最大化する「就活の技法」』日本能率協会.
- 練習場から見える社会 (2025) 「成功する人が知っている「心・技・体」の正しい順番とは？」
https://note.com/kizuki_way/n/n8f995f3ae578, 2025/10/10 閲覧)
- 二子山勝治 (1971) 「心技体：心技体を裏づけるもの」日本文芸社.
- 守友貞雄 (1997) 「モノづくりのための知情意と心技体」『精密工学会誌』63 (2), 158-161.
- 柳原光 (2018) 「ジョハリの窓：対人関係における気づきの図解式モデル」. 『津村俊充・山口真人編, 人間関係トレーニング 第2版：私を育てる教育への人間学的アプローチ』.
- 山下泰裕・原田義昭 (1982) 「柔道世界一山下五段の心技体」『通産ジャーナル』通商産業大臣官房報道室 編 15 (5), 86-92.
- ユースフル (2022) 『トップ就活 最強の教科書 超人気企業・人事部出身者が教える240の内定法則』小学館.

(つじ・よういちろう／経済学部教授／2025年11月3日受理)

Several Ability Factors from Structural Analysis of Improvement of University Students Faced on their Job-Hunting

TSUJI Youichirou

The author has analyzed participant observation of University students' behavior which they struggle to get their desirable job, and revealed improvement factors on their Job-hunting for students in the viewpoint of three aspects respectively (Tsuji, 2025a; 2025b 2025c). This paper discusses their improvement factors comprehensively and systematize them. It presents necessary Superordinate concept which located above improvement factors. In discussion, the author provides several suggestions which concerning on change of perspective, etc.

新型コロナウイルス感染拡大と 外食企業の対応

—— 外食企業K社の対応を中心に ——

孔 令 君
大 島 一 二

1. 本稿の課題

周知のように、新型コロナウイルスの感染拡大から数年が経過し、日本の観光産業および外食産業は、現在回復期を迎えている。2023年以降、入国制限の緩和とともに訪日外国人客数は急速に回復し、主要都市や観光地ではインバウンド需要の再拡大が進んでいる。しかしその一方で、消費者の価値観や行動様式は新型コロナウイルスの感染拡大を経て大きく変化しており、外食業界では人手不足、物価上昇、メニュー多言語化やキャッシュレス化への対応など、新たな課題が顕在化している。これらの課題は、単なる新型コロナウイルスの感染拡大前への回帰ではなく、産業構造そのものの再構成が求められる局面であるといえ、依然として憂慮される事態と考えられる。

このような状況を踏まえ、インバウンド客の回復と影響に関する研究が活発化している。佐藤（2022）¹⁾は、新型コロナウイルスの感染拡大後における訪日外国人旅行者の国籍構成と旅行目的の変化を分析し、東南アジア諸国が

1) 佐藤裕一（2022）「コロナ後の訪日外国人旅行市場の動向分析」『観光学研究』第45巻第2号，pp. 35-49。

キーワード：新型コロナウイルスの拡大，外食産業，外食企業K社

らの来訪者比率の上昇を指摘している。山田 (2023)²⁾は、関西圏の商業施設を対象に、空港近接型モールがインバウンド回復の中心的役割を果たしていることを明らかにした。また、田中 (2024)³⁾は、外食産業における多文化対応の必要性を論じ、メニュー表記や宗教的配慮、人材教育の重要性を示している。

これらの研究はいずれも、マクロ的な市場動向や産業構造の変化を明らかにしたものであるが、個別企業レベルで顧客層の国籍構成の変化と売上・客単価の関係を実証的に分析した研究は限られている。

孔・大島 (2024)⁴⁾は、大阪府Sモール全体を対象とした事例研究において、新型コロナウイルスの感染拡大による経営的影響を検証し、飲食店舗が最も深刻な打撃を受けたことを報告している。また、孔・大島 (2025)⁵⁾では、インバウンド観光客を対象としたアンケート調査により、訪問者属性の多様化と観光消費の回復傾向を明らかにした。

そこで本稿では、これらの研究を踏まえ、Sモール内に出店する外食企業K社を事例として、新型コロナウイルスの感染拡大前後における、インバウンド客の国籍構成の変化、売上・客数・客単価の推移などを照合し、新型コロナウイルス感染拡大後の回復過程と課題を明らかにすることである。さらに、全国統計 (JNTO等による) との比較を通じて、商業施設単位でのイン

2) 山田真理 (2023) 「関西圏における商業施設のインバウンド需要回復—空港近接型モールの役割—」『地域経済研究』第18巻第1号, pp. 21-37。

3) 田中聡 (2024) 「ポストコロナ期の外食産業における多文化対応戦略」『サービス産業ジャーナル』第12巻第3号, pp. 58-72。

4) 孔令君・大島 (2024) 「新型コロナウイルス感染拡大の日本の商業施設への影響—インバウンド客への影響を中心に—」『桃山学院大学経済経営論集』第66巻第3号

5) 孔令君・大島 (2025) 「新型コロナウイルスの感染拡大のインバウンド客への影響と対応—大阪府Sモールにおけるインバウンド客アンケート調査を事例として—」『桃山学院大学経済経営論集』第67巻第2号

バウンド回復構造を明らかにし、今後の外食産業における持続的発展の方向性を探るものである。

なお、本稿の作成にあたって、K社において2024年10月から2025年3月まで訪日外国人の国籍実態調査を実施した。

2. 外食産業の現状

2.1. 全国のインバウンド客の現状

2023年以降、日本のインバウンド市場は急速に回復している。日本政府観光局の統計⁶⁾によれば、2024年には訪日外国人旅行者数は約3,687万人に達し、すでに新型コロナウイルスの感染拡大前の2019年の水準（約3,188万人）を上回って過去最高を記録した。国籍別に見ると、中国・韓国・台湾・香港など東アジア圏からの旅行者が依然として多数を占める一方、タイ、マレーシア、インドネシアなどの東南アジア地域や欧米諸国や中東など複数市場からの来訪者も増加傾向にあり、訪日客の国籍構成は多様化している⁷⁾。こうした動向は、2025年の大阪・関西万博等の影響もあり、関西圏では特に外国人観光客の回復スピードが顕著である⁸⁾。

2.2. 外食産業の市場動向と課題

こうした観光需要の回復は、外食産業にとって大きな追い風となっている。日本フードサービス協会の「外食産業市場動向調査」によると、2023年の外食全体の売上は前年比約114.1%と高い伸びを示し、ファミリーレス

6) 日本政府観光局（JNTO）「年別 訪日外客数、出国日本人数の推移」（https://www.jnto.go.jp/statistics/data/_files/20250820_1615-8.pdf）[2025年8月15日閲覧]

7) 日本政府観光局（JNTO）「国籍/月別 訪日外客数（2003年～2025年）（PDF）」（https://www.jnto.go.jp/statistics/data/_files/20251015_1615-4.pdf）[2025年8月15日閲覧]

8) 近畿運輸局観光部「関西の観光統計について～2024年7月分～」（https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/000335357.pdf?utm_source=chatgpt.com）[2025年8月16日閲覧]

トランやカフェなど観光地周辺の業態において客数が回復し、客単価も上昇傾向にある⁹⁾。2024年以降のインバウンド需要の拡大が「ディナーレストラン」などを中心に外食売上を押し上げる要因となっている。しかし、原材料価格の高騰により一部企業では値上げを余儀なくされ、利益率も低下するなど、経営上の課題は依然として残されている¹⁰⁾。

さらに、外食産業の現場ではこうした問題に加えて、依然として多くの課題が残されている。まず、人手不足の深刻化が挙げられる。厚生労働省の調査¹¹⁾によると、この現象は宿泊・飲食サービス業において顕著であり、安定的な人材確保が難しい状況が続いている。また、前述のように、原材料価格やエネルギーコストの上昇により、企業収益の圧迫も顕著である¹²⁾。さらに、外国人観光客の増加に伴い、メニューの多言語化やキャッシュレス決済、宗教・文化的配慮（ハラール・ベジタリアン対応等）といった対応も急務となっている¹³⁾。

このように、外食産業は回復期に入りつつも、新型コロナウイルスの感染拡大前とは異なる需要構造への再適応を迫られている。つまり、多様化する顧客層と変化する消費行動にいかに対応するかが、今後の外食産業の持続的

9) 日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査（年間レポート）2023年」
(<https://www.jfnet.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/09/nenkandata-2023.pdf>)
[2025年8月16日閲覧]

10) 日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査（年間レポート）2024年」
(<https://www.jfnet.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/09/nenkandata-2024.pdf>)
[2025年8月20日閲覧]

11) 厚生労働省「令和6年版 労働経済の分析 ―人手不足への対応―」(https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/24/dl/24-1.pdf?utm_source=chatgpt.com)
[2025年8月20日閲覧]

12) 帝国データバンク「「主要外食100社」価格改定動向調査」(https://www.tdb.co.jp/report/industry/kpg_22_avtuj_3/?utm_source=chatgpt.com) [2025年9月2日閲覧]

13) 日本政策金融公庫「インバウンド対応に関するアンケート調査（2024年4～6月期）」(https://ab.jcci.or.jp/article/104857/?utm_source=chatgpt.com) [2025年9月2日閲覧]

成長に向けた重要な課題である。

3. K社の概要と調査方法

3.1. K社の概要

K社は、関西国際空港に隣接する臨空エリアの大型複合商業施設Sモール内に outlets する外食企業である。同社は全国的に店舗を展開しており、Sモール店はそのなかでもインバウンド客の比率が特に高い店舗として位置付けられている。店舗形態はフードコート内の和食業態で、丼物、定食、麺類など、短時間で提供可能なメニューを中心に構成されている。海鮮や天ぷらなど、日本食文化を代表する料理を手軽に味わえる点が特徴であり、訪日外国人観光客が出発前や到着直後に利用しやすい環境が整っている。

孔令君・大島一二（2024）では、新型コロナウイルス感染拡大によるSモール全体および傘下店舗への経営的影響を明らかにし、飲食店舗が最も深刻な打撃を受けた一方で、感染収束期にはインバウンド需要の回復に伴い業績が急速に改善したことを報告した。また、孔令君・大島一二（2025）では、インバウンド観光客を対象としたアンケート調査を通じて、訪問者の年齢層や出身地域の多様化など、観光客構成の変化を明らかにした。これらを踏まえ、本稿では、商業施設のなかでもインバウンド依存度の高いK社店舗を対象に、新たに訪日外国人の国籍別来店状況に関する調査を実施し、2024年10月から2025年3月までの期間に得られたデータを分析する。これにより、新型コロナウイルスの感染拡大後の回復期における国籍構成の変化と売上・客数・客単価の推移との関連を明らかにし、Sモール全体におけるインバウンド需要の変容をより具体的に検証することを目的としている。

3.2. 調査方法

本稿は、新型コロナウイルスの感染拡大後のインバウンド需要の回復期における飲食店舗の実態を明らかにすることを目的とし、Sモール内の飲食企

業K社を対象として実証的分析を行った。分析に際しては、(1) 訪日外国人来店者の国籍別構成に関する調査、(2) 売上・客数・客単価の推移データの分析の二つの方法を併用した。

3.2.1. 来店顧客の国籍調査

第一に、K社店舗におけるインバウンド客の国籍構成を把握するため、2024年10月から2025年3月までの6か月間にわたり、店舗従業員による日次記録方式の調査を実施した。調査は、来店時の使用言語、会話内容、支払方法、身に着けているアイテムなどを総合的に判断し、顧客の国・地域を推定して記録する形式で行った。調査対象期間中は、休日・平日を問わず全営業日をカバーし、偏りの少ないデータ収集に心掛けた。

3.2.2. 売上・客数・客単価データ

第二に、K社の開業時(2015年8月)から2025年9月までの売上高、来店客数、客単価に関する月次データを用いて、業績推移の時系列分析を行った。分析に際しては、①感染拡大前期(2015~2019年)、②感染拡大期(2020~2021年)、③回復初期(2022~2023年)、④回復期(2024年以降)の四期に区分し、各期における売上・客数・客単価の変動を比較検討した。

上記の二種のデータをもとに、まず国籍別構成比の推移を算出し、主要国・地域(韓国、台湾、香港、中国、東南アジア、欧米圏等)の比率変化を検討した。次に、売上・客数・客単価の推移データとの照合を行い、国籍構成の変化が店舗業績に与えた影響を多面的に分析した。また、比較対象として、日本政府観光局(JNTO)の訪日外客統計および日本フードサービス協会の「外食産業市場動向調査」に示された全国動向を参照し、K社店舗の変化が全国的トレンドとどのように異なるかを考察した。

4. K社におけるインバウンド需要の回復過程

4.1. 国籍調査の結果

第1表に示すように、2024年10月から2025年3月までの6か月間におけるK社店舗の訪日外国人来店者総数は6,364人であった。そのうち、アジア地域が全体の95.8%を占めた。中でも東アジアが76.2%と圧倒的に多く、依然として主力顧客層であることが確認された。国籍別にみると、中国(27.4%)が最も多く、台湾(26.2%)、香港(15.9%)が続き、この三地域で全体の約7割を構成している。韓国(4.4%)は比較的少ないが、2025年初頭には回復傾向を示した。

一方、東南アジア地域は全体の17.2%を占め、とくにタイ(4.7%)、フィリピン(4.8%)、マレーシア(2.3%)の増加が顕著である。これらの国々は円安による購買力上昇もあり、食事や買物を目的とした来店が増加しているとの報道もある¹⁴⁾。欧米オーストラリア地域は3.5%程度にとどまるが、アメリカ、イギリス、オーストラリアからの来店が一定数確認されている。

月別では、2024年10月から12月にかけて来店者が増加し、2025年2月には1,101人でピークを迎えた。これは春節(旧正月)を中心とした東アジアからの団体旅行需要の高まりと一致している。K社におけるインバウンド構成は、新型コロナウイルスの感染拡大前の「中国・台湾・香港」集中型から、東南アジアを含む多地域型へと移行しており、客層の多様化が進行していることが確認された。特に12月～2月は、関西国際空港の旅客数が過去最多を記録した時期と重なり¹⁵⁾、春節シーズンによる東アジア圏需要の集中が顕著である。

14) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「インバウンド需要を生産性向上に活かす」(https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/08/38041_23.pdf?utm_source=chatgpt.com) [2025年11月1日閲覧]

15) 訪日ラボ「関西エアポート、インバウンド好調で増収増益(2024年度決算)」(https://honichi.com/news/2025/06/25/kansai-airports_financialstatement_2024/?utm_source=chatgpt.com) [2025年11月1日閲覧]

第1表 K社訪日外国人来店者の国籍別構成比(2024年10月~2025年3月) (人数, %)

| | | 2024年10月 | 2024年11月 | 2024年12月 | 2025年1月 | 2025年2月 | 2025年3月 | 総計 |
|----------|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 総数 | | 839 | 920 | 1416 | 1011 | 1101 | 1078 | 6364 |
| アジア計 | | 770(91.8) | 865(94.0) | 1364(96.3) | 986(97.5) | 1073(97.5) | 1041(96.6) | 6099(95.8) |
| 東アジア | 中国 | 176(21.0) | 227(24.7) | 325(23.0) | 320(31.7) | 361(32.8) | 335(31.1) | 1744(27.4) |
| | 香港 | 107(12.8) | 153(16.6) | 303(21.4) | 167(16.5) | 148(13.4) | 140(13.0) | 1018(16.0) |
| | 台湾 | 203(24.2) | 181(19.7) | 269(19.0) | 306(30.3) | 365(33.2) | 341(31.6) | 1665(26.2) |
| | マカオ | 0(0.0) | 4(0.4) | 3(0.2) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 7(0.1) |
| | 韓国 | 42(5.0) | 47(5.1) | 71(5.0) | 42(4.2) | 43(3.9) | 33(3.1) | 278(4.4) |
| | モンゴル | 0(0.0) | 0(0.0) | 1(0.1) | 0(0.0) | 1(0.1) | 0(0.0) | 2(0.0) |
| 南アジア | Bangladesh | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 1(0.1) | 0(0.0) | 0(0.0) | 1(0.0) |
| | スリランカ | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 1(0.1) | 1(0.0) |
| 東南アジア | タイ | 115(13.7) | 93(10.1) | 107(7.6) | 77(7.6) | 60(5.4) | 77(7.1) | 529(8.3) |
| | シンガポール | 36(4.3) | 58(6.3) | 131(9.3) | 31(3.1) | 15(1.4) | 29(2.7) | 300(4.7) |
| | マレーシア | 19(2.3) | 37(4.0) | 35(2.5) | 20(2.0) | 24(2.2) | 10(0.9) | 145(2.3) |
| | ラオス | 0(0.0) | 0(0.0) | 1(0.1) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 1(0.0) |
| | ミャンマー | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 2(0.2) | 2(0.0) |
| | ベトナム | 1(0.1) | 6(0.7) | 9(0.6) | 3(0.3) | 2(0.2) | 2(0.2) | 23(0.4) |
| | インドネシア | 6(0.7) | 12(1.3) | 19(1.3) | 9(0.9) | 9(0.8) | 11(1.0) | 66(1.0) |
| フィリピン | 55(6.6) | 46(5.0) | 88(6.2) | 10(1.0) | 45(4.1) | 60(5.6) | 304(4.8) | |
| 西アジア | トルコ | 1(0.1) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 1(0.0) |
| | サウジアラビア | 0(0.0) | 1(0.1) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 1(0.0) |
| その他 | | 9(1.1) | 0(0.0) | 2(0.1) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 11(0.2) |
| ヨーロッパ計 | | 13(1.5) | 18(2.0) | 3(0.2) | 4(0.4) | 9(0.8) | 13(1.2) | 60(0.9) |
| イギリス | | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 3(0.3) | 0(0.0) | 1(0.1) | 4(0.1) |
| フランス | | 1(0.1) | 6(0.7) | 0(0.0) | 0(0.0) | 1(0.1) | 1(0.1) | 9(0.1) |
| イタリア | | 2(0.2) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 2(0.0) |
| ドイツ | | 3(0.4) | 2(0.2) | 0(0.0) | 1(0.1) | 0(0.0) | 2(0.2) | 8(0.1) |
| その他 | | 4(0.5) | 3(0.3) | 2(0.1) | 0(0.0) | 5(0.5) | 7(0.6) | 21(0.3) |
| アフリカ計 | | 1(0.1) | 0(0.0) | 1(0.1) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 2(0.0) |
| アメリカ計 | | 26(3.1) | 20(2.2) | 19(1.3) | 11(1.1) | 8(0.7) | 14(1.3) | 97(1.5) |
| 北アメリカ | 米国 | 20(2.4) | 15(1.6) | 9(0.6) | 7(0.7) | 5(0.5) | 11(1.0) | 67(1.1) |
| | メキシコ | 0(0.0) | 0(0.0) | 1(0.1) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 1(0.0) |
| | カナダ | 4(0.5) | 5(0.5) | 5(0.4) | 2(0.2) | 3(0.3) | 1(0.1) | 20(0.3) |
| オセアニア計 | | 29(3.5) | 17(1.8) | 29(2.0) | 10(1.0) | 11(1.0) | 10(0.9) | 106(1.7) |
| オーストラリア | | 29(3.5) | 16(1.7) | 28(2.0) | 10(0.9) | 10(0.9) | 7(0.6) | 100(1.6) |
| ニュージーランド | | 0(0.0) | 1(0.1) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 3(0.3) | 4(0.1) |

資料: K社から提供された情報を基に筆者作成。

注: 太字は各項目の上位5か国を示す。

以上の結果から、K社店舗におけるインバウンド構造は、2024年以降の調査時点では東アジアを中心としつつも、東南アジアを含む広域多地域型へと変化していることが明らかになった。

新型コロナウイルスの感染拡大前にK社単体での国籍別データは存在しないが、同モール全体に関する先行研究（孔・大島 2024）では、中国・台湾・香港の3地域が来場客の多数を占めていたことが報告されている。

したがって、本調査で確認された東南アジア地域の構成比上昇は、モール全体の構造変化が個別店舗レベルにも波及している可能性を示唆するものである。

4.2. 全国平均との比較およびK社の特徴

次に、K社で得られた結果を日本政府観光局（JNTO）¹⁶⁾が掲載した訪日外国人国籍別構成比を基に整理した全国データ（第2表）と比較する。全国の訪日外国人数は約2,052万人であり、そのうちアジア地域が全体の約81%を占めている。国別構成では、韓国（23.7%）が最も多く、中国（20.0%）、台湾（15.0%）、香港（6.6%）の順で続き、これら東アジア4地域で全体の約65.3%を構成している。

第2表 全国の訪日外国人来店者の国籍別構成比(2024年10月～2025年3月) (人数, %)

| | 2024年10月 | 2024年11月 | 2024年12月 | 2025年1月 | 2025年2月 | 2025年3月 | 総計 |
|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 総数 | 3,312,193 | 3,187,175 | 3,489,888 | 3,781,629 | 3,258,491 | 3,497,755 | 20,527,131 |
| アジア計 | 2516336(76.0) | 2558465(80.3) | 2904376(83.2) | 3261149(86.2) | 2743476(84.2) | 2652607(75.8) | 16636409(81.0) |
| 韓国 | 732167(22.1) | 749506(23.5) | 867377(24.9) | 967100(25.6) | 847358(26.0) | 691725(19.8) | 4855233(23.7) |
| 中国 | 582919(17.6) | 546339(17.1) | 604293(17.3) | 980520(25.9) | 722924(22.2) | 661817(18.9) | 4098812(20.0) |
| 台湾 | 478902(14.5) | 488362(15.3) | 491162(14.1) | 593431(15.7) | 507346(15.6) | 522886(14.9) | 3082089(15.0) |
| 香港 | 198827(6.0) | 227062(7.1) | 285553(8.2) | 243687(6.4) | 195543(6.0) | 208369(6.0) | 1359041(6.6) |
| タイ | 132188(4.0) | 118001(3.7) | 146666(4.2) | 96811(2.6) | 116797(3.6) | 148226(4.2) | 758689(3.7) |
| シンガポール | 68790(2.1) | 95830(3.0) | 136250(3.9) | 45707(1.2) | 42270(1.3) | 65297(1.9) | 454144(2.2) |
| マレーシア | 55091(1.7) | 62027(1.9) | 71629(2.1) | 75003(2.0) | 64859(2.0) | 53109(1.5) | 381718(1.9) |

16) 日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数（国・地域別）」(https://statistics.jnto.go.jp/graph/?utm_source=chatgpt.com) [2025年11月1日閲覧]

| | | | | | | | |
|----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| インドネシア | 43215(1.3) | 48841(1.5) | 74994(2.1) | 63230(1.7) | 47026(1.4) | 60599(1.7) | 337905(1.6) |
| フィリピン | 80244(2.4) | 87078(2.7) | 108515(3.1) | 72185(1.9) | 66698(2.0) | 72333(2.1) | 487053(2.4) |
| ベトナム | 50982(1.5) | 50213(1.6) | 40060(1.1) | 50415(1.3) | 73813(2.3) | 64123(1.8) | 329606(1.6) |
| インド | 21706(0.7) | 23542(0.7) | 17001(0.5) | 16189(0.4) | 12955(0.4) | 32967(0.9) | 124360(0.6) |
| 中東地域 | 20859(0.6) | 19140(0.5) | 12569(0.4) | 11873(0.3) | 10809(0.3) | 24077(0.7) | 99327(0.5) |
| イスラエル | 10365(0.3) | 6950(0.2) | 3092(0.1) | 2591(0.1) | 3626(0.1) | 10509(0.3) | 37133(0.2) |
| トルコ | 6319(0.2) | 6690(0.2) | 4402(0.1) | 6074(0.2) | 4466(0.1) | 10749(0.3) | 38700(0.2) |
| GCC6か国 | 4175(0.1) | 5500(0.2) | 5075(0.1) | 3208(0.1) | 2717(0.1) | 2819(0.1) | 23494(0.1) |
| マカオ | 7685(0.2) | 10223(0.3) | 16765(0.5) | 9548(0.3) | 8425(0.3) | 8475(0.2) | 61121(0.3) |
| モンゴル | 4533(0.1) | 4222(0.1) | 5195(0.1) | 6352(0.2) | 3518(0.1) | 5861(0.2) | 29681(0.1) |
| その他アジア | 38228(1.2) | 28079(0.9) | 26347(0.8) | 29098(0.8) | 23135(0.7) | 32743(0.9) | 177630(0.9) |
| ヨーロッパ計 | 299702(9.0) | 208816(6.6) | 140619(4.0) | 112872(3.0) | 150676(4.6) | 296297(8.5) | 1208982(5.9) |
| 英国 | 51637(1.6) | 37050(1.2) | 30319(0.9) | 26378(0.7) | 31408(1.0) | 58140(1.7) | 234932(1.1) |
| フランス | 49389(1.5) | 31126(1.0) | 20712(0.6) | 16515(0.4) | 26518(0.8) | 36478(1.0) | 180738(0.9) |
| ドイツ | 43351(1.3) | 25187(0.8) | 15781(0.5) | 12737(0.3) | 18643(0.6) | 48064(1.4) | 163763(0.8) |
| イタリア | 25063(0.8) | 20849(0.7) | 15141(0.4) | 8792(0.2) | 11057(0.3) | 25494(0.7) | 106396(0.5) |
| スペイン | 23391(0.7) | 18810(0.6) | 10503(0.3) | 7401(0.2) | 9827(0.3) | 17826(0.5) | 87758(0.4) |
| ロシア | 15701(0.5) | 13852(0.4) | 5879(0.2) | 4931(0.1) | 5668(0.2) | 18823(0.5) | 64854(0.3) |
| 北欧地域 | 18699(0.6) | 12290(0.4) | 10635(0.3) | 9184(0.2) | 12013(0.4) | 16595(0.5) | 79416(0.4) |
| スウェーデン | 6494(0.2) | 4415(0.1) | 4496(0.1) | 3474(0.1) | 4479(0.1) | 5800(0.2) | 29158(0.1) |
| デンマーク | 6230(0.2) | 3103(0.1) | 2080(0.1) | 2076(0.1) | 2873(0.1) | 4463(0.1) | 20825(0.1) |
| ノルウェー | 2677(0.1) | 1777(0.1) | 1619(0.0) | 1759(0.0) | 2245(0.1) | 3582(0.1) | 13659(0.1) |
| フィンランド | 3298(0.1) | 2995(0.1) | 2440(0.1) | 1875(0.0) | 2416(0.1) | 2750(0.1) | 15774(0.1) |
| オランダ | 12415(0.4) | 7915(0.2) | 5521(0.2) | 4466(0.1) | 5886(0.2) | 12010(0.3) | 48213(0.2) |
| スイス | 9603(0.3) | 4826(0.2) | 3757(0.1) | 3328(0.1) | 4113(0.1) | 7651(0.2) | 33278(0.2) |
| ベルギー | 6763(0.2) | 3929(0.1) | 2122(0.1) | 2012(0.1) | 2738(0.1) | 4702(0.1) | 22266(0.1) |
| ポーランド | 7931(0.2) | 5693(0.2) | 2297(0.1) | 2380(0.1) | 3752(0.1) | 9130(0.3) | 31183(0.2) |
| オーストリア | 4257(0.1) | 2774(0.1) | 1867(0.1) | 1632(0.0) | 2481(0.1) | 4508(0.1) | 17519(0.1) |
| ポルトガル | 4776(0.1) | 4123(0.1) | 3564(0.1) | 2387(0.1) | 2591(0.1) | 4842(0.1) | 22283(0.1) |
| アイルランド | 3812(0.1) | 2820(0.1) | 2187(0.1) | 2162(0.1) | 2921(0.1) | 4439(0.1) | 18341(0.1) |
| その他ヨーロッパ | 22914(0.7) | 17572(0.6) | 10334(0.3) | 8567(0.2) | 11060(0.3) | 27595(0.8) | 98042(0.5) |
| アフリカ計 | 5398(0.2) | 4964(0.2) | 4876(0.1) | 3824(0.1) | 3349(0.1) | 4881(0.1) | 27292(0.1) |
| 北アメリカ計 | 367097(11.1) | 310465(9.7) | 300548(8.6) | 235905(6.2) | 248766(7.6) | 427956(12.2) | 1890737(9.2) |
| 米国 | 278461(8.4) | 247464(7.8) | 238523(6.8) | 182556(4.8) | 191494(5.9) | 342752(9.8) | 1481250(7.2) |
| カナダ | 66524(2.0) | 47346(1.5) | 48259(1.4) | 42301(1.1) | 44497(1.4) | 68083(1.9) | 317010(1.5) |
| メキシコ | 19199(0.6) | 13532(0.4) | 12021(0.3) | 9332(0.2) | 10784(0.3) | 14612(0.4) | 79480(0.4) |
| その他北アメリカ | 2913(0.1) | 2123(0.1) | 1745(0.1) | 1716(0.0) | 1991(0.1) | 2509(0.1) | 12997(0.1) |
| 南アメリカ計 | 19874(0.6) | 13625(0.4) | 13658(0.4) | 13879(0.4) | 14122(0.4) | 20420(0.6) | 95578(0.5) |
| ブラジル | 10292(0.3) | 7669(0.2) | 9231(0.3) | 7877(0.2) | 6481(0.2) | 10833(0.3) | 52383(0.3) |
| その他南アメリカ | 9582(0.3) | 5956(0.2) | 4427(0.1) | 6002(0.2) | 7641(0.2) | 9587(0.3) | 43195(0.2) |
| オセアニア計 | 103731(3.1) | 90776(2.8) | 125768(3.6) | 153966(4.1) | 98057(0.3) | 95537(0.3) | 667835(3.3) |
| 豪州 | 90157(2.7) | 80266(2.5) | 112500(3.2) | 140185(3.7) | 88767(2.7) | 84761(2.4) | 596636(2.9) |

| | | | | | | | |
|----------|------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|------------|
| ニュージーランド | 13044(0.4) | 9963(0.3) | 12754(0.4) | 13255(0.4) | 8837(0.3) | 10139(0.3) | 67992(0.3) |
| その他オセアニア | 530(0.0) | 547(0.0) | 514(0.0) | 526(0.0) | 453(0.0) | 637(0.0) | 3207(0.0) |
| 無国籍・その他 | 55(0.0) | 64(0.0) | 43(0.0) | 34(0.0) | 45(0.0) | 57(0.0) | 298(0.0) |

資料:日本政府観光局(JNTO)が掲載した「国籍/月別 訪日外客数(2003年~2025年)(PDF)」を基に筆者作成。

注:太字は各項目の上位5か国を示す。

東南アジア地域は約16.1%を占め、タイ(3.7%)、フィリピン(2.4%)、ベトナム(1.6%)、マレーシア(1.9%)などが中心である。欧米オーストラリア地域は約6.5%にとどまり、アメリカ(4.7%)が主要国となっている。

これとK社の構成比との比較では、東アジア地域が74.1%と全国平均よりも高く、特に台湾(26.2%)と香港(16.0%)の比率が際立っている。一方で韓国は4.4%にとどまり、中国・台湾・香港の3地域で全体の約70%を占める点が特徴的である。

また、東南アジアの構成比は25.5%と全国平均(約14%)を上回っており、タイやフィリピン、マレーシアからの来店が増加していることがわかる。

一方、欧米オーストラリアからの来店者比率は3.6%と全国平均を下回っている。K社店舗は空港近接型モールに位置しており、観光地中心部の高単価レストランとは異なり、短時間・中価格帯の日本食を目的とした利用が多い。このため、長期滞在型の欧米客よりも、アジア圏を中心とする短期旅行者が主流となっていると考えられる。

以上の結果から、K社店舗の特徴は、①東アジア依存度が全国よりも高く、特に台湾・香港の比率が顕著であること、②東南アジア比率も高く、家族・団体利用が多いこと、③欧米圏の比率が低いことの3点に整理できる。すなわち、K社は「空港立地特化型・アジア特化型」のインバウンド構造を持ち、全国的傾向の中でも独自の地域的特性を示しているといえる。

4.3. K社の売上・客数・客単価の推移（開業～2025）

次に、第3表の、K社の開業（2015年8月）から2025年9月までの売上高・来店客数・客単価の推移を分析する。分析対象期間を①コロナ前期（2015～2019年）、②感染拡大期（2020～2021年）、③回復初期（2022～2023年）、④回復期（2024年以降）の四段階に区分し、各期の特徴と変化を明らかにする

第3表 年度別 売上・客数・客単価(2015～2024年度)

| | 年間売上額（円） | 前年比 | 年間客数（人） | 前年比 | 客単価（円） | 前年比 |
|--------|------------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 2015年度 | 17,204,884 | | 21,867 | | 787 | |
| 2016年度 | 29,855,730 | | 35,332 | | 845 | 107.4% |
| 2017年度 | 32,038,966 | 107.3% | 36,144 | 102.3% | 886 | 104.9% |
| 2018年度 | 33,161,980 | 103.5% | 36,954 | 102.2% | 897 | 101.2% |
| 2019年度 | 32,392,394 | 97.7% | 35,154 | 95.1% | 921 | 102.7% |
| 2020年度 | 6,889,885 | 21.3% | 8,952 | 25.5% | 770 | 83.5% |
| 2021年度 | 9,204,322 | 133.6% | 11,163 | 124.7% | 825 | 107.1% |
| 2022年度 | 17,685,201 | 192.1% | 19,493 | 174.6% | 907 | 110.0% |
| 2023年度 | 31,364,589 | 177.3% | 31,528 | 161.7% | 995 | 109.7% |
| 2024年度 | 38,915,370 | 124.1% | 33,323 | 105.7% | 1,168 | 117.4% |

資料:K社から提供された情報を基に筆者作成。

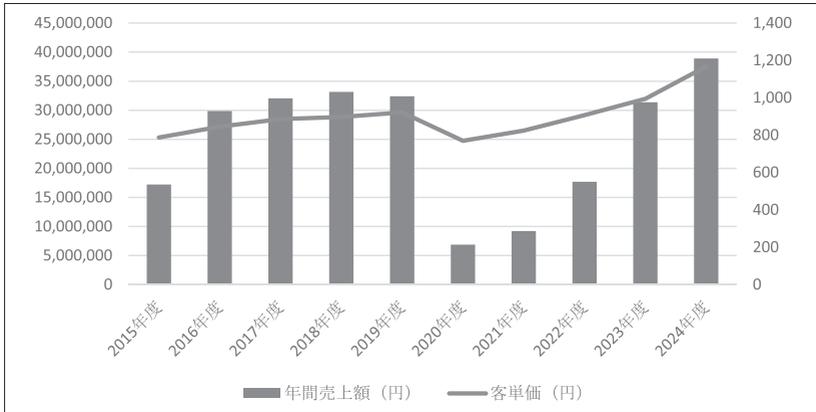
(1) 新型コロナウイルスの感染拡大前期（2015～2019年）

K社は2015年8月に開業し、当初は空港隣接型モール内の新規飲食店として徐々に顧客を獲得していった。2015～2019年のコロナ前期においては、訪日観光客数が急増し、K社の売上と客数も右肩上がりでも推移した。2019年度の年間売上は3,239万円、客単価は約900円で安定し、中国・台湾・香港からの団体旅行客が主流で、昼夜のピーク時には長蛇の列ができるほどであった。

(2) 感染拡大期（2020～2021年）

2020年以降の国際線停止により、売上は急減し、2020年度は688万円（前年比21.3%）まで落ち込んだ。時短営業・テイクアウト販売を実施したが、来店数の回復には至らず、経営は非常に厳しい局面を迎えた。

第1図 K社の年度別売上と客単価の推移

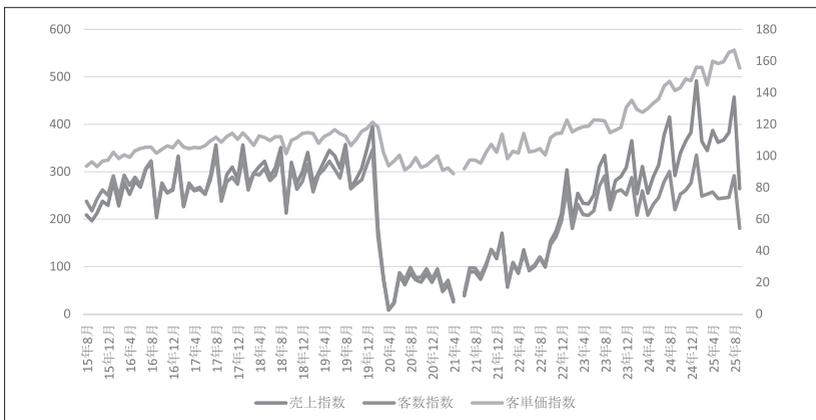


資料:K社から提供された情報を基に筆者作成。

(3) 回復初期 (2022~2023年)

水際対策の緩和とともに訪日客が戻りはじめ、売上は急回復した。2023年度は3,136万円(新型コロナウイルスの感染拡大前比約85%)に達し、客単価も995円まで上昇した。非接触型注文やキャッシュレス導入が功を奏し、効率的な販売体制が整った。

第2図 K社の月次売上・客数・客単価の推移(2020年1月~2025年9月)



資料:K社から提供された情報を基に筆者作成。

指数は2020年1月~12月の平均値を100として算出。

(4) 回復期 (2024 年以降)

訪日客の本格的回復と円安の影響により、売上は3,891万円と過去最高を記録し、客単価は1,168円に達した。特に2025年2月は春節需要と関西万博準備期が重なり、来店者数・売上ともにピークを迎えた。新型コロナウイルスの感染拡大前を超える成績を達成したことから、K社の業績回復は顕著であった。

4.4. 国籍構成の変化と売上回復の関係

国籍構成と売上推移を照らし合わせると、東南アジア圏の増加が売上回復の中心的要因となっていることが明らかである。タイやフィリピンからの旅行者は家族やグループでの来店が多く、複数品の注文・シェア利用が一般的であり、これが平均客単価の上昇を直接的に押し上げた。

一方、台湾・香港からのリピーター層は安定した来店を維持し、季節変動を緩和する役割を果たしている。中国本土からの団体客は一時回復が遅れたものの、2025年初頭から増加傾向にあり、再び重要な顧客層となりつつある。

欧米オーストラリアの顧客は全体比率より低いですが、円安の恩恵を受けて高価格メニューを選ぶ傾向が強く、利益率向上に寄与している。したがって、売上の回復は単なる来店者数の増加によるものではなく、国籍構成の多様化と消費行動の質的变化が同時に進行した結果であるといえる。

さらに、関西国際空港を利用する観光客が過去最多を記録した時期は、K社の売上ピークと時期的に一致しており、地域の観光回復が店舗業績へ直接波及したことを裏付けている。

このように、K社の事例は、①東南アジア層、欧米オーストラリア層の拡

大による客単価上昇, ②リピーター層による安定的需要, ③円安による高価格メニュー選択, という三要素が組み合わさって業績を押し上げた構造を示している。国籍構成の多様化は, 外食産業の成長基盤が変質しつつあることを示す重要な兆候といえる。

5. K社が直面する課題と今後の方向性

分析結果から明らかになったように, K社はインバウンド需要の回復とともに売上を大きく伸ばし, 新型コロナウイルスの感染拡大前を上回る業績を達成している。しかし, その背景には, 国籍構成の多様化や消費行動の変化といった新たな環境変化が存在し, これに適応するための課題が浮き彫りとなっている。以下では, ヒアリング調査結果から, K社が直面する主要な課題と今後の方向性を整理する。

第一に, 多様化する顧客層への対応である。訪日客の国籍構成は, 新型コロナウイルスの感染拡大前の東アジア中心型から東南アジアや欧米オーストラリアを含む多地域型へと変化した。K社では, メニュー表記の多言語化や宗教・食文化への配慮(ハラール・ベジタリアン対応など)が今後の課題である。とくに, 東南アジアからの家族・グループ旅行者が増加しており, メニュー内容・価格帯・座席構成を見直す必要がある。多言語対応の充実と文化的理解の深化が, リピーター獲得と満足度向上につながると考えられる。

第二に, デジタル化と非接触型サービス体制の強化である。感染症流行以降, 外国人観光客の間でモバイルオーダーやキャッシュレス決済の利用が一般化しており, K社でも既にQRコード注文を導入している。しかし, Alipay, WeChat Payなど, 国別決済手段への対応はまだ限定的であり, 今後の拡張が求められる。また, 注文履歴や決済データを活用した国籍別消費傾向の分析により, メニュー戦略を科学的に最適化できる可能性も高い。

第三に, 人手不足と人材育成の問題である。外食産業全体で人材確保が困

難な中、K社でもパート・アルバイトの採用が難航している。今後は、外国人留学生の積極採用や、異文化理解・語学教育を含む社内研修の整備が重要となる。多国籍顧客への適切な接客スキルを持つ人材の育成は、顧客満足度を高めるだけでなく、再来店率の向上にも寄与する。

このように、K社が今後取り組むべき方向性は、「多文化対応」、「デジタル活用」、「人材強化」の三点に集約される。インバウンド市場の再拡大が続く中で、これらの施策を戦略的に実施することが、持続的成長と地域商業の競争力維持に不可欠である。K社の取り組みは、Sモール全体のインバウンド対応モデルとしても波及効果をもたらすと考えられる。

6. まとめにかえて

本稿では、大阪府Sモール内に出店する外食企業K社を対象に、新型コロナウイルス感染拡大後の回復過程を、国籍構成と業績データの両面から分析した。結果として、新型コロナウイルスの感染拡大前に中国・台湾・香港中心であった来店客構成が、新型コロナウイルスの感染拡大後には東南アジア・欧米オーストラリアを含む多地域型へと変化しており、顧客層の多様化が進行していることが明らかとなった。

また、売上の回復は単なる来店客数の増加によるものではなく、客単価の上昇や消費行動の質的变化に支えられていた。特に、東南アジア圏の家族・団体客による複数注文、高価格メニューの選択傾向が顕著であり、店舗の収益構造そのものが変化していることが示唆された。さらに、関西国際空港の旅客回復とK社の売上ピーク時期がほぼ一致しており、地域観光と店舗業績の密接な関係も確認できた。

一方で、国籍の多様化に伴い、多言語表記・宗教配慮・人材不足などの新たな課題が生じており、これらへの対応が今後の持続的成長の鍵を握る。特

に、メニューや接客の多文化対応と、キャッシュレス決済・デジタル分析の強化は、回復期の店舗経営において不可欠な要素となる。

総じて、K社の事例は、外食産業における「量的回復の段階」から「多様化・質的成長段階」への移行を象徴している。本稿の成果は、商業施設におけるポストコロナ期の経営戦略モデルを示すものであり、地域経済の再生および日本のインバウンド観光の持続的発展に対しても一定の示唆を与えるものである。

参考文献

- 佐藤裕一（2022）「コロナ後の訪日外国人旅行市場の動向分析」『観光学研究』第45巻第2号，pp. 35-49。
- 山田真理（2023）「関西圏における商業施設のインバウンド需要回復—空港近接型モールの役割—」『地域経済研究』第18巻第1号，pp. 21-37。
- 田中聡（2024）「ポストコロナ期の外食産業における多文化対応戦略」『サービス産業ジャーナル』第12巻第3号，pp. 58-72。
- 孔令君・大島（2024）「新型コロナウイルス感染拡大の日本の商業施設への影響—インバウンド客への影響を中心に—」『桃山学院大学経済経営論集』第66巻第3号
- 孔令君・大島（2025）「新型コロナウイルスの感染拡大のインバウンド客への影響と対応—大阪府Sモールにおけるインバウンド客アンケート調査を事例として—」『桃山学院大学経済経営論集』第67巻第2号
- 本政府観光局（JNTO）「年別 訪日外客数，出国日本人数の推移」（https://www.jnto.go.jp/statistics/data/_files/20250820_1615-8.pdf）[2025年8月15日閲覧]
- 日本政府観光局（JNTO）「国籍/月別 訪日外客数（2003年～2025年）（PDF）」（https://www.jnto.go.jp/statistics/data/_files/20251015_1615-4.pdf）[2025年8月15日閲覧]
- 近畿運輸局観光部「関西の観光統計について～2024年7月分～」（https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/000335357.pdf?utm_source=chatgpt.com）[2025年8月16日閲覧]
- 日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査（年間レポート）2023年」（<https://www.jfnet.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/09/nenkandata-2023.pdf>）

[2025年8月16日閲覧]

日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査（年間レポート）2024年」(<https://www.jfnet.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/09/nenkandata-2024.pdf.pdf>) [2025年8月20日閲覧]

厚生労働省「令和6年版 労働経済の分析 一人手不足への対応」(https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/24/dl/24-1.pdf?utm_source=chatgpt.com) [2025年8月20日閲覧]

帝国データバンク「[主要外食100社] 価格改定動向調査」(https://www.tdb.co.jp/report/industry/kpg22avtuj3/?utm_source=chatgpt.com) [2025年9月2日閲覧]

日本政策金融公庫「インバウンド対応に関するアンケート調査（2024年4～6月期）」(https://ab.jcci.or.jp/article/104857/?utm_source=chatgpt.com) [2025年9月2日閲覧]

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「インバウンド需要を生産性向上に活かせ」(https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/08/38041_23.pdf?utm_source=chatgpt.com) [2025年11月1日閲覧]

訪日ラボ「関西エアポート、インバウンド好調で増収増益（2024年度決算）」(https://honichi.com/news/2025/06/25/kansaiairports_financialstatement_2024/?utm_source=chatgpt.com) [2025年11月1日閲覧]

日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数（国・地域別）」(https://statistics.jnto.go.jp/graph/?utm_source=chatgpt.com) [2025年11月1日閲覧]

（こう・れいくん／経済学研究科博士後期課程）

（おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2025年11月10日受理）

The Spread of the Novel Coronavirus and the Response of Food Service Companies

— Focusing on the Response of Food Service Company K —

KONG Lingjun

OSHIMA Kazutsugu

This paper analyzes the recovery process of Restaurant K, a food service company operating within Osaka Prefecture's S Mall, following the spread of the novel coronavirus, examining both its customer nationality composition and performance data. The results revealed that the customer base, which had been centered on China, Taiwan, and Hong Kong before the spread of the novel coronavirus, shifted post-pandemic to a multi-regional composition including Southeast Asia, Europe, the United States, and Australia, indicating an ongoing diversification of the customer base.

Furthermore, the recovery in sales was not solely driven by an increase in customer numbers but was supported by rising average spending per customer and qualitative changes in consumption behavior. Notably, family and group customers from Southeast Asia showed a pronounced tendency toward placing multiple orders and selecting higher-priced menu items, suggesting a fundamental shift in the store's revenue structure. Additionally, the timing of K Company's sales peak closely aligned with the recovery in passenger traffic at Kansai International Airport, confirming the close relationship between regional tourism and store performance.

Conversely, the diversification of nationalities has introduced new challenges, including multilingual signage, religious considerations, and staffing shortages. Addressing these issues is key to future sustainable growth. Specifically, multicultural adaptation in menus and customer service, along with strengthening cashless payments and digital analytics,

are indispensable elements for store management during the recovery phase.

Overall, Company K's case symbolizes the shift in the food service industry from a "quantitative recovery phase" to a "diversification and qualitative growth phase." The findings of this paper present a post-COVID management strategy model for commercial facilities, offering insights for regional economic revitalization and the sustainable development of Japan's inbound tourism.

兵庫県淡路地域における 企業の農業参入と地域要因

— 北淡路と南淡路の比較による分析 —

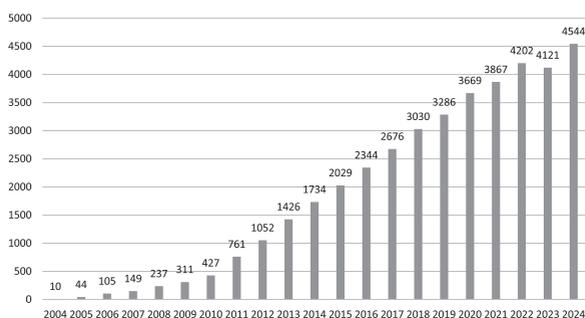
室 屋 有 宏

1. はじめに～背景と問題の所在

1.1 本稿の目的

企業の農業参入は、2009年の農地制度改正により農地賃借が一定の条件付きで自由化されたことを契機に増加基調が続いている（第1図）¹⁾。農地リース方式と呼ばれるこの制度で設立されるリース法人では、農地利用は賃借に限定され所有はできないが、企業が直接農業に参入できるメリットがあ

第1図 リース法人数の推移



資料 農林水産省データより筆者作成

1) 本稿において「企業」は農地所有適格法人以外の法人を指し、この中にNPO法人などの非営利法人も含める。2009年の農地制度改正により「農地を適切に利用しない場合は契約を解除できる」、「地域における適切な役割分担のもとで営農を行う」などの条件を満たせば、企業、個人をととも農地賃借が可能となった。

キーワード：企業の農業参入、たまねぎ、北淡路先端ファーム、淡路市、南あわじ市

る。一方、農地所有も可能な農地所有適格法人は基本的に農業者の経営発展の制度と位置づけられており、現状では企業の出資比率は原則過半数未満に制限されている²⁾。

2024年(1月1日現在)の全国のリース法人数は4,544件である。農林水産省は「2023年(令和5年)調査から集計方法を変更したことに伴い、実績を精査」した影響もあり、23年に初めて前年を下回ったものの制度改正後は増加基調が定着している(第1図)。

企業の農業参入に関する既往研究では、一般に収益化が困難とされる農業分野に対して、参入主体である企業の目的、事業戦略や経営動向に焦点を当てたものが中心であった。一方で農地制度改正後のリース法人の参入では参入業種では「農畜産業」の占める割合が近年顕著に上昇している。また参入数の多い上位3県は静岡、兵庫、埼玉県の順であり(2024年)、いずれも大都市近郊エリアに位置するとともに、参入企業が特定地域に集中する傾向もみられる。その背景には大都市近郊における企業数の多さ(特に食品関連)や市場アクセスの有利さ等の要因があるが(室屋, 2015)、なぜ各県内でも特定エリアに参入が偏るのかについて、参入地域との関係まで踏み込んだ説明が行われているとはいえない。

またリース法人の参入元の業種では農地制度改正後には食品関連、NPOなどが増加する傾向が現れたが、2018年前後からは「農畜産業」(以下「農業」)からの参入が激増する状況となっており、この傾向は先述の参入の多い地域についてもあてはまる。「農業から農業への参入」の動きと、リース法人が特定エリアに集中して増加している点は連動している可能性が考えられるが、こうした視点での研究はほとんど行われていない。

そこで本稿では①特定地域への企業参入の偏り、②農業からの参入増、な

2) 農地利用を伴う分野への一般企業の農業参入としては、リース方式以外では農地所有適格法人への出資が一般的である。出資比率は議決権ベースで50%未満だが、食品事業者等との連携の場合には特例措置がある。なお農地を使用しない非農地施設分野(養豚・養鶏、植物工場など)では、一般企業の経営がむしろ主流である。

どの近年の農業参入の変化に着目しつつ、農地リース方式による企業の農業参入の増加基調を地域要因との関連で考察することを目的とする。分析の対象地域としては、参入数が多く近年の特徴が顕著にみられる兵庫県淡路地域を取り上げる。なお本稿では企業の農業参入を連続的かつ地域的に把握できるリース法人を主たる考察の対象とする。

以下ではまず先行研究として、企業側の参入戦略と参入における地域要因がどのように扱われてきたかを代表的な研究的な研究について概観した後で、近年における参入の変化と特徴について確認しておきたい。

1.2 なぜ農業参入が増加するのか

農地利用分野における企業の農業経営においては、生産に関しては特段の強みがなく黒字化が容易でないことが指摘されており、現実に撤退事例も相当数に達する（渋谷，2011：大仲，2018：室屋，2015：吉田，2024など）。企業が利益を上げるのが困難な農業分野になぜ参入するのかについては、これまでも議論が多く重ねられてきた。この問いを包括的に取り上げた研究としては、渋谷編（2020）がある。同書では、総じて高い収益が期待できない農業への企業参入について、参入企業の業種別、規模別のバリューチェーン分析を通じ参入の「経済合理性」について23の参入事例を検討し理論化を試みている。

それによると企業の農業参入は、「本業での効用」、「非金銭的な効用」、「長期的な効用」といった異なる期待の組合せに基づくとしている。このうち「本業での効用」とは参入企業は農業経営の効用を本業に発現させることを重視しており、その効用は企業規模が大きいほど大きいこと、また「非金銭的な効用」では原料調達安定性、人材育成・確保、広告効果など金銭以外の効用の重視を意味する。「長期的な効用」は、参入企業の効用期待が長期的視点によることを示している。こうした参入の期待構造は家族経営や従来の農業法人とは異なるものであるとする。

効用構造の出現においては業種別の差異もみられる。食品製造業や清酒製

造業のような垂直統合を目指した農業参入では、本業の経営規模の影響度が大きい。小規模企業では自社の農業部門からの原料調達比率が高くなるため、農業経営の黒字化が強くと要請されるのに対し、大規模企業では本業規模に比して農業部門は小さいため地域貢献、社会貢献の要素が大きくなるとする。

また食品小売業、中食・外食はバリューチェーンの観点で、食品製造業等と似た効用構造を持つが、本業の農産物取扱量に対して自社農業部門の供給量はごく小さいため、参入はそれ自体のシンボル効果や消費者に対するPR効果を重視したものとなる。これに対して建設業では本業がバリューチェーン上にないため、農業の本業に対する効用も限定的である。このため農業での赤字を回避する経営インセンティブが強く働くが、現実には小規模企業では黒字化できず撤退が起きており、結果として本業に対し何らかの効用があり赤字を回避できた事例のみが存続している。

渋谷らの研究は、複数の効用の組み合わせ効果により、企業はたとえ収益期待が低くとも参入を選択することを業種や規模の違いを考慮し理論的に説明している。一方で分析はあくまで個別企業の参入戦略についてであり、本稿で目的とするリース法人の参入の地域性や農業からの参入増加といった要因については考察の対象としていない。

1.3 企業参入における地域性

企業の農業参入を対象とする制度としては、2003年からの構造改革特区における農地リース方式（「旧リース方式」）として始まっており、当初より地域性が存在した。当時は公共投資削減等により建設不況が深刻であり、かつ耕作放棄地が多い純農村地域で特区が設定され、企業参入を呼び込む政策として自治体（市町村）主導の性格が強かった。参入地域としては東北、山陰、北陸、東山の順に、都道府県では新潟、青森、鳥取、長野県などでの参入が多かった（大仲，2018：p. 35-38）。

特区制度は05年に特定法人貸付事業として全国展開されたが、参入は自

治体が定めた区域に限定されていた。これが09年の農地制度改革によって、農地賃借による農業参入が全国的に自由化されたことで、前述したように参入地域や参入業種が大幅に変化した。

農業参入における地域性に関する研究では、旧リース方式以来の制度の性質を反映し、参入を促進する行政対応に着目したものが中心である（掘田・新開編，2016：大仲2018：吉田，2024など）。例えば、後藤（2015）は経済地理学の立場から、大分県を対象に参入企業が増加した背景として、一村一品運動の影響による多品目の産地が形成されていたことで、多くの選択肢から地域や品目を選ぶことが可能な地域基盤があり、そのうえで県が工場誘致のノウハウを生かした「ワンストップ・サービス」により、栽培品目や参入地域の選定、農地紹介、法人設立までの一貫した誘致を併せて進めた要因を挙げている。

後藤の研究は歴史的背景を含め興味深いものではあるが、本稿が目的とする賃借が自由化された後の企業参入と地域農業の関係という視点は余り明確とはいえない³⁾。熊本県などにおいても農地制度改革後に積極的な参入誘致により参入の実績を挙げている（室屋，2015）。九州の両県とも大消費地から遠隔であり、基本的に耕作放棄地対策と担い手確保を目的にした旧リース方式以来の行政施策の性格を発展させたものといえる。

1.4 農畜産業からの参入の急増

2024年のリース法人の参入業種では、「農業・畜産業」（以下「農業」）が42.1%と最大の割合を占めている（第1表）。2014～24年の時系列で見ると、農業の増加率がこの間に際立って高く、これにより全体に占めるシェア

3) 後藤（2023）では山梨県北杜市における植物工場の集積について、①日照時間の長さ、②首都圏への近接性、③市独自の農地供給方式（地元の農業公社による農地集約と仲介）、④水稻の作業体系と両立可能な労働力の利用、⑤参入企業間ネットワーク、などを地域的要因としている。そのうえで、参入企業群が地域農業との関わりが希薄化する「脱産地化」の懸念を指摘している。この事例は非農地利用の植物工場であり、企業参入としてはやや特殊な事例といえよう。

も18.5%→42.1%へと2倍以上となっている。また同期間のリース法人の増加の56%が農業からの参入による寄与であった。参入エリアが自由化されたことで、農業から農業への参入はある意味で一番ハードルが低く、リスクも相対的に小さい条件を備えており、これが特定地域における参入集中につながった可能性があらう。リース法人では農業からの参入が最大シェアを占めているにもかかわらず、これに関する研究はその実態分析を含めほぼ手付かずの状態である。

第1表 リース法人の参入業種別件数と割合推移

| | 2014年 | 2015年 | 2017年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2024年 割合 (%) | 2014~ 24年 増加数 | 2014~ 24年 増加率 (%) | 2014~ 24年 寄与率 (%) |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------|---------------------|----------------------------|----------------------------|
| 農業・畜産業 | 317 | 450 | 884 | 1,017 | 1,242 | 1,536 | 1,911 | 42.1 | 1,594 | 502.8 | 56.3 |
| 食品関連産業 | 418 | 463 | 650 | 732 | 735 | 585 | 571 | 12.6 | 153 | 36.6 | 5.4 |
| 建設業 | 192 | 210 | 336 | 378 | 397 | 385 | 374 | 8.2 | 182 | 94.8 | 6.4 |
| 製造業 | 81 | 87 | 122 | 182 | 193 | 154 | 157 | 3.5 | 76 | 93.8 | 2.7 |
| 卸売・小売業 | 85 | 105 | 169 | 216 | 227 | 230 | 256 | 5.6 | 171 | 201.2 | 6.0 |
| サービス・その他 | 619 | 724 | 1,125 | 1,342 | 1,408 | 1,231 | 1,295 | 28.5 | 676 | 109.2 | 23.9 |
| 合計 | 1,712 | 2,039 | 3,286 | 3,867 | 4,202 | 4,121 | 4,544 | 100.0 | 2,832 | 165.4 | 100.0 |

資料 農林水産省データより筆者作成

(注1)各年の1月1日現在の数値。

(注2)各年の発表数値を基にしているため、第1図の参入総数とは異なる部分がある。

他方でバリューチェーンの関連性から、農業参入のメリットを取り易いとされる食品関連のシェアは農地制度改正後に上昇し14年には24.2%と業種トップであったものが、23年には12.6%とほぼ半減しており、かつ参入の実数においても近年の減少が目立っている。前述したように23年のリース法人数は農林水産省が「実績を精査」したことにより、特に食品関連の法人数が大きく落ち込んだ点も注目され、この間にかなりの撤退、または農地所有適格法人への転換が発生したことがうかがえる。

端的には、規制緩和後のリース法人の大幅な増加は農業からの参入が牽引しているのが実態であり、地域的にもリース法人が多い前記3県においても農業が占める割合はいずれも高い。兵庫県では農業は「その他」（農業以外

に廃棄物処理、情報通信等)に分類されているが104法人で41%のシェアに達している(2023年度末)。静岡県では農業が100法人で42%(2020年末)、埼玉県でも農業が92法人で42%(2023年度末)といずれも農業の割合を高めつつ参入数が大きく増加している。

それでは農業からの参入とはどのようなものを指すのか。農林水産省は「リース法人の農業参入の動向」(2022年1月1日時点)資料で「農業・畜産業は観光農園や菌床栽培を行っていた法人、一般の企業が子会社を作り参入した法人、酪農や養鶏を行っている法人等」と説明している。これに対して、静岡県では「農業」を「林業、造園業、農産物の加工販売、農業コンサル、小売り(花屋)」、埼玉県、兵庫県は同様で「主に農畜産物の生産(キノコを含む)又は花きの栽培に特化した法人(農業生産法人(現:農地所有適格法人)要件を満たさない法人)」としており(以上、筆者聞き取りによる)、国や県による微妙な違いもみられる⁴⁾。

2. 兵庫淡路地域における企業参入と地域農業

2.1 淡路地域における企業参入の概況

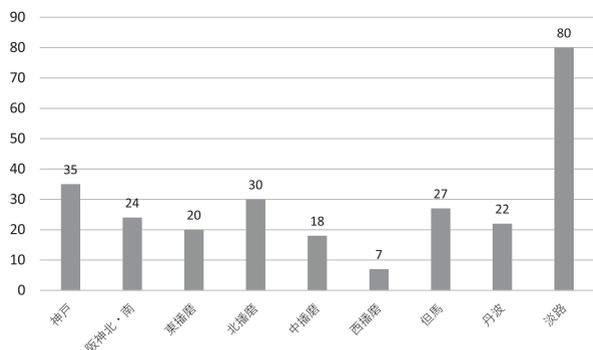
農林水産省によると2024年1月1日現在で農地リース方式による都道府県別参入数では、静岡県273件がトップで次いで兵庫県270件、埼玉県263件、山梨県210件、長野県201件の順となっている(件数はいずれも延べ)。複数地域での参入による重複を除いている兵庫県の統計では、リース法人数は23年度末で256件である。撤退や農地所有適格法人への変更により、前年度の262法人から若干減少している。

23年度のリース法人について県民局ベースでみると(第2図)、淡路地域の法人数が80件で県全体の31%と突出した割合となっている。淡路地域は

4) 農林水産省の分類では「農業」に「企業の農業子会社」が入っているが、上記3県では該当がない。企業が農業子会社を設立する場合、親会社の業種で分類するのが妥当と考えられるが、こうしたカテゴリーとは異なる農業子会社があるのかは不明である。「農業」に分類される件数が4割に達する中で、その内訳などについてより明確な説明や開示が期待される。

同県内でも農業が盛んな地域ではあるが、総耕地面積が県全体に占める割合は13%ほどであり、この点からもリース法人の集中度合は非常に高いといえる。

第2図 兵庫県における地域別リース法人数(2023年度末時点)



資料:兵庫県農林水産部農業経営課調べ

注1)現在営農中の法人,地域区分は兵庫県県民局ベース

注2)6法人が複数市町で参入

第2表 兵庫県のリース法人の業種構成
(2023年度末時点)

| | 県全体 | 淡路市 | 洲本市 | 南あわじ市 |
|------|-----|-----|-----|-------|
| 食品 | 44 | 5 | × | 15 |
| 福祉 | 27 | 0 | × | × |
| 建設 | 19 | 5 | 0 | × |
| サービス | 17 | 3 | 0 | 0 |
| 製造 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| 造園 | 5 | × | 0 | 0 |
| J A | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 小売 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 不動産 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 運輸 | × | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 113 | 16 | 9 | 20 |
| 合計 | 256 | 30 | 12 | 38 |

資料:兵庫県農林水産部農業経営課調べ

注1)「その他」は「農業,廃棄物処理,情報通信等」,

「サービス業」は「コンサル,人材派遣等」

注2)参入法人数は重複分を除く

注3)「×」は該当数2以下であり統計値の公表なし

淡路地域3市の中では南部に位置する南あわじ市が38法人と最も多く、次いで北部の淡路市が30法人、中部の洲本市が12法人となっている(第2表)。またリース法人の平均借入面積は淡路市2.4ha、洲本市0.8ha、南あわじ1.8haであり、いずれも兵庫県全体2.2ha、国全体3.7ha(2023年1月1日時点)と比べても小さい。

兵庫県のリース法人の業種構成をみると、南あわじ市では

「食品」、淡路市では「建設」からの参入割合が県全体と比較して高くなっている。特に南あわじ市では「食品」が39%と高い。上記以外の「その他」の割合が非常に高いのも淡路地域の特徴であり、その具体的業種としては後でみるように「農業」がほとんどを占めており、実質には農業からの参入が最大といえる。

第3表 兵庫県のリース法人の参入目的
(2023年度末時点)

| | 県全体 | 淡路市 | 洲本市 | 南あわじ市 |
|--------|-----|-----|-----|-------|
| 経営の多角化 | 172 | 29 | 11 | 35 |
| 福祉 | 25 | 0 | × | × |
| 原材料の確保 | 24 | × | 0 | 0 |
| 地域貢献 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 23 | 0 | 0 | × |
| 合計 | 256 | 30 | 12 | 38 |

資料 第2表と同じ

第4表 兵庫県のリース法人の栽培作物
(2023年度末時点)

| | 県全体 | 淡路市 | 洲本市 | 南あわじ市 |
|-------|-----|-----|-----|-------|
| 野菜 | 121 | 19 | 10 | 12 |
| 水稲 | 49 | 0 | × | × |
| 果樹 | 23 | 6 | 0 | × |
| 工芸作物 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 花き | 6 | 3 | 0 | 0 |
| 飼料用作物 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 複合 | 54 | × | × | 23 |
| 合計 | 256 | 30 | 12 | 38 |

資料 第2表と同じ

一定数あるのが特徴である。南あわじ市では、「野菜」とは別に「水稲+野菜」による「複合」が最大の割合を占めている(第4表)。淡路地域の企業参入の栽培作物で「野菜」はたまねぎがほとんどであり、「複合」においても水稲の裏作であるたまねぎ生産が主目的となっているが、この点はまた後で詳しく触れることにする。

以上、淡路地域のリース法人の参入では、①「農業」、「食品」からの参入

参入目的については淡路地域ではほとんどが「経営の多角化」であり、事業目的の専一化がみられる(第3表)。南あわじ市に多い「食品」企業であっても自社の「原材料確保」を目的に挙げた法人がない点が注目される。また「地域貢献」「その他」についてもほぼ皆無であり、農業生産そのものを目的とする参入が淡路地域では圧倒的に多い。

次に栽培作物では淡路市、洲本市では「野菜」の割合が高く、淡路市ではこれに加えオリーブ、ブドウなどの果樹、地域の伝統的な作物である花きが

が中心、②目的は経営の多角化としての農業生産、③作物は「野菜」のうちたまねぎ栽培がほとんど、といった特徴的な参入モデルが確認できる。

ではこうした特徴は地域農業とどのような関係にあるのか、以下でみておきたい。

2.2 淡路地域の農業構造と概況～南北で対照的な農業構造

淡路島は北から淡路市、洲本市、南あわじ市で構成されており、人口規模は2025年時点で各市とも4万人前後と似通っている（第3図）。他方、島の南北で地形・地質条件が大きく異なっており、それぞれの農業の姿も対照的な違いがみられる。

第3図 淡路地域3市の位置



淡路島は全体としては年間を通じて温暖（年間平均で16℃前後）で雨が少なく日照時間が長く、土壌はミネラル分が多く水はけが良いなど農業生産に適した地域である。一方で山が浅く保水力に乏しいため渇水に陥りやすく、そのため農業用水の確保が島全体に古くからの課題であり、特に河川利用が難しい

北部では農業ダムの開発前は溜池や天水に依存する度合いが高かった。

地形・地質面では、北部の淡路市では六甲山系の花崗岩を母岩とする丘陵が中央を南北に走り、その山裾は海岸に迫り、平坦地が少ないため、谷地田や山間棚田を利用した農業が主である。現在の農業生産としては、肉牛や野菜の他、びわ、花きなどが栽培されているが産出額はいずれも小さい。北部はもともと明石・神戸経済圏との一体化が強かったが、1998年の明石海峡大橋の開通により対岸との人的・経済的結びつきは一層深まった。また近年

では観光地として注目度が高まっており、来島者の増加傾向が続いている。

これ対し南部の南あわじ市は、東西に諭鶴羽山^{ゆずりはさん}が走るものの、その内側に扇状地として形成された肥沃な三原平野が広がっており、水田多毛作体系による高度に集約的な農業が確立している⁵⁾。畜産は北淡路では和牛が主力であるのに対して、南淡路では酪農がたまねぎ栽培と結びつきながら発展してきた。乳用牛は1900年に導入され、稲作の稲わらと牛糞の堆肥を交換し農地に還元することで地力維持を図る耕畜連携が地域に定着している。ただし戦後に家族経営として「米+たまねぎ」に数頭の乳牛を飼養する有畜複合経営が広がったが、1980年代以降に酪農は多頭飼育と専門化が進み、家族経営の内部からは切り離された。

多くの農家にとり現在も収入の主力作物であるたまねぎは、水稲裏作として栽培されている。夏場の水稲栽培で圃場に水を張ることで病原菌が減少し有機物も早く分解され、結果的に土壌そのものが健全な状態にあり連作障害が出にくい。たまねぎは露地栽培のため作況が天候に影響され易いが、南淡路は北部に比べても気候は温暖で日照時間が長く、水はけの良い砂が混じった土壌に恵まれた適地である。高度成長期以降、稲作+たまねぎの多毛作栽培では、たまねぎ以外にはくさい、レタス、キャベツなどの新規作物が導入されている。このような南淡路における高度な地域資源循環と集約的土地利用は「南あわじにおける水稲・たまねぎ・畜産の生産循環システム」として2021年に日本農業遺産に認定されている。

淡路島の中に位置する洲本市は、歴史的、経済的に淡路島の中心的都市としての役割を果たしてきた。農業の面でも中間的な性格を有し、市西南部では三原平野につながる平坦地を利用した水田多毛作が行われているが、市北部は丘陵地であり、また市南部は大半が急峻な樹林地が占め農業利用には適していない。

5) 本稿では農業地帯区分として北淡路・南淡路の表現を用いる。行政区分として前者は淡路市、後者は南あわじ市にほぼ一致する。南北淡路の農業構造については坂本・高山編(1983)、農林水産省(2021)を参照。

第5表 淡路地域3市の主要農産物の生産比較

| 項目名 | 年 | 単位 | 淡路市 | 洲本市 | 南あわじ市 |
|-----------|------|-----|-------|-------|--------|
| 農業産出額合計 | 2021 | 千万円 | 534 | 546 | 2,107 |
| うち耕種計 | 2021 | 千万円 | 311 | 250 | 1,558 |
| うち畜産計 | 2021 | 千万円 | 224 | 295 | 549 |
| 水稻収穫量 | 2022 | t | 4,400 | 3,650 | 7,040 |
| 秋冬はくさい収穫量 | 2021 | t | 105 | 800 | 15,300 |
| 冬レタス収穫量 | 2021 | t | 180 | 473 | 16,800 |
| たまねぎ収穫量 | 2021 | t | 3,020 | 6,770 | 81,900 |

資料 農林水産省データより筆者作成

淡路地域3市の農業生産について概観したのが第5表である。淡路市と洲本市の農業産出額は似通っており、耕種と畜産が一定のバランスを保つ構成となっている点でも類似している。両部門のウェイトでは、洲本市は畜産の方が大きく、淡路市では耕種の方が大きい。耕種部門では淡路市はコメの割合が高いのに対して、洲本市で野菜の割合が高くなっている。

三原平野を擁する南あわじ市は経営耕地面積では他2市に比べ倍ほどの規模があり、たまねぎ、レタスなどの野菜を中心に、米、畜産、果樹、花きなど多様な農畜産物を産出している。同市の農業産出額は2021年で210億円

第6表 都道府県別たまねぎ収穫量
及び単収量(2023年)

| | 収穫量(トン) | 10a当たり 単収(kg) |
|-----|-----------|------------------|
| 全国 | 1,174,000 | 4,600 |
| 北海道 | 752,500 | 5,050 |
| 兵庫 | 97,800 | 5,930 |
| 佐賀 | 97,600 | 4,580 |
| 長崎 | 29,900 | 3,930 |
| 愛知 | 24,300 | 5,190 |
| 静岡 | 13,200 | 4,080 |
| 熊本 | 11,700 | 3,850 |
| 栃木 | 10,500 | 4,580 |

資料 農林水産省

「令和5年度野菜生産出荷統計」

ほどであり、兵庫県内はもとより近畿圏の市町村で最大であり、また淡路市、洲本市それぞれの産出額と比べると約4倍の規模となっている（「令和4年市町村別農業産出額（推計）」によると、南あわじ市の農業産出額は250.2億円、品目では米16.4億円、野菜175.7億円、畜産53.6億円が主な内訳である）。

南あわじ市の基幹作物といえるたまねぎは、戦前に主産地であった大阪泉

州から三原平野に導入され産地形成が進み、戦後は食の洋風化による需要拡大を受けて急速に成長した。農地の制約が強い中で、「淡路式密植法」と呼ばれるたまねぎを極度に密植する方法により、他産地と比較しても高い単収を実現している（第6表）。

兵庫県のたまねぎ生産量は佐賀県と競う形で、北海道に次ぐ順位を維持しているが、兵庫県内生産量の8割強が南あわじ市の生産である⁶⁾。同市のたまねぎは柔らかく甘みがある食味からブランド農産品と認知されており、2010年に「淡路島たまねぎ」として地域団体商標を取得している。

2.3 農家経営の状況

次に農家分類から担い手の状況についてみる（第7表）。担い手農家の中核である主業農家（定義は「農業所得が主で（農家所得の50%以上が農業所得）、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員

第7表 淡路地域3市の農家経営分類の割合

| 項目名 | 淡路市 | 洲本市 | 南あわじ市 |
|------------|-------|-------|-------|
| 総農家数（戸） | 2,278 | 1,918 | 3,462 |
| 自給的農家数（%） | 38.6 | 32.9 | 16.5 |
| 販売農家（%） | 61.4 | 67.1 | 83.5 |
| 主業農家（%） | 14.5 | 12.3 | 31.2 |
| 準主業農家（%） | 23.4 | 23.8 | 22.2 |
| 副業的農家（%） | 62.1 | 63.9 | 46.6 |
| 専業農家（%） | 34.1 | 29.7 | 34.4 |
| 第1種兼業農家（%） | 7.7 | 5.9 | 21.1 |
| 第2種兼業農家（%） | 58.2 | 64.4 | 44.5 |

資料 「2020年農林業センサス」より筆者作成
 (注)主業農家、専業農家の各割合は個人経営体ベース。

がいる農家」の割合は、南あわじ市では31.2%で他2市の倍以上と担い手の厚みを示している。これに対して副業的農家（「1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家」）の割合が淡路市、洲本市では6割を超える。専業農家（「世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家」）

6) 2021年産「作物統計調査」の市町村別データによると、兵庫県全体の収穫量100,200トンに対して、南あわじ市だけで81,900トン収穫しており、81.7%と圧倒的な割合を占めている。同年の洲本市、淡路市の収穫量はそれぞれ6,770トン、3,020トンと南あわじ市に比べると小さいが、県内では2位、3位に位置づけられる。3市合わせた淡路島のたまねぎ収穫量は県全体の収穫量で91.5%に達する。

の割合では淡路市、南あわじ市とも34%と同じ水準であるが、主業層の割合における両市の大きな差から淡路市ではいわゆる「定年帰農」が相当多いことが示唆される。

経営体別の経営耕地面積では、2020年センサスでみて淡路、洲本、南あわじ市の順に規模が大きくなる傾向がみられるものの、南あわじ市でさえ「0.5～1.0 ha」層以下が64.2%を占めており全体に規模の零細性が顕著である。「1.0～3.0 ha」層においても南あわじ市は33.7%と他2市よりは割合は高いものの、2010年の数値より約14%減少しており、統計基準の変更の影響があるにしても、地域として離農ないし農家の経営規模の縮小が進行している様子がうかがえる。

「耕作放棄地」の項目は2020年センサス以降無くなり（「遊休農地」に変更）、市町村別のデータも利用できないため、2015年センサスの耕作放棄地（土地持ち非農家を含む）のデータで確認すると、兵庫県全体で6,908 ha、このうち淡路市だけで685 haと1割近くを占めている（洲本市351 ha、南あわじ市296 ha）。経営耕地面積に対する耕作放棄地の割合では淡路市は31.4%に達しており、洲本市の18.2%、南あわじ市の8.2%と比べて著しく高い（兵庫県全体では12.1%）⁷⁾。淡路市の耕作放棄地は国営農地開発事業の要因が大きく、この点は次章で扱う。

以上、淡路地域3市の農業概況をまとめると、淡路市は農業生産における地形・農地条件等に不利な面があり、他方で阪神圏への通勤圏に統合される中で担い手の減少と耕作放棄地の拡大が相当進行している。洲本市も担い手の減少が進み、淡路市ほどではないものの耕作放棄地が中山間地を中心に拡大している。他方で、三原平野を擁する南あわじ市では希少な土地資源に対し労働投入を高める形で、たまねぎなど野菜を主軸とする農業発展を持続さ

7) 淡路地域の耕作放棄地拡大の要因として圃場整備の遅れが指摘されている。2021年3月末時点で、兵庫県の圃場整備率は79%で日本全体の73%を上回る水準であるが、淡路地区に関しては48%と依然大きく立ち遅れている。特に淡路市が35.9%と低く、洲本市は52.6%、南あわじ市は54.0%である（兵庫県淡路県民局 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/sumototochikairyo/documents/2-r7awaji-no-tochikairyo-jigyo.pdf> 2025年11月20日閲覧）

第8表 淡路地域3市の経営耕地面積別経営体数の割合
(%:2010年と2020年センサスの比較)

| 項目名 | 淡路市 | | 洲本市 | | 南あわじ市 | |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 2020 | 2010 | 2020 | 2010 | 2020 | 2010 |
| 経営体数 | 1,458 | 1,727 | 1,322 | 1,667 | 2,958 | 3,351 |
| 経営耕地なし、0.5ha未満の割合* | 33.8 | 14.2 | 24.2 | 10.7 | 19.1 | 7.5 |
| 0.5ha～1ha | 46.7 | 45.4 | 50.4 | 48.1 | 45.1 | 41.4 |
| 1.0～3.0ha | 17.3 | 30.9 | 23.3 | 34.9 | 33.7 | 47.5 |
| 3.0～10.0ha | 1.9 | 4.6 | 2.0 | 4.7 | 1.9 | 2.4 |
| 10.0ha以上 | 0.3 | 5.0 | 0.2 | 1.6 | 0.1 | 1.1 |

資料 「2010年および2020年農林業センサス」より筆者作成

(注) *2010年センサスでは「経営耕地面積なし」の項目はない。

せ近畿最大の産出規模を維持している。しかし、南あわじ市においても担い手の高齢化・減少の波は徐々に到来しており、その農業構造が労働多投入型であるだけに地域農業の将来に課題を投げかけているといえる。

3. 淡路市における企業の農業参入

3.1 行政主導の企業の農業参入支援

北淡路の農業は歴史的に零細な谷地田での水田単作が中心であり、農業用水も溜池に主に依存し常時不足がみで農業所得が低く不安定であり、高度成長期にはより高い所得を求めて阪神圏を中心に人口流出が続いた。こうした中で1968～89年の間にみかんの産地化を目指し、国営農地開発事業により北淡路の丘陵地約400ha(370haの畑地)の農地造成が行われ46の営農団地が作られた。これに伴い造成農地向けの水源として2つのダム、揚水機場、パイプラインが整備され、農業用水の供給管理を目的に北淡路土地改良区(以下「土地改良区」)が設立された。

営農団地が造成された当時は、みかんが主力作物であったが、全国的な過剰生産傾向と価格低下等により生産が減少し、その後全く栽培されなくなった。造成農地は中山間地の傾斜畑であり、道路も狭小で営農に制約があることもあり遊休農地は年々拡大した。土地改良区によると造成農地のうち100

休化した造成農地であり、地権者にとっても「先祖伝来の農地」という意識が強くなく、県外に流出した地権者が多いことなどから、大きな懸念は生じなかった。北淡路先端ファームで斡旋される農地は、遊休地のため造成の費用や時間が要し、また粘土質で排水に難があるものの、まとまった農地確保が可能なことや地域調整が容易なことがメリットである。

斡旋される造成農地は現況のものと再整備された農地の2種類があり、前者は相対での契約となるが、後者は農地条件がより劣後しているため参入企業の希望を可能な範囲で取り入れたうえで（農地整備・アクセス道路改良を負担金なしで実施等）賃借するスキームとなっている（「農地中間管理機構関連農地整備事業」）。後者のケースでは、「5ha以上のまとまった農地」、「農地中間管理機構に15年以上の貸出」、「区域内での収益性の20%以上の向上」等の条件を満たす必要があり、参入希望企業を公募し審査のうえで選定される（合田，2023）。

3.2 景観資源を活用した農業参入

淡路市での企業参入支援は基本的に国営農地開発事業の遊休農地対策であり、この点では特区制度を活用した旧リース方式や企業誘致に積極的な大分県等における行政主導の取組みと似た性格を持っている。一方で対象地域が大都市圏と近接した淡路市の特定エリアに限定されており、景観を含む観光資源としての利活用、地元ブランド農産物のたまねぎ生産など参入のメリットが明確な点が強みとなっている。淡路市での企業参入の増加は、行政支援によるプル要因と企業のビジネス期待のプッシュ要因が相乗的にはたらいた結果と理解することができる。

北淡路先端ファームでの企業参入の状況は第9表のとおりである（このうち⑨、⑩、⑳はリース法人ではなく農地所有適格法人）。参入の推移としては、2004～17年頃まではたまねぎ生産を目的とした農業関連の地元法人の参入が多かった。淡路島のブランド農産物であるたまねぎは南淡路が主産地であるが、同地域でまとまった農地賃借が難しいことから国営開発農地の遊

第9表 先端ファーム事業での企業参入の状況①(相対契約によるもの)
(2025年1月時点)

| 番号 | 営農時期 | 業種 | 所在地 | 貸付面積(ha) | 栽培作物 |
|----|------|-------------|---------|-------------|----------------------|
| 1 | 2004 | 農業系 | 既営農(島内) | 3.6 | 有機たまねぎ |
| 2 | 2008 | サービス業 | 北淡路から | 8.8 | たまねぎ、刃物類、ぶどう等 |
| 3 | 2008 | 建設業 | 北淡路から | 4.0 | たまねぎ、ねぎ |
| 4 | 2015 | サービス業 | 既営農(島外) | 2.4 | サツマイモ、アスパラガス |
| 5 | 2016 | 農業系 | 北淡路から | 4.7 | オリーブ |
| 6 | 2015 | 農業系 | 既営農(島内) | (6.6) | たまねぎ |
| 7 | 2016 | 農業系 | 既営農(島内) | 0.5 | たまねぎ |
| 8 | 2016 | 農業系 | 既営農(島内) | 1.1 | 麦 |
| 9 | 2017 | 農業系 | 既営農(島内) | 0.7 | たまねぎ、オリーブ |
| 10 | 2017 | 建設・不動産 | 既営農(島外) | 9.2 | オリーブ |
| 11 | 2017 | 農業系 | 既営農(島外) | 3.7 | サツマイモ、トマト等 |
| 12 | 2018 | 農業系 | 既営農(島内) | 5.7 | ハウス(トマト、イチゴ)、観光農園 |
| 13 | 2017 | 卸・小売業 | 既営農(島外) | 2.5 | 植木等 |
| 14 | 2018 | サービス業 | 北淡路から | 0.5 | 観賞用植物、庭木等 |
| 15 | 2018 | 農業系 | 北淡路から | 1.4 | ブドウ |
| 16 | 2019 | 農業系 | 北淡路から | 0.6 | ブルーベリー |
| 17 | 2019 | 農業系 | 北淡路から | 4.0 | 醸造用ブドウ |
| 18 | 2019 | 個人 | 北淡路から | (1.3) | 醸造用ブドウ |
| 19 | 2019 | 通関業 | 北淡路から | 7.5 | 但馬牛 |
| 20 | 2019 | 畜産系 | 既営農(島内) | 1.3 | 畜産、放牧 |
| 21 | 2019 | 畜産系 | 既営農(島内) | 4.0 | 但馬牛肥育、牧草 |
| 22 | 2020 | サービス業 | 北淡路から | 2.4 | たまねぎ、いも類、果菜等 |
| 23 | 2021 | 農業系、卸売・小売業 | 北淡路から | 0.8 | 醸造用ブドウ |
| 24 | 2021 | サービス業 | 既営農(島外) | 4.0 | オリーブ |
| 25 | 2021 | サービス業 | 北淡路から | 2.4 | たまねぎ等野菜類、ブドウ、レモン等果樹類 |
| 26 | 2021 | 福祉関係 | 北淡路から | 0.7 | サツマイモ、たまねぎ、かぼちゃ等 |
| 27 | 2022 | 農業系 | 既営農(島外) | 1.3 | 醸造用ブドウ |
| 28 | 2023 | 個人 | 北淡路から | 0.1 | レモン、ヤーコン等 |
| 29 | 2023 | 製造業 | 既営農(島外) | 0.6 | ブルーベリー、アスパラガス、いちじく等 |
| 30 | 2024 | 農業系 | 既営農(島外) | 2.3 | オリーブ |
| | | その他2社 | | 2.5 | |
| | | 計32社 | | 83.3 | |

企業参入の状況②(基盤整備を契機とした公募による参入(既参入の企業、地元は含まない))

| 番号 | 営農時期 | 業種 | 所在地 | 貸付面積(ha) | 栽培作物 |
|----|----------|---------------------------------|---------|--------------|---------------------|
| | | 北淡路地区(2021~26) 11.2 ha (施工時点) | | | |
| 31 | 2024 | サービス業 | 北淡路から | 5.5 | 醸造用ブドウ、レモン |
| 32 | 2023 | 農業系 | 既営農(島内) | 8.8 | たまねぎ |
| | | 小計2社 | | 9.7 | (他に地元農業者1.5 ha) |
| | | 北淡路2期地区(2022~27) 6.2 ha (施工時点) | | | |
| 33 | 2023 | 農業系 | 既営農(島内) | 2.1 | たまねぎ |
| 34 | 2026(予定) | サービス業 | 北淡路から | 1.2 | 野菜全般 |
| | 2024 | 農業系 | 北淡路から | 1.2 | オリーブ |
| | | 小計2社 | | 3.3 | (他に2社、地元農業者2.9 ha) |
| | | 北淡路3期地区(2023~28) 14.7 ha (設計時点) | | | |
| 35 | 2026以降 | 個人 | 北淡路から | 2.0 | 醸造用ブドウ |
| 36 | 2026以降 | 農業系 | 既営農(島内) | 1.7 | たまねぎ |
| 37 | 2026以降 | サービス業 | 北淡路から | 0.8 | 野菜全般 |
| 38 | 2026以降 | 農業系 | 既営農(島内) | 3.0 | たまねぎ |
| 39 | 2026以降 | 農業系 | 既営農(島内) | 2.7 | たまねぎ |
| | | 小計5社 | | 10.2 | (他に1社、地元農業者41.5 ha) |
| | | 計9社 | | 23.2 | |
| | | 合計41社(①+②)(重複除き33社) | | 106.5 | |

資料 「北淡路土地改良区」資料

注) 貸付面積におけるカッコ内は既参入部分を含めた面積

休地を活用して農業参入し、自社ブランドで販売する法人が多い。またここで「農業系」と分類されていても、地元建設会社等がリース法人を設立した参入も含まれる。建設会社の場合、もともと農家であるうえ①機械の活用、②作業時期の分散、③ある程度の営農技術の蓄積、など建設業のメリットの発揮が期待できる（山口，2014）。

淡路島は近年観光地としての価値が上昇しており、特に淡路市は島のゲートウェイとして「神戸まで30分、大阪まで60分」というアクセスの良さを活かし観光客の需要を取り込む動きが強まっている。観光客数は2022年度で約917万人とコロナ禍前の19年度の882万人を既に超えている。国営農地開発事業の農地エリア内の「県立公園あわじ花さじき」、「県立淡路景観園芸学校」（学内庭園・花壇は一般開放）などに加えて、近年は北淡路一帯で企業による観光リゾート施設、外食等の進出が多い中で、農業においては条件不利地である中山間の自然景観や棚田などを観光資源として活用する「農機連携」を目的にした企業参入が増加している。

そうした傾向は2018年以降に顕著になっているが、その先駆的な事例として2008年の人材派遣大手のパナソニック社の進出が挙げられる（②）。同社は就農支援の一環として農業分野に参入した後、北淡路を中心に多数の観光・外食事業を展開している。さらに2020年9月以降、本社機能の多くを淡路市に移転し、24年5月の完了までに当初予定を上回る2千名ほどの社員が淡路島に異動した。その効果もあって、淡路市は2020年に05年の合併後初めて人口の社会増を記録し、その後も社会増は続いている⁸⁾。

2017年に参入した建設・不動産企業（⑩）は大阪が拠点であるが、淡路島で再生可能エネルギー事業を展開するなかで、オリーブ農園と観光事業に事業機会を見出し進出している。同社は山口県などでもオリーブ栽培を行っており日本最大級のオリーブ生産者となっている。また傘下に農地所有適格法人を持つことから、北淡路を含め農地は全て購入している。

2019年に法人を設立し醸造用ブドウ生産を開始した企業（⑰）は、神戸

8) 「パナソニック2000人淡路ライフの今」（「日経MJ」2025年4月14日付け）

市出身の農家と地元レストランのオーナーシェフが設立した法人であり、ワイナリーとレストランを併設している。同社は洲本市拠点の地場ホテルチェーンと23年にパートナーシップ協定を締結し、ホテル側がワインを購入する他、ホテル従業員らが協働してワインづくりに参画するなど地域的取り組みを図っている。ワイン製造を目的に、醸造用ブドウの栽培を行う企業は同社以外に数社が参入している。

淡路市は2023年1月にはワイン特区の認定を受け、同市内で生産されたブドウを原料に市内ワイナリーで醸造する場合、酒税法の最低製造数量基準が引下げられた(年間6Kl→2Kl)。これにより市内で醸造用ブドウやワイン製造者の新規参入を促す効果が期待されている。醸造用ブドウやオリーブなどは栽培に時間を要する永年作物であり、また加工・製造及び観光関連施設の投資が大きくなることから、島外の資本力のある企業参入が多くみられる。

他方、北淡路先端ファームの公募分では地元農業法人によるたまねぎ生産の規模拡大が中心となっている。このように淡路市での農業参入では遊休化した国営開発農地において、目的や作物が異なる2つのタイプの農業法人の参入が並立しながら進展しており、これが全体として「農業からの参入」の比率を高めている。北淡路先端ファームにおける企業参入の業種構成は、土地改良区資料(2024年10月時点)によると「農業・畜産業」45%、「サービス業」20%、「製造業」・「卸売・小売」・「建設業」が各々6%、「その他」17%となっている。

遊休農地を利用する企業の農業参入では、農地整備、労働力不足や農業技術の習得、また山間地での獣害なども懸念される点である。参入企業が新たな地域農業の「先端的」担い手となるまでには、時間をかけ乗り越える課題がまだ多いといえよう。北淡路先端ファームでは観光を軸にした6次産業化を地域に定着させることを目的に、23年度に「北淡路地区企業等連携促進協議会」を立ち上げ、参入事業者間の連携や情報交換等を促進する取り組みなども始めている。

4. 南あわじ市における企業の農業参入～市場ベースの農地賃借による参入増加

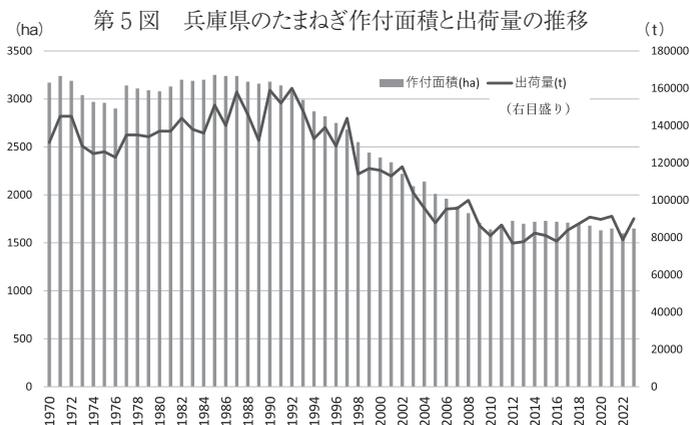
4.1 たまねぎ生産の長期的な推移

南淡路の三原平野は近畿地方を代表する農業地域であり、その基幹作物といえるたまねぎは「気候・技術・ブランド」の好条件に支えられている。実際、後で詳述するように南あわじ市での企業の農業参入のほとんどがたまねぎ栽培を行っており、その生産や収益環境が参入の主要な要因となっている。南淡路でのたまねぎを取り巻く状況も歴史とともに変化しており、まずはその推移を概観しておきたい。

日本のたまねぎの作付面積を長期的にみると、戦後から1960年代前半までは大阪府が最大産地であったが、65年以降は兵庫県がその座に付いた。しかし、その後は北海道の作付けが急拡大し68年以降はトップとなり、85年には作付面積は1万haを上回り圧倒的なシェアを持つようになった。兵庫県の作付面積は63年に初めて3,000haを上回ったが、賃金上昇や兼業の浸透等から頭打ちとなるものの、70～90年代初頭までの間は3,100～3,200haで推移しており、単収の高さとも相まって生産規模としては第2位を維持していた。

しかし、こうした状態は90年代後半以降に大きく変化し、2000年代に入るとかなりのスピードで減少傾向となる（第5図）。2010年の兵庫県の作付面積は1,640haとピーク時からみて半減近い水準となっている。その主産地である南あわじ市においても、①担い手の減少・高齢化とともに重量野菜のたまねぎからレタスへのシフト、②国内たまねぎ生産量の6～7割近いシェアを持つ北海道の価格決定力の一層の上昇、③中国産を中心とした輸入の増加、などの要因が重なり価格が低迷し作付面積の縮小と離農につながった⁹⁾。例えば、2010年6月12日付けの「日本経済新聞（地方版）」は「タマ

9) 日本ではたまねぎは1961年に輸入が自由化され、輸入品の割合も次第に上昇し2022年では国内生産量122万トンに対して生鮮だけで28万トンが輸入（その9割が中国）されている。南あわじ市はたまねぎの産地であるだけでなく、神戸港に陸揚げされる中国等の輸入品の加工・販売拠点としての機能がある。こうした



ネギの島元気もう一度」と題して、国内他産地や輸入品に押され価格低迷に苦しむ南淡路の状況を伝えている。

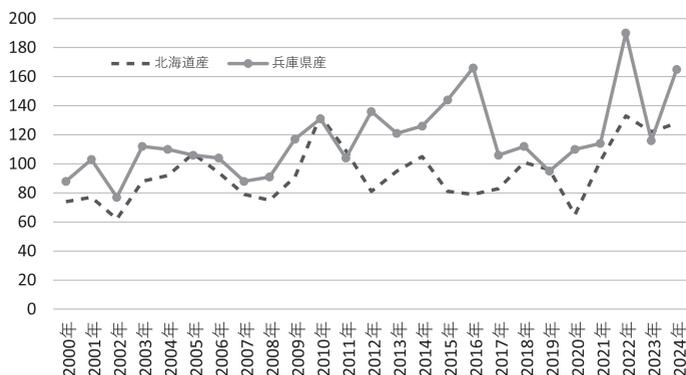
ところが兵庫県のたまねぎ作付面積、出荷量は2010～11年を底にほぼ安定した推移を維持しており、価格面でも変動は大きいものの2010年までの水準と比べると明らかに上昇に転じている。特に近年は国内産の7割近くを占める北海道産が気候変動の影響から、夏場の高温や大雨などで生育の遅れや品質低下がたびたび起きており、この点も兵庫産の価格を押し上げる要因となっている¹⁰⁾。さらに日本のたまねぎ消費の約2割が輸入品であり、その9割以上が中国産という状況（大半が加工業務向け「剥きたまねぎ」）は変わっていないものの、コロナ禍での日本の輸入減、中国国内での生産・調製コストの増加基調に円安進行もあり輸入数量は鈍化していることも、国産価格の下支えとなっている。

中で産地偽装問題が断続的に発生し、2012年には市内の加工販売会社が中国から調達したたまねぎを淡路産として大量に販売し検挙されるという事件も発生している（「読売新聞」2012年7月10日付け、大阪夕刊）。

- 10) 2025年10月15日に発表された農林水産省「食品価格動向調査」によると、10月6～8日時点のタマネギが1キログラム434円（全国平均）と平年に比べて53%高く、2022年7月以来およそ3年ぶりの高値となった。主産地の北海道で6月以降の猛暑で生育不良が続き、出荷量が減った要因が大きいとされる。

兵庫県産と北海道産の大阪中央卸売市場での単価（年間）をみると、やはり2010～11年を境に両者の価格差が大きく変化する構造が確認できる。2000～11年までの価格では兵庫県産の方が北海道産に対して平均15.7%上回っていたが、両者の値動きはほぼ一致していた。これに対して2012年以降の両者の平均価格差は35.8%へ拡大し価格の連動性も小さくなっている（第6図）。

第6図 大阪中央卸売市場における兵庫県産および北海道産たまねぎの単価推移 (Kg/円)



資料 農畜産業振興機構「ベジ探」より筆者作成

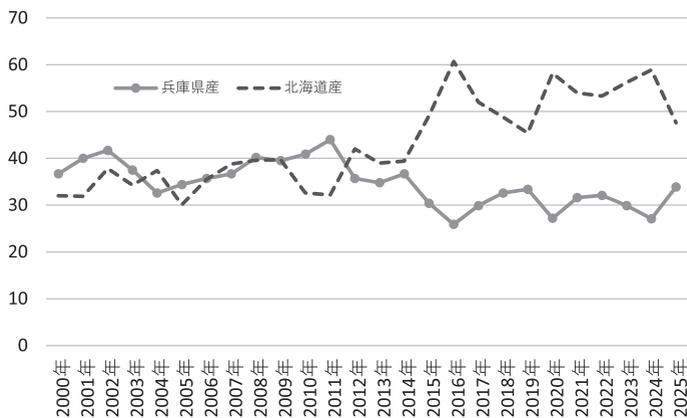
北海道産との価格差拡大は、兵庫県産のほとんどを占める淡路島産に対する評価が一段と高まった影響が大きいといえる。淡路島のたまねぎは甘みがあり柔らかい食味で、全国的な知名度とブランド力が従来からあったが、2010年には地元農協・全農と産地商人の団体である「淡路玉葱商業協同組合」が共同で「淡路島たまねぎ」の地域団体商標を申請・取得している。淡路島産たまねぎは歴史的に京阪神への出荷が中心であったが、ブランド力の向上等もあり、関東向けの出荷も近年伸張している。またコロナ禍での家庭調理の増加等もあって、ネット販売を含め直販で成果を挙げている農業法人も多い。

加えて産地の長期的な対応としては、機械化一貫体系による労働負担の軽

減や出荷時期の工夫で価格競争を回避するために、「極早生」「早生」「中生」「晩生」など品種をずらすことで、収穫時期を分散する取組みが広がった。たまねぎは冷蔵庫での貯蔵が可能のため価格暴落を回避し周年販売を通じた収益の安定化を図る取組みが浸透していることも、価格の安定化に寄与している。

大阪中央卸売市場における北海道産と兵庫県産の入荷数量シェアの推移をみると、ここでも2010～11年頃に境に北海道産のシェアが大幅に上昇し、兵庫県産の低下が出現している（第7図）。デフレ環境の長期化で北海道産は割安な価格を武器に入荷量、市場シェアともに高める一方で、兵庫県産は前述のような産地の主体的かつ重層的な取組みを通じ販売先の多様化と販売単価の引上げに成果を挙げた結果として、大阪卸売市場での数量シェアの低下につながったと解釈できよう。

第7図 大阪中央卸売市場における兵庫県産および北海道産たまねぎ入荷量シェアの推移(%)



資料 農畜産業振興機構「ベジ探」より筆者作成

4.2 商系（産地商人）の参入とその背景

南あわじ市のリース法人による農業参入について時系列にみたのが第10表である。作物はたまねぎ、または水稲+玉葱の多毛作がほとんどであり、

地域農業と同じ作型となっている。参入業種をみると2010～18年では青果物卸を中心とする食品関連が多く、その後は農業からの参入が中心となっている。参入企業は市外が3件のみで（うち2件は島内、残る1件は神戸市）で基本的に同一市内からのものである。

第10表 南あわじ市におけるリース法人による農業参入の推移

| 番号 | 参入時期 | 業種 | 主な作物 |
|----|------|---------------------------|-------------------|
| 1 | 2010 | 食品関連産業（青果物販売） | たまねぎ |
| 2 | 2011 | 食品関連産業 | 水稲 |
| 3 | 2011 | 食品関連産業 | 水稲 |
| 4 | 2012 | 農業（青果物卸売業子会社） | たまねぎ |
| 5 | 2012 | 食品関連産業 | たまねぎ |
| 6 | 2013 | 販売業 | たまねぎ |
| 7 | 2013 | 農業（農協子会社） | レタス、キャベツ |
| 8 | 2014 | 食品関連産業 | 水稲 |
| 9 | 2014 | 農業 | 水稲、たまねぎ（予定） |
| 10 | 2014 | 農業 | 水稲、レタス（予定） |
| 11 | 2014 | 農業（青果物卸売業子会社） | 玉ねぎ、ブロッコリー、白菜（予定） |
| 12 | 2015 | 食品関連産業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 13 | 2015 | 食品関連産業（青果物卸売） | たまねぎ |
| 14 | 2016 | サービス業（福祉） | 露地野菜 |
| 15 | 2016 | 農業 | たまねぎ、レタス、白菜 |
| 16 | 2016 | 食品関連産業（農産物生産・販売） | 水稲、たまねぎ |
| 17 | 2016 | 土木建設業 | 水稲、たまねぎ |
| 18 | 2017 | 食品関連産業（青果物の生産・加工・販売） | 水稲、たまねぎ |
| 19 | 2018 | 食品関連産業（青果物の生産・加工・販売の推進） | オリーブ |
| 20 | 2018 | 食品関連産業（有機堆肥製造・販売、農産物加工販売） | 水稲、たまねぎ |
| 21 | 2018 | 卸売業（電池の輸出入・販売） | 水稲、ネギ |
| 22 | 2019 | 農業・福祉事業 | きのこと類 |
| 23 | 2019 | 食品関連産業（青果物卸売） | 水稲、たまねぎ等 |
| 24 | 2019 | 農業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 25 | 2019 | 農業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 26 | 2019 | 農業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 27 | 2019 | 食品関連産業（青果物の生産・加工・販売） | 水稲、たまねぎ等 |
| 28 | 2020 | 農業（機械器具設置）（淡路市） | 水稲、たまねぎ等 |
| 29 | 2020 | 農業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 30 | 2020 | 農業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 31 | 2020 | 農業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 32 | 2020 | 食品関連産業（青果物卸売） | 水稲、たまねぎ等 |
| 33 | 2020 | 農業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 34 | 2021 | 農業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 35 | 2021 | 販売業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 36 | 2021 | 農業（洲本市） | たまねぎ等 |
| 37 | 2021 | 食品関連産業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 38 | 2021 | 農業等 | 水稲、たまねぎ等 |
| 39 | 2021 | 農業 | 青ねぎ等 |
| 40 | 2021 | 土木建設業 | たまねぎ等 |
| 41 | 2021 | 農業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 42 | 2021 | 農業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 43 | 2021 | 農業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 44 | 2021 | 農業 | たまねぎ等 |
| 45 | 2021 | 農業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 46 | 2021 | 販売業 | 水稲、たまねぎ等 |
| 47 | 2021 | サービス業（神戸市） | 水稲、たまねぎ等 |

資料 南あわじ市農業委員会

南あわじ市で地元の青果物卸や食品関連からの農業参入が多い背景には、たまねぎを軸とする産地形成の歴史的経緯が深く関わっており、以下でその概略を記しておきたい。

三原平野では江戸時代からの新田開発を通じた稲作農業を土台に、1880年代に大阪泉州から導入されたたまねぎ栽培による二毛作が始まり、1920年頃から本格的に定着した。たまねぎは当時中心であった麦作の数倍の価格で取引され、かつ海運輸送が可能であったため短期間に普及した。しかし農協の前身にあたる農会が主導した販路は、安定せず価格の乱高下が大きいという問題があった。こうした状況下で農村内に拠点を置き、周辺の生産者から買取り集荷し荷造包装のうえ卸売市場に出荷する産地商人が登場し、委託販売の農会との間で集荷競争を繰り広げつつ、京阪神市場向けの出荷が増加した¹¹⁾。

戦前において産地商人の集荷力、販売力は農会を大きく凌駕し、また関東向けや中国への輸出といった市場の開拓を行った。他方、両者は輸出市場での品質統一のための「出荷検査規則」を共同で設定するなど協調した行動も取っていた(坂本・高山編, 1983 : p. 105-107, p. 109)。こうした協力関係は戦後においても受け継がれ、産地形成に寄与することになる。

戦後は1949年の統制解除を機に南淡路では新たな産地商人が数多く出現したが、その大部分は農家であった。彼らは自らたまねぎ生産を行うとともに周辺農家から集出荷し、また後には加工業、冷蔵庫業を営む者が多数存在した(坂本・高山編, 1983 : p. 110-111)。その数は最盛期には160社を超え、当時の生産量の70%を取り扱ったとされる(全国玉葱商業団体連合会, 2014 : p. 269)

他方、戦前からの産地商人は、戦後に入ると食品加工業、運輸業、大型冷

11) 坂本・高山編(1983)は1924年にはじめてたまねぎの買取りを行う産地商人が現れ、彼らは三原平野(賀集村・阿万村)の「地主であり肥料商や農機具商を営む人々」であり、九州通いの石炭船に着目し、その帰り便にたまねぎを積み込み、九州、瀬戸内海での販路を拡大した(p. 107)。明治から戦後にかけての淡路たまねぎと産地商人の歴史については、(全国玉葱商業団体連合会, 2014 : p. 223-249)参照。

蔵庫業などより安定的に高い利益率が見込める事業領域へ、金融機関の融資を梃子に進出する例が多くみられた。南淡路には輸入品を含めたたまねぎ加工・流通業の集積があり、これがこんにちも産地としての大きな強みとなっている¹²⁾。このように産地商人は戦後においては、加工を含む多様な農業関連業者を総称する概念となっており、「商系」という呼称の方が実態に近いため以下ではこれを用いることとする。

戦後のたまねぎ生産拡大により商系と農協との集荷競争は復活した。1958年に商系事業者は「淡路玉葱商業協同組合」（以下「商協」）を組織する。戦後も淡路のたまねぎの圧倒的な割合が商系を通じ全国に販売されていたが、その後農協は政府の価格安定事業の下で市場出荷による販売力をつけていくが、それでも70年代末では商系の扱いは6割近かった（坂本・高山編，1983：p. 117）。近年のたまねぎの出荷割合は、農協と商系でほぼ半々位で推移しているとみられる（あわじ島農協でのヒアリングによる）。

生産農家は商系の買い取り価格と農協の市場出荷価格を参照しつつ、自らの出荷先や作付面積を考慮することになる。現実には農家が販売先を頻繁に替えることは少ないが（吉田，2013），複数の出荷先が産地にて競合することは生産者にとり有利な販売条件の確保につながっている。南淡路でのたまねぎ生産は、戦前から産地商人・商系と農会・農協という異なる経済主体の競合関係をバネとしつつ産地を発展させてきた。一方で両者は戦後において

12) 例えばたまねぎ取扱い大手である富永商事(株)は1950年に南あわじ市（旧三原町）に青果商として事業を開始、ダイエーとの取引を通じ急成長した。66年には冷蔵庫会社を設立、ニュージーランドからのたまねぎ輸入を行った。80年代には国産品種を海外で栽培輸入するビジネスを展開、特にかぼちゃの輸入では国内トップとなる。現在は、日本各地で野菜・果物の集出荷及び加工、海外からの農産物輸入、北海道でのたまねぎ生産、近年はM&Aによるパプリカ栽培事業への参入などアグリビジネス企業として活動している（2023年度の売上335億円、従業員142名）。本社は神戸市に置き、創業の地である南あわじ市でのたまねぎ生産は現在行っていないが加工拠点を有する（同社HP「企業パンフレット」https://www.tsckobe.co.jp/wpcontent/themes/tominaga/images/pamphlet_jp240924.pdf（2025年11月3日閲覧）より）。また木原・中塚（2022）は南淡路の多くのたまねぎ卸売業者が一次加工機能を有することで、他の加工業者や販売業者との間で多様な加工品開発のハブの役割を担っていると述べている。

も共通する課題に対しては協調し、またそれぞれの得意とする領域を分業・補完し合うことで産地形成に貢献している。例えば、たまねぎの品質検査やブランド管理、対外PR等のために「兵庫県玉葱協会」を農協と商協が連携し設立しており、また前述のとおり地域団体商標の登録では両者が共同で行っている。

以上のような商系の来歴をみても、南淡路においては生産農家と商系の関係性は身近なものであり、長い歴史の中で変化する経営環境に柔軟に対応する形で自在に活動領域を変えてきたといえる¹³⁾。企業の農業参入を考える場合、各地域が持つ長期の具体的な歴史的な文脈の中に位置づけることが重要であると考えられる。

こうした背景を踏まえつつ、2010年以降の商系の農業への参入増加についてみると、担い手の高齢化等からたまねぎの調達が難しくなったこと、併せてブランド化を通じた価格上昇によって、単に仕入れて売だけのビジネスでは十分な収益が確保し難い環境が強まる中で、流動化する農地を借り入れることで農業生産に部分的にせよ「再回帰」する動きと捉えることができる。労働力不足については、外国人研修生等を含めた島外からの就農受入れによって、農業参入から加工・販売までを手がけ成果を挙げる事例が現れると、これを追隨する動きが広がった¹⁴⁾。商系では周年雇用のために冬場にたまねぎ以外のキャベツや白菜生産、また剥きたまねぎ作業などの加工に従事させることで仕事量を確保できる点も強みである。

商協に現在加盟する35社のうちたまねぎ栽培を行っている企業は29社に達する(2025年3月時点、商協でのヒアリングによる)。南淡路では商協に

13) 産地商人と農家との関係は地域の社会関係の観点からみると一層緊密である。南淡路に特有の田主(たず)と呼ばれる複雑な水利慣行、地域の祭礼時の寄付、隣保と呼ばれる地縁的相互扶助等、さまざま社会・文化活動を通じて重層的なパーソナルな関係が存在している(吉田, 2013)。農協と商系との関係においても、農協組織運営や地域活動において両者の密接な交流関係がみられる。

14) 在留外国人統計によると、2024年12月末時点での南あわじ市の外国人登録は776名、うち特定技能及び技能実習生を合わせた国籍別内訳ではベトナムが398名、インドネシア55名、ミャンマー34名の順であり、大半が農業・食品関連への従事とみられる。

加盟していない産地商人を含めると100社ほどの業者が存在するとされる。こうした広義の商系はリース法人の設立以外に、さまざま形で農業部門への参画を行っていると考えられる。

4.3 農業からの参入～農地流動化が促す法人の参入

坂本・高山(1983:p.22)は1980年代の三原平野の農業を「大都市近郊性」と「純農村的社會風土」を併せ持つと表現したが、その基盤はこんにちまで基本的に維持されており近畿最大の先進農業地域を形成している。限られた農地資源に対し地域資源を循環的に高度に利用しつつ労働投入する農家像が「純農村的風土」とすれば、「大都市近郊性」は野菜産地として商系や農協がもたらす情報・販路等に主体的に適応し、自ら収入増大を図る自律性の高い農業の表現といえる。

現在の南あわじ市の平均的農家の姿としては、0.5haほどの零細な経営面積で「米+たまねぎ(または野菜)の2~3毛作」を行う「自己完結型」農業が中心となっている¹⁵⁾。家族経営において自ら機械を所有し、栽培から収穫・選別・貯蔵・出荷までを一貫して行う「自己完結型」零細農家は、地域営農支援システムに支えられている。具体的には農協や農業改良普及センターによる技術普及・営農指導、農業試験所(現県立農林水産技術総合センター)等による品種改良・防除技術など、地域を挙げた長期的、組織的対応によって、たまねぎに代表されるような食味が優れ高品質・高単収の畑作産地が構築されている。商系が持つ情報、流通加工機能なども地域営農の支援主体とみることできる。

他方で、南あわじ市「経営基盤強化のための基本構想」(2023年9月)では「近年、農業従事者の高齢化が進行し、機械更新時や世代交代等の際、急

15) 「たまねぎを核として、稲作、畜産が組み合わされた当システムは、三原平野を中心に島内に広く拡がっており、地域の農家の生計を強く支えている。南あわじ地域の標準的なたまねぎ農家の経営面積は46a、粗収益は約250万円であり、重労働ではあるものの水稲単作農家に比べて極めて高収益である。」(農林水産省、2021:p.14)

速に農地の流動化が進んでいる。なかでも、区画形状が良好な農地や水利・農道が整備された農地は流動化がスムーズに進んでいるものの、耕作条件が悪い農地は、一部遊休化している農地も見受けられる。]¹⁶⁾と指摘している。主業農家の厚みのある南あわじ市においてさえも、地域内での担い手確保が次第に難しくなっており、遊休農地も少しずつ増加している実態が生じつつある。南淡路では1990年代後半以降に省力化の機械化が進んだが、零細経営では機械化コストの更新も負担となっている。

南あわじ市の担い手の年齢は60歳代後半が中心であり、「平均は68～69歳前後」(JAあわじ島でのヒアリング)とみられる。JAあわじ島が正組合員に対して行ったアンケート調査(令和5年12月実施:回答者数2502,回答率72.3%)によると¹⁷⁾、「農業経営について、3年後どのようにしたいと考えていますか。」という問いに対して、「現状維持」と「規模拡大」が合わせて6割強に達する一方、「規模縮小」は14%、「離農したい」が8%という結果であった。また「あなたが行う農業経営に後継者はいますか。」という問いに対しては約半数は「いない」と回答している(第8図)。収益性が見込めるブランド農産物を持つ南淡路においてさえ、担い手の確保が将来的には難

しい状況が予想される。

第8図 JAあわじ島 組合アンケート結果

農業経営について、3年後どのようにしたいと考えていますか。



あなたが行う農業経営に後継者はいますか。



資料 JAあわじ島

同JAは管内の労働力不足・高齢化を補完する機械化(大型ピッカーによる収穫作業受託等)や選果場の設置を行ってきたが、担い手の平均年齢が70歳に近づく状況では従来の対応だけでは限界とみて2012年

16) <https://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/uploaded/attachment/318979.pdf> (2025年11月3日閲覧)

17) https://ja-awajishima.or.jp/pdf/soshiki/questionnaire_2023.pdf (2025年11月13日閲覧)

に収穫支援や若手農家の育成などを目的に子会社「(株) アグリアイランド」を設立し、14年からは外国人技能実習制度を通じた農作業請負を開始している(中原・中塚2021)。

第10表からは2019年以降に急増する「農業からの参入」がどのような法人であるかは、個別名が公表されていないため具体的には分からない。しかしリース法人の参入が増加する背景としては、担い手の高齢化等に伴い農地流動化が進行し、これを機に農地を賃借して規模拡大を図る農地の受け手が地域内に一定数存在することを示している¹⁸⁾。第8図においても「家族・親族等に後継者がいる」、「地元の担い手へ任せる」と回答する中には、地域のリース法人に農地を貸し出すケースも含まれている可能性がある。南淡路では農地の資産的保有動機が根強く中核的担い手への集約化が遅れていたが、たまねぎなどの農業に一定の収益性が見込める条件下で、「農地を貸したい高齢農家」と「農地を借りたい農家・法人」の間で市場ベースでの農地の賃貸市場が基本的に機能しているといえる。南あわじ市では行政支援として、企業の農業参入に特定した施策は行われていない。以上の点は北淡路との大きな相違点である。

南淡路において「農業」からのリース法人の参入には2通りあると考えられる。一つは北淡路先端ファームでみられたように地域内の既営農の法人であり、もう一つは農家が新たにリース法人を設立するケースがあろう。後者では、例えば高齢の農業者が後継者とともに法人を設立し農地を法人に貸し付けることで事業承継を行う、または地域の農家が共同で法人を設立する場合などがある。

18) A農業法人はたまねぎの収益性上昇と担い手の高齢化等により、南淡路の農地流動化はここ5年くらいに進んでいるとみている(筆者ヒアリングによる)。また利用権設定等促進事業は市町村の農業委員会の協力を得て農地利用集積計画を作成、公告することで、貸し手と借り手の間の農地の貸し借りを成立させる制度だったが、これが2024年度で廃止され利用権設定は農地中間管理事業(農地バンク)が主に担うことになった(農地法3条の賃借は農業委員会でも可)。農業からの参入増にはこうした制度変更前の「駆け込み要因」もあったのではないかと考えられる。

南淡路において農業専業で生計を維持していくは3毛作を前提としても「2~3 ha程度」の経営規模が必要とされる（南淡路農業改良普及センターでのヒアリングによる）。農業経営規模の限界点が切り上げる中で、規模拡大に伴う雇用労働力や資金確保等の必要性や対外信用力の向上を図る観点から法人化を選択する動機が強まる方向にある。法人化を通じ機械化を進めることで大規模経営が可能となり、さらに税制・補助金のメリット、各種の農業支援にも申請しやすくなる点もあろう。

また法人化に際しては農地所有適格法人の場合、農業委員会での「法人の農業継続性」が厳しく審査されるためより参入が容易なリース法人を設立し、実績を積んだ後に本格展開を選択する流れも想定できる。いずれの法人形態にせよ農地の借り手には農地の所有動機がないのが一般的であり、営農についてはリース法人で支障はない。

このように南淡路では労働力不足と農地流動化が徐々に進む中で、零細な家族経営の限界を補完する取り組みのひとつとして新設を含めリース法人による農地集約が行われ、これが統計上は「企業の農業参入」にカウントされている部分が多いのが実態と考えられる。またリース法人として「農業からの参入」に分類されていても、南淡路の歴史的背景を勘案すると参入主体が必ずしも農業に限定した法人でないことも十分に考えられる。

5. まとめと残された課題～北淡路と南淡路の参入比較

本稿は農地リース方式での農業参入の増加基調とともに、①特定地域への参入の偏り、②農業からの参入増、などの特徴を地域要因との関連で検討することを目的とした。この問いに対しては、参入数の多い淡路地域において北部と南部では対照的な形で進行していることが明らかになった。

北淡路での参入増加は、国営農地開発事業とその大規模な遊休農地化への対応が主因であり、市場ベースでは解決困難な問題を行政主導と公的資金の投入により打開しようとする取り組みであった。山間地にある国営開発農地は、地域農業との関係が希薄ないわば「借りた空間」であり、そのゆえに外

部企業を含む農業参入に大きな摩擦は生じなかった。

また北淡路では大手企業の本社機能の移転も手伝って観光開発が進む中で、「農観連携」のような農業の多面的機能に着目したビジネス期待の高まりが新たな参入の動機となっている。こうしたケースでは地域にとり新規作物を導入する事例が多く、地域外の企業によるものも含まれている。他方、淡路地域のたまねぎのブランド化に引き付けられる形で、まとまった農地利用を求める参入も存在する。いずれの場合も、地域内の既営農の農業法人からの参入が多くを占めていた。

これに対して南淡路は近畿最大の農業産出額を誇る先進農業地域ではあるが、やはり担い手の高齢化や不足に伴う農地流動化が徐々に進む中で、青果流通・加工などのいわゆる商系の農業参入が増加した。もう一つの流れとしては、既存のリース法人や農家の法人化という動きがある。これが統計上は「企業の農業参入」として計上され、リース法人の増加につながっていると考えられる。南淡路は淡路たまねぎに代表されるブランド農産物の主産地であり、その販路と収益性はある程度確保されているため、いずれの参入においても水稲とたまねぎの2毛作をほぼ単一的に選択している。農業の収益性を背景に、農地賃借は基本的に市場ベースの取引が地域内で機能しており公的な参入支援は行われていない。

参入企業については、南淡路では戦前からのたまねぎ生産と流通に商系が大きな役割を果たしており、かつ商系の業者自体が農家であることも稀ではないという地域の歴史的背景があり、農業参入は比較的自然的な事業領域であるといえる。南淡路では「企業」である商系と農家の垣根が低いという地域性が企業参入の増加要因となっているといえる。

もうひとつの「企業の農業参入」を構成する「農業」からのリース法人の参入増加は、既営農の法人によるものと農家の法人化によるものが考えられる。いずれの場合も、南淡路の労働集約的な零細経営が担い手の高齢化や不足に直面する中で、従来経営の限界を乗り越える手段としてリース法人が活用されている面がある。こうした参入を企業参入と呼ぶかは検討の余地もあ

るが、少なくとも統計上「農業」からの参入にカウントされている。

従来の企業の農業参入に関する研究では、収益期待の乏しい農業と耕作放棄地を前提にしていた面がある。しかしそうした前提条件が必ずしも当てはまらない南淡路では、商系の農業参入や新設を含む農業法人の参入が統計上では企業参入として現れている。北淡路の企業の参入増加は地域農業の弱さを反映しているとするれば、南淡路では基本的に家族経営や支援機関による産地としての強さを補完する役割をリース方式による企業の農業参入が担っているといえよう。

以上、兵庫県淡路地域については、本稿が目的として設定した課題について概ね解明することができたのではないかと考える。ただし南淡路での「農業からの参入」については実態的な調査が出来ていない点などは今後に残された課題といえる。また他県、特にリース法人の参入の多い地域においては、どのような地域要因が作用しているのか、そこに淡路地域と共通する要因があるのか、または別の地域特有の要因が強く働いているのかについては実証的な研究の積み上げが必要であろう。リース法人の4割と最大シェアを占めるに至った「農業からの参入」についても地域ごとの実態や特徴を明らかにすることは、この制度の意義や評価にも関わることであり今後の研究の広がり期待される。

謝辞

本稿の執筆にあたり、ヒアリングや資料提供などご協力いただいた淡路市、南あわじ市の関係機関および各法人の皆様、ならびに兵庫県農林水産部農業経営課の皆様にご心よりお礼申し上げます。

とくに、元木陽介氏（淡路市役所産業振興部）、前田経浩氏（南淡路農業改良普及センター）、谷中守氏（淡路玉葱商業協同組合）、神田智彦氏（あわじ島農業協同組合）には、貴重なご教示と資料のご提供を賜りました。ここに記して厚く御礼申し上げます。

参考文献

- ・大仲克俊 (2018) 『一般企業の農業参入の展開過程と現段階』 農林統計出版
- ・坂本慶一・高山敏弘共編著 (1983) 『地域農業の革新—淡路島における地域複合体の形成』 明文書房
- ・木原奈穂子・中塚雅也 (2022) 「農産加工品開発の地域展開要因と課題—南あわじ市における淡路島玉ねぎを事例に」 『農業経営研究』 59(4) : 105-110.
https://doi.org/10.11300/fmsj.59.4_105
- ・後藤拓也 (2015) 「企業による農業参入の展開とその地域的影響—大分県を事例に—」 『経済地理年報』 61(1) : 51-70.
- ・後藤拓也 (2023) 「山梨県北杜市における農業参入企業の集積とその地域課題」 『人文地理』 75(2) : 165-186.
- ・合田弘 (2023) 「北淡路先端ファーム—農業参入企業誘致を目指して—兵庫県淡路市」 『農業農村工学誌』 91(6) : 412-414. <https://www.jsidre.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/07/91-6-18.pdf> (2025年10月30日閲覧)
- ・渋谷往男 (2011) 「企業の農業参入における撤退要因と農地管理についての考察」 『農業経営研究』 49(1) : 81-86.
- ・渋谷往男編著 (2020) 『なぜ企業は農業に参入するのか—農業参入の戦略と理論』 農林統計出版
- ・田野 宏 (2017) 「水田三毛作農業経営の成立と持続的展開 (I)—兵庫県南あわじ市の事例」 『千葉商大論叢』 54(2) : 29-48.
- ・田野 宏 (2018) 「水田三毛作農業経営の成立と持続的展開 (II)—兵庫県南あわじ市の事例」 『千葉商大論叢』 55(2) : 71-94.
- ・全国玉葱商業団体連合会 (2014) 『全玉連 五十年史』
- ・中原寛子・中塚雅也 (2021) 「外国人労働力の導入による地域農業支援の体制と課題—JAあわじ島における農作業請負の事例から—」 『農業経営研究』 59(2) : 103-108.
- ・農畜産振興機構 「中国産野菜の生産と消費および輸出の動向 (たまねぎ)」 『野菜情報』 2024年2月号. https://vegetable.alic.go.jp/yasaijoho/santi/2303_santi1.html
(2025年10月30日閲覧)
- ・農林水産省 (2021) 「南あわじにおける水稲・たまねぎ・畜産の生産循環システム (兵庫県南あわじ地域) 地域概要書」 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/attach/pdf/giahs_3_awaji-4.pdf (2025年2月25日閲覧)
- ・掘田和彦・新開章司編著 (2016) 『企業の農業参入による地方創生の可能性—大分

県を事例に』農林統計出版

- ・村本明義農（2003）「兵庫県 JAあわじ島～伝統を引き継ぎ、進化し続ける「淡路島たまねぎ」～」『野菜情報』3月号 https://vegetable.alic.go.jp/yasaijoho/santi/2303_santi1.html（2025年10月30日閲覧）
- ・室屋有宏（2015）「なぜ企業の農業参入は増加傾向が続くのか—地域にみる参入の構造と特徴」『農林金融』68(5)：20-35.
- ・山口岳人（2014）「タマネギから始まる参入企業（新たな担い手）の経営安定と地域農業の活性化」『技術と普及』51(2)：36-40.
- ・吉田国光（2012）「集約的農業地域における社会関係からみた農地移動の展開—兵庫県南あわじ市上幡多集落の事例—」『人文地理』64(2)：1-20.
- ・吉田国光（2013）「淡路島三原平野における農業生産をめぐるネットワーク」『村落社会研究ジャーナル』20(1)：35-16.
- ・吉田恒平（2024）「企業の農業参入の現状と自治体や農業委員の役割」全国農業委員会ネットワーク機構『独立就農・企業参入の支援と農業委員会の役割』第1章, 全国農業会議所

（むろや・ありひろ／経済学部教授／2025年11月25日受理）

Entry of Companies into Agriculture in the Awaji Area of Hyogo Prefecture and Regional Factors: A Comparative Analysis of the North and the South

MUROYA Arihiro

The purpose of this paper is to analyze recent trends in corporate entry into agriculture—specifically, (1) the geographical concentration of entrants and (2) the increasing number of agricultural corporations entering the sector—in relation to regional factors. The analysis focuses on the Awaji area in Hyogo Prefecture, where corporate entry has been particularly prominent.

The study reveals that patterns of corporate entry differ markedly between the northern and southern parts of the Awaji region.

In Kita-Awaji, issues originating from the state-owned farmland development project—including the growing prevalence of idle farmland—have become increasingly serious. Corporate entry in this area primarily reflects efforts to address challenges that cannot be resolved through market mechanisms alone and therefore rely on government support. Most entrants are companies seeking business synergies with the tourism industry or established agricultural corporations aiming to produce onions, a major locally branded crop.

In contrast, Minami-Awaji is a highly developed agricultural area. As farmland mobility gradually increases due to the aging of farmers and a shortage of successors, two major trends have emerged: the entry of commercial firms (such as vegetable distribution and processing companies) and the incorporation of family farmers alongside established agricultural corporations. Most entrants in Minami-Awaji focus on onion production, which offers high profit potential. Farmland leasing functions largely

through market-based transactions, and public support for corporate entry is virtually absent.

Previous research on corporate entry into agriculture has generally assumed low-profit agricultural conditions and the presence of abandoned farmland. However, in Minami-Awaji—where such assumptions do not necessarily apply—the entry of commercial firms and newly established agricultural corporations appears statistically as “corporate entry.” While the growth in corporate entry in Kita-Awaji reflects structural weaknesses in local agriculture, corporate participation in Minami-Awaji tends to complement and reinforce the existing production base, which is supported by family farmers and agricultural organizations.

<研究ノート>

マルクス派最適成長論の 再生産表式の構造

金 江 亮

はじめに

労働価値説を組み入れたマルクス派最適成長論は、消費財・資本財が、究極的には労働のみで生産されている状況を扱った最適成長モデルである。本源的生産要素が労働のみであるモデルとも言える。

山下・大西 [2003], 大西 [2020] では、消費財は資本と労働で生産されるが、その資本は労働のみで生産されるモデル（基本モデル）が扱われている。消費財は、資本財も生産に用いられているため一見すると、労働のみで生産されていないようにみえるが、その資本は労働のみで生産されているため、回り回って、究極的には労働のみで生産されていると言える。また、金江 [2013] では、消費財・資本財ともに資本と労働で生産されるモデル（拡張モデル）を扱っているが、この場合も究極的には労働のみで生産されているとみなせることが示されている。

これらは、従来の置塩・森嶋らの線型モデルでの定式化を、最適成長論の枠組みで動学化したものでもある。置塩・森嶋らの定式化では、線型技術のもとで、投入係数行列もしくは、投入行列と産出行列を用いたモデルであり、投入係数行列が非負で分解不能という条件は、究極的には労働のみであらゆる財が生産されているという想定に対応している。

線型技術の場合には、マルクスの再生産表式でのC+V+Mの分割は比較

キーワード：3部門モデル，最適成長論，コブ・ダグラス型

的分かりやすい。もともと、マルクスの再生産表式を一般化したものが線型技術のもとでの分析でもあるから、当然と言えば当然である。また、産業連関表自体、そもそもマルクスの再生産表式由来とも考えられる。

すでに、金江 [2013]、大西 [2020] で、2部門モデルの場合に、マルクス派最適成長論のモデルを再生産表式に書き直す試みがなされている。ただし、大西 [2020] では、基本モデルで、関数型をコブ・ダグラス型に特定している。金江 [2013] では、拡張モデルで、関数型はコブ・ダグラス型、また瞬時的効用関数が線型の仮定をしている。

そこで、本稿では関数型を一次同次としか仮定せずに、 n 部門の場合にどうなるかを検討する。関数型を特定すると明示解が得られ、位相図や線型近似での分析が容易になる反面、かえって意味が分かりにくくなることがあるためである。

本稿では、まず最初に、大西 [2020] での基本モデルにおける再生産表式を紹介した後に、一般の関数型で書き直す。その後、金江 [2013] での拡張モデルでも同様に一般の関数系で再生産表式を作成し、その後、 n 部門モデルを検討する。

結語で、多部門再生産表式の定式化の結果と、意義、課題を述べる。

基本モデル

大西 [2020] p. 159にある2部門モデル（基本モデル）は、以下である。

$$\begin{aligned}
 \max_{s(t)} \int_0^{\infty} e^{-\rho t} \log Y(t) dt & \quad L : \text{労働 (定数)} \\
 s.t. & \quad K(t) : \text{資本} \\
 Y = AK(t)^\alpha (s(t)L)^\beta & \quad s(t) : \text{消費財部門に配分される労働比率 } (0 \leq s(t) \leq 1) \\
 \dot{K}(t) = B(1-s(t))L - \delta K(t) & \quad Y(t) : \text{消費財} \\
 0 \leq s(t) \leq 1 & \quad \log Y(t) : \text{消費財 } Y(t) \text{ から得られる効用} \\
 & \quad \delta : \text{減価償却率 } (0 \leq \delta \leq 1) \\
 & \quad \dot{K} : K \text{ の時刻 } t \text{ での微分} \\
 & \quad 0 \leq \alpha, \beta \leq 1, \alpha + \beta = 1
 \end{aligned} \tag{1}$$

$s(t)$ は制御変数で、 K は状態変数である。なお、ここでは時刻 t を明示しているが、以下では煩雑さを避けるため、省略する。

経常価値ハミルトニアンを以下のようにおく。

$$\begin{aligned} H_c &= \log Y + p\{B(1-s)L - \delta K\} \\ &= \log A + \beta \log s + \beta \log L + \alpha \log K + pB\{B(1-s)L\} - p\delta K \end{aligned}$$

p は資本のシャドウプライスであり、共役状態変数である。大西 [2020] では、 p でなく μ としているが、ここでは次節以降に合わせるため p としている。

1 階条件を求める。

$$\begin{cases} \frac{\partial H_c}{\partial s} = 0 & \Leftrightarrow \frac{\beta}{s} = pBL \\ \frac{\partial H_c}{\partial K} = \rho p - \dot{p} & \Leftrightarrow \frac{\alpha}{K} - p\delta = \rho p - \dot{p} \end{cases} \quad (2)$$

(2) から

$$\dot{s} = s \left\{ \frac{BL}{K} \cdot \frac{\alpha}{\beta} s - (\rho + \delta) \right\}$$

となり、特に $\dot{s} = 0$ のとき

$$s = \frac{(\rho + \delta)\beta}{\alpha BL} K$$

が得られる。

また、 $\dot{K} = 0$ の定常状態では (1) より

$$B(1-s)L = \delta K$$

が得られる。

次に、価値に関する式を考える。

資本財1単位の価値を t_1 、消費財1単位の価値を t_2 とおく。これは財1単位の生産に直接間接に必要な労働時間を表している。

このとき、(1)の資本財・消費財の式から価値方程式

$$\begin{aligned} t_1(\dot{K} + \delta K) &= (1-s)L \\ t_2 Y &= t_1 \delta K + sL \end{aligned} \quad (3)$$

が得られる。第1式は、労働 $(1-s)L$ で1単位の価値が t_1 の資本財を $\dot{K} + \delta K$ だけ生産していることから得られ、第2式は、労働 sL と資本 K で1単位の価値が t_2 の消費財を Y だけ生産していて、その際に資本が δK だけ減価償却されることから得られる。投入が労働 sL 、資本 K 、産出が消費財 Y 、資本 $K - \delta K$ と結合生産されていると考えて $t_2 Y + t_1(K - \delta K) = t_1 K + sL$ と考えると分かりやすい。

(3)より

$$\begin{aligned} t_1 &= \frac{(1-s)L}{\dot{K} + \delta K} = \frac{1}{B} \\ t_2 &= \frac{t_1 \delta K + sL}{Y} = \frac{\frac{\delta K}{B} + sL}{Y} \end{aligned}$$

が得られる。このように、成長論のモデルで価値方程式を扱うがマルクス派最適成長論の特色であり、通常の成長論で価値が扱われることはない。

労働の報酬は、限界原理に基づくとする。これは通常の新古典派モデルと同様である。本モデルでは、(1)の消費財 Y に関する式はコブ・ダグラス型であるため、労働の報酬は βY であり、そのため第2部門(消費財部門)での可変資本 v は価値単位で $\beta t_2 Y$ となる。

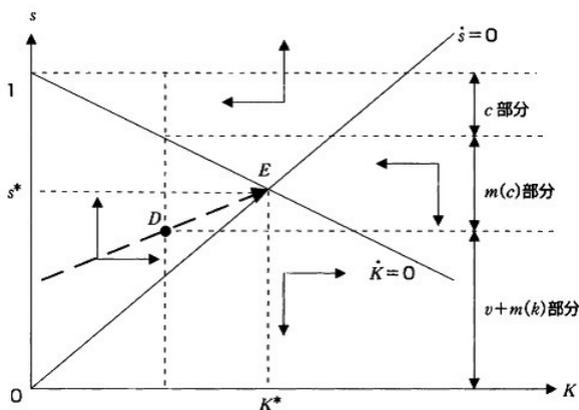
各部門で不変資本 c は、減価償却分であり、剰余価値は生産物価値から不

変資本 c と可変資本 v を除したものと計算すると、以下の再生産表式が得られる。

| | c | v | m | 計 |
|---------------|----------------------|--|---|---------------------------|
| 第1部門 (資本財) | 0 | $(1-s)L$ | 0 | $(1-s)L$ |
| 第2部門 (消費財) | $\frac{\delta K}{B}$ | $\beta t_2 Y = \beta \left(\frac{\delta K}{B} + sL \right)$ | $sL - \beta \left(\frac{\delta K}{B} + sL \right)$ $= (1-\beta)sL - \beta \frac{\delta K}{B}$ | $\frac{\delta K}{B} + sL$ |
| 全社会 | $\frac{\delta K}{B}$ | $\beta \left(\frac{\delta K}{B} \right) + (1-s + \beta s)L$ | $(1-\beta)sL - \beta \frac{\delta K}{B}$ | $L + \frac{\delta K}{B}$ |

なお、位相図で、 $C + V + M$ の成長経路上の分割も扱える。

図 4-3 資本蓄積によって長期均衡に至る移行ダイナミクス



大西 [2020] p. 161 より引用

基本モデルの構造

前節の大西 [2020] の基本モデルでは、関数型をコブ・ダグラス型に特定化している。そのため、具体的な解や移行動学を分析しやすく、後のマルク

ス派最適成長モデルのまさに「基本モデル」として機能している。

しかし、関数型を特定化すると、生産関数のどの部分がC、V、Mに当たるのか直感的に逆に分かりにくい点もある。そこで、関数型を特定化しない場合に、再生産表式はどうなるであろうか。

本節以降では、再生産表式のみ焦點を当てるため、生産関数に着目する。

基本モデルを関数型を特定せずに定式化すると、以下のようになる。

$$\begin{aligned}
 \max_{L_1, L_2} \int_0^{\infty} e^{-\rho t} U(Y) dt & \quad L: \text{労働 (定数)} \\
 s.t. & \quad K: \text{資本} \\
 Y = F(K, L_2) & \quad L_1: \text{資本財部門に配分される労働} \\
 \dot{K} = G(L_1) - \delta K & \quad L_2: \text{消費財部門に配分される労働} \\
 L_1, L_2, L \geq 0 & \quad Y: \text{消費財} \\
 L_1 + L_2 = L & \quad F(K, L): \text{消費財部門の1次同次生産関数} \\
 & \quad G(L): \text{資本財部門の1次(線型)生産関数} \\
 & \quad U(Y): \text{消費財} Y \text{ から得られる効用} \\
 & \quad \delta: \text{減価償却率} (0 \leq \delta \leq 1) \\
 & \quad \dot{K}: K \text{ の時刻 } t \text{ での微分}
 \end{aligned} \tag{4}$$

なお、本稿では簡単に、関数はすべて一次同次で、何回でも微分可能としておく。

前節と同様に、価値に関する式を考える。資本財1単位の価値を t_1 、消費財1単位の価値を t_2 とおく。

このとき、(4)の資本財・消費財の式から価値方程式

$$\begin{aligned}
 t_1(\dot{K} + \delta K) &= L_1 \\
 t_2 Y &= t_1 \delta K + L_2
 \end{aligned} \tag{5}$$

が得られる。

(5) より

$$t_1 = \frac{L_1}{\dot{K} + \delta K} = \frac{L_1}{G(L_1)}$$

$$t_2 = \frac{t_1 \delta K + L_2}{Y}$$

が得られる。

最適化において、前節のようにハミルトニアンを用いた1階条件が得られるが、結局は労働の報酬は、限界原理に基づく。本モデルでは、(4)の消費財 Y に関する式で、労働への総報酬は消費財単位で $L_2 F_L(K, L_2)$ であり、そのため第2部門（消費財部門）での可変資本 v は価値単位で $t_2 L_2 F_L(K, L_2)$ となる。各部門で不変資本 c は、減価償却分であり、剰余価値は生産物価値から不変資本 c と可変資本 v を除したものとして計算すると、以下の再生産表式が得られる。

| | c | v | m | 計 |
|---------------|----------------|-----------------------------|--|--|
| 第1部門 (資本財) | 0 | L_1 | 0 | $t_1(\dot{K} + \delta K) = t_1 G(L_1) = L_1$ |
| 第2部門 (消費財) | $t_1 \delta K$ | $t_2 L_2 F_L(K, L_2)$ | $L_2 - t_2 L_2 F_L(K, L_2)$ $= L_2 - t_2 \{Y - K F_K(K, L_2)\}$ $= t_2 K F_K(K, L_2) - t_1 \delta K$ $= K \{t_2 F_K(K, L_2) - t_1 \delta\}$ | $t_2 Y = t_1 \delta K + L_2$ |
| 全社会 | $t_1 \delta K$ | $L_1 + t_2 L_2 F_L(K, L_2)$ | $L_2 - t_2 L_2 F_L(K, L_2)$ | $L + t_1 \delta K$ |

前節のモデルを書き直しただけであるが、こちらの方が意味が汲み取りやすい。

各部門の c, v, m をそれぞれ第1部門は c_1, v_1, m_1 第2部門は c_2, v_2, m_2 と表す。

第 1 部門では、資本は用いないため減価償却はなく $c_1 = 0$ でまた資本の取り分がないため $m = 0$ である。また労働のみが投入されているため $v_1 = L_1$ となる。労働のみが資本財の価値を作り出し、その対価も労働のみが受け取っている。

第 2 部門では、資本、労働がともに生産に用いられる。労働投入は L_2 である。実物単位で減価償却は δK で、労働の報酬は $L_2 F_L(K, L_2)$ で、資本の報酬は $K F_K(K, L_2)$ であるから、価値単位では、減価償却は $c_1 = t_1 \delta K$ で、労働の報酬は $v_2 = t_2 L_2 F_L(K, L_2)$ であり、資本の報酬は $t_2 K F_K(K, L_2)$ である。剰余価値は、資本家にとっては資本の報酬から減価償却分を差し引いて、 $m_2 = K \{t_2 F_K(K, L_2) - t_1 \delta\}$ となるが、これは、第 2 部門での労働投入 L_2 から、可変資本 $v_2 = t_2 L_2 F_L(K, L_2)$ を差し引いた分と等しく $m_2 = L_2 - t_2 L_2 F_L(K, L_2)$ でもある。要するに、可変資本と剰余価値の合計が、資本の報酬と等しく $c_2 + m_2 = K F_K(K, L_2)$ となっている。

拡張モデル

消費財だけでなく、資本財も資本と労働で生産されると拡張した 2 部門モデルは、以下のように定式化される。

$$\begin{aligned}
 & \max_{L_1, L_2} \int_0^{\infty} e^{-\rho t} U(Y) dt && L: \text{労働 (定数)} \\
 & && K: \text{資本} \\
 & \text{s.t.} && L_1: \text{資本財部門に配分される労働} \\
 & Y = F(K_2, L_2) && L_2: \text{消費財部門に配分される労働} \\
 & \dot{K} = G(K_1, L_1) - \delta K && K_1: \text{資本財部門に配分される資本} \\
 & L_1 + L_2 = L (= \text{const.}) && K_2: \text{消費財部門に配分される資本} \\
 & K_1 + K_2 = K && Y: \text{消費財} \\
 & K_1, K_2, L_1, L_2 \geq 0 && U(Y): \text{消費財 } Y \text{ から得られる効用} \\
 & && \delta: \text{減価償却率 } (0 \leq \delta \leq 1) \\
 & && \dot{K}: K \text{ の時刻 } t \text{ での微分} \\
 & && F(K_2, L_2): \text{消費財部門の 1 次同次生産関数} \\
 & && G(K_1, L_1): \text{資本財部門の 1 次同次生産関数}
 \end{aligned} \tag{6}$$

L_0 , L_1 は制御変数で、 K は状態変数である。

モデルの定式化の上では、長期における最適化であるが、本稿では再生産表式にのみ着目するため、ハミルトニアンなど1階条件は省略する。これは次節でも同様である。

基本モデルと同様にして、再生産表式が得られる。

| | c | v | m | 計 |
|---------------|-----------------|--|---|----------------------------------|
| (資本財) 第1部門 | $t_1\delta K_1$ | $t_1L_1G_L(K_1, L_1)$ | $t_1(\dot{K} + \delta K) - t_1L_1G_L(L_1, K_1) - t_1\delta K_1$ $= t_1K_1\{G_K(L_1, K_1) - \delta\}$ | $t_1(\dot{K} + \delta K)$ |
| (消費財) 第2部門 | $t_1\delta K_2$ | $t_2L_1F_L(K_1, L_1)$ | $t_2Y - t_2L_2F_L(L_2, K_2) - t_1\delta K_2$ $= t_2K_2F_K(L_2, K_2) - t_1K_2\delta$ | t_2Y |
| 全社会 | $t_1\delta K$ | $t_1L_1G_L(K_1, L_1)$ $+ t_2L_2F_L(K_2, L_2)$ | $t_1K_1G_K(K_1, L_1) + t_2K_2F_K(K_2, L_2) - t_1\delta K$ | $t_1(\dot{K} + \delta K) + t_2Y$ |

基本モデルと異なるのは、第1部門にも資本が用いられる点である。そのため、両部門で資本への報酬・剰余価値が発生している。剰余価値は、どちらの部門でも、資本の報酬から、減価償却を差し引いたものに等しいが、価値単位で測られているところに特徴があることが分かる。第2部門の剰余価値 $t_2K_2F_K(L_2, K_2) - t_1K_2\delta$ で第1項は資本への報酬の実物単位である消費財生産分 $K_2F_K(L_2, K_2)$ を価値で測ったものであり、第2項は資本財の減価償却を価値で測ったものである。

n 部門モデル

金江 [2022] では、消費財・資本財が多部門の定式化であった。このモデルでも、同じ結果が成り立つ。繰り返しになるため、簡単に書く。

$$\max_{\substack{K_{ij}, L_j \\ (1 \leq i \leq n \\ 1 \leq j \leq n+m)}} \int_0^{\infty} e^{-\rho t} U(Y_1, Y_2, \dots, Y_m) dt$$

s.t.

$$\dot{K}_1 = G_1(K_{11}, K_{21}, \dots, K_{n1}, L_1) - \delta_1 K_1$$

$$\dot{K}_2 = G_2(K_{12}, K_{22}, \dots, K_{n2}, L_2) - \delta_2 K_2$$

.....

$$\dot{K}_j = G_j(K_{1j}, K_{2j}, \dots, K_{nj}, L_j) - \delta_j K_j$$

.....

$$\dot{K}_n = G_n(K_{1n}, K_{2n}, \dots, K_{nn}, L_n) - \delta_n K_n$$

$$Y_1 = F_1(K_{1,n+1}, K_{2,n+1}, \dots, K_{n,n+1}, L_{n+1})$$

$$Y_2 = F_2(K_{1,n+2}, K_{2,n+2}, \dots, K_{n,n+2}, L_{n+2})$$

.....

$$Y_{j'} = F_{j'}(K_{1,j'}, K_{2,j'}, \dots, K_{n,j'}, L_{n+j'})$$

.....

$$Y_m = F_m(K_{1,n+m}, K_{2,n+m}, \dots, K_{n,n+m}, L_{n+m})$$

$$K_{11} + K_{12} + \dots + K_{1n} + K_{1,n+1} + \dots + K_{1,n+m} = K_1$$

$$K_{21} + K_{22} + \dots + K_{2n} + K_{2,n+1} + \dots + K_{2,n+m} = K_2$$

.....

$$K_{j1} + K_{j2} + \dots + K_{jn} + K_{j,n+1} + \dots + K_{j,n+m} = K_j$$

.....

$$K_{n1} + K_{n2} + \dots + K_{nn} + K_{n,n+1} + \dots + K_{n,n+m} = K_n$$

$$L_1 + L_2 + \dots + L_n + L_{n+1} + \dots + L_{n+m} = L (= \text{const.})$$

$$K_{ij}, L_j \geq 0 \quad (1 \leq i \leq n, 1 \leq j \leq n+m)$$

K : 資本

K_{ij} : 第 j 資本財部門に配分される第 i 資本財

$K_{i,n+j}$: 第 j' 消費財部門に配分される第 i 資本財

K_i : 第 i 資本財

L : 労働 (定数)

L_i : 第 i 資本財部門に配分される労働

$L_{n+j'}$: 第 j' 消費財部門に配分される労働

$Y_{j'}$: 第 j' 消費財

$U(Y_1, Y_2, \dots, Y_m)$

: 消費財 Y_1, Y_2, \dots, Y_m から得られる効用

δ_j : 第 j 資本財の減価償却率 ($0 \leq \delta_j \leq 1$)

\dot{K} : K の時刻 t での微分

$G_j(K_{1j}, K_{2j}, \dots, K_{nj}, L_j)$

: 第 j 資本財部門の 1 次同次生産関数 ($1 \leq j \leq n$)

$F_{j'}(K_{1,j'}, K_{2,j'}, \dots, K_{n,j'}, L_{n+j'})$

: 第 j' 消費財部門の 1 次同次生産関数 ($1 \leq j' \leq m$)

| | | | | | | | | |
|-------------|-------------|-----|-------------|-----|-------------|-----------|-----------|----------|
| | C_1 | ... | C_i | ... | C_n | v | m | 計 |
| 第 1 資本財部門 | C_{11} | ... | C_{i1} | ... | C_{n1} | v_1 | m_1 | W_{k1} |
| 第 2 資本財部門 | C_{12} | ... | C_{i2} | ... | C_{n2} | v_2 | m_2 | W_{k2} |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 第 j 資本財部門 | C_{1j} | ... | C_{ij} | ... | C_{nj} | v_j | m_j | W_{kj} |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 第 n 資本財部門 | C_{1n} | ... | C_{in} | ... | C_{nn} | v_n | m_n | W_{kn} |
| 第 1 消費財部門 | $C_{1,n+1}$ | ... | $C_{i,n+1}$ | ... | $C_{n,n+1}$ | v_{n+1} | m_{n+1} | W_{e1} |
| 第 2 消費財部門 | $C_{1,n+2}$ | ... | $C_{i,n+2}$ | ... | $C_{n,n+2}$ | v_{n+2} | m_{n+2} | W_{e2} |

| | | | | | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|---|--------------|------------|------------|-----------|
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 第 J' 消費財部門 | $C_{1,n+j'}$ | ⋯ | $C_{i,n+j'}$ | ⋯ | $C_{n,n+j'}$ | $v_{n+j'}$ | $m_{n+j'}$ | $W_{cj'}$ |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 第 m 消費財部門 | $C_{1,n+m}$ | ⋯ | $C_{i,n+m}$ | ⋯ | $C_{n,n+m}$ | v_{n+m} | m_{n+m} | W_{cm} |
| 全社会 | C_1 | ⋯ | C_i | ⋯ | C_n | v | m | W |

再生産表式は、以下の式が成り立つことを意味している。

$$\begin{aligned}
 c_{11} + \cdots + c_{i1} + \cdots + c_{n1} + v_1 + m_1 &= W_{k1} \\
 c_{12} + \cdots + c_{i2} + \cdots + c_{n2} + v_2 + m_2 &= W_{k2} \\
 \dots & \\
 c_{1j} + \cdots + c_{ij} + \cdots + c_{nj} + v_j + m_j &= W_{kj} \\
 \dots & \\
 c_{1n} + \cdots + c_{in} + \cdots + c_{nn} + v_n + m_n &= W_{kn} \\
 c_{1,n+1} + \cdots + c_{i,n+1} + \cdots + c_{n,n+1} + v_{n+1} + m_{n+1} &= W_{c1} \\
 c_{1,n+2} + \cdots + c_{i,n+2} + \cdots + c_{n,n+2} + v_{n+2} + m_{n+2} &= W_{c2} \\
 \dots & \\
 c_{1,n+j'} + \cdots + c_{i,n+j'} + \cdots + c_{n,n+j'} + v_{n+1} + m_{n+1} &= W_{cj'} \\
 \dots & \\
 c_{1,n+m} + \cdots + c_{i,n+m} + \cdots + c_{n,n+m} + v_{n+m} + m_{n+m} &= W_{cm} \\
 c_1 + \cdots + c_i + \cdots + c_n + v + m &= W
 \end{aligned}$$

- c_{ij} : 第 j 資本財部門への投下第 i 資本財の不変資本 ($1 \leq i, j \leq n$)
- $c_{i,n+j'}$: 第 j' 消費財部門への投下第 i 資本財の不変資本 ($1 \leq i \leq n, 1 \leq j' \leq m$)
- v_j : 第 j 資本財部門の可変資本
- $v_{n+j'}$: 第 j' 消費財部門の可変資本
- m_j : 第 j 資本財部門の剰余価値 ($1 \leq j \leq n$)
- $m_{n+j'}$: 第 j' 消費財部門の剰余価値 ($1 \leq j' \leq m$)
- W_{kj} : 第 j 資本財部門の総生産物価値
- $W_{cj'}$: 第 j' 消費財部門の総生産物価値
- c_i : 全社会で投下される第 i 資本財の総不変資本
- v : 全社会で投入される総可変資本
- m : 全社会で発生する総剰余価値
- W : 全社会の総生産物価値

ここで、第*i*資本財の価値を t_i 、第消費財の価値を t_{n+j} とおくと、前節と同様にして、以下の式が得られる。

$$\begin{aligned}
 c_{ij} &= t_i \delta_j K_{ij} \\
 c_{i,n+j} &= t_i \delta_i K_{i,n+j} \\
 v_j &= t_j L_j \frac{\partial}{\partial L} G_j(K_{1j}, K_{2j}, \dots, K_{nj}, L_j) \\
 v_{n+j} &= t_{n+j} L_{n+j} \frac{\partial}{\partial L} F_j(K_{1,j}, K_{2,j}, \dots, K_{n,j}, L_{n+j}) \\
 m_j &= t_j (\dot{K}_j + \delta_j K_j) - t_j L_j \frac{\partial}{\partial L} G_j(K_{1j}, K_{2j}, \dots, K_{nj}, L_j) - \sum_{i=1}^n t_i \delta_i K_{ij} \\
 &= \sum_{i=1}^n t_i K_{ij} \left\{ \frac{\partial}{\partial K_i} G_j(K_{1j}, K_{2j}, \dots, K_{nj}, L_j) - \delta_i \right\} \\
 m_{n+j} &= t_{n+j} Y_j - t_{n+j} L_{n+j} \frac{\partial}{\partial L} F_j(K_{1,n+j}, K_{2,n+j}, \dots, K_{n,n+j}, L_{n+j}) - \sum_{i=1}^n t_i \delta_i K_{i,n+j} \\
 &= \sum_{i=1}^n t_i K_{i,n+j} \left\{ \frac{\partial}{\partial K_i} F_j(K_{1,j}, K_{2,j}, \dots, K_{n,j}, L_{n+j}) - \delta_i \right\} \\
 W_{kj} &= t_j (\dot{K}_j + \delta_j K_j) = t_j G_j(K_{1j}, K_{2j}, \dots, K_{nj}, L_j) \\
 W_{cj} &= t_{n+j} Y_j = t_{n+j} F_j(K_{1,n+j}, K_{2,n+j}, \dots, K_{n,n+j}, L_{n+j}) \\
 c_i &= t_i \delta_i K_i \\
 v &= \sum_{j=1}^n t_j L_j \frac{\partial}{\partial L} G_j(K_{1j}, K_{2j}, \dots, K_{nj}, L_j) + \sum_{j=1}^m t_{n+j} L_{n+j} \frac{\partial}{\partial L} F_j(K_{1,j}, K_{2,j}, \dots, K_{n,j}, L_{n+j}) \\
 m &= \sum_{j=1}^n \sum_{i=1}^n t_i K_{ij} \left\{ \frac{\partial}{\partial K_i} G_j(K_{1j}, K_{2j}, \dots, K_{nj}, L_j) - \delta_i \right\} + \sum_{j=1}^m \sum_{i=1}^n t_i K_{i,n+j} \left\{ \frac{\partial}{\partial K_i} F_j(K_{1,j}, K_{2,j}, \dots, K_{n,j}, L_{n+j}) - \delta_i \right\} \\
 W &= \sum_{j=1}^n t_j (\dot{K}_j + \delta_j K_j) + \sum_{j=1}^m t_{n+j} Y_j \\
 &= \sum_{j=1}^n t_j G_j(K_{1j}, K_{2j}, \dots, K_{nj}, L_j) + \sum_{j=1}^m t_{n+j} F_j(K_{1,n+j}, K_{2,n+j}, \dots, K_{n,n+j}, L_{n+j})
 \end{aligned}$$

2部門モデルの場合は資本財は1種類であったが、多部門モデルでは資本財が多数あるため、各資本財への報酬が発生する点異なる。ただし、各資本財への報酬の総計に変わることを以外は、考え方は2部門モデルと同様である。

不変資本は減価償却を価値で測ったものであり、可変資本は労働への報酬を価値単位で測ったものであり、剰余価値は、当該部門で投入される労働から労働への報酬を差し引いたものであり、それは一方では、当該部門での資本への報酬から減価償却を差し引いたものとも等しい。

結語

マルクス派最適成長モデルは、労働価値説を新古典派成長論の枠組みで捉えたものであり、大西 [2020] で、消費財は資本と労働で生産され、資本財は労働のみで生産されるという基本モデルで、生産関数をコブ・ダグラス型とした上で、解を求め、再生産表式を導き出し位相図で C, V, M の経路も得ている。

金江 [2013] では、消費財だけでなく資本財も資本と労働で生産されるとした拡張モデルで分析しているが、やはり関数型をコブ・ダグラス型、効用関数は線型効用と特定している。

これら先行研究は、明示解を得るための仮定であるが、関数型が具体的であるために、再生産表式の構造が不明瞭になっている。本稿では、一般の関数型を仮定して分析してみた。

ただし、一般の関数型とはいえ、一次同次を仮定していることや、ハミルトニアンによる分析などは全くなされていないため、不十分である。今後の研究課題としたい。

参考文献

- 大西広 [2020] 『マルクス経済学 第3版』慶應義塾大学出版会。
- 金江亮 [2011] 「マクロ経済動学と価値・価格問題—線型効用・拡張モデルの場合—」京都大学『経済論叢』第185巻第2号, pp. 63–71。
- 金江亮 [2013] 『マルクス派最適成長論』京都大学学術出版会。
- 金江亮 [2022] 「固定係数でない多部門モデルにおける労働価値説」桃山学院大学経済経営論集第64巻第3号, pp. 79–92。
- 金江亮 [2023] 「ソローモデルと労働価値説」桃山学院大学経済経営論集第64巻第4号, pp. 497–504。
- 金江亮 [2024] 「多部門モデルの黄金律と労働価値説」桃山学院大学経済経営論集第65巻第3号, pp. 169–181。
- 金江亮 [2025] 「3部門コブ・ダグラス型最適成長モデルの計算」桃山学院大学経済経営論集第66巻第4号, pp. 287–302。
- 山下裕歩・大西広 [2003] 「「マルクス・モデル」の諸性質と生産要素としての労働の

本源性」京都大学『経済論叢』第172巻第3号, pp.198-213。

Hiroshi Onishi, Shunya Yoshii [2019] "A Proof of Labor Theory of Value Based on Marginalist Principle" World Review of Political Economy volume 10, Issue 1.

(かなえ・りょう／経済学部准教授／2025年11月19日受理)

The Structure of the Reproduction Scheme in Marxian Optimal Growth Theory

KANAE Ryo

The Marxian optimal growth theory incorporating the labor theory of value is an optimal growth model that addresses a situation where consumer goods and capital goods are ultimately produced solely by labor. It can also be described as a model where labor is the only primary factor of production.

Attempts have already been made in Kanae[2013] and Onishi[2020] to rewrite the Marxian optimal growth theory model into a reproduction schema for the two-sector model. However, Onishi[2020] specifies the production function as Cobb-Douglas in the basic model. Kanae[2013], in an extended model, assumes a Cobb-Douglas production function and a linear instantaneous utility function.

Therefore, this paper examines what happens in the n-sector case by assuming only that the production function is linear and homogeneous. While specifying the production function allows for an explicit solution and facilitates analysis using phase diagrams and linear approximations, it can sometimes make the meaning harder to grasp.

This paper first introduces the reproduction matrix from the basic model in Onishi[2020], then rewrites it using a general production function. Subsequently, it similarly constructs a reproduction matrix using a general production function for the extended model in Kanae[2013], and then examines the n-sector model.

桃山学院大学経済経営学会会則

第一条（名称）

本会は桃山学院大学経済経営学会（Association of Economics and Business Administration, St. Andrew's University, Japan）と称する。

第二条（目的）

本会は、桃山学院大学における経済・経営の研究を促進し、あわせて相互の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事務所）

本会の事務所は桃山学院大学内におく。

第四条（事業）

本会は第二条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 研究会の開催
- 2 機関誌その他の編集・刊行
- 3 講演会その他集会の開催
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第五条（会員）

本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員は、本学の教授、准教授、講師、助教または特任教員で社会諸科学を専攻する者もしくはこれに関心をもつ者、または本学院の職員にして、役員会の承認を得た者とする。
- 2 名誉会員は、正会員であった後に定年退職した者およびこれに準ずる者で、役員会の承認を得た者とする。
- 3 準会員は、本学の大学院特別研究員にして、役員会の承認を得た者とする。
- 4 院生会員は、本学の大学院博士後期課程の院生にして、指導教員の推薦を経て、役員会の承認を得た者とする。
- 5 賛助会員は、正会員2名以上の紹介により入会を申し込み、役員会の

承認を受けた者とする。

会員は、本会の総会並びに第四条に規定する研究会その他の集会に出席し、機関誌等を受け取ることができる。

第六条（会費）

会員は別に定める会費を負担しなければならない。ただし、名誉会員、院生会員および準会員からは会費を徴収しない。

第七条（役員）

本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 理事 4名
- 3 監事 1名

役員は、すべて総会において正会員の互選によりこれを選出し、その任期は1年とする。但し再選をさまたげない。

第八条（総会）

本会は毎年1回5月に総会を開催する。但し必要に応じて、臨時総会を開催することができる。総会での議決権は正会員のみにあるものとする。

第九条（会計及び監査）

本会の会計年度は4月1日に始まり翌3月31日に終わる。監事は、毎年本会の会計を監査する。

第十条（会則の改訂）

本会会則の改訂は正会員全員の過半数による。

付則

本会則は、1959年2月28日より施行する。

本会則は、1968年6月7日一部改訂施行する。

本会則は、1973年1月26日一部改訂施行する。

本会則は、1983年5月6日一部改訂施行する。

本会則は、1990年5月11日一部改訂施行する。

本会則は、1999年12月10日一部改訂施行する。

本会則は、2003年5月21日一部改訂施行する。

本会則は、2006年6月7日一部改訂施行する。

本会則は、2007年6月27日一部改訂施行する。

本会則は、2008年5月28日一部改訂施行する。

本会則は、2014年7月23日一部改訂施行する。

桃山学院大学『経済経営論集』投稿規程

1. 本誌は、定期刊行物であり、原則として1年に4回発行する。
2. 本誌の編集は、桃山学院大学経済経営学会によって選ばれた役員（編集委員）2名によっておこなわれる。
3. 投稿原稿については、「論文」、「研究ノート」、「書誌」、「資料」、「書評」のうちから、投稿者の希望する類別を指定するものとする。ただし、編集の都合で類別が変更されることもある。
4. 本誌に投稿できる者は、本会の正会員、名誉会員、準会員および院生会員とする。ただし、準会員および院生会員のみによる投稿については、正会員の推薦、および編集委員が役員会にはかって選ばれた正会員2人の審査員による学術的評価を得た上でこれを受理することができる。会員以外の外部の研究者等の投稿については、役員会の議を経てこれを受理することができる。
5. 投稿原稿の使用言語は、投稿時において、その原稿内容に最もふさわしいと思われる言語とする。なお、正会員以外の「準会員および院生会員」、「外部の研究者等」の投稿については、使用言語の適切性等についても、4.の「審査員による学術的評価」および「役員会の議」の対象に含める。
6. 本学の大学院博士前期課程を修了した者で、その修士論文が指導教員から学術上特に優れた論文であると認定された者は、本誌への投稿を編集委員に申し出ることができる。この場合編集委員は、役員会にはかって学会の正会員の中から2人の審査員を選び、その学術的評価を得た上で、投稿を認めることができる。
7. 掲載に関しては、あくまで本学会員を優先する。
8. 原稿の提出に際しては、所定の執筆要領に従うものとする。
9. 論文の場合は、400語以内の英文抄録をつける。

10. 論文以外の場合には英文抄録をつけるかどうかは、投稿者の意向に委ねる。
11. 英文抄録については、本人が希望すれば編集委員に申し出て英文のチェックを受けることができる。
12. 英文をチェックしていただいた方に経済経営学会予算より一定の報酬を支払う（5000円）。
13. 準会員および院生会員等の投稿時の審査員には、一定の報酬を支払うことができる。報酬の額は、役員会で決定する。
14. 論文・研究ノートについては5項目以内のキーワード（日本語）をつける。
15. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
16. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。
17. 特別号発行の際、外部の研究者等に寄稿依頼を行ったときには、謝礼を支払うことができる。謝礼の額は、役員会で決定する。
18. 本規程の改廃は、役員会の議を経て、総会の過半数でこれを行う。

付則

本規程は、1991年4月1日より施行する。

本規程は、1999年12月10日一部改訂施行する。

本規程は、2003年5月21日一部改訂施行する。

本規程は、2003年12月3日一部改訂施行する。

本規程は、2006年6月7日一部改訂施行する。

本規程は、2008年5月28日一部改訂施行する。

本規程は、2010年5月27日一部改訂施行する。

本規程は、2011年10月12日一部改訂施行する。

本規程は、2014年7月23日一部改訂施行する。

本規程は、2016年5月11日一部改訂施行する。

Contents

Articles

Current Food Safety Issues in China

— with a Focus on Milk Production —

.....ZHENG Yufan (5)

OSHIMA Kazutsugu

Development and Challenges of “Green Agriculture” in China

.....PAN Bolin (33)

OSHIMA Kazutsugu

The Development of Japanese Direct Investment in China

— Focusing on the Textile Industry —

.....YAN Sijia (51)

OSHIMA Kazutsugu

The Development and Challenges of Japanese

Companies’ Expansion into China

— Transition from “Production Bases” to “Comprehensive

Business Fields” —

.....LIU YE MO (75)

OSHIMA Kazutsugu

The Reality of the Skill Assessment System for Foreign Skilled Workers
— Pass Rate Disparities in the Technical Intern Training
Program and Specified Skilled Worker Program —

.....SAWAMURA Miki (99)

OSHIMA Kazutsugu

Current Status and Challenges in Overseas

Expansion of Traditional Crafts

— Focusing on the Case of Osaka Prefecture’s “Sakai Cutlery” —

.....HAMAGUCHI Natsuho (119)

OSHIMA Kazutsugu

The Development of Overseas Labor Dispatch

in Cambodia and the Structure of Dispatch Agencies

.....SOEUNG Yoko (141)

OSHIMA Kazutsugu

The Evolution and Challenges of China’s

“Rural Revitalization Partners” Program

— A Case from Sishui County, Shandong —

.....WANG Qing (161)

OSHIMA Kazutsugu

Asbestos Problem in the Japanese Shipbuilding Industry

.....SAWADA Teppei (175)

Secondary School Age Children's Participation in Extracurricular Sports
in Australia: Lessons for Reforming Japanese Practice
.....KAWAGUCHI Atsushi (199)
OKANO Kaori

Several Ability Factors from Structural Analysis of Improvement of
University Students Faced on their Job-Hunting
.....TSUJI Youichirou (219)

The Spread of the Novel Coronavirus and the
Response of Food Service Companies
— Focusing on the Response of Food Service Company K —
.....KONG Lingjun (253)
OSHIMA Kazutsugu

Entry of Companies into Agriculture in the Awaji Area
of Hyogo Prefecture and Regional Factors:
A Comparative Analysis of the North and the South
.....MUROYA Arihiro (273)

Note

The Structure of the Reproduction Scheme in
Marxian Optimal Growth Theory
.....KANAE Ryo (311)

經濟經營学会役員（2025年度）

会 長 : 室 屋 有 宏
理事(編集) : 大 島 一 二
理事(編集) : 齋 藤 巡 友
理事(研究会) : 見 浪 知 信
理事(会計) : 岳 理 惠
監 事 : 金 江 亮

2026年2月11日発行

桃山学院大学經濟經營論集

第 67 卷 第 4 号

編 集 桃山学院大学經濟經營学会

発 行 桃山学院大学総合研究所

594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号

TEL. 0725-92-7129

印刷所 東洋紙業高速印刷株式会社

556-0029 大阪市浪速区芦原2-5-56

TEL. 06-6567-0511 (代表)

ST. ANDREW'S UNIVERSITY ECONOMIC AND BUSINESS REVIEW

VOL. 67 NO. 4 February 2026

Published by the Research Institute,
St. Andrew's University
1-1 Manabino, Izumi, Osaka 594-1198, Japan
